日本経済政策学会編

構造分析と経済政策

—— 日本経済政策学会年報 Ⅷ ——

1960

勁草書房

目次

論説

二部門構造と経済成長 ……新開陽一 一
理論的モデルと歴史的パターンとの結合の必要 ……山田雄三 九
——日本の経済計画を例として——
日本経済構造の分析と経済政策 ……美濃口時次郎 一八
現段階における中小企業問題の一考察 ……藍原豊作 三五
中小企業政策の一接点 ……中村金治 三七
——とくに零細企業問題について——
日本中小企業論の史的展開 ……尾城太郎丸 三六
——中小企業論前史——
農家の労働供給について ……田中駒男 六七
日本における肥料工業の構造 ……柴村羊五 七五
経済政策論の位置づけ ……野田稔 八三
——宇野弘蔵教授の所論に寄せて——
関税同盟の経済的効果 ……渡辺太郎 九三

書評

フーヴァー『経済、自由、国家』……阿部源一 一〇〇
ミード『インフレーションの抑制』……飯田経夫 一〇九
バーン編『イギリスの産業構造』……山本尚一 一一五
ダニング『英国工業におけるアメリカの投資』……清水嘉治 一一三
ホフマイヤー『ドル不足論』……村上敦 一一九
ツィーシャンク『西ドイツにおける投資金融の基礎問題』……木村敏男 一一七
シュービック『ストラテジーと市場構造――競争・寡占およびゲームの理論――』……宮坂正治 一一五
エドワーズ、タウンゼンド『企業――その成長と組織』……外池正治 一一六
カーター『賃銀および雇用の理論』……五井一雄 一一四

学会記事……一一三

論説

二部門構造と経済成長

新開陽一
〈大阪大学〉

一

報告の目的は、ロビンソン夫人の資本蓄積論（J. Robinson, *The Accumulation of Capital*, 1956）の完全雇用政策に対するイムプリケイションを明らかにするにある。わたくしが取り上げるのは夫人の最も簡単な蓄積モデルであるが、それは一つには議論を不当に複雑にしないためであり、また一つには夫人自身がこの簡単なモデルは資本蓄積理論の重要な部分をすべて含んでいると言明しているからである。すぐ後で紹介する通り、ロビンソン夫人の簡単な資本蓄積モデルの特徴は、資本財部門と消費財部門の二部門をはっきり区別していること、および資本と労働の代替を認めないことである。この点ではマルクスの資本蓄積モデルに類似しているといえないこともないであろう。

二

以下の議論に必要とされる範囲で、ロビンソン夫人の蓄積モデルを紹介しておこう。主要な仮定は、上述の資本と労働の非代替性（あるいは技術係数の固定性）の外、次のようなものである。

(1) 企業家は全所得を蓄積し、労働者は全所得を消費する。

(2) 資本財部門と消費財部門でそれぞれ用いられる資本ストックには質的な区別を設けない。

(3) 両部門の生産期間は等しい。というよりはむしろ、生産期間の問題は無視する。

(4) 労働人口は一定の増加率で増加する。

これだけはロビンソン夫人の仮定であるが、わたくしはさらに議論を簡単にするために、減価償却の問題を無視したい。すなわち、資本財の産出量は純量で定義され、資本財部門の生産量はそのまま資本蓄積量となる。

記号を列挙しておくと（ただし i は1および2、1は資本財部門、2は消費財部門である）、

X_i ……産出量
K_i ……資本ストック
N_i ……雇用量
W ……実質賃銀

a_i ……資本・労働比$\left(=\frac{K_i}{N_i}\right)$

c_i ……資本係数$\left(=\frac{K_i}{X_i}\right)$

n ……労働人口の増加率

三

まず静学的な均衡条件を述べよう。ここで静学的とは、資本ストックおよび労働人口が所与の状態をいう。最小限の均衡条件は、資本ストックの完全利用と消費財の需給の均衡の二つである。報告の目的は完全雇用政策の検討であるから、右の二つに完全雇用の条件をつけ加える。

まず資本ストックの完全利用の条件。いま資本ストックは与えられているから、これが資本財部門と消費財部門で残りなく利用されればよい。すなわち

$$K=K_1+K_2$$

ところで資本財部門の雇用量はN_1、消費部門のそれはN_2であるから、右の均衡条件は

$$K=a_1N_1+a_2N_2$$

と書き直すことができる。次に消費財の需給の一致。消費財の生産量はX_2で、これはすべて労働者によって需要されるから、

$$X_2=W\ (N_1+N_2)$$

が均衡条件でる。最後に完全雇用の条件は、与えられた労働人口をNとすると、

$$N=N_1+N_2$$

である。

この三つの均衡条件を見ると、KおよびNはいま所与である。技術係数は固定的であると仮定したから、X_2はN_2の函数である。したがって変数はN_1、N_2、Wの三つになる。方程式は三つあるから、この三変数は過不足なく決定されるであろう。

それでは資本蓄積はどのように進行するであろうか。いまある短期間をとると、その期間内では資本ストックと労働人口の変化は無視することができる。すると先に述べたように、静学的均衡条件を満足するN_1、N_2、Wが定まる。N_1は資本財部門の雇用量であるから、これが定まると資本財の生産量も定まる（技術係数の固定性の仮定）。次期の資本ストックは、今期の資本ストックに今期の資本財生産量を加えたものであり、これは上述のように今期の条件によって定まる。したがって次期には、資本ストックはやはり与えられている。

他方労働人口は今期のnパーセントだけ増加している。こうして与えられた資本ストックと労働人口のもとで、次期のN_1、N_2、Wが決定される。そうしてN_1は再び次期の資本財産出量を定め、これがその次の期の資本ストックを与えるのである。資本蓄積は概ねこのように進行する。そこで問題は、毎期均衡条件を満足するように完全雇用を維持した場合に、資本蓄積がスムースに行なわれるか、それともやがで資本蓄積が妨げられるかということである。これがわたくしの報告の主眼点である。

四

まず、成長している経済の状態を示すための一つの基準として、均衡成長を定義しておこう。均衡成長とは、第一に先に述べた静学的均衡条件がすべて満足されること、第二に資本財の産出量と消費財の産出量が同じ成長率、しかも不変の成長率で成長すること、の二つの条件が満たされている状態である。経済が均衡成長の状態にあると、経済の規模（すなわち労働人口、資本ストック、各部門の生産量）は一定の率で拡大されるが、お互の間の相対的な大きさは全く不変である。それ故均衡成長は balanced growth と呼ぶこともできよう。これが何故「均衡」であるかは以下の分析が明らかにするであろう。

労働人口とその増加率が与えられると、均衡成長径路は只一つしか存在しない。均衡成長では資本財産出量と消費財産出量の相対的な大きさは不変である。したがって資本財部門と消費財部門それぞれの資本ストックの相対的な大きさも不変である。また技術係数の固定性から、両部門の雇用量の相対的な大きさも当然不変である。すなわち均衡成長においては、

$$\frac{X_1}{X_2}\ ,\ \frac{K_1}{K_2}\ ,\ \frac{N_1}{N_2}=\text{constant}$$

である。ところで労働人口はnなる増加率で増加している。したがって完全雇用が維持されるためには、N_1およびN_2はnなる増加率で増加しなければならず、そのためにはK_1およびK_2も同じ増加率で増加しなければならない。すなわち均衡成長においては、資本蓄積率は労働人口の増加率に等しくなければならない。

このことを別の面から眺めてみよう。いま資本ストックはKである。これがnなる蓄積率で増加するためには、資本財の産出量は nK でなければならない。ところで nK だけの資本財を生産するのに必要な資本ストックは、これに資本財部門の資本係数を掛けたもの cnK である。すなわち均衡成長においては、資本財部門の資本ストックは cnK である。したがって消費財部門の資本ストックは明らかに $(1-cn)K$ である。こうして均衡成長における資本ストックの部門間配分比は確定しているのである。

これだけは労働人口の成長率nが与えられたときのことである。与えられているのはnだけではなく、労働人口の絶対量Nもまた与えられている。したがって均衡成長においては、N_1とN_2の比率が定まっているだけではなく、N_1およびN_2おのおのの大きさも定まっている。いまこのN_1およびN_2を完全雇用するためには、K_1およびK_2もある大きさでなければならない。したがって労働人口が与えられると、完全雇用を実現するのに必要な資本ストックの大きさ、すなわち均衡成長に必要な資本ストックの大きさも一義的に確定する。資本ストックの大きさが一義的に確定すれば、均衡成長径路は只一つしか存在しえない。

五

これまでの結論を要約すると、㈠、労働人口の存在量およびその成長率が与えられれば、均衡成長径路は只一つしか存在しえない、㈡、この均衡成長径路にはある定まった大きさの資本ストックが対

応している、㈢、資本蓄積率は労働人口の成長率に等しい、等である。さてそれでは、初期の資本量が均衡成長を行なうには不充分であったらどうか。このような資本不足の状態で、完全雇用を維持しながら資本蓄積を行なうことができるであろうか。この場合には最初から均衡成長を行なうことはもちろん不可能であるが、時間の経過とともに経済は均衡成長径路に近づくか、それともそこから遠ざかるか。ここで決定的に重要なのが、資本財部門と消費財部門の資本・労働比の差である。

資本財部門の資本・労働比が消費財部門のそれより大きいとき、資本財部門はヨリ資本集約的であり、反対のときには資本財部門はヨリ労働集約的である。均衡成長を行なうには資本ストックが不足しているのであるから、不足した資本で完全雇用を維持するためには、資本および労働を労働集約的な部門に多く配分しなければならない。いま資本財部門が労働集約的であるとしよう。そうすると、資本財部門への資本と労働の配分比は均衡成長の場合よりも高くなる。労働人口の大きさはいずれにせよ与えられているから、労働人口について考えよう。均衡成長における労働人口の配分比のもとでは、資本蓄積率は労働人口の増加率に等しい。いま労働人口の資本財部門への配分比が大きくなり、しかも資本ストックは均衡成長の場合よりも小さいのであるから、資本蓄積率は明らかに労働人口の成長率を上廻る。そうしてこの状態は資本不足が存在するかぎり続くから、やがて資本ストックは労働人口に「追つき」、均衡成長を行なうに充分な量となるであろう。すなわち、資本財部門が消費財部門より労働集約的であれば、資本不足は早晩解消されるのである。

反対に資本財部門が資本集約的であればどうか。不足した資本で完全雇用を維持するためには、消費財部門への資本と労働の配分比を高めなければならない。そうすると均衡成長の場合に比して、資本財部門の雇用量は小さく、したがって資本財の生産量も小さい。さて資本が均衡成長を行なうに充分である場合にも、増加しつつある労働人口を完全雇用しながら均衡成長を行なうには、資本財産出量は均衡成長における産出量と同じでなければならない。しかるにいまは、最初資本が不足していた上に、資本財産出量は均衡成長のときよりも小さいのである。だから労働人口の増加を考慮すれば、次期には資本不足は激化していると見てもよいであろう。(この点については後出の置塩信雄氏のコメントおよびわたくしの解答を参照されたい。)したがってこの場合には、時間の経過とともに資本不足は激化し、それにつれて資本および労働の消費財部門への配分比をますます高めなければならなくなる。そうするとやがて資本財の産出量はゼロになり、それ以後は経済は崩解に向うであろう。このように資本財部門が資本集約的である場合には、資本不足を是正することと完全雇用を維持することとは両立しえないのである。

六

わたくしの報告の結論はこうである。資本財部門が消費財部門よりも労働集約的である場合には、資本不足の是正と完全雇用の維持とは両立する。それ故、この場合には、比較的安易な完全雇用政策(たとえば公定歩合の引下げ、財政赤字その他)が、そのまま資本

蓄積の促進政策になる。けれども資本財部門が消費財部門より資本集約的であれば、資本不足の是正と完全雇用の維持とは両立しない。このときには安易な完全雇用政策は資本蓄積を阻害するから、たとえば資本財部門の資本・労働比を小さくするようなヨリdrasticな政策がとらなければならないであろう。

質問一（大阪府立大学　**松山茂二郎**）

一、資本不足の状態から出発して経済成長が黄金径路（均衡成長径路）を回復する条件即ち安定条件について。報告者はこの条件を資本の投資財部門（IG）と消費財部門（KG）への配分比を変えること及びIG部門の資本労働比がKG部門に比べて小さいこと即ち労働集約係数が大きいことに求めるが、論者はこれは安定の必要条件ではあるが十分条件ではないと考える。安定の十分条件はIG部門の労働生産性がKG部門に比べて大きいことである。若しKG部門に比べてIG部門のそれが小さければ、全体としての労働生産性は低下するから、このことが資本の配分比の変化による資本蓄積率の増加を抑制するから黄金径路の回復は困難であろう。J.Robinsonの成長モデルは、資本蓄積率を$\frac{\Delta K}{K}$、資本集約係数を$\frac{K}{N}$、労働生産性を$\frac{Y}{N}$、実質賃銀率をW_rとすると、

$$\frac{\Delta K}{K}=\frac{\frac{Y}{N}-W_r}{\frac{K}{N}} \quad \cdots\cdots\cdots(※)$$

で示される。消費財部門の労働量をN_c、投資財部門のそれをN_iとすると、総労働量Nは、

$$N=N_c+N_i \quad \cdots\cdots\cdots(1)$$

消費財部門の労働の構成比をγとすると、

$$\frac{N_c}{N}=\gamma, \quad \frac{N_i}{N}=1-\gamma \quad \cdots\cdots\cdots(2)$$

産出物は消費財と投資財とからなるから、それぞれをY_c、Y_iとすると$Y=Y_c+Y_i$であるが消費財産出高及び投資財産出高は労働量に労働生産性を乗じたものであるから、それぞれの部門の生産性をρ_c、ρ_iとすると、$Y=Y_c+Y_i=\rho_cN+\rho_i(1-\gamma)N$ 従って

$$\frac{Y}{N}=\rho_c\gamma+\rho_i(1-\gamma) \quad \cdots\cdots\cdots(3)$$

が導き出される。(3)式は$\rho_i>\rho_c$の場合にのみ、投資財部門の労働の構成比$1-\gamma$の増加は全体としての労働生産性の増加に導くことを示している。

二、J.Robinsonの成長モデルにおいて利潤率、実質賃銀率の如き変数は自由企業経済を建前とする限り、経済政策に応用する場合余り適切ではないのではないか。自由企業経済を前提とする限り、財政、金融の如き間接的手段に訴えるべきであるが、この種の財政、金融政策のパラメーターを導入することによって、経済政策の対象となりうるようにモデル替えすることも難しいのではないか。

答　一、いま松山氏の提出された関係式(※)を仮に認めるとして、わたくしの議論が成立するには$\frac{\Delta K}{K}$が増加すればよい。資本財部門

の労働生産性が消費財部門のそれより低いなら（この点については後述を参照されたい）、資本財部門への労働配分比を増加することによって、経済全体としての労働生産性$\frac{Y}{N}$（これが定義されるものと仮定して）は低下するであろう。この点については松山氏のおっしゃる通りである。けれどもその場合には、消費財部門の雇用量したがって生産量は減少し、他方労働人口の総数は不変であるから、実質賃銀w^hは明らかに低下する。それ故、式（※）において、$\frac{K}{K}$が減少するという給論は直ちには出てこない筈である。

いま労働生産性の逆数（すなわち労働投入係数）をbと書くと、$a_1 \cdot b = c_1$なる関係がある。すなわち資本係数が与えられると、労働生産性と資本・労働比とは独立に動きえず、一方が定まれば他方もまた定まるという関係にある。それ故、資本・労働比と資本係数を用いて議論を進めたわたくしの報告は、資本係数と労働生産性を用いて議論したのと等価である。労働生産性のタームでわたくしの報告を述べると次のようになるかと思う。（消費財部門の資本係数および労働生産性が定義されるものとしよう。）出発点では資本ストックが不足している。ここで完全雇用を維持するために、労働生産性の低い資本財部門への労働配分比を増加する。均衡成長の場合に比して資本財部門の雇用量は増加する。したがって資本財の生産量は均衡成長の場合よりも増加する。もちろん総産出量は低下するかも知れないし、明らかに消費財産出量は減少する。しかしわれわれにいま必要なのは、資本財の生産量が増加するということだけである。

以下の数行は報告会場では述べなかったが、紙上を借りて附加しておきたい。わたくしはこのようなモデルでは資本財部門と消費財部門の労働生産性を比較することは困難であると思う。なぜなら資本財と消費財の単位の定め方によって（たとえば綿布一ヤールを一単位とするか、もしくは百ヤールを一単位とするか）、労働生産性はいかようにも変化しうるからである。同様に消費財部門の資本係数の値も恣意的である。わたくしのモデルで技術的に確定するのは資本財部門の資本係数の大きさだけであり、また比較が意味をもつのは両部門の資本・労働比だけである。松山氏の御質問の中にある経済全体としての労働生産性$\frac{Y}{N}$は有意味には定義できず、それの増減を分析することは稔り少ないと思う。もし経済全体の労働生産性を論ずることが必要なら、国民所得Yは単に両部門の生産量の和としてではなく、相対価格によってウエイトをつけたものの和として定義さるべきであろう。

二、この問題は未熟なわたくしには荷が勝ちすぎているように思われる。わたくしとしては、報告の第六節をもってお答えに代えるしかない。

質問二（神戸大学　置塩信雄）

報告者の問題は次のように定式化できる。

$$\begin{cases} K_t = a_1 N_1^t + a_2 N_2^t \\ N_t = N_1^t + N_2^t \\ K_{t+1} - K_t = \dfrac{1}{b_1} N_1^t \\ N_{t+p} = (1+n) N_t \end{cases}$$

において、任意の初期値から出発して

$\lim_{t\to\infty}\frac{K_t^*}{N_t}=\text{const.}$

なる条件を求めることである。但し $\frac{1}{b_1}$ は第一部門の労働生産性、他は報告者の記号。

この条件は

$$\frac{1}{(a_1-a_2)b_1}<n$$

である。従って報告者が $a_1<a_2$ を条件として結論されるが、それは充分条件にすぎないのではないか。$a_1>a_2$ であっても b_1 が充分に大ならば balaned growth に収斂する。

答 条件を書き直すと

$$\frac{1}{(a_1-a_2)b_1}-n=\frac{1-(a_1-a_2)b_{1n}}{(a_1-a_2)b_1}<0\cdots\cdots(1)$$

となる。ところで均衡成長径路の存在条件は

$$0\lesseqgtr\frac{a_2b_{1n}}{1-(a_1-a_2)b_{1n}}\lesseqgtr 1$$

であるから（この点については拙稿「ロビンソン夫人の資本蓄積論」、『大阪大学経済学』、第八巻第三号、四五一――二頁を参照されたい）、$a_2b_{1n}>0$ を考慮すると、

$$1-(a_1-a_2)\,b_{1n}>0\cdots\cdots(2)$$

である。均衡成長径路が存在しなければそれへの収斂を論ずることは無意味であるが、その存在条件は(2)を意味している。したがって(1)が成立するための必要かつ充分条件は $a_1-a_2<0$ である。

質問三（早稲田大学　田中駒男）

ご報告につかわれた資本ストックKは物理的単位で測っているのか。もし、価値額で評価されているのであれば、物理的に同一であっても、実質賃銀率、利潤率（長期的利子率）が変化すれば、Kの大きさも変化し、したがって $\frac{K}{N}$ の資本労働比も異なってくるであろう。したがって、ご報告は物理的な資本ストックだけを問題とされていると理解してよいか。

答 報告会場では簡単に、資本は物理的単位で測っているとお答えしたが、若干敷衍しておきたい。実は田中氏の御質問は、わたくしの立論の大きな弱点を指摘されたものと思われるのである。

資本を物理的単位で測ることは現実には不可能である。いかに簡単なモデルを構成しても、資本蓄積過程における資本ストックの評価の問題を回避することはできないと思う。ロビンソン自身は（彼女の書物の前半では）、均衡成長に議論を限定することによって資本評価を避けているが、わたくしの議論では均衡成長に到達するまでの過程が重要であるから、資本ストックの評価は何らかの影響をもたらす筈である。

それにもかかわらずわたくしが資本を物理的単位で測ったのは、次のような理由にもとづく。わたくしの考えではロビンソンの資本蓄積論は、資本ストックの評価の問題を扱った部分と、資本を資本財部門と消費財部門に配分する問題を扱った部分に大別できる。そうして資本の部門間配分の問題は（ロビンソン・モデルに限らず）資本蓄積論では極めて重要であるが、ロビンソン自身は彼女のモデルからの帰結をすべては導出していないように思われる。したがって、資本の評価の問題を一応無視して、資本の部門間配分比の問題を isolate することは無意味ではないであろう。このような理由で

わたくしは資本ストックを物理的単位で定義したのである。

もちろんこの際、資本評価の影響によって結論がどの程度修正されるか（あるいは逆の結論が出るか）ということは、常に注意しておかなければならない。外国貿易がないモデルでは、均衡成長に到達するまでの「調整過程」でも利潤率が両部門で均等であるとみなすことは理論的に可能であり、またそうすることが自然でもあろう。（さもなければ、金融財政政策が容易に完全雇用をもたらすとは考えられない。）実質賃銀はもちろん両部門共通である。したがって、資本評価は変化するとしても、その変化の方向は両部門とも同じであると期待することができるであろう。それ故もし物理的な資本と労働の関係を示す技術係数が固定的であれば、価値額で表わした資本・労働比の部門間の大小関係は、常に不変であろう。そうして、両部門の資本・労働比の大小関係が逆転さえしなければ、わたくしの結論に大きな修正を加える必要はないのである。

質問四（大阪市立大学　**吉田義三**）

実質賃銀をフレキシブルとすれば、たとえ資本財部門の方がより資本集約的であっても、均衡成長が可能であるのではないか。

答　わたくしのモデルで資本財部門がヨリ資本集約的である場合に、均衡成長（わたくしが定義した）が可能であるのは、資本と労働の初期量がある関係を満足しているときに限られる。もし資本不足または労働不足があれば、実質賃銀がフレクシブルであるにもかかわらず均衡成長は不可能である。ただし均衡成長を定義し直して、両部門の産出量が共通不変の成長率で成長する状態とするなら、資本不足の場合は失業を承認することによって、また労働不足の場合には資本の遊休を認めることによって、均衡成長は可能になる。

理論的モデルと歴史的パターンとの結合の必要

——日本の経済計画を例として——

山田雄三
〈一橋大学〉

一　問題の趣旨

ここでの問題は日本の経済計画の実際のやり方を念頭において、それを一歩前進させるにはどうしたらよいかを考えるにある。したがって、理論的モデルといっても日本の経済計画でいま考えられている例をとりあげ、また歴史的パターンといっても差し当り日本の経済計画について要求される考え方をとりあげるに過ぎない。

このことは私が報告の始めに断ったつもりであるが、報告に対する御質問の大部分は、もっと一般的な意味で理論と歴史との関係ということに関し、私の意見をただされたようである。これは、私の報告が問題限定についてやや不徹底だったことに原因するであろう。理論と歴史との関係ということになると大問題であって、そんな大問題を三十分の報告でやるということは私の考えていなかったところである。重ねていうが、ここではもっぱら日本の経済計画の今日われわれに課せられている問題点だけを明らかにするという意図をもつに過ぎない。

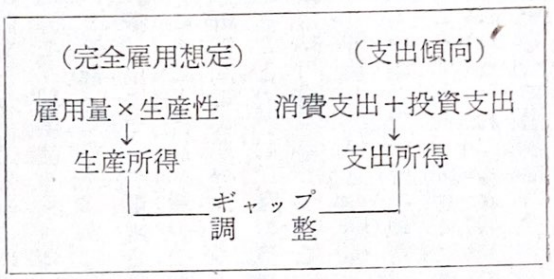
もっとも、私自身も、こういう問題の背後に、一般的な意味で理論的モデルと歴史的パターンとの関係、さらにはもっと一般的に理論と歴史との関係を考えていないわけではない。これについては後段で若干の補充を加えたいと思う。

二　日本の経済計画における理論的モデル

日本の経済計画における理論的モデルについて二つの例をあげよう。(1)は昭和三十年方式（昭和三十年発表の経済自立五カ年計画）であり、(2)は昭和三十二年方式（昭和三十二年発表の新長期経済計画）である。(1)についてはすでに三年前の横浜大会で私自身が報告したことがあり、(2)については昨年の東京大会で企画庁の吉植氏が報告した。したがってここでは詳しくそれをとり扱わない。ただそれらの意図するところだけを私なりに要約して示そう。

(1)の昭和三十年方式は次のシェーマによって説明されると思う。すなわちまず完全雇用を前提として将来の雇用量と将来の一人当り所得（生産性）を想定し、したがって生産所得が将来どのくらい伸

びるかを想定する。次に生産所得に対し支出所得が照合するようにしていくのであるが、それには消費支出や投資支出（それぞれの政府支出も含む）の伸びを吟味していかなければならないが、過去の傾向をそのまま伸ばすとギャップが生ずるので、これを調整して生産所得と支出所得が照合するようにしていくわけである。詳細は問わず、骨子とするところは以上の如くである。



次に(2)の昭和三十二年方式は(1)とはかなり違っていて、次のシェーマで説明される。すなわちまず生産発展のテンポを産業別について想定し、したがって所得成長率の高い場合と低い場合というふうに幅を考える。そこで成長率が高い場合と低い場合とについてそれぞれどのような影響があるかを見る。それにはいろいろな問題がとりあげられるが主要なものは三つある。一つは資本であって、概して成長率の高い場合には資本の必要量は貯蓄を超え、低い場合には貯蓄が資本必要量を超すと考えられる。第二は雇用増加であって、成長率の高い場合には需要増が供給量を超え、低い場合には需要量が供給量に及ばないと考えられる。第三には貿易であって、成長率の高い場合には輸入が輸出を超え、低い場合には輸入が輸出を下廻ると考えられる。そこでそれらがほぼ過不足のないようになる成長率を定めようというのである。ここでも詳細は省略し、骨子だけを伝えれば以上の如くなるのである。

（生産発展の想定）（三つの主要問題）

	資本	雇用増	貿易	
高い成長率	I＞S	L＞N	M＞X	ギャップ調整
低い成長率	I＜S	L＜N	M＜X	

I＝資本必要量　S＝貯蓄　L＝雇用需要増加
N＝雇用供給増加　M＝輸入　X＝輸出

お断りしておくが、ここでは私なりに解したシェーマだけをかかげたので、これを数式化することが理論的モデルになるが、そこまでは立入らない。(1)の昭和三十年方式の数式化は一橋大学の山田勇教授が試みて、山田雄三・久武雅夫編『経済分析シムポジウム、8―日本の経済計画』のうちに載っている。山田勇氏は企画庁の数字を吟味され、生産所得と支出所得とを連繋する生産函数式が不足しているとして、これを補っている。(2)の昭和三十二年方式についての数式化はまだ直接試みられていないが、これと似たモデルの数式化は一橋大学の荒憲治郎氏の未定稿があることだけを指摘しておく。

数式化はとにかくとして、二つの方式の意図するところは以上の簡単な説明だけでもほぼ明らかであろう。(1)は完全雇用を前提して生産の伸びを考え、これに支出を合わせるという意味で、有効需要中心の考え方であり、ゲルハルト・コルムやアメリカ労働統計局やオランダ短期モデルなど、細かい点はそれぞれ異るが、いずれもこのような考え方に支えられていると見てよい。(2)はむしろ成長率の幅のある伸びを想定し、それがいろいろな面に及ぼす影響の吟味から、一つの成長率にしぼっていくという考え方であり、この場合資

本・雇用・貿易の三つの主要問題をとりあげる点は、他の点を暫く措き、オランダの長期モデルにも見られるところである。日本の場合には、若干の問題が残るが、(2)の方式がよいと思う。(『一橋論叢』昭和三十三年九月号拙稿「計画における成長率とギャップの調整」を参照されれば幸である。)

三　理論的モデルとその数値化

いうまでもなく実際の経済計画にあたっては理論的モデルは具体的に数値化されねばならない。理論的モデルそのものは一連の未知数を含む一連の方程式というような形で形式化されるものであり、それはやや抽象的に選ばれるところの現実にリレヴァントな変数体系としてわれわれの思考を明確にするために必要なのであるが、いま私が考えたい問題はそこに含まれるパラメーターや係数の数値化ということに関してである。たとえば昭和三十二年方式を例にとると、その基礎には各産業の所得と生産との相関式とか、所得と貯蓄との相関式というようなものが算定されている。一般にこういう変量と変量との相関関係を求め、諸係数を与えられたものとしてモデルが構成されているのである。問題はそういう数値化に関してであるが、私はこれについて次の三点を注意したい。

(1)この場合われわれの利用し得る統計は、所得統計にせよ、生産統計にせよ、雇用統計にせよ、実際はかなりエラスティックな性格をもっているものと解釈しなければならず、とくに過去の傾向値を将来へ延ばすについてはどうしても上限、下限の幅をもたせなければならないのである。昭和三十二年方式でも成長率の高い場合、低い場合など考慮されてはいるが、いろいろな変量間の相関式そのものは一次式もしくは対数一次式などでとらえられ、私はそれ自体が実は極めて大ざっぱなものであるといいたいのである。

(2)さらにモデルにおいてとり扱う変量は、所得といい、生産量といい、貯蓄といい、いずれもアグレゲートな量であり、いかにそれを分割するとしても、結局はアグレゲートな量であることからまぬかれるわけではない。換言すればそれは個々の量の集合であり、真に決定権をもつものは個人である。それはわかり切ったことのようであるが、モデルにおいてある変量が他の変量を決定するということがいわれる場合、その決定というのはあくまで形式上のことであり、真の決定者は個人であることが忘れ勝ちである。ギャップや調整を語るとしても、もし個人の態度に対して何らかの規制力を前提するのでなければ、決定が現実に決定となるわけでないことを知らなければならない。

(3)最後にモデルの体系そのものは全体として現実の問題点を指摘するという性格をもっているのであり、もし現実についていろいろ世論の分裂があるならば、できるだけ広く論争点を整理して示すということが理論的モデルとしても必要なことなのである。もちろん八方美人的に誰でも不服のない計画モデルなど作れないであろうが、問題を広く提起する心掛けは欠くべからざることだと思う。

以上の三点は恐らく一般に理論的モデルそのものに関係することであろうが、ここでも私は日本の経済計画で実際にやっている数値化の過程に関して以上の三点をとくに痛感しているのである。たとえば貯蓄を考えるのに、昭和二十六年から三十一年までの総貯蓄

(S)と国民総生産(Y)との相関式を $S=0.323Y-3.277$ を立てたり、必要資本量について、第二次産業の設備投資(I_2)と第二次産業の所得増加(ΔY_2)との関係式を $I_2=4.0\times\Delta Y_2$ とおいたりするのであるが、そういう数値化の作業について以上の三点を指摘したいのである。もちろんこの種の作業は必要のことであるし、またいろいろ労力を要することであるのだが、一国の計画などを考える場合には、そんなに抜き差しのならない相関式があるわけでなく、もう少しそういうことから離れた広い視野が考えうるべきで、そこから相関式を利用するというふうにもっていかなければならないと、私は主張したいのである。理論モデルも相関式も決して否定するのでないことはもちろんなのであるが、その場合何かまだ欠いているものがあるようであり、そのために、こういう作業にくっついている傾向とかアグレゲートとかさらに問題意識とかいうものを一度反省して見る必要があることを痛感させられるのである。

四　数値化にあたって差し当り考えるべき歴史的パターンの例

ここで私は歴史的パターンということを提唱したいのであるが、とくに国民所得構成の国際比較を通じて日本経済の位置をさぐるという方法をとりいれたいと思う。重ねてお断りするが、私は日本で今日行われている経済計画の方法を念頭においてそれを一歩前進させる方途だけを問題にしているのであって、一般的に歴史的パターンとはどういうものかなどを論じているのではない。

然らば国民所得構成の国際比較とはどういうことを考えたらよいか。これもここで詳しく論ずることはできない。私はいま国連統計によって一つの試みを示したい。この作業をもっと本格的にやることも後日に譲らなければならないが、大体の見当だけを述べるにとどめる。それは国連統計に出ている三十数カ国の国々を一人当り国民所得の大きさによって、ABCDEの五段階に分け、それぞれの段階に属する数カ国の国民所得構成比を平均してならべていくということである。一人当り国民所得の大きさは国連統計では為替相場でドルに換算していて、これにも問題があろうが、ここでは所得水準の順位だけが余りくるわなければよいので、換算方法の改良などについては立入らない。所得構成比は産業別・分配別・支出別の三面から考えることとし、選んだ二つの年について私の計算した結果のみ示すことにする。

(1)産業別所得構成比については、第一次産業の所得が所得水準の上昇につれて逓減、第二次産業の所得が逓増（ただし頂点はB段階）することがかなり規則的に現われている。第三次産業の所得はE段階が少し低く、A段階が高いだけで、途中は不規則である。だたし第三次のうち通信運輸公益はかなり規則的である。日本は所得水準からいうとD段階に属するが、一九五五年について見ると、DとCとの間にいると考えてよい。ただし第三次所得は比較的大きい。

(2)分配別所得構成比については、勤労所得の逓増と個人業主所得の逓減とがかなり規則的であり、その他所得（主として財産所得）はむしろ構成比として固定的である。DとEとは試料が少いため一緒にした。ここでも日本の位置はDの上かCの下にいることが明らかである。一九四八年の日本の状態は戦後の例外に属するであろ

(1) 産業別所得構成比

所得水準	1948年			1955年			
	第一次	第二次	第三次	第一次	第二次	第三次	通運公益
A	18	36	46	14	37	49	10
B	17	41	42	14	42	44	10
C	19	36	45	18	38	44	9
D	32	24	44	29	26	45	8
E	50	14	36	46	17	37	4
日本	32	31	37	22	31	47	9

(2) 分配別所得構成比

所得水準	1948年			1955年		
	勤労所得	個人業主所得	その他	勤労所得	個人業主所得	その他
A	59	22	19	63	18	19
B	58	23	19	61	19	20
C	54	31	15	57	23	20
D＋E	45	43	12	44	36	20
日本	42	56	2	50	35	15

(3) 支出別所得構成比

所得水準	1950年			1955年			
	個人消費	政府消費	投資	個人消費	政府消費	投資	輸出
A	64	12	24	64	15	21	11
B	68	13	19	63	13	24	27
C	72	12	16	67	13	20	25
D	77	11	12	74	12	14	14
E	76	10	14	74	11	15	19
日本	61	11	28	62	11	27	14

う。

(3)支出別所得構成比については、個人消費の緩やかな逓減と、政府消費の緩やかな逓増とが現われている。投資については民間と政府の区別が資料の関係でできない。ところでこの場合、日本の投資はかなり大きいので、それが個人消費や政府消費を圧迫しており、日本の位置はかなり特殊のものと考えざるを得ない。恐らくこういう支出別所得を考える場合には、所得水準の段階以外に、所得成長率の高い国と低い国とを分けることが必要になるかも知れない。日本は所得成長率が高く、投資構成比が大きくなっている国で、この点ドイツと共通しているし、DまたはEに属する国で発展のテンポの早くなりつつある国も同じ様相を呈している。

(4) ユーゴスラビアと他の諸国との支出比較

国名	消費	政府支出	投資	住宅	他の建設	耐久生産財	在庫その他
ユーゴスラビア (1953)	46.8	21.9	31.3	3.3	11.1	13.3	3.6
フランス (1950)	63.2	16.8	20.0	2.9	5.5	9.0	2.6
イギリス (1950)	69.3	17.7	13.0	2.9	3.2	8.2	-1.3
アメリカ (1950)	63.4	15.2	21.4	5.1	5.7	8.3	2.3

ちもろん以上はわかり切ったことといわれるかも知れない。しかしこのようなわかり切ったことが経済学者によってそれほど整理されていないことも事実である。また以上の表から直ちに発展段階のようなものが導かれるのではないであろう。例外や特殊性も十分考慮されねばならぬことはいうまでもない。ただ、例外や特殊性ばかりを強調し過ぎて、このような発展段階や発展型を手がかりにすることを忘れ勝ちであることも、反省して見る必要がある。ここでは私は、計画モデルの根抵において産業別所得の将来の大さや貯蓄・投資の将来の大さを算定するにあたり、単に過去の傾向値を利用するだけでは、実際の算定もできないし、発展方向という問題も出てこないのではないかと考え、少くとも以上のような国際比較をとりいれねばならぬという一つの方途を示すこととしたのである。

最後に社会主義国を考えるために、ユーゴスラビアのヴィンスキー氏がやった計算を示しておく。ここでは国民所得のカテゴリーをできるだけ揃えて比較されているらしく、他に多くの文献もあるであろうが、一例としてかかげる。表で明らかなように、社会主義国では投資や政府支出の割合が非常に大きいということがわかる。

以上を私は歴史的パターンと呼ぶのであるが、それは今日の日本の経済計画においてその数値化の作業の上で何よりもまずとりあげてよいと思われるやり方を論じただけであり、これによって日本の経済が何年後にBの段階に達するかというような見通しを与えることが計画にとって大切なのである(「経済評論」五月号の篠原三代平氏の論文はこういう方向に沿ったものと思われる)。

五 残された諸問題

以上によって私は、今日企画庁のやっている経済計画の方法について、その理論的モデルの趣向を大体認め、その数値化にあたってここでいう国民所得構成の国際比較を適当にとりいるべきことを提唱したに過ぎない。なお直接間接これに関連してやらなければならない二三の問題が残っている。

第一に、国民所得構成にとどまらず、賃金格差とか二重構造とか家族労働とかについても国際比較をやる必要がある。そうしてたしかに日本特有の問題も多くあろうが、結局われわれは経済発展の方向を概括的につかむことが大切であるし、しかも数字化することが大切であって、そうでないと政策も計画も具体化されない。進んでここで私見を述べることが許されるならば、われわれの問題は単に

現実を資本主義社会として固定化して見る観点から解放される必要があるのではないかと思う。産業革命以後のわれわれの経済問題というのはむしろ産業社会とか産業体制（インダストリアル・システム）とか呼ばるべきものであって、そのことは最近になって先進国のみならず後進国や社会主義国を含めて共通の問題として自覚されてきていると思う。産業別の所得構成にしろ、投資や政府支出の増大にしろ、それらは産業体制の発展法則としてとりあげらるべきものなのである。資本主義対社会主義の対立は依然として重要であろうが、それをイデオロギー的に対立せしめることからは最早脱け出るべきではないかと私は思っている。私の歴史的パターンの考え方の基礎にはそういう視点が考えられている。

第二は歴史的パターンを見定めた上で理論的モデルが構成される必要があり、それは大体今日の企画庁の昭和三十二年方式でよいように思われるが、そこでも実は若干の問題が残っているのである。その一つは生産発展の想定をなす場合に、技術革新の可能性をつかむ方法が十分確立されていない。歴史的パターンというようなものは外面的なことであって、その決定要因をつかむことが必要であるが、いまわれわれの最も困難に感じている問題は産業別生産発展に現われる技術革新とか転換とかいうものをモデルのうちにとりいれるということなのである。

いま一つは、モデルでとり扱う変量があくまでアグレゲートな性格をもっていて、真の決定因は個人の態度にあることから、そういう個人の態度を誘導したり、個人の態度から生ずるギャップを早期に見出す指標を確立することである。それは恐らく、ビルト・イン・スタビライザーとかバッファーとか呼ばれている問題につながるのであろうが、日本の経済計画の場合にはこの点の反省が十分でない。それは個人と全体との関係の問題になり、市場経済と計画との関係の問題になるのであろうが、私の考えでは、市場経済が組織化される程度に歩調を合わせないと計画が宙に浮いてしまうし、同時に計画が刺戟になって市場経済の組織化が促進されるという二面があるのではないかと思う。

これらはもちろんむずかしい問題であって、これらをとりいれた計画モデルをどう構成するかについて私は何も提案できない。ただここでは自他ともに考えなければならない問題がこの辺にあるのではないかということだけを結論し得るに過ぎない。

六　理論と歴史との関係——御質問に答えて

以上私は日本の経済計画の現行のやり方から出発し、それを前進せしめていく問題点を報告したに過ぎない。もちろんそこで述べた理論的モデルと歴史的パターンという問題はもっと一般的に論ぜらるべき性質のものであり、私自身もこの点を考えていなかったわけではない。ここでは報告後の御質問を念頭において、この点の私見を補足したいと思う。

置塩信雄氏（神戸大）　の御質問の一つは、私のいう「結合」ということが曖昧であるという点にあったようでり、結合の結果、理論的モデルをどのようにつくりかえるのかを問われたようである。しかし私は理論的モデルのパラメーターやターゲットを数字化する場合に、その背後に歴史的パターンの如きを考えるべきだという意に過

ぎない。討論者は恐らくそんなことはわかり切ったことだと考えられていたようであるが、わかり切ったことが実際には意識的にやられていないと私は思っている。さらに討論者は、パラメーターの確定について上限下限の幅をもたせるとか、決定をルーズな関係で考えるとかいうことを私の意図かと尋ねられたが、私はそうとも考えないではないが、ここでは何も理論的モデルの形式をかえるということが問題でなく、ただ諸係数を数字化する上で、単に日本の昭和何年から何年までの傾向をとるというやり方に疑問をもつのであって、それでは発展方向の見通しということが出てこないという問題をとりあげたのである。

置塩氏はさらに別に質問票で、歴史的パターンによって「諸与件の背後に存在する社会的関係（例、労資対立、独占、国家介入、外国への従属等）を明示的に分析する」必要があるし、さらに「一定の政策の行われたときの諸階級への利害とこの政策に対する諸階級の反応の分析」が考えらるべきであるという意見を寄せられた。これはここで簡単に答え得ない大きな問題であるが、ミュルダールの〝Value in Social Theary〟(1958) に賛成している私は、これによってお答えに代える他はない。私が報告要旨のなかで、「モデル全体は問題点を指摘するという性格をもち、したがってできるだけ広く現実の論争点をとりあげねばならない」という趣旨はミュルダールを考えて述べているつもりである。ただ政策を考える場合の最後の拠点として、私自身は産業社会の発展とか合理性の進化というものを考えたいと思っているが、これは恐らく即席ではお答えできない広汎な問題であろう。

酒井正三郎氏（名古屋大）の御質問は、「政策的デザイン」を考えるものとして、理論と歴史との結合ということの「具体的な形」が説明では納得できないという点であったようである。これは酒井氏が恐らく一つの結合した形式を要求されるのであろう。私は一つの結合した形式について提案をしようとは思わない。丁度、演繹と帰納とが結合されるとしても、それによって新しい形式が生まれるのではないのと同じである。ただ理論が全く歴史を予定せず、歴史が全く理論を予定しないような場合に対して、私はそれらをともに非難したい。さらに「政策的デザイン」としては最後には価値前提も結合さるべきであろうが、それらを全部一緒にひっくるめて一つの形式を私は提案しようとは思わない。

理論と歴史との関係については、**富田重夫氏**（慶大）から、「マルクスの資本論は一方では非常に理論的であるとともに、他方では歴史的性質をもっている」し、「程度の差こそあれ理論というものは歴史的性格をもつものではないか」という質問票がよせられた。私の説明が不十分だったことは重々お詫びするが、私はこの報告でこれほどの一般論をやろうとは全然意図しなかったことを、是非御理解願いたい。

私のいう産業社会の発展法則という考え方について、**小林義雄氏**（専修大）から、「資本主義・社会主義という体制の相違」を軽視することは許されまいという質問をうけた。小林氏によると、資本主義・社会主義は「社会発展の段階としても考えられる」し、さらに「体制の優劣としても考えられる」（これは言葉通りではない）と、いうのである。この点は前述の置塩氏の御意見と或る程度共通したいうのである。この点は前述の置塩氏の御意見と或る程度共通した

問題になると思われる。私のインダストリアル・システムの発展という考え方は、そのなかでそういう体制の対立や変質をも考えるというものであるが、小林氏の御意見がもし固定した両体制を考えていられるならば、私は反対である。

いま一つ**山岡喜久男氏**（千葉大）の御質問は、私のいう「個人の誘導」という点について、そこに資本主義・社会主義の体制上の対立があるという趣旨である。これまた私は何も否定していない。ただ個人の誘導といい市場の組織化といい、そういうものを離れては計画が遊離することだけ認めていただけばよいので、その方法についていろいろな対立もあれば、変化もあるのである。

以上諸氏の御質問は、私の説明不十分なため、多くはここで論じようとしなかったような一般論に関するものである。もちろんこういう一般論も必要であろう。しかし、日本のやっている五カ年計画のようなものをどう改良していくかという点でもっと討論していただけるとよかったと思う。実はそのための問題提出だけが私の趣旨であった。

日本経済構造の分析と経済政策

美濃口時次郎
〈一橋大学〉

自給自足の家族経営体制の一般に行われているいわゆる〝農業国〟から産業革命を通じて現代の国民経済分業体制が発展することになると、どこの国でも産業別の人口の構成が農林業人口の圧倒的に大きいものから鉱工業人口と、商業、交通業、金融業、修繕業、娯楽業、公務自由業などのサーヴィス産業の人口の比率の大きいものに向って発展しているが、このように人口の産業別の構成が推移するのは、一般的に言って、分業の発展にもとづいて労働生産性が増進して一人あたりの実質所得の高くなったことの原因であると同時に、またその結果でもあると言うことができる。

まず農業の労働生産性の増進の原因を見ると、それは主として、㈠品種の改良と、㈡病虫害の駆除と、㈢灌漑排水と、㈣肥料の増投と、㈤機械の使用とにもとづいているが、これらの中で病虫害の駆除は農薬の発達増投、灌漑排水は土木工業の発達、肥料の増投は化学肥料工業の発達、機械の使用は農業用機械工業の発達にもとづいているので、農業の労働生産性の増進は大きく工業の発達にもとづいていると見ることができる。

それから第二に、農業における労働生産性の増進も工業における労働生産性の増進もサーヴィス産業の発達によって制約されている。

現代生産経済の根本原理である分業が労働の生産性を増進することはとくに指摘するまでもないが、この分業の利益が実現されて労働の生産性が上昇するためには、生産物に対する需要が大量でなくてはならない。というのはその生産物の需要が大量でないとその分業した者または機械、装置、設備などが常時充分に使用されることにならないために分業を行って労働の生産性を増進することが利益ではなくて却って不利益になるからであるが、このような大量の需要が成立して分業を行って労働生産性を増進することが利益であることになるためには、アダム・スミスも指摘しているように、市場の規模が充分に大きくなくてはならないのであって、市場の規模がより大きいほどそれだけより充分に分業の利益が実現されて労働の生産性と一人あたりの実質所得とがより多く増大することになるが、かかる市場が発展するために交通と商業とが発展しなくてはならないことはとくに指適するまでもない。

またこれと同じことはサーヴィス産業の中に含まれている他の産

業についてもまた言うことができる。金融業は商業、交通業の発展を助けることによって間接に、また農工業の機械、装置、生産設備などを改良するための資金を供給することによって直接に労働生産性増進の前提条件になっている。また教育が働く者の紀律と知識と技能とを増進することによって労働生産性を増進することも、医療保健業が働く者の健康を増進することによって労働生産性を増進することもとくに詳論するまでもない。なお最後に公務もこの国民経済分業秩序の維持に寄与するとともに、とくに道路の建設、河川の改修その他の公共事業を行うことによって労働生産性の増進に間接に寄与していることもまた明かな事実で、この意味においてサーヴィス産業の人口の比率の大きくなったことは分業の発展にもとづいて労働の生産性が増進して人口一人あたりの実質所得の高くなったことの原因であると言うことができる。

しかし他の一面で前記のように人口の産業別構成が推移したのは、また分業の発展にもとづいて労働の生産性が増進して人口一人あたりの実質所得の増加したことの結果でもあると言うことができる。というのは一般に食料に対する需要には弾力性がなくて、実質所得が低下した場合にもそれに応じて低減しないのと同様にそれが高くなった場合にもそれに応じて増加することがなくて、それに代って衣料、家具、医薬品、自転車、自動車、電気冷蔵庫、ラジオ、テレビ、電気洗濯機、家屋などの工業製品に対する需要と、それらのものを生産するための生産手段に対する需要、すなわち工業の製品に対する需要が増大するとともに、ラジオ、テレビ、自動車、自転車などの修繕、娯楽などのサーヴィスに対する需要が増加することになるために一般に分業が発達して労働の生産性が高くなって一人あたりの実質所得が高くなると、農業人口の比率が低下して工業人口とサーヴィス業人口とが相対的により多く増加することになるからである。

ところが人口の産業別構成の発展を決定している市場の発達の跡をわが国について見ると、大体明治初年（一八七二年）から大正九年（一九二〇年）頃までは主として鉄道その他の国内交通と国内商業との発達によって国内市場が統一されて国内分業が発達したために国内分業の利益が次第により充分に実現されて労働の生産性が高くなって一人あたりの実質所得が多くなった結果、人口の産業別構成が明治五年（一八七二年）には農林業人口の比率八三・七%、鉱工業人口の比率四・八%、商業、交通業、公務自由業などのサーヴィス産業人口の比率が一〇・一%であったのに対して、すでに大正九年（一九二〇年）には農林水産業人口の比率が五四・四%に低下した他の一面で、鉱工業人口の比率が二〇・九%に、サーヴィス産業人口の比率が二五・一%に高まっているが、国内市場の統一による国内分業の利益の実現だけにもとづいて労働の生産性が増進して一人あたりの実質所得が高くなったのはほぼこの時期までのことで、それ以降になると貿易の発展にもとづいた「国際分業」の利益によって労働の生産性が増進して人口一人あたりの実質所得が高くなって、人口の産業別構成が昭和五年（一九三〇年）には農林水産業人口の比率が四九・六%に低下している他の一面で、鉱工業人口の比率が二〇・九%にサーヴィス産業人口の比率が二九・五%に、また昭和一五年（一九四〇年）には農林水産業人口の比率が四四・

〇%に低下した他の一面で、鉱工業人口の比率が二七・〇%に、サーヴィス産業人口の比率が二八・八%に高まったと言うことができる。このことは今次大戦後にわが国の貿易が杜絶した時に人口の産業別の構成がほぼ大正九年（一九二〇年）の水準にまで逆行して、その後貿易の恢復するのに伴れてそれらのものが恢復するとともにさらに発展していることによって明かである。

統計について見ると、終戦直後の昭和二二年（一九四七年）には鉱工業人口の昭和一五年（一九四〇年）の八七三万人に対して八六九万人でほとんど同一に止っていた他の一面で、サーヴィス産業人口がこの間に九四五万人が七六五万になって一八〇万人の減少を示していたのに対して、農林水産業人口が一四三〇万人から一七六五万人になって実に三三五万人という未曾有の増加をした結果、農林水産業人口の比率が五三・四%に、鉱工業人口の比率が二二・三%に、サーヴィス産業人口の比率が二四・三%になってほぼ大正九年（一九二〇年）頃の人口の産業別構成に近くなっているが、昭和三〇年（一九五五年）までにはすでに農林水産業人口が一四九万人を減じて一六一六万人になったのに対して鉱工業人口が六三万人増加して九三二万人に、サーヴィス産業人口が六一一万人増加して一三七六万人に増加した結果、農林水産業人口の比率が同一五年の四四・三%よりも四・二%だけより低い四〇・一%に低下したのに対して鉱工業人口のそれが二三・八%に、サーヴィス産業人口のそれが三五・二%に高まっていた。

けれどもわが国の貿易の発展には克服しなくてはならない幾つかの困難がある。

わが国の貿易の発展を困難にしている事情の一つは、合衆国の経済力と他の諸国のそれとの間の不均衡のために合衆国がすでに二〇世紀の初頭以来引続き輸出超過をしてきた結果、戦前に一般に行われていた多角貿易を行うのに必要な国際通貨としての金のほとんど全部（昭和一六年八月には世界の金保有高の二五〇億ドルのまさに九〇%にあたる二二七億ドル）がこの国に集中したために、いわゆる「双務貿易」を行われざるを得ないことになっていたが、双務貿易の場合には多角貿易の場合のようにその輸出に対して受取った通貨をその通貨支払国以外の国がこの輸入に使用することができないために、通商両当事国の間で輸出と輸入とが均衡しなくてはならないので、多角貿易の場合に較べて貿易量が著しく少くなることは言うまでもない。またこの欠点を補うために国際通貨基金制度と国際復興開発銀行制度が行われるようになったが、すくなくともこれまでのところではこれらの両制度はこの問題を充分に解決していない。また合衆国の戦後巨額の対外援助もこの問題を解決していない。ただきわめて最近になって合衆国から金源出の傾向が見られるようになっているが、この傾向が今後に続くとすればこの問題の解決には大きい期待を持つことができる。

わが国の貿易の発展を妨げている第二の事情は、今次大戦前の昭和一四年にはわが国の輸出総額のほぼ三分の二を占めていた東洋市場の喪失である。中でももっとも大きいのは中共市場の喪失で、統計によると昭和一四年の中共地区向けの輸出は一四億円、約七億ドルで同年の輸出総額三六億円の約四〇%に達していたが、しかしこのことは多くの人たちが期待しているように、中共貿易が自由に行わ

れることになればすぐにこれだけの輸出が行われることになることを意味してはいない。この中共地区向けの輸出が昭和六年の満洲事変以降に次第に増加していること、またその輸出先が満洲と北支とで、とくに前者がその九〇%を占めていたことからわかるように、当時のわが国の中共地区向けの輸出の増加はわが国の満洲と一部北支とに対する莫大な投資と在支日本人の巨額の消費との結果であったので、中共がそれに代って同一の程度の大規模の投資を行わない限りはこれに大きい期待を掛けることができない。これまでに行われた中日貿易協定が輸出三〇〇〇万ポンド（八四〇〇万ドル）で、昭和一四年のわが国の中共向け輸出の一二%にすぎないことがこのことを証明している。

また今次大戦前には世界のゴムの八〇%を生産していた英領マレーとインドネシアとが、世界のゴムの八〇%を消費していた合衆国で今次大戦中に人造ゴムが使用されることになったためにそのゴムの輸出が著しく減少して外貨を獲得することができなくなったことも、大戦前にわが国の大きい輸出市場であったインドに綿工業が発達して綿布をただ自給するだけではなくてまたそれを輸出するにいたっていることも、わが国の輸出市場喪失の原因になっている。

勿論このことは東洋諸国との貿易に将来も期待を持ち得ないことを意味していない。これらの諸国では分業がなお充分に行われていないために労働の生産性が低くて一人あたりの実質所得が少いので、わが国の輸出品を充分に大量に買うだけの購買力を持っていない。けれどもこれらの諸国はいずれもわが国の明治維新時代と同様に富国強兵の思想の上に立ってとくに生産力の発展に努めているので、この努力が結実することになればわが国が前述のように明治初年以降に経験したような労働生産性の上昇と一人あたりの実質所得の増大とが実現されることになって、わが国の輸出市場として大きい期待を持つことができる。しかしそれまではこれらの国に対する輸出を増加するためにはこれらの国の輸出することのできる米、ゴムなどをより多くわが国が買わなくてはならないことになるが、この場合には今日わが国がすでに成功した食料自給政策または化学工業によるゴム、繊維などの自給政策と東洋市場向け輸出の増進とがわが国にとって二者択一の問題になる。

また今次大戦後のわが国の輸出は東洋諸国向けが輸出が減退したのに代って合衆国を初めとしてこれらの東洋諸国以外の国に対する輸出が大きく増加したために、輸出総額昭和一四年（一九三九年）の一八億ドルに対してすでに同三〇年（一九五五年）には二〇億ドルを超えて、同三三年（一九五八年）には三〇億ドルに達しているが、この場合にはわが国にとっては東洋諸国向けの輸出を促進することに努力するかまたは東洋諸国以外の諸国向けの輸出をより一層促進するかが同じく二者択一の問題になる。

質問一（一橋大学　坂本二郎）

(1) 産業構成によって経済発展段階を区別する場合には農業人口二〇%以下を先進国、二一―七九%を中進国、八〇%以上を後進国とするやり方よりも農業人口三〇%以下を先進国、三一―六九%を中進国、七〇%以上を後進国とするやり方の方が現実適合的ではないか。

答　前の区別の標準は国連で行ったものですが、御提案の標準の方

がより良いかも知れないと思います。

(2) ソ連と日本との比較は、一九五六年について

	日本	ソ連
農業人口	四〇%	四〇%
工業人口	二五%	三五%
第三次人口	三五%	二五%

だと思う。農業人口の比重が同じであるからこの点でソ連と日本の経済発展段階はほぼ等しいが、第三次産業人口の比重の相違は経済体制の相違（ソ連にはサーヴィス部門が少い）によって説明される。

答 ソ連の統計は私が国連の統計で見たもの（六五%）とは著しく異っていますが、かりに御提示の数字の通りであるとしましても、第三次産業人口の比率が日本よりもより低いことをただちに経済体制の相違に帰してよいかどうかは問題であります。

たとえばドイツの統計がこれと同様に工業人口の比率のより大きいことを示していますが、これは経済体制の相違ではなくて、商業と工業との分類がドイツとわが国とでは異っていて、販売と製造または修繕とを兼業している者がわが国では商業人口として計算されるのに対して、ドイツでは工業人口として計算されていることにもとづいていますので、ソ連の統計とわが国の統計とを比較する場合にはまずこの点を検討して見ることが必要であると思われます。

また工業人口とサーヴィス産業との間の比率はその工業生産が軍需生産である場合と一般大衆の消費財の生産である場合とで著しく異ることになります。軍需生産の場合にはわが国でも買手が国家でありますので、全国に散在している消費者に配給する必要がないからであります。そこでわが国の工業人口とサーヴィス産業人口との間の比率がソ連と異っているとすれば、それは経済体制が異っているためではなくて、わが国では軍需産業比重がソ連に較べてきわめて低いためであるとも言うことができます。

なお最後に、この差異が経済体制の差異にもとづいていることも考えられないことはないと思います。と申しますのは一般に資本主義体制とよばれているものは自由競争によって生産者のではなくて消費者の利益を保護することを基本原則としているのに対して、社会主義社会は集団化すなわち独占によって消費者ではなくて生産者の利益を保護することを基本原則としているからであります。しかしこれは言うまでもなくサーヴィス産業の中の商業だけについて言い得ることでありまして、サーヴィス産業の中でもその他の交通、修繕業、教育、保健公務などについては言うことができないと思います。

(3) 産業構成の変化によって経済発展段階を区別する方法を第一次的に認めたとしても、後進国の方が同じコースをたどることが早くなる（局面経済の加速度）という効果と同時に、後進国の方が遅れたという効果も考え、この二つの効果を組合せて第二次接近を行うとより現実的になる。

答 産業構成を発展するのは労働生産性が増進して一人あたりの実質所得が高くなったことの原因であるとともに結果であるので、それにはそれの前提条件である商業ととくに交通とを発達させなくてはならない。またそれに必要な資本を調達しなくてはならない。そ

れから有能な経営者と労働者とを得るために国民教育を行わなくてはならないが、これらのことが先進国よりも後進国でより速かに行われると考えるべき理由も、関税によって先進国製品の競争を防止する限りはより緩慢に行われると考えるべき理由もないように思われます。むしろ政治体制、社会体制、国民の労働意欲、資本の調達方法などと組合せて第二次接近をする方がより現実的になると思われます。

(4) 前近代社会から近代社会への発展の動力は、「分業」「工業化」「教育」でよいか、近代社会から現代社会人への発展の動力は何か。

答 前近代社会から近代社会への発展の動力には「分業」(「工業化」は分業と同じことであると思います)と「教育」との外に政治体制としては封建制度の廃止による現代国家の形成、富国強兵または民族解放の思想、資本の形成、などがありますが、その後の近代社会から現代社会への発展の動力には政治体制としては独裁制度に代って民主主義が確立されたこと、社会体制としては身分思想に代って自由平等の思想が確立されたこと、人口の増加したことなどがあったと思われます。

質問二(大阪市立大学　吉田義三)

(1) 人口の産業別配分構成の変化と経済発展との間の「法則」についてのコーリン・クラーク的理解には問題がありはしないか。

答 コーリン・クラークは労働生産性が増進して一人あたりの実質所得の増加するのに伴れて第一次産業に従事している人口の割合が次第に低下して、それに代って第二次産業に従事している人口の割合が、それから第三次産業に従事している人口の割合が次第に大きくなることが、食料需要の所得弾力性が実質所得の高くなるのに伴れてきわめて低くなる傾向を持っているのに対して、「工業生産物に対してより高い所得弾力性がサーヴィス(第三次産業の生産物)に対してはより高い所得弾力性が見出される」ことにもとづいていると説いています。

しかしこのコーリン・クラークの理解には、人口の産業別構成の発展を一人あたりの実質所得の増加の結果としてだけ理解していてそれの原因として理解していないことに大きい欠陥があります。私が前に説明したように、第三次産業の中にはたしかに実質所得上昇の結果として発展するものもありますが、しかし商業の発達も交通業の発達もそれは一人あたり実質所得の上昇の結果ではなくて原因または前提条件であります。そこで第三次産業は人口一人あたりの実質所得が或る一定の高さに達した後に初めて発展するのではなくて、第三次産業が発達して初めて農業の生産性も工業の生産性も増進することができることになるのでありまして、このことは商業と交通とが或る程度発達した後に第二次産業が発達している歴史上の事実によっても明かであると思います。

(2) 人口の産業別構成は他の経済的社会的条件との関連において分析するべきではないか。

答 人口の産業別構成の発展が労働生産性の結果であるとともに原因であるとしますと、人口の産業別構成の発展を理解するにはその労働生産性の増進を制約している政治条件、たとえば封建制度と現

代の国家制度、社会条件、たとえば身分思想と自由平等思想、経済条件、たとえば人口の増減、自由競争と独占、企業の規模、資本形成などとの関連において分析することが必要であることは言うまでもないことです。私の報告でこれらの条件との関連において人口産業別構成の発展をしなかったのはまったく時間がなかったためであります。他の機会にそれを報告することができたならば幸いだと思っています。

質問三（一橋大学　**山中篤太郎**）

第一次、第二次、第三次産業の就業人口で産業発展の形態とする見方は理論として不正確であると思われるが、その点についてどう考えられますか。

答　第一次、第二次、第三次産業の就業人口の発展を以て産業発展の形態とするコーリン・クラークの見方はたしかに理論として不正確であります。と言いますのは私か説明しましたように第三次産業の中には生産性増進の結果として、発展するものとそれの前提条件または原因として発展するものとがあるからでありまして、このことは工業人口の発生発展に先立って商業と交通業とが発展している歴史上の事実から見ても明かであります。

質問四（一橋大学　**山田雄三**）

私の報告では歴史的パターンに一般的、特殊的を区別したが、特殊的（地域的、制度的）という点はどのように考えられるか、これをまったく無視するかどうか。

答　経済計画が現実の諸傾向の間に生ずるギャップを調整して或る発展方向を指示するものであります限りは特殊的のものはないと存じます。しかしギャップ調整の効果については制度によって差異があると思います。

現段階における中小企業問題の一考察

藍原豊作
〈群馬大学〉

周知のように、中小企業を研究の対象にする分野においては、ここ数年来、学問的な論議をよんでいるものの一つに企業系列化の問題がある。本報告もこの問題の把握を通じて現段階の中小企業問題について考えてみようとするものである。たゞ、ここでは紙数の制約もあり、主として対象を把握する上での方法論的視点に重点をおき、具体的分析は別稿において果したいと思う。

一

企業系列化といわれる事態は、独占と中小企業における結合関係の一定の変化、及びそれにともなう中小企業存立諸形態の若干の変化を意味しているものとみることができる。その変化の形態と程度は、産業部門の異なるに応じて、又一産業部門の内部においても、かなり異った様相をしめしており、その結合の根幹となっているものも原材料、企業資金、生産手段等をはじめとして、かなり多岐にわたっている。これらの結合関係、存立諸形態の変化から一般的に指摘されている点をあげてみると、「独占と中小企業における連繋、結合の強化」「結合関係における技術的高度化、高品質」「優良下請企業の選別」「系列内外企業の階層間較差の増大」等々の事態である。この事態は経済白書の表現をもってすれば、「相互補完関係の増大」「有機的結合関係の強化」であり、さらに白書にあっては、このような現実の変化に対応して、「中規模企業の上昇」「二重構造問題の解消」という政策的意図がしめされてきている。今、この点はしばらく措くとしても、このような事態を指摘する点では大方の論者の見解は、ほぼ一致しているとみることができよう。勿論、この事態を日本の資本主義の発展に則して、どう把握するかという点では論議は大きく分れるのであるが。

従来、この独占（大工業）と中小企業の結合関係は、例えば、小宮山琢二氏の「下請制」の分析においては、包括的下請（大工場が自己工場本来の製作範囲内の完成品をそのまま下請せしめる場合）、混成的下請（親工場の製作範囲に入るもそれ自身独立の構成をもつ部分機械であるか、或は特殊な技術と設備を必要とするかして専門工場の製作又は工作に委ねるのを普通とするものの下請）、有機的下請（親工場の製作範囲内に属するも製作数量加工精度納期等の関係から各種部品の一部又は全部の加工或は工作を下請せしめる場

合）として分類されてきたものであり、さらに、その後の研究においては、下請中小企業に限定しないで、独立形態の中小企業を含めた中小企業全体の独占資本との原料、半製品、部品等を通ずる結合、分業の関係が研究せられてきた。

さらに、この独占と中小企業の結合関係はつとに小宮山琢二氏において「浮動的下請関係の専属的下請関係への推転」として指摘されている如く、「大工業が自己の利害の立場から止揚する仕方の中で」或は又「大工業資本の生産力拡充の関心から」たえず変化、発展して行くものである。

まず、この結合関係における変化と発展の視点が、企業系列化の把握にさいしてあらためて注意されなければならないであろう。

二

従来の中小企業論においては、中小企業問題は独占資本の支配・収奪、中小企業の危機、低賃金という関連の中で論ぜられてきた。例えば、伊東教授は「下請制」について、「それは一般に、対等ならざる縦の支配、従属関係を特徴としているものであって、その経済的内容は不等価交換である。この不等価交換を通じて、上位資本が中小資本、中小企業主の手に収められるべき剰余価値を上へ吸い上げる機構がこの下請制であり、中小資本が、かかる収奪機構の中にあって、なんとかその再生産を維持するためには、自己の企業の労働者の賃金をますますその労働力の価値以下に切下げなければならなくなる」[1]と論じられている。

ここでは、支配・収奪の具体的方策として不等価交換、独占価格、下請の問題、その他多面的な方策が指摘され、同時に、それに照応する中小企業危機の具体的指標として「原料高・製品安」「開廻率の指標」等があげられ、さらに、この危機の転稼の側面として中小企業の低賃金が指摘されてきた。

逆にいえば、中小企業の低賃金を前提とする中で独占と中小企業の矛盾・対立とその限界が指摘され、かかる把握にもとづいて、中小企業問題の基本的な解決方向―組織化への理論的指示がなされてきたものとみることができる。

いうまでもなく、このような視点と分析は、資本の蓄積過程が独占の剰余の諸資本に対する一定の支配関係を軸として行われる独占資本主義段階の中小企業問題をきわめて集中的に要約している。

我々は、ここでこの論理的テーマ（支配・収奪と危機と低賃金）を現実の生産力の発展がもたらしてくる所の市場的変化、技術的諸変化、及びそれにもとづく独占と中小企業の結合関係の諸変化の動態的展開の前に孤立化せしめないために、これを論理的には独占の蓄積法則の中で正しく位置づけなければならないし、又歴史的には自由競争段階からの発展としてあらためて把握してみる必要を感ずる。

この点について、ごく要約的に若干の論点を考察してみよう。

論点(1)　自由競争段階においては、資本の蓄積（剰余価値法則）は、価値法則を媒介として行われ、そこにおける大小資本の優劣の問題は、価値法則の適合的な遂行の姿態として現れる。

「労働の生産性一般は、最小の労働をもってする最大の生産物を意味し、従って、商品をできるだけ安くすることを意味する。この

ことは個々の資本家の意志とは関係のない資本主義的生産様式の法則となる。……このことは一方では、あまりにも小さな規模で生産する資本家は社会的に必要である以上の労働量を生産物に体化する限り命令として現れる。従って、このことは資本主義的生産様式の基礎の上ではじめて完全に発展する価値法則の適合的な遂行として現れる。だが他方では、それは個々の資本家の衝動として現れる。何故なら、個々の資本家はこの法則を突破するため、もしくはこの法則をだしぬいて利益をうるために、彼の商品の個別的価値を社会的に決定された価値以下にさげようと試みるからである[2]」

右の文章において、労働の生産性一般は、個々の資本家の意志とは関係のない資本主義生産様式の一法則として定立されることをみた。だが、それが一つの法則として、個別的資本の運動を規制し、かつ規定づけるためには、生産力が個別的諸資本の生産力としてではなく社会的生産力として、諸商品の価値がそれに投下された個別的労働の量によって規定されるのではなくして、社会的に必要な標準的労働量によって規定され、かつそれにもとづいて交換されるということが措定されなければならない。さらにいえば、個別的諸資本の運動を社会的総資本の可除的諸部分の運動として把握するためには、それらをかように還元せしめる所の機構が前提とされなければならない。もとより、かかる還元の機構は、「全体的に考えた資本の運動過程から生ずる具体的諸形態」＝価値の生産価格への転化＝の分析において始めてその現実性を賦与される訳であるが、この区別はもっとも端初的には、諸商品の単純な交換の中に現象している所のものである。

「全困難の根源は、諸商品が簡単に諸商品としては交換されないで、諸資本の諸生産物として交換されるということにあるのであって、諸資本は、それらの大いさに比例して—または大いさが同等ならば同等な—剰余価値総量の分前を要求する[3]。」

換言すれば、諸商品の使用価値が価値の質料的担い手として、生産力が資本による剰余価値取得の属性として現れる機構のもとにおいて、又かかる社会の発展に応じて、この法則は最も適合的に現れる。かくして、剰余価値の取得をめざす諸資本の運動が競争を媒介として一の法則を成立せしめるならば事態は全く異ってくる。「個別的な商品の生産過程でなく、資本主義的生産過程を、その流れにおいて、またその社会的範囲において考察する時、事態は異った様相を呈する。」

今や、ある特殊的生産部門で現実に生み出された剰余価値したがって利潤が、商品の販売価格中に含まれる利潤と一致するのは、もはや偶然にすぎない。勿論、個々の資本家（または、各特殊的生産部面における資本家の全体）の立場に立てば、その下で作り出された剰余価値が、価値法則＝平均利潤率の法則を媒介として、さらにいえば、そこで作り出された剰余価値が、総資本による労働の総搾取を媒介として始めて彼の下に帰属するという事情は理解されないであろう。

だが、現実には、個別的諸資本における剰余価値の資本への転化は、「それらの資本が社会的総資本の可除的諸部分を形成する程度に比例して」行われるのである。即ち、剰余価値は、現実には、個個の資本家（または各特殊的生産部面における資本家の全体）の下

で作り出された剰余価値によってではなく、彼等の資本の大いさの割合によって或程度まで均等にこれにあづかるように配分される。

以上の立論から、個別的資本における剰余価値の資本への転化＝集積＝は、社会的総資本の可除的諸部分の集積として理解されるべきであり、そこで取扱われている個別的資本における自立性の止揚＝集中は、価値法則が個別的諸資本の上に規制的な自然法則として暴力的に自己を貫徹する姿態として理解されなければならないであろう。

逆に、又、このように社会的総資本の蓄積法則（自由競争段階における価値法則）が個別的諸資本の集積を規制し、又集中を促進する過程は、同時に他方では、多数の個別的諸資本への社会的総資本の分裂と、そこにおける集積の増加、及び集中や資本の融合を通ずる生産規模の拡大を通して、たえず社会的総資本の蓄積を増大せしめて行く。

以上のことから、個別的諸資本の生産規模の大小、従って又、労働の生産性の差異から結果する所の大小資本の優劣の問題は、価値法則の否定からではなく、逆に価値法則そのもののすぐれて適合的な具体的表現として理解されるであろう。いわば、価値法則に媒介された大小資本の価値の収取・対立の関係がこれによって理解される。だが、自由競争段階においても、大小資本の関係は、この側面だけではない。

論点(2)　自由競争段階における社会的総資本の蓄積法則は、価値法則＝より具体的には一般的利潤率の法則＝を媒介として、個別的諸資本の集積と集中を競争上の強制法則としておしつける訳であるが、この価値の収取関係は、その質料的担い手としての「標準的諸条件」(同一部門)、「社会的資本の平均的構成」(異部門)の水準をたえず高位化せしめることを通じて行われる。この場合の「標準的諸条件」「社会的資本の平均的構成」の変動と「社会的価値」「生産価格」(価値法則)の変動とは、もっとも一般的な商品価値についてのべられている次の言葉のより具体的な表現である。即ち、「一商品の価値の大いさは、その商品にみづからを実現する労働の分量に正比例し、生産力に逆比例して変動する。」ちなみに、この場合の労働の分量とは「それの生産のために社会的に必要な労働の分量」である。かかる価値規定のさらに具体的展開は、同一生産部門においては、その部門全体について標準的な生産条件のもとで平均程度の労働の熟練と強度をもって一定商品を生産するために必要とされる労働時間（社会的価値、市場価値）として具体化され、相異なる生産部門については、社会的資本の平均的構成を代表する部門における一般的利潤率（価値、生産価格）となって表現される。そして、社会的労働の生産力の発展につれて、価値を表示する所の「社会的必要労働」「一般的利潤率」と、その質料的担い手としての使用価値を表示する所の「標準的諸条件」「平均的資本構成」の二側面は相反する方向において変動する。

資本の蓄積は、この二つの側面（相反する二つの傾向）の統一された過程であるが、より具体的には、この変動は、一方において、不変資本に対する可変資本の累進的な相対的減少の結果として、総資本の価値に対する総剰余価値の比率＝一般的利潤率をたえず傾向的に低落せしめる。他方、生産力の発展は、資本によって充用され

る労働者数、資本によって充用される可変資本の、従って、資本によって生産される剰余価値の絶対量が増加することの結果として総利潤量の絶対的増大が生ずる。

利潤率が低落すれば、(資本構成の高位化の結果として)個々の資本家は、改良された生産方法、新たな投資等により、一般的利潤率を超過する特別利潤を確保するための衝動を必至化する。それを可能ならしめるものは、充用される生産諸条件—資本構成がより尨大化することであり、諸資本のより大なる集積と、既存諸資本の少数者の手への集中を促進せしめ、最後には資本形成がもっぱら僅か少数の既成大資本—かかる大資本にとっては利潤量が利潤率を補う—の手に帰する時点が生ずるであろう。

この過程は、同一生産部門においては、社会的労働の生産力の発展に応じて、「標準的諸条件」がたえず高位化する。その結果として「事業をその標準的諸条件」以下で営む所の多数の個別的諸資本は、「社会的に必要である以上の労働量を生産物に体化させる」が故に、競争を媒介としてたえずその部門から駆逐されてゆく。(労働力の価値を一定と仮定すれば)と同時に、「事業をその標準的諸条件」以上で営む所のより少数の個別的諸資本は、彼の商品を、それらの個別的価値以上で、しかも社会的価値以下で販売するが故に特別剰余価値を獲得する。

なお、ここでは、小資本ないしは小資本分野の存立条件、及び、それらの存立が社会的総資本の発展におよぼす影響と意味(実存条件)は紙数の関係で略す。

以上の立論から、資本の蓄積は、価値法則＝平均利潤率の低下の側面と、「標準的諸条件」＝「平均的資本構成の高位化」の側面の矛盾における統一の運動である。

従って、価値法則に規制された大小資本の対立、価値の収取関係論点(1)は、その質料的担い手としての「標準的諸条件」「平均的資本構成」の変動の基礎の上で行われる。いいかえれば大小資本の価値の収取関係は、たえず発展する生産力的基礎の上で検出されなければならないということである。即ち、資本の蓄積＝生産力の発展は、一方では、「標準的諸条件」「平均的資本構成」の高位化の過程であるが、この過程は、利潤率の低下をより激化することなしには行われ得ない。この矛盾の累積的発展の過程において、さきの価値法則に媒介された大小資本の価値の収取・対立の関係はとらえられなければならない。

以上が第二の論点である。

論点(3) この蓄積法則に内包された相矛盾する二つの契機(利潤率の低落と利潤量の増大)は、個々の諸資本の生産と資本の集積、集中を必至化せしめる。この過程は一定の段階において個別的諸資本の独占化を招来する。

これを基礎に社会的資本の蓄積も独占段階に移行する。

独占段階においては、社会的資本の蓄積は、もはや価値法則、一般的利潤率によって規定された諸資本の集積と集中によって与えられている限界を止揚する。何故なら、そこにおいては、蓄積は、価値法則によって規定された諸資本の集積と集中によって行われるのではなく、「一定の支配関係」によって規制された独占的諸資本の集積と集中によって行われるからである。従って、そこにおける独占

的諸資本と爾余の諸資本との間の集積・集中の展開は、あたかも自由競争段階において、それらを規定したものが価値法則、一般的利潤率の法則であった如く、独占段階においては、「一定の支配関係」の表現であり、その物質的基礎である。この立論は、又論点(1)の独占段階への適用である。……(3)の(a)

又、独占段階における社会的資本の蓄積は、たとえ、それが価値法則、一般的利潤率によって与えられている限界を止揚しているとしても、社会の生産する総剰余価値の分量によって与えられている限界は止揚できない。従って、そこにおける蓄積は、生産と資本の尨大な集積を基礎としているが故に利潤率の低下を必須化せざるを得ないであろう。「かくて利潤率低落が資本間の競争を惹起するのであって、その逆ではない。」

独占が競争を排除しないということは、何等価値法則の作用を説明するものではなく、それは蓄積法則＝剰余価値法則の作用を証明するにすぎない。自由競争段階においても、競争は根元的には剰余価値法則という資本の内的法則にそくして理解されるべきものと考える。

ともあれ、独占段階においても、蓄積過程に内包される相矛盾する二つの契機（利潤率低落と利潤量の増大）は存在し、累積的に発展する。

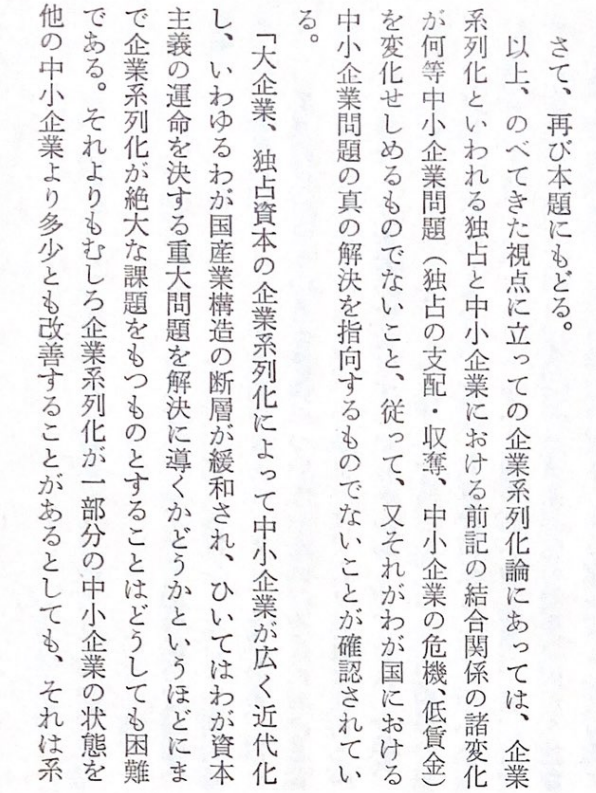
従って、矛盾をより拡大化する方向において生産力の発展（資本構成のより尨大化）はたえず行われる訳であり、それにもとづいて独占と爾余の諸資本との間の分業関係もより拡大化する。

あたかも、自由競争段階において、価値法則が、その質料的担い手としての標準的諸条件、平均的資本構成の高位化との矛盾（より具体的には利潤率低下と利潤量の増大との矛盾）における発展を通して諸資本の集積と集中を規定した如く、逆に又、諸資本の集積と集中（大小資本の価値の収取関係）を通じて、価値法則、平均的資本構成を発展せしめ、そこにおける矛盾をより拡大化せしめた如く、独占段階においては、「支配、収奪関係」が、その質料的担い手としての独占と爾余の諸資本の分業関係との矛盾における発展を通して独占的諸資本の集積、集中を促進せしめる。いいかえれば、資本蓄積＝生産力の発展は、一方ではたえずより拡大化せる分業、結合関係を要求するにもかかわらず、他方では、それが支配、収奪の基礎をなくしている所からその分業関係は大巾に制約される。この分業関係の基礎の上で独占的諸資本の集積・集中（独占的諸資本と爾余の諸資本の価値の収取関係）が行われる。従って、逆に、独占的諸資本の生産と資本の集積、集中は、この支配関係をより強めるが、同時に、その支配関係が分業関係との間にもつ矛盾も深められる。要約すると、独占段階における独占と爾余の諸資本の価値の収取、対立の関係は、独占の生み出す生産力＝両者の分業関係の基礎の上で検出されなければならないということ、逆に又、そこにおける独占的諸資本と爾余の諸資本の価値の収取関係の展開は、「支配関係」の一層の展開であるが、それは同時に「支配関係」とその質料的担い手（生産力的基礎）としての両者の分業関係の間の矛盾をより拡大化する過程である。

この立論は、論点(2)の独占段階への適用である。……(3)の(b)

冒頭のテーマ―支配、収奪、中小企業の危機、低賃金―を論理的

に位置づける根拠を報告者はおよそ以上の如く考える。



さて、再び本題にもどる。

以上、のべてきた視点に立っての企業系列化論にあっては、企業系列化といわれる独占と中小企業における前記の結合関係の諸変化が何等中小企業問題（独占の支配・収奪、中小企業の危機、低賃金）を変化せしめるものでないこと、従って、又それがわが国における中小企業問題の真の解決を指向するものでないことが確認されている。

「大企業、独占資本の企業系列化によって中小企業が広く近代化し、いわゆるわが国産業構造の断層が緩和され、ひいてはわが資本主義の運命を決する重大問題を解決に導くかどうかというほどにまで企業系列化が絶大な課題をもつものとすることはどうしても困難である。それよりもむしろ企業系列化が一部分の中小企業の状態を他の中小企業より多少とも改善することがあるとしても、それは系列化された中小企業の大部分にたいしてなんら真に経営の安定と近代化の持続を保障するものではない。」[4]と指摘されている。拙稿「企業系列化把握における基礎的視点」も、ほぼ同様な視点に立ってこの問題を論じたものである。

ただ、この場合、何故近代化なり、合理化なり、総じて生産力の発展にともなう独占と中小企業の存立諸形態の変化が生じてくるのか、これらの点が、さきの法則的視点に立って充分に把握されなければ現実の進行を正しくとらえているとはいい得ない。

この意味から、さきに展開した基礎的考察の中における個別的諸資本における価値の収取関係（集積・集中）、独占と中小企業の分業、結合関係の諸姿態が、理論的にも、又現実の進行を把握する上でも充分考慮されなければならない。これらの側面の具体的分析なくしては、「法則」が、いかにして行われ、いかなる仕組と基礎の上で行われているかが理解され得ないからである。この意味であらためて小宮山氏の冒頭の分析がより深められなければならないと考える。

註(1)　伊東岱吉「中小企業論」五四頁。
(2)　「直接的生産過程の諸結果」選集第九巻四三九頁。
(3)　K.Marx, "Das Kapital" BdⅢ. S.200. (9)六五頁。
(4)　小林義雄編「企業系列の実態」一八頁。

三

かくして、現実の変化を契機として、(イ)独占資本における技術的変化、(ロ)市場競争の激化、(ハ)資本の集中等の視点が設定されてき

た。

これらの見解については次の点が指摘できるのではないかと思う。

(1) これらの視点に立って現状分析をしてゆく場合には、前節で展開された「支配収奪、中小企業の危機、低賃金」という法則的諸側面が現実の把握にさいして捨象されるということである。例えば、企業系列化の発生時点の評価についていえば、そこにおける蓄積上の矛盾（独占における生産力の高まりは、より広汎な独占と中小企業の結合・分業関係を要求するにもかかわらず、それが支配、収奪の基礎をなしている所から生ずる矛盾）、即ち、独占価格の値下り、滞貨等の事態、さらに、支配、収奪の結果としての中小企業の危機（二十六、七年における中小企業の高い開廃率）、又、低賃金（賃金較差の増大）等の諸側面が企業系列化の発生要因から捨象される。他ならぬ、これらの要因の資本による克服策として日程にのぼって来たのが、新たな集積、集中の展開であり、技術的高度化であり、さらに企業系列化とよばれる現実の独占と中小企業の結合関係の諸変化である。従ってその過程は、同時に「支配関係」の一層の展開である。いうまでもなく、両者は現実における二つの側面であり、これは統一的にとらえられなければならない。

(2) さらに、これらの視点からは、現象の転倒的性格が把握され得ない。独占資本についていえば、企業系列化によって、価格の値下りも、市場的不安定も一時的には回避された。だが、その過程はより深刻な価格の値下りや過剰生産を直接的に準備する形においてしか展開し得ない。同様に、中小企業にとっても企業系列化は、中小企業危機の中小資本による止揚策であり、もし危機が経営を危くする程に深化しなければ、中小資本も敢て自己の価値実現を放棄しないであろう。

結合関係の増大、技術的変化、集中等の視点からは、現実の事態についてのこの内的な諸側面が把握され得ない。この意味で、最近の中小企業の動態についての経済白書の諸指摘は、多くの場合、事態の現象的、転倒的理解に終っているといわなければならない。

・　・

結論として、独占資本の支配、収奪、中小企業の危機、低賃金の側面と、独占と中小企業の結合関係＝分業関係の側面は、統一的に、しかもたえず発展する運動＝矛盾として把握されなければならないと考える。即ち、資本蓄積＝生産力の発展は、一方ではたえずより拡大化せる分業＝結合関係を要求するにもかかわらず、他方では、それが支配、収奪の基礎をなしているということから両者の関係は大巾に制約される。

従って、新たな結合＝分業関係の創出によって矛盾は一時的に止揚され、生産力の拡大も、両者の結合関係も一層拡大するであろう。

だが、その過程は独占と中小企業と低賃金の矛盾、対立の諸側面をより拡大化することなしには存在し得ない。

現段階に必要なことは、多様な結合関係の展開の中に、一方では、独占の生産力の高まりと、社会的分業の拡大を正確に評価するとともに、他方では、その過程が、独占と中小企業と低賃金の間の矛盾対立のより深化した段階であることを検出し、これを具体的に

提示してゆくことである。

以上が、現在の中小企業問題の一つの側面―企業系列化―についての報告者の基本的視点である。

質問一（公正取引委員会　御園生　等）

㈠「社会的総資本の運動法則」とは何か。また、それが何故、とくに現在企業系列となってあらわれるに至ったのか、できるだけ具体的に御教え願いたい。

㈡ 私は、企業系列の展開を「独占の集中の進行」として基本的にはとらえ、それが戦後の内外市場の変化、独占間の競争の激化、を直接的契機として新たな独占の中小企業の支配収奪の強化の新形態として登場したものであると考えている。このような立場と報告者の立場とはどの点で異なるでしょうか。

㈢「新たな結合関係の創出」としての系列化によって「矛盾は一時的に止揚され」とあるが、どのような資本間の、どのような形の矛盾が一時的にも止揚されると考えられるのか。

㈣ 今後の中小企業問題は系列化という側面からのみによって把えていっていいのかどうか。

答 ㈠ 社会的総資本の運動法則については発表の時にはくわしく御説明できませんでしたが本報告では紙数のゆるす範囲でこの点にふれました。

この視点は、独占と中小企業の運動を一般的に把握するための方法論的視角であり、それが直ちに企業系列化の発生なり動態を説明するものではありません。具体的な企業系列の把握には、勿論、戦後の日本資本主義の出発点を規定した諸条件、集中の具体的な様相、及び独占と中小企業の部門別の結合の態様、即ち、原料、半製品、部品等を通ずる独占と中小企業の分業関係等の要因が具体的に考慮されなければならないと思います。ここでは、これらの諸要因の具体的資料にもとづいた戦後過程の中で企業系列の発生を実証的にえがくことはできませんが、現実の複雑な過程を、論理的に、より正確に再構成するために、現段階においてあらためて独占と中小企業の運動にたいする方法論的視角が吟味されなければならないと思います。このような方法論的視角を充分に吟味する中で具体的な諸現象―企業系列―をとらえるのでないと、実は企業系列の全容―それらのもつあらゆる側面―を充分に把握することができないのではないかと思います。本報告でのべた方法論的視点にもとづいて、戦後過程の中で実証的に企業系列化をえがく仕事は別稿において果したいと思っております。

㈡ 御質問の趣旨と報告者の見解は、ほぼ同様であると理解します。だが、報告者の見解では、現実の進行をより正確に把握するために御質問の中で指摘されている「集中」「市場競争」「支配・収奪」等の諸概念の論理的な関連性をより明確にする必要があるのではないかと考えます。例えば、「支配・収奪・危機」という側面は、本報告では独占段階における社会的総資本の運動にかかわるものとして論理的には位置づけ、「集中」は個々の独占的諸資本の運動、一部門あるいは異った諸部門における具体的な結合関係を基礎にした価値の収取関係であると理解します。従って、「集中」の視点から直接的に企業系列化を把握してゆくと、社会的総資本の運動の内包する矛盾―独占の過剰生産、価格の値下り、中小企業の全体として

の危機、全体としての中小企業の低賃金―が企業系列化の運動の中で評価できないのではないかと考えます。

(三) 従来、独占と中小企業の矛盾・対立は「支配・収奪・危機」といわれてきた如く、両者の価値の収取関係を媒介とした対立として指摘されて来た。(本報告の伊東教授の引用文及び論点(1)と(3)の(a)参照)

しかしながら、独占と中小企業の関係は、一面では「支配・収奪、中小経営の危機、低賃金」という価値の収取関係を表示するとともに、他面では、生産力の発展がもたらしてくる所の原料、半製品、部品等を媒介とする両者の分業・結合関係の展開を表示している。(本報告論点(2)及び(3)の(b)参照)

そして、この二側面は、たえず発展する運動＝矛盾として把握される。即ち、新たな結合関係、相互補完関係、分業関係の出現そのものが、それ以前における「支配・収奪」と「分業関係」との矛盾の表現であり、さらに、その矛盾の資本制的止揚策である。そして、この新たな結合関係の基礎の上で「独占の集中」が進行する。この「独占の集中」は又、「支配・収奪・危機・低賃金」の側面をより促進せしめるが、この過程は、かかる価値の収取関係を媒介として発展する独占と中小企業の生産力的基礎(分業関係)を大巾に制約する。報告者が本報告で指摘した矛盾は、この点です。

企業系列化について、この点をみても、朝鮮ブーム後の不況過程において、技術的高度化等を内容とする企業系列化とよばれる独占と中小企業の結合関係が生じた。この結合関係の創出によって、独占の過剰生産の解消、価格の昂騰も可能になり量産に成功した側面が現実に現れた。中小企業についても、「自己の価値実現」を「下請系列」にきりかえる事によってそれ以前の危機をまがりなりにも回避できた。この意味で矛盾の一時的止揚策であったと指摘した次第です。勿論、この結合関係の基礎の上で独占の新たな集中も集積も進行した訳であり、かくして「支配・収奪」とより大なる生産力の発展が要求する独占と中小企業の分業関係との間の矛盾も累積的に発展する。

それは、より深刻な過剰生産や、価格の値下りとなって現実に表現され、その場合の中小企業は、独立状態の場合よりも、はるかに深刻な危機に当面することになった。

以上の如き、二つの側面の累積的な発展の過程として、企業系列化をとらえる次第です。

(四) 本報告で展開した独占と中小企業の一般的な運動法則即ち、「支配、収奪、危機、低賃金」といわれる中小企業問題は、現実の生産力の水準、集中の程度、発展を規定する諸条件、及び、中小企業労働者の組織化の進展等の中で、きわめて異なった発現形態をとってくるものと思います。現在では、企業系列化とよばれる事態の中に、かなりの程度、中小企業問題を検出することが可能と思いますが、勿論、これだけで中小企業問題の全体が把握できるとは思いません。肝要なことは、その時々において、かなり異った発現諸形態をもって現れてくる中に、中小企業問題の〃問題性〃を摘出し、これを具体的に提示してゆくことではないかと思います。

質問二(一橋大学　**山中篤太郎**)

社会的総資本の動きを重要視する方法論的立場をとられています

が、その中の資本あるいは企業の範疇として

1) 独占資本以外はすべて中小企業、いいかえると中小企業即非独占資本全体とされるのですか。

2) もし、そうでないとすると、独占資本と中小企業との関係を社会的総資本の動きとしてみる場合、この両者だけの関係しかみられないとすると、あなたの方法論的立場に支障をきたすことはありませんか。

答 御質問の趣旨をよく考えてみるとかなりむずかしく、どのように答えることが尤も当を得ているのかよくわからないのですが一応次のようにお答えします。御質問の趣旨に答えるためには「社会的総資本」そのものの意味を明らかにする必要があると思います。

本報告でのべた如く、報告者は社会的総資本の運動を自由競争段階と独占段階に分けて考えました。自由競争段階では大小資本の問題を価値法則に関連づけて考察し、独占段階では独占と爾余の諸資本の問題を支配関係に関連づけて考察しました。従って、そこでは中小企業即非独占資本全体としてとらえた次第です。そのようなものとして独占段階の社会的総資本の運動をとらえております。

なお、現実の企業の存立態様はきわめて複雑な階層的展開をいたしておりますが、内容的には、中小企業即非独占資本全体として共通の問題性が検出できるのではないかと考えております。

質問三（日本大学　**吉田徳三郎**）

㈠ 系列化は、中小企業危機の中小資本による止揚策である、としておられるがそれは中小企業の主体的或いは能動的活動としての系列化を意味するのか、或は、第三のものとして「独占と中小企業の対立」の外に中小資本相互における、又はその内での階層的な関連を考えておられるのか御教示願いたい。或は、そのようなものは全く考えておられないのかどうかについて。

㈡ 系列化をもって止揚策としておられるが系列化を果してそのように考えることが適当であるか、そこに「独占資本と中小企業の矛盾・対立」が止揚されたものとみることができるか、この点について御意見を伺いたい。

答 ㈠ 系列化が中小企業危機の中小資本による止揚策であるという意味は、系列化が独占の蓄積上の矛盾の止揚策であるという事態に照応して或一定の中小企業の事態を表現したものです。この場合の「止揚策」という表現は、具体的には、内田星美氏が繊維産業の実態に則してのべられた「必要悪」という表現とほぼ同一の事態を指しているものと理解下さい。

この事態は、中小企業の主体的あるいは能動的活動ではありますが、それは中小企業危機という客観的事態の転倒された表現であります。本質が転倒された形で現象するということは、かなり一般的に知られた事実です。

㈡ 系列化をもって止揚策であるということは、それによって独占と中小企業の矛盾・対立が止揚されるということではありません。

すでに本報告の論点(2)及び(3)の(b)、又、御園生氏への回答㈢でのべた如く、独占と中小企業の関係には二つの側面があるということ（両者の価値的側面と生産力的側面）この矛盾の一時的回避策としてでてきたものが企業系列であるということ、従って、独占と中

小企業の矛盾・対立は、その生産力的基礎としての両者の結合＝分業関係の基礎の上で検出されねばならないということ、又、逆にかかる展開は、独占と中小企業の矛盾・対立のより深化した表現であるということ、このような意味において「止揚策」という表現を使用しました。従って、御質問の趣旨とは、かなり異った意味でこの言葉を使用しました。

―了―

中小企業政策の一接点

——とくに零細企業問題について——

中村金治
〈東京経済大学〉

一　零細企業の概念

零細企業の概念と本質をいかに規定するかは、それじたい複雑な問題であるが、われわれはそれを、(イ)　理論的規定、(ロ)　統計的規定の二つの視角からとらえることとする。

(1)　理論的規定

さいきんアメリカで、じゅうらいの中小企業 Small Business にたいして、零細企業 Little Business の問題が取りあげられているが、これにかんするすぐれた論文を書いたフィリップスの概念規定は充分とはいいがたい。[1] 大企業（ビッグ・ビジネス）や中小企業（スモール・ビジネス）にたいして零細企業（リトル・ビジネス）の規模はより小さいものであるというだけでは、零細企業の本質はまだ明確ではなく、たんなる相対的把握となる。われわれは、いちおうつぎのごとく零細企業の概念をとらえる。

零細企業は、企業の規模が倭小であって、少数（＝数名）の雇傭労働、あるいは業者と家族の労働によって経営する企業である。これをもって、完全な零細企業の概念といえるかは明らかでないが、ともかく企業者は若干の生産手段を所有するが、それを資本として、他人の剰余労働だけに依存して生活をいとなむには足りないものが大部分である。したがって、多くの零細企業者は、雇傭労働者または小家族とともに、かれじしん労働に従事しなければならない。

(2)　統計的規定

零細企業を量的に規定する標識には、いくつかがありうる。何びともおもいつくことは資本量、生産額（＝売上額）、従業者数などがあるが、ここではさいごの従業者数の一定限以下のものをとる。資本量、生産額を標識としてもちいることも有意義であるが、零細企業の特質からいって、また全国的悉皆調査をおこない、かつ累年の時間的推移をみようとするには、従業者数を標識とするのが、もっとも現実的である。諸外国においても企業規模をあらわす基準には、従業者数をもって「階級区分」とする方法がおおくとられている。われわれは、通産省「工業統計表」の従業者規模別区分によることとした。

つぎの問題は、どのていどの従業者規模をもって、統計上の零細企業とするのが妥当であるか。従業者三人以下のものを、零細企業として扱うことには、一般的にいって問題はなく、これを零細企業

(A)とよぶ。さらに従業者四人～九人もまたこの範疇にぞくし、これを零細企業(B)とすることにする。これらを零細企業として取扱う根拠については、その性格を述べる箇所でふれるが、簡単にいえば、その生産の規模が零細であって、昭和三一年の月平均出荷額でみても、前者が七万六千円、後者が三五万円ていどであること、また生産の内部関係では、少数の雇傭労働と企業者・家族の労働の複合に依存する事実が検出されるからである。従業者一〇人～二九人は零細企業として、ここでは統計上扱われないが、じっさいは、一〇人～二九人規模のなかには零細企業としての性格をもつものがふくまれている。しかし日本における零細企業とは、本報告では従業者九人以下（＝一〇人未満）の倭小企業を統計上の対象とする。

二　零細企業の存立形態

日本零細企業の存立形態は、量質の両面からつかまれなければならない。はじめに通産省調査を基礎として零細工業の実態をしめすと第1表のごとくである。

第1表により、とくに零細企業に視角をおいて主要な点を指摘すればつぎのごとくである。

(1)　事業所数　事業所総数は四三万三千であるが、零細企業(A)は二三万八千の尨大な数にのぼり、全体の五四・九%をしめる。また零細企業(B)は、八万四千をこえて、全体の一九・五%にあたる。したがって、零細企業の合計は三二万四千を上廻わり、全事業所数の七四・四%という圧倒的比率をしめることがわかる。

(2)　従業者数　従業者総数六〇四万八千人にたいし、零細企業(A)従業者は五四万一千人で総数の九・〇%にあたり、零細企業(B)従業者は五四万八千人で総数の九・一%にあたる。ゆえに零細企業従業者計は、一〇八万九千人の多数にのぼり、総数の一八・一%という比率をしめる。

(3)　出荷額　全事業所の出荷額等総額八兆六、九一九億円にたいし、零細企業(A)のそれは二、一八〇億円で総額の二・五%、また零細企業(B)のそれは、三、六三四億円で総額の四・二%にあたり、零細企業出荷額等の合計は五、八一四億円で総額の六・七%をしめる。

(4)　付加価値額　全事業所の付加価値総額二兆五、四三六億円にたいし、零細企業(A)の付加価値額は未調査であるが、零細企業(B)のそれは、一、一六四億円で、総額の四・六%にあたる。

日本経済において零細企業のしめる地位を統計的、量的にとらえるならば、生産規模の倭小な零細企業による出荷額、付加価値額が相対的に大きくないことは、はじめから予想されるところである。しかしながらその絶対額はかなりの大きさであり、ことに特殊の商品たとえば輸出雑貨などにおいては、そのほとんどが零細企業の血と汗の結晶であることを無視してはならない。

われわれが重視するのは、零細企業の事業所数と従業者数の尨大なことである。前にみたごとく、統計にあらわれただけでも、事業所数は三二万をこえ、全事業所の七四・四%におよぶ零細企業がげんにあるのである。おなじことは従業者数についても存在し、その総対数は一〇九万人におよび、工業従業者総数六〇四万人の一八・一%をしめる多数にのぼるじじつを、あらためて注意してみる必要がある。零細企業従業者数を国際的に比較しても、イギリスでは一

第１表　従業者規模別事業所数，従業者数，出荷額等および付加価値額

――昭和31年末現在，および同１年間――

従業者規模別	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
	(数)	合計に対する百分比(%)	(人)	合計に対する百分比(%)	(百万円)	合計に対する百分比(%)	(百万円)	合計に対する百分比(%)
合計	433,373	100.0	6,047,664	100.0	8,691,911	100.0	2,543,667	100.0
零細企業(A)従業者3人以下	237,807	54.9	541,373	9.0	218,000	2.5	※	
〃 (B) 4人～9人	84,624	19.5	547,802	9.1	363,460	4.2	116.467	4.6
零細企業 計 (A)+(B) 計	322,431	74.4	1,089,175	18.1	581,460	6.7	116.467	4.6
10人～19人	59,495	13.7	800,892	13.2	673,562	7.7	198,802	7.8
20人～29人	20,579	4.8	489,051	8.1	486,021	5.6	138,851	5.5
30人～49人	14,810	3.4	557,859	9.2	624,124	7.2	176,438	6.9
50人～99人	9,152	2.1	619,968	10.2	817,936	9.4	229,692	9.0
100人～199人	3,739	0.9	514,979	8.5	832,301	9.6	237,646	9.3
200人～299人	1,237	0.3	299,918	4.9	616,482	7.1	167,671	6.6
中小企業(従業者300人未満)小計	431,443	99.6	4,371,842	72.2	4,631,892	53.3	1,265,571	49.7
300人～499人	901	0.2	341,943	5.7	798,010	9.2	231,038	9.1
500人～999人	590	0.1	409,192	6.8	969,616	11.1	297,743	11.7
1,000人以上	439	0.1	924,687	15.3	2,292,393	26.4	749,315	29.5
大企業(従業者300人以上)小計	1,930	0.4	1,675,822	27.8	4,060,019	46.7	1,278,096	50.0

通商産業省―工業統計表――昭和34年――産業編より算出　(註)　※欄は未調査

人～九人の規模で全体の四・二%にすぎず、アメリカにいたっては一人～一九人規模で、その比率はわずか二・七%にすぎない。[2] ことにわが国のばあいは、従業者三人以下の零細企業の事業所が二四万、従業者が五四万人で、それぞれ全体の五四・九%、九・一%までをしめていることは、重視される必要がある。これらの極零細企業とその従業者は、じゅうらい労働政策からも、中小企業政策からも、ほとんど関心の対象とならなかった階層である。いままで中小企業問題が論ぜられ、それにかんする政策が講ぜられたとされながら、中小企業事業所のうちの七五%をしめ、従業者一一〇万人にのぼる、この零細企業の問題が、真剣にとりあげられたことがはたしてあったであろうかが疑われる。

零細企業の特質、ならびにその質的存立形態については、問題の性質上いろいろの視角が存在するであろうが、ここでは問題の所在点だけを摘示するにとどめる。

(イ) 戦前、および戦後においても、零細企業と問屋制商業資本との関連において、両者間の支配・隷属関係を重視するものがあった。[3] かかる関係が、いまもなお稀薄化したとはいえ存続しているところもあるが、総体として戦後の現段階では変化したことは明らかである。戦前のとらえ方は、零細企業一般を、旧生産者的マニュファクチュアとして理解し、それにたいする問屋制支配だけをみていた。しかし戦後になってからは、問屋制商業資本の支配力は変り、また零細企業も旧マニュファクチュア形態でなく、近代的小商品生産者化したものがほとんどだから、ふるい問屋制の規定はあらためなければならないであろう。

(ロ) 零細企業内部の生産機構においては、平均的にみて、企業者・家族労働が雇傭労働とならんでもちいられている。通産省調査『従業者三人以下事業所労働力構成』によれば、昭和三〇年末現在従業者五五万三千人のうち、常用労働者は一八万三千人で全体の三二・九%、個人事業主および家族従業者は三七万人で全体の六七・一%をしめる。すなわち零細企業(A)では、全労働力の三分の一が雇傭労働者、三分の二が企業主・家族によって構成される。

(ハ) 個別零細企業の出荷額、付加価値額はともに少ないことは、第1表においてしめした。かかる少額の出荷額から原材料、燃料、動力等の諸費用を控除したものが、「利潤」と「賃金」となるわけであるが、両者を明確に経理上区分することは、零細企業においては実際上不可能なばあいが多い。平均利潤率はおろか、利潤そのものの成立が困難だから、雇傭労働者も企業者・家族従業者も、かろうじて生活のできる賃金部分を手に入れるだけというばあいが多いのである。

(ニ) 零細企業従業者の労働条件は、きわめて劣悪であり、その賃金は低額である。前掲『工業統計表』によれば、零細企業(B)――同(A)については未調査――従業者五五万人にたいする昭和三一年間の現金給与総額は、四九九億円であるから、それを基礎に算出すると平均一人当り一ヶ月七、五八〇円ていどである。ところでこの給与額は基本給のほかに家族手当、残業手当等一切をふくむのであるから、基本給はそれらの諸手当を差引くと、六、〇〇〇円～六、五〇〇円のところに、もっとも多く集中しているとみられる。零細企業(A)従業者の所得が、これよりもさらに低いことは容易に想像されるが、労働省調査は（一人～四人）従業者規模の企業にかんするもの

で、平均月所得七、三〇九円である。しかも右所得者のうち、月所得四、〇〇〇円未満が三〇・六%、四、〇〇〇円～六、〇〇〇円未満が二一・三%となっており、したがって月所得六、〇〇〇円未満のものが、全体の五一・九%にたっする。これに月所得六、〇〇〇円～八、〇〇〇円未満のもの一四・六%を加えると、けっきょく月所得八、〇〇〇円未満のものが、右の規模の零細企業においては六六・五%をしめることがわかる。一日当り二百円ないしそれ以下の収入は、いわゆる低所得階級をなしている要保護世帯の所得水準に肩接するものである。

零細企業者の収入とその労働者の所得とが、平均において大差がないということは、零細企業者のかなりの部分が、実質的には賃金労働者であるじじつを、その所得の大きさでしめしている。つぎに問題となるのは、賃金格差である。周知のごとく、日本の労働者全体の賃金水準が、欧米労働者のそれの数分の一、ないし十数分の一にすぎぬという国際的な「賃金格差」を背負っている。その上に零細企業労働者は、国内において最劣等の格差をもつから、賃金の国際水準からみれば、二重、三重の格差の支配下にあるわけである。従業者千人以上の大企業労働者の昭和三一年における平均現金給与額は、一人一ヶ月二万四、六〇〇円であるが、これに対比される零細企業(B)労働者のそれは、わずか七、六〇〇円にすぎぬ。前者の一〇〇・〇にたいして後者は三〇・一に満たないという大きな格差である。零細企業(A)労働者の賃金が、さらにこれ以下であることはさきにしめしたが、月所得二〇ドル前後ということは、欧米人の想像を絶する低劣さであろう。近代ヨーロッパ的意味における賃金Wageの概念にはあてはまらぬ、「恥ずべき」チープ・レーバーのもっとも典型的な形態が、ほかならぬ零細企業労働であり、賃金格差とともに、その従業者数が増大の傾向すらみられるところに、深い注意がうながされるのである。

三　零細企業の階層分化

中小企業に内在する階層性の一般理論については、零細企業のそれをふくめて他の箇所でふれたからくり返さない。[3] ここでは動態的にないしは歴史的に、日本零細企業の傾向を考察する。

零細企業の階層分解は、端的にはその量の変動となってあらわれる。それは常識的なとらえ方では、零細企業の「残存（サーヴァイヴァル）」と一般にいわれ、おおくのひとびとは暗黙のうちに、零細企業は資本の競争に圧倒され、滅亡してその数を減少するものとかんがえている。換言すれば、零細企業の存立は、本来の経済法則からはずれた、特殊偶然性にぞくするものとみるのである。かかる把握は、はたして完全に正しいか、われわれが第二に問題とする点である。

全体としての零細企業の存立に作用をおよぼす条件を、かんたんに図式化してあげれば、つぎのごとくなるであろう。

(A)　零細企業から中小企業への上向
(B)　中小企業から零細企業への落層
(C)　零細企業からの没落→プロレタリア化
(D)　新規零細企業の発生
(E)　じゅうらいの零細企業の零細企業としての存続

いちいちの項目については詳説をはぶく。

それぞれの項目は、あたえられた数の、その時点における、その国の零細企業の増減に作用するものをしめす。すなわち、(A)と(C)は、現在の零細企業数を、結果として減少させるのだから、いずれもマイナス効果をもつが、おのおののもつ経済的意味は全く異る。(B)と(D)は、反対に、現存の零細企業の絶対数を増加させるものという意味で、ともにプラスの要因である。いずれも数量的にはプラス要因ではあるが、それぞれの経済的内容はいちじるしくちがうことはいうまでもない。さいごの(E)は、現存の零細企業数にはたらく要因としては、プラスでもマイナスでもなく、ゼロである。

かんたんに、現存零細企業数に変化を生ずるばあいをかんがえると、つぎのとおりになる。いうまでもなく、A、B、C、Dは絶対値である。

Ⅰ　A＋C＞B＋D

Ⅱ　A＋C＜B＋D

Ⅰの条件のばあいは、零細企業数は減少し、Ⅱの条件のばあいは、反対に零細企業数は増加する。しかしてⅢの条件のばあいは、全体としての零細企業数には増減はなく、現存数は不変である。

Ⅲ　A＋C＝B＋D

経済的内容を捨象して、数量的に平面化して扱えば問題はかんたんであるが、個々の零細企業にとっては、上記A、B、C、Dのいずれの道を選ぶかは、「命がけの飛躍」であることはいうまでもない。Ⅲの条件のばあいでも、総結果としては、計算上は零細企業数に変化はないが、個々の企業には栄枯盛衰の運命があり、それがただ偶然的にプラスの数とマイナスの数とが等しい結果となったために、その国の零細企業数には増減なく、一見波瀾がなかったかにみえるのである。以上によってもわかるごとく、零細企業数に増減を生ぜしめる原因は、けっして単一でなく、単純ではない。多くの諸原因の複合作用によって、さいごに変化をおこしているのである。

視角をかえて、一国における資本主義の発達、ならびに資本の運動とのかんれんにおいて、これらの諸条件をみればどうなるか。立入って述べる余裕がないので、ただ要点だけを摘記するにとどめる。第一に、その国の資本主義の歴史的発展段階におうじて、これらの諸項目のあらわれる関係は異ってくる。略して資本の創生期(＝本源的蓄積過程)、産業資本発展期(＝資本の自由競争段階)、独占段階のいずれにあるかによって、それらの項目のいずれが、他にすぐれて大きく支配するかは、ちがっている。第二に、景気の循還局面がどうであるかが、大きく影響する。上昇期、好景気、恐慌、不況などのいずれにあたるかによって、個々の零細企業の存立は大きく左右されることはいうまでもない。一つの想定として、産業資本の発展段階で、かつ景気上昇期のばあいには、(A)の「性向」はより大で、(B)と(C)はより小であるとする。かかるばあいには、零細企業の総数は減る公算が大であるといいうるであろうか。条件をかえて資本の独占段階と、不況期をもってくれば、零細企業数にはどう響くか。そのばあいは(B)と(C)の性向がより大で、(A)はより小であり、したがって零細企業数は増加するとは、いいきれないであろう。なぜならば、(B)と(C)のどちらがより大きいかが具体的にしめされていないからである。さらに日本の零細企業を問題にするにあたって重要な点である、(D)の項目をわれわれは抜きにして、かんがえた

ことが想起されなければならぬ。零細企業の「死滅」については、運命であるかのごとくに多くのひとびとはみているが、他面、零細企業の新生を無視していいものであるか。

多くの論者は、無意識のうちに英米、ことに古典的イギリス資本主義の成立と発展の型を前提し、そこでの十九世紀における発展が旧生産のマニュファクチュア的零細企業を剿滅していったパターンで物をみているようである。けれども、問題は、「後進国」日本の資本主義であり、もっと正確にいえば、歴史的特質をもった日本資本主義の、第二次大戦後の独占後期における日本型零細企業を、われわれは対象として検討しつつあるということである。この点の理解の不充分さが、資本の競争において、非能率と小資本の零細企業は没落し、その数は減少するはずだという、「経済学」の公式主義をもって、げんじつの日本零細企業問題にのぞむ誤謬におちいるのである。

右のような公式的理論を批判するのは、そのところでないから、ここでは日本資本主義のげんざいは、なにゆえに多くの零細企業を残存させ、かつ発生させつつあるかという点に考察をしぼり、その理由を項目にしてかかげるにとどめる。

(1) こんにちではだれでも知っているように、資本主義の高度化、独占化は第三次産業部門にぞくする商業・サーヴィス業等を拡大し、そこでの需要をみたす零細企業が発生する。それは西欧諸国でも日本でも共通である。

(2) 農林・水産のごとき第一次産業部門は、後進国日本資本主義においては、例外なく零細経営であり、それは、げんに人口の半ばをしめる尨大な数である。それが日本では連鎖的に第二、三次産業部門における零細経営の存続とむすびついている。

(3) 日本独占資本主義の現段階の諸矛盾（＝資本内部―国際、国内―、および対労働）の存在が、独立小生産者・零細企業を「独占資本の支配維持の堡塁（Bulwark）とする。」（フィリップス）

(4) 右の理由にかんれんして、零細企業の無際限の没落、業者のプロレタリア化には、一定のチェックが必要となる。なぜならば、零細企業の没落から生ずる尨大な数のプロレタリアを、近代的労働者として雇傭し吸収する道がない。逆説的にいえば、日本のおおくの旧零細生産者たちの悲劇は、独立生産者たる地位を放棄して、近代的賃労働者化しえないところにある。

(5) 低コスト、チープ・レーバーの源泉として零細企業が必要である。

(6) 小額の資本による、零細企業を発生させる社会的基盤の存在がある。それは(1)とは異なった意味で、日本社会の発展の後進性、歪曲性によるもので、とくに顕著にして多数なものに、つぎのばあいが指摘される。(イ) ある企業従業者が、定年とともに退職金を基礎に零細企業をはじめる。いわゆる町工場の多数の経営者の前歴が、労働者上りであるのは、これに該当する。(ロ)破産した工場経営者、あるいは離職失業者たちの数人が、零細な資金をあつめて、生業的零細経営をはじめるばあいがおおい。[5] アメリカにおいてすら、一九二九年から三三年の大不況期に新設されたガソリン・スタンド、葉巻造り、小売商などの

零細企業経営者の多数のものの前歴が、失業者であった。[6] 日本のごとく、老令退職後あるいは失業者についての、生活保障制度の不完備な国においては、多くのひとびとは生きるための手段として、何らかの生業的零細経営をやらなければならぬ必要に追いこまれる。大戦後における部分的、形式的な社会保障の存在にもかかわらず、その内容の貧弱と生活費の高騰のため、ますます多数のひとびとが、失業中はもちろん老後もはたらく必要に追られているじじつは、われわれの経験に徴しても明らかである。

(7) 日本の都市・農村における、「過剰」人口・労働力の圧力は、零細企業発生の有力な原因をなす。

四　零細企業減少説批判

以上によって、日本資本主義の歴史的特質と大戦後の現実を対象とするとき、零細企業に生ずる階層分化が、企業数ならびに従業者数を、容易に減少させないであろうというのが、われわれの見解である。それらの数は、たとえ増加しなくとも、少くとも現状維持か停滞的であるとかんがえる。しかるに日本の零細企業について、単純に半減し、げんざいも減少の傾向にあるとする見方がある。

「戦後の現在、小商品生産「家内労働者」（たとえば、かりに従業員五人以下とする―原文―）は戦前の一九三九年にくらべて半減しているが、小商品生産者・小資本家層（かりに従業員五～四九人―原文―）は工場数・従業員数ともに倍加」（豊田四郎）していると述べる。[7] 右の説明には、理論上おおくの不明確の点があるが、ここではいちいち取りあげない。端的に小商品生産・「家内労働者」は半減し、小商品生産者・小資本家層は倍増したとする一点だけを対象とする。豊田氏および他の零細企業減少説のひとびとは、工場（＝工業）統計表における、一九三九年（昭和一四年）の零細規模工場数五七万、従業者数一二八万四千人にたいして、一九五四年（昭和二九年）は、工場数二四万五千、従業者数五四万四千人という数字をう呑みにした上で、前述のごとくそれらの数の半減をいい、かかる減少の傾向がいまもつづいているとみるのである。われわれは、かかる解釈にたいして批判的であるが、その理由を消極的（＝内在的）批判と積極的批判にわけて、その要点を両観点から以下に述べることとする。

I　消極的批判

(1) 戦前と戦後とでは、零細企業の標識が『統計表』で異っている。戦前は使用職工数四人以下（＝五人未満）のものが集計されているのに、戦後のそれは従業者三人以下のものである。前者には使用職工のほかに企業者・家族従業者を入れるならば、げんざいの統計における零細企業(A)のほかに、同(B)（従業者九人以下）の大部分のものをふくんでいるわけである。したがって正しい方法で、すなわち(A)＋(B)計と比較しなおすならば、事業所数は若干の減少がみられるが、従業者数では戦前一二八万人にたいし、戦後一一一万人だから、激減とか半減というのはあたらない。

(2) 戦前の統計では製造問屋がふくまれていたのに、戦後はそれが除かれた。統計上ではそれらの数だけ戦前比で減るのは自明である。

(3) 昭和一五年から終戦にいたる六年間の準戦時・戦時体制において、生産力増強のためにという名目でなされた、零細工場のスクラップ化のあとを想起しなければならぬ。かかる軍事的必要にもとづいて、「上から」おしつけられた犠牲の結果、転、廃業により「企業整備」をよぎなくされた零細企業数は全国で数十万にのぼったのである。[3] その他、空爆等による被害によって焼失した工場も尨大な数にたっする。かくのごとき特別な異状事態の存在に目をふさいで、零細工場を戦前とくらべて、その戦後激減の傾向として一般化して論ずるのは飛躍である。

II 積極的批判

零細企業の半減とか激減を主張する見解にたいしては、これを積極的側面より批判することが可能である。それには具体的には、(一) 戦後における零細企業関係諸指標のさいきんにおけるうごきと、(二) 戦後の零細企業設立の多数をしめす指標とがある。

(一) 戦後における零細企業の趨勢

第2表より第5表にいたる諸表は、昭和二五年より同三一年にいたる零細企業関係の数量的うごきをしめす。零細企業減少論者のいうごとく、法則的にまたは歴史的傾向として、日本の零細企業が縮減しているならば、終戦直後の混乱を経て、資本主義的経済復興と正常化を達成した昭和二五年から、その後の七年間の経過の過程のうちには、当然に零細企業の縮減があらわれなければならぬはずである。はたしてそうであるか、左の諸表をみよ。

下掲各表についての詳説は略するが、全体としていえることは、零細企業の、(イ) 事業所数、(ロ) 従業者数、(ハ) 出荷額等、(ニ) 付加価値額のいずれをとっても、微小の例外をのぞいて逐年増加をしめしているのである。すなわち、零細企業事業所数は、昭和二五年の二八万二千から、同二八年に三一万五千に、そして同三一年には三二万二千へと増えた。零細企業従業者数は、右に対応するおなじ年次を追って、八三万一千人から一〇三万一千人、そして一〇八万九千へと増えている。零細企業出荷額等は、右とおなじ年間に二、二八六億円から四、五八四億円に、そして五、八一四億へとこれも増加をしめす。零細企業付加価値額は、零細企業(B)だけで、右に対応するおなじ年間に、四六二億円から八三四億円に、そして一、一六四億円へと着実に増加をしめているのである。

(二) 戦前、戦後の零細企業新規設立状況比較

第6表は、零細企業をふくめて、現存している企業について、それの設立年次を調査したものとして注目される。

左表のしめすごとく、零細企業現存数——昭和三〇年末現在——三三万一千のうち、戦前・戦時中(昭和二〇年以前)に設立されたものの計は、一一万だから全体の三三・二%にあたる。しかるに同じく零細企業で戦後(昭和二一年～同三〇年)の十年間に設立されたものの計は、二二万一千という尨大な数にのぼり、全体の六六・八%の大きな割合をしめる。かくのごとく多数の零細企業が戦後新らたに設立され、かつ現存しているのである。通産省調査は、戦後多数の零細企業が簇生しつつあるという、われわれの理論的推測を証明するものである。かれらは「雑草のごとく」踏みつぶされては、日本社会のいたるとこで生れつつある「企業」であり、それは発生の客観的基礎が存在するかぎり無くならないし、むしろ増える傾向さ

第2表　従業者規模別製造事業所数

従業者規模別	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	%	昭和31年	%
合　　計	352,448	393,758	398,403	405,789	430,440	432,705	100.0	433,373	100.0
300人未満計	350,234	391,359	395,953	404,093	428,784	430,974	99.6	431,443	99.6
零細企業(A)　1～3人	196,225	227,363	230,294	233,176	245,953	245,593	56.8	237,807	54.9
零細企業(B)　4～9人	86,177	88,052	85,439	82,375	89,671	85,591	19.8	84,624	19.5
(A)＋(B)	282,402	315,415	315,733	315,551	335,624	331,184	76.6	322,431	74.4
10～19人	37,945	42,745	45,353	48,842	52,612	55,968	12.9	59,495	13.7
20～29人	12,683	14,230	15,028	16,421	17,218	18,397	4.2	20,579	4.8
30～49人	9,349	10,323	10,837	12,188	12,306	13,321	3.1	14,810	3.4
50～99人	5,439	6,047	6,342	7,076	6,958	7,769	1.8	9,152	2.1
100～199人	2,416	2,599	2,660	3,025	3,028	3,271	0.8	3,739	0.9
200～299人	1,456	1,577	1,625	990	1,038	1,064	0.2	1,237	0.3
300～499人				782	758	815	0.2	901	0.2
500～999人	419	431	467	527	524	541	0.1	590	0.1
1000人以上	339	391	358	387	374	376	0.1	439	0.1
大企業(従業者300人以上)小　　計				1,696	1,656	1,732	0.4	1,930	0.4

通産省　工業統計表産業編（昭和34年）より算出

第3表　従業者規模別製造業従業者数

従業者規模別	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	%	昭和31年	%
合　　計	4,261,303	4,740,798	4,815,785	5,180,220	5,285,228	5,516,928	100.0	6,047,667	100.0
300人未満計	2,699,169	3,112,584	3,195,107	3,432,607	3,825,196	4,029,707	73.6	4,371,841	72.2
零細企業(A)　1～3人	400,489	481,944	496,706	512,673	544,979	552,987	10.0	541,373	9.0
零細企業(B)　4～9人	431,339	539,816	527,925	518,375	564,563	549,161	9.9	547,802	9.1
(A)＋(B)	831,828	1,021,760	1,024,631	1,031,048	1,109,542	1,102,148	19.9	1,089,179	18.1
10～19人	508,583	571,511	607,713	656,161	704,557	750,660	13.6	800,892	13.2
20～29人	301,434	338,377	357,239	389,796	409,275	436,963	8.5	489,051	8.1
30～49人	355,009	338,309	407,210	458,027	462,852	501,379	9.1	557,859	9.2
50～99人	368,985	432,954	431,031	481,321	472,332	528,241	9.6	619,968	10.2
100～199人	333,330	359,673	367,286	416,254	413,079	450,769	8.2	514,979	8.5
200～299人	439,958	480,125	490,923	536,380	253,559	259,547	4.7	299,918	4.9
300～499人					285,865	307,413	5.6	341,943	5.7
500～999人	288,618	293,285	325,667	368,184	365,870	375,316	6.2	409,192	6.8
1000人以上	750,277	854,804	803,088	843,049	808,297	804,492	14.6	924,687	15.3
大企業(従業者300人以上)小　計	1,562,134	1,628,214	1,620,678	1,747,613	1,460,032	1,487,221	26.4	1,675,822	27.8

通産省　前掲

第4表　従業者規模別年間製造出荷額等

——単位100万円——

従業者規模別	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	%	昭和31年	%
合　　計	2,372,278	4,147,750	4,767,868	5,877,267	6,250,137	6,772,000	100.0	8,691,911	100.0
300人未満計	1,144,722	1,840,274	2,234,561	3,177,642	3,505,226	3,795,189	56.1	4,631,892	53.3
零細企業(A)　1～3人	77,945	119,581	143,966	168,660	193,164	207,573	3.1	218,000	2.5
零細企業(B)　4～9人	150,719	216,674	252,246	289,753	328,074	329,543	4.9	363,460	4.2
(A)＋(B)	228,664	336,255	396,212	458,413	521,238	537,116	8.0	581,460	6.7
10～19人	185,756	302,212	378,972	470,747	537,362	576,706	8.5	673,562	7.7
20～29人	127,031	207,605	255,393	318,742	359,759	389,786	5.7	486,021	5.6
30～49人	169,985	275,862	336,299	434,002	466,413	507,564	7.5	624,124	7.2
50～99人	211,203	350,986	424,832	542,729	568,604	642,251	9.5	817,936	9.4
100～199人	222,083	367,354	442,853	573,910	616,536	675,471	10.0	832,301	9.6
200～299人	1,227,556	616,331	744,887	379,099	435,311	466,299	6.9	616,482	7.1
300～499人				522,134	568,519	634,296	9.3	798,010	9.2
500～999人		421,474	530,054	687,678	692,307	749,672	11.1	969,616	11.1
1000人以上		1,269,671	1,258,366	1,489,813	1,484,086	1,592,843	23.5	2,292,393	26.4
大企業(従業者300人以上)小　計	1,227,556	2,307,476	2,533,307	2,689,625	2,744,912	2,976,811	43.9	4,060,019	46.7

通産省　前掲

第5表　従業者規模別年間付加価値額

——単位100万円——

従業者規模別	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	%	昭和31年	%
合　　計	730,621	1,178,998	1,308,353	1,692,281	1,895,086	2,099,095	100.0	2,543,667	100.0
300人未満計	319,902	478,734	570,556	813,746	981,943	1,085,518	51.7	1,265,571	49.7
零細企業(A)　1～3人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
零細企業(B)　4～9人	46,252	63,542	73,214	83,415	103,797	107,922	5.1	116,467	4.6
(B)	46,252	63,542	73,214	83,415	103,797	107,922	5.1	116,467	4.6
10～19人	55,441	83,951	102,634	125,045	157,610	176,781	8.4	198,802	7.8
20～29人	37,681	57,132	68,883	84,644	103,807	115,992	5.5	138,851	5.5
30～49人	50,800	74,438	89,842	115,450	135,627	151,863	7.2	176,438	6.9
50～99人	62,879	96,562	116,374	143,436	166,432	192,148	9.2	229,692	9.0
100～199人	66,849	103,109	119,609	155,475	183,770	202,717	9.7	237,646	9.7
200～299人	410,719	169,332	212,523	106,271	130,900	138,091	6.6	167,671	6.6
300～499人				150,995	166,332	182,708	8.7	231,038	9.1
500～999人		138,721	155,605	223,269	220,324	256,374	12.2	297,743	11.7
1000人以上		392,211	369,668	504,271	526,482	574,495	27.4	749,315	29.5
大企業(従業者300人以上)小　　計	410,719	700,264	737,797	878,535	913,143	1,013,577	48.3	1,278,096	50.3

通産省　前掲

第6表　事業所開設年別事業所数

——昭和30年末現在——

産業分数および規模別	合　計	昭和11年以前のもの	昭和12年～16年のもの	昭和17年～20年のもの	昭和21年～24年のもの	昭和25年～28年のもの	昭和29年のもの	昭和30年のもの	不詳のもの
合　計	432,694	104,514	22,897	18,109	103,331	130,880	30,033	22,635	295
(A)従業者数3人以下のもの	245,593	63,034	12,404	8,998	55,686	72,421	18,031	15,019	—
(B)　4 ～ 9人	85,608	18,957	3,810	2,953	21,866	27,730	6,238	3,912	142
(A)+(B)計	331,201	81,991	16,214	11,951	77,552	100,151	24,269	18,931	142
10 ～ 19人	55,961	11,870	2,921	2,486	14,205	18,327	3,702	2,354	96
20 ～ 29人	18,383	3,635	1,153	1,105	4,819	5,903	1,040	699	29
30 ～ 49人	13,321	2,808	1,007	1,047	3,568	3,863	621	393	14
50 ～ 99人	7,765	1,933	779	813	2,044	1,747	271	169	9
100～199人	3,270	1,003	387	415	732	588	78	64	3
200～299人	1,063	405	160	118	201	137	27	14	1
従業者300未満合計	816	383	125	95	115	79	12	7	—
300～499人									
500～999人	538	251	89	57	68	62	9	2	—
1000人以上	376	235	62	22	27	23	4	2	1
大企業(従業者300)人以上小計	1,730	869	276	174	210	164	25	11	1

通産省　工業統計表産業編（昭和34年）より算出

えもっている。もちろん、零細企業の「新生」にたいし他方ではかれらの「死滅」――破産、吸収合併等々――のおこっていることはいうまでもない。前掲の第2～5表は、かかる新生と死滅の差引きが、既存数に加わった各年末の決算表であるが、第6表は現在生存している零細企業につき、かれらがいつ設立されたかの調査であることをあらためて注意すべきである。なおこれに加うべきは、工業における零細企業のほかに、商業・サーヴィス業等における零細企業の新生と増加の問題があり、これらが増大しつつあることは明らかであるが、ここでは取上げないで他の機会にゆずる。

以上消極、積極の批判点を総合して、つぎのごとく結論することは、誤りではないであろう。

(1) 日本の現段階において、零細企業が、出荷額等、付加価値額はいうまでもなく、事業所数、従業者数において半減または激減したという見方は当らない。

(2) 零細企業にかんするこれらの諸指標が、縮減の傾向にあることを、日本資本主義の法則としてつかむ事実は検出されない。反対に、それらの増大ないしは、少くとも停滞的現状維持の傾向がつづいていると判断するほうが正しい。

さきの豊田四郎氏とは、論点を若干異にするようであるが、楫西光速、伊東岱吉両教授もわが国における零細企業の縮減を支持される。楫西教授は、一九三九年にたいして、「一九五四年の零細企業の数字を比較すると、戦後の零細規模工場の地位は、相対的にも絶対的にもいちじるしく減少しているのが注目される。[9]」伊東教授は、「一〇人未満の零細企業層は、わが国においても、その比重は歴史的動向として縮小している。[10]」とみるのである。両教授の零細企業減少説のうち、前述豊田氏と共通の点については、豊田氏批判の箇所で論じたから、ふたたび触れない。統計上の問題としては、楫西教授が、戦前の零細工場生産高は全工業生産高の七%をしめたが、戦後ではそれが三%に減退したとされる点がある。これは教授が、零細企業(A)のみの生産をとられて比較されるから、そうなるのであって、零細企業(B)をふくめると戦後の生産は七%～八%となっており、戦前に比べてけっして低下してはいないのである。この点は、伊東教授も従業者九人以下（零細企業(A)、(B)）をとるが、このほうが正しい。こまかくいえば、零細企業にとって重要なのは、全生産高にたいする相対的割合いよりも、その絶対的生産高であって、それは確実に毎年増加していることは、前掲第4表によって明らかである。

問題の第二点は、楫西、伊東各教授がいずれも、前者は戦後零細企業の地位が減少したといわれ、後者は、零細企業層は、わが国においてその比重が縮小しているといわれるところにある。両教授のあいだにおける地位と比重の解釈が、精密に一致しているかはわからないが、そもそも零細企業の地位ないし比重とは、いかなる概念であるかが、明らかにされなければならぬ。楫西教授は、零細企業の事業所数、従業者数、生産高における統計上の「減少」をもって、ただちにかれらの地位の減少を主張されるが、そのばあいの零細企業の地位とは具体的に何を意味するのであるか。資本主義の一定の高度における発達は、わが国においても、事業所・従業者・生産高等の諸指標の絶対的増大をもたらすが、零細企業のそれは、た

とえ絶対的には増えても、日本の全生産にしめる相対的比率が低下していくことはありうる。かかる統計上の意味で、零細企業の地位は減少するとされるのであろうか。しかしながら日本資本主義社会の構造的部分として、零細企業をつかむとき、工業部面だけでもかれらによる生産に基礎をおく一一〇万人（『工業統計表』）があり、そのほかに、全産業（『事業所統計調査』――昭和三二年――）では八二二万人の多数にのぼる、零細企業従業者がげんに存在する事実を、零細企業の問題意識としてもつことが重要なのである。この点の把握が不充分であると、いわゆる大企業の生産や従業者が増えるにつれて、零細企業のそれは減少し、日本における零細企業の「地位」は縮小して、それにともなって零細企業問題の社会的重要性がなくなり、問題そのものも漸次的解決にむかうという形式論におちいる危険がある。右の疑問は、伊東教授が、零細企業層の比重は歴史的動向として縮小されつつある、とされる点についてもあてはまる。揖西教授とおなじく、零細企業の比重という概念は、かれらの数の絶対的大きさや比率にかんすることがらであろうか。日本資本主義の生産関係の推移の過程において、零細企業者・従業者がもっている歴史的重要性や問題性もまた「縮少」する傾向にあるとされるのであるか。かれらは、「資本主義の片隅に、資本主義の落穂を拾ってかろうじて存立している資本形態」[11]として、かたずけられる運命の存在なのであろうか。

註(1) Joseph D. Phillips ; Little Business in the American Ecoromy, 1958.

(2) 伊東岱吉『日本中小企業問題の国際比較』参照

(3) 小宮山琢二『日本中小工業研究』六～七頁

(4) 拙著『経済政策論』第五章　中小企業政策――中小企業の階層分化と階層性分析、以下参照

(5) 新潟県燕市の洋食器研磨零細工業にかんする就業動機調査にはつぎのように出ている。（竹林庄太郎『中小工業経営の研究』――燕洋食器工業――一六七頁）

総　　計	九四
主人（又はその家族）が失業したから	一三
主人（又はその家族）の収入が少いから	二三
病気、身体障害の為につとめが出来ないから	一
老衰のためつとめが出来ないから	一
病人の世話でつとめが出来ないから	一
家の生業であったから	一九
農閑期を利用するから	〇
其の他	三三

右のような事態は、ほとんどすべての地方零細工業の実態調査において検出される。

(6) ibid. p. 58.

(7) 豊田四郎『日本資本主義論争批判』Ⅱ　第四編「日本資本主義と中小企業」二七三頁

(8) 山中篤太郎教授は、昭和一四年～一七年における転業による零細企業数減（使用職工五人未満）を五万七千とされるが、同一八年より終戦にいたる期間は、企業整備・戦災等による全国零細工場数減はその数倍ないし十数倍にたっしたはずである。

――『中小工業の本質と展開』(二二九―三六頁参照)――

(9) 椹西光速『日本資本主義大系』中小企業　第一章四九～五〇頁

(10) 前掲

(11) 藤田敬三・伊東岱吉編『中小工業の本質』所収　高宮晋「中小企業の本質に関する試論」二一二頁

質問一（専修大学　**小林義雄**）

① いわゆる零細企業の質的規定に関連して、〃事実上の労働者〃（このうちの相当部分は資本制家内労働に属するものとみられる）、小商品生産者（恐らく正確にいうならば〃現代の小商品生産者〃moderne Kleinwarenproduzenten としなければならぬであろうが）、あるいは別の観点からいわれているいわゆる〃生業〃などは報告者の述べられたような意味での零細企業とどのような関係にあると考えられるか。

② 報告者の述べられた点から推測すると、零細企業は資本としての性質を持っていないとか、あるいはそれを著しく欠いているものを考えておられるようであり、その点は妥当な見解と思われるが、それならばこれを中小企業から外して考えるべきだという報告書の主張にとどめず、さらに零細企業、つまり一種の企業、資本を意味する用語自体にも問題があるのではないか。従って、習慣的に使う場合はとにかく、いくらか厳密にいわなければならない場合には、例えば、〃零細業〃あるいは〃零細業者〃というような表現の方がより適当ではないかと思われるが、どのような名称がもっとも適当だと思われるか。

さらに理論的な厳密性が要求される場合には、〃事実上の労働者〃および〃(現代の)小商品生産者〃などとして規定すべきではないかと思われるが、この点は①と併せてお尋ねしたい。

③ 報告者が挙げられた零細企業の量的規定の基準は製造業についてのものと思われるが、商業、サーヴィス業などについては別に考えられているのか、考えられているとすれば、具体的にはどのような基準であるか。

④ 労働者階級あるいは労働組合との共闘という場合にも、それは中小企業とそれらのものとの共闘としてではなく零細企業とそれらのものとの共闘でなければならないと述べられたように思われる。これは零細企業だけに厳格に限ると考えられるのか、それとも零細企業をもっとも重要視すべきであり、同時に小企業その他中小企業のある部分あるいはその大部分も場合によっては共闘できると考えられるのかどうか。

以上4点についてお尋ねしたい。

答 ①御説の諸要素と属性をもったものの複合体と解釈します。それは矛盾した要素を中にもっている、しかしそのどれかの一つでなければならぬとは考えません。

②学界、実業界で「零細企業」で通っているから、それでいいんではないかとおもいます。御説の「零細業」も結構だとかんがえますが、個人商店でも一つの企業とみなしているのだから。ことばも大切ですが、それよりも本質的な点は、中小企業、大企業――その中には一、〇〇〇人以上の従業者をもつものもある――と全く異質の「零細業者」とを、同一平面に並べて、統計その他であつかって

きた、いままでのやり方に問題があり、この点にこそ反省をもとめる必要があるのではないでしょうか。

③商業・サーヴイス業などについては、零細企業の基準が、製造業とは別箇にきめられなければならぬと考えます。ご承知のように、中小企業の基準が、前者では三〇〇人未満（＝二九九人以下）、後者では三〇人未満（＝二九人以下）であることを前提するとき、後者（製造業）の従業者一〇人未満（＝九人以下）をもって零細企業の基準とするならば、前者（商業・サーヴィス業）では当然に九人以下よりもより少い数であるのが妥当であるとかんがえます。具体的に幾人以下とすべきかは、商業・サーヴィス業の実態を総合的に調査した上で、決定されなければならない問題であります。因みに、この部門については、アメリカにおけるごとく、年間売上額・受取額などで一定の基準を設けるのも一つの方法でしょう。

④零細企業だけが、いかなるばあいでも労働階級と共闘しうる階層だとは考えません。その階級的性格において、零細企業者が、労働階級と共通またはそれに相対的に近い要素を、中小企業者よりもより多くもっていると述べたわけです。戦後の民族資本論におけるごとく、中小企業一般を民族資本と規定したり「買弁的」独占資本以外の大企業までも、この中にふくめた誤謬を指摘したのです。中小企業の一部分――原則として中小企業の最上層・中位層をのぞく下層、および小企業――にも、ばあいによっては零細企業とおなじく、労働階級が共闘しうるものがありうることは、御説のとおりです。しかしあくまでもケース・バイ・ケースであり、さらに「共闘」と「中立」とはべつのものであることは、ご承知のとおりであります。新中国が日本の零細業者に――中小企業にではなく――配慮物資をおくったのや、北ヴェトナムがウルシをおくるのは、日本のいわゆる中小企業について、かれらは本質をよくつかんでいるのではないか。わたくしは、中小企業も資本であるというところに力点をおきたいとおもいます。

質問二（名古屋大学　**滝沢菊太郎**）

①中小企業を区分される場合に、「零細」規模、「小」規模、「中」規模という階層区分をする方法と、存立形態区分あるいは類型区分（例えば戦前に小宮山氏がなさったような区分）をする方法とがあると思いますが、報告者がとくに前者の区分方法を重視される積極的理由を御教え下さい。

②「零細」「小」「中」を区分される場合の基準は何ですか。どうしてその基準をとられるのかその積極的理由を御教え下さい。

答　①統計的に企業を区分するには、一定の基準・標識をもちいてその規模をわけます。かく区分された企業は、当然にその規模に対応した属性と特質をもっています。それは、政府統計の現行基準が完全無欠というのではなく、さしあたり与えられた官庁統計を利用して研究する立場からは止むをえません。小宮山氏の方法も無意味ではないが、全国的規模で、統計的に企業の階層性をとらえるには不充分です。同氏の旧問屋制、新問屋制の概念は、戦時中の「生産力」的把握で、当時としてはいちおうの――基本的には正しくないが――意義はあったでしょうが、こんにちでは現実性が薄くなったとおもいます。本文参照。

②従業者数をもちいます。その理由は、本文(一)の(2)に述べてい

ますから、ご参照ください。

質問三（大阪府立商工経済研究所　**上内宗次郎**）

① 時間の関係で充分に説明が出来なかったものと思いますが、「零細企業者層」（総数九人以下を基準とされた）が豊田氏の指摘されるように戦後激減していない。むしろ戦後の傾向としては増加しつつあるという、報告でありましたが、工業センサスの戦前との比較指数のみならず、実態調査などによって把握されている主要な中小工業についての業種別の戦前との比較資料によってみると明らかに零細企業者層は著激しています。このことは問屋制支配が戦後広汎に弱体化した現象と相表裏して現われていると思います。尚その上に質的には生産手段の機械化が進んでおり、戦後の傾向は報告者の主張されたように窮乏化、停滞とのみ断することは出来ないと思いますが。

② 中小企業問題の重要性は生産の担い手としては量的にも質的にも零細企業者層よりは、より上層の中小企業者層にあり戦後益益その傾向が強まっていると思います。報告者の主張される零細企業特有の問題性（中小企業問題一般と区別される）の説明がなかったが具体的に報告書の見解を示して載きたい。

答 ご質問①②は、くわしく本文㈢、㈣において、述べていますからご参照ねがいます。

日本中小企業論の史的展開

——中小企業論前史——

尾城太郎丸
〈慶応義塾大学〉

わが国の中小企業研究の多くが、これまで、中小工業乃至中小企業の概念を明確にすると同時に、何よりも中小企業の「問題性」の本質を把握することを、その中心的課題として来たことについては、今日何人も異論のないところであるが、この「問題性」把握における観点の相異が、概念規定をはじめとして中小企業論における諸見解の一切を区別する基礎となっている。

最近、この中小企業の「問題性」すなわち中小企業問題については、日本の資本主義のみに限らず、欧米諸国を含めた資本主義全体、なかんづく独占資本主義に共通なものとして、問題一般の存在が指摘され、問題への理論的接近の試みがなされつつあり、このことはそれ自体重要な意義をもつものであるが、しかもなお、私見によれば、問題性の本質は、資本主義法則の一方的演繹によってのみ解明されるべきものではなく、法則がさまざまの規定を受けつつ作用する現実的諸条件、具体的な国民経済構造の場において、さらにはその国の資本主義の経済構造における諸矛盾の一環として把握されるべきものと思われる。この意味において、わが中小企業論における本質論的研究が、原理論乃至一般論的な形式でなく、むしろ日本資本主義の実態認識、構造分析、あるいは個別問題及び時局的課題の研究という形式によって、すぐれた成果をあげて来たことを高く評価したい。

この中小企業論が、日本資本主義の構造的矛盾＝問題の発展、及びそれを反映しまた規定する政策的課題の変遷のなかで、どのような過程を経てその問題意識における本質論的傾向を発生せしめ、展開せしめるに至ったかを、系譜的に考察して、諸見解を歴史的に位置づけようとするのが、報告者の意図するところである。

そこで、かかる問題意識の発展がその現実基盤の変化と段階的にどのように対応していたかを、まえもって明らかにしておかねばならない。すなわち、まず、この現実基盤とは直接には中小企業問題そのものであり、それは日本資本主義の発展段階にしたがって次の三つの形態をとる。

(一) 資本の本源的蓄積期（明治初年）……「在来産業」問題
(二) 産業資本の確立期（明治三十年代）……「小工業」問題
(三) 独占資本主義段階（第一次大戦以降）……「中小工業」問題

そして、問題意識の内容を構成する二つの契機として、第一に、

現実矛盾としての問題に対する現象的認識（政策的認識も当然ここに含まれる）から与えられる現実的問題意識と、第二に、欧米資本主義の法則性、あるいは歴史的傾向を背景として与えられる一般的理論的問題意識とが存在するが、これら両者が、日本資本主義のいわば「土壌」のなかでどのようにして相互に媒介され統一されるかが、本質論的傾向の発生・発展の程度をはかるメルク・マールとなる。中小企業論の史的展開過程を、この本質論的傾向の発展程度に応じて、段階別に区分すれば、次の項目に明らかなように、本質論的問題意識の確立以前と以後とでⅠ前史とⅡ本史とにわかれ、さらに前史については、「中小企業」問題の意識化以前と以後とで(1)及び(2)にわかれ、本史についても、本質論の発展及びその内容から、(1)戦時及び(2)戦後にわかれる。

Ⅰ　中小工業論前史
　(1)　日本資本主義の成立と中小工業論
　　A　明治初年期の「在来産業」観
　　B　産業資本の確立と「小工業」論
　(2)　中小工業問題の成立と中小工業論
　　A　「中小工業」の社会問題化と政策論及びその批判
　　B　中小工業の準戦時段階的問題と本質論的認識の発生
Ⅱ　中小工業論本史
　(1)　戦時中小工業問題と本質論的研究
　(2)　戦後中小工業問題の特質と本質論の展開

本報告では、中小企業の内容を主として中小工業に限定し、かつ報告の範囲については、本史の部分はその発表を別の機会に譲り、前史の過程のみをひとまず対象とする。

Ⅰ

中小企業問題意識の源流を、日本資本主義の本源的蓄積期である明治初年に求めるならば、この時期に特徴的な「在来産業」観を見出すことが出来るが、それは、日本資本主義の大工業化が、幕末・維新期における既存の在来産業の自生的発展、その資本主義的発展を基礎とせず、明治政府の殖産興業政策による近代的工場制度の国内移植という方式によって行われたため、国民経済の構造における著しい断層・歪みを生じ、本源的蓄積政策が展開される過程において、大工業化政策の反面に、在来産業対策を問題として政策課題にのぼせざるを得なかったという、わが国産業構造形成途上の特異な矛盾がその背景にあった。この在来産業政策のイデオロギー的基礎がすなわちここにいう在来産業観であったのである。

この在来産業観の当時における唯一の代表者であった前田正名（当時の農商務省官僚）が、その編纂した「興業意見」三十巻（明治十七年刊）やその著書「所見」（明治二十五年刊）において、自らの見解を述べているところによれば、当時の日本の工業には「固有工業」及び「器械工業」の二種があり、綿花、茶、菜種、煙草等の商業的農産物及び生糸、織物、陶器等の工産物よりなる在来固有産業の産物の大部分は輸出用商品となるものであり、舶来の輸入品に対抗するためには、器械工業による模造品の生産などよりは固有工業の奨励と輸出振興の方が重要であり、それが積極的な輸入防遏策となるものであった。これに対して、明治初年期の殖産興業政策

は、概して器械工業＝大工業の国内移植にのみ専念して、固有工業の発達を等閑視する結果となった点を批判し、固有工業・在来産業の保護奨励、近代化、輸出化、規制策等の具体的施策を論じ、大工業移植を中心とする勧業方針とは色彩を異にした政策ラインを打出した。

このように、前田正名によって代表されるこの時期の在来産業観は、徹頭徹尾殖産興業政策の観点に立つものであり、問題意識における思想的背景には輸入経済学以前の重商主義的なものさえ伺われるものであるが、しかもなお、それが、本源的蓄積期における日本の特異な産業構造矛盾の現実認識に立脚して、産業資本の確立後も日本資本主義の対外経済循環に果す在来産業の重要な役割を洞察した点において、以後における問題意識の発展のための素材を提供したものといい得る。

二

殖産興業政策による「上から」の産業革命の導入によって、まず軽工業とくに紡績業（日清戦争前後）、次いで重工業（日露戦争前後）を基礎とする大工業資本の確立が実現するとともに、問題意識も「小工業」論なる形態において展開を見るのであるが、その背景には、初年期からの伝統的在来工業及び新興の非特権的な民間産業（移植工業）が、家内工業・マニュファクチュア等の生産形態を主たる内容としつつ、それらが大工業段階のもとで「小工業」問題の担い手となる、という関係があった。

しかし、この時期のわが小工業論は、日本の特殊な産業革命の生み出した小工業問題を直接反映したというよりは、むしろドイツ歴史学派・社会政策学派の小工業論を理論的背景として成立したと見るべきもので、それはドイツの Verein für Sozialpolitik（一八七三年創立）に倣って設立された日本社会政策学会（明治三十年四月設立）を中心とする社会政策研究の一環をなし、その所説は多くビュッヒヤー、シュモラー、ゾンバルト等の小工業論の翻訳・紹介・祖述に終始したものであった。そしてそれは、内容的には、主として歴史学派の経済発展段階説に依拠して、大工業の発展が企業集中をもたらす一般的傾向を認めつつも、なおイギリス・ドイツ等の統計的事実にもとづいて、大工業による小工業の全面的淘汰・排除はあり得ぬことを主張し、大工業の時代においてもなお手工業や家内工業の存続し得る産業分野（工芸的生産、修繕作業等大工業の附属部分）及びその諸条件（注文生産形態、需要の非画一性、市場変動への対応性等）を列挙し、かかる小工業の保護政策として、ドイツ信用組合制度を範とした産業組合による保護奨励を説き、あるいは小工業の没落または存続の問題を中産階級の将来性の観点からとりあげる、というものであった。

このような小工業論の問題意識に対して、日本自身の小工業問題に対する現実認識としては、例えば横山源之助「日本の下層社会」（明治三十一年刊）をはじめ農商務省の「職工事情」（明治三十四―三十六年）などすぐれた実態調査もあらわれたが、概して独自な理論的分析はいまだ行われず、輸入小工業論の方法をそのまま適用して、問題の性格を問屋に対する家内労働者の問題とする程度であって、経済構造的には、大工業＝移植工業、小工業＝在来工業という

前提に立って、在来の固有工業は移植工業の影響を受けること少なく、西欧における大工業の小工業駆逐という問題が起るとすれば、それは日本の現在でなくむしろ将来の問題であるとする見解が通例であった。（横山前掲書、芝川又三郎「日本小工業の前途」明治三十七年刊、渋沢栄一「明治商工史」明治四十四年刊―とくにこのなかの農商務省工務局長岡実の見解）

こうした観方はほぼ明治期を通じて支配し、在来工業、小工業の構造変化、問題性の発展が生じつつあった大正初期にまでもち越され、この時期の小工業研究の総括的成果と見られる大正六年日本社会政策学会の第十一回年次大会報告「小工業問題」においても、ドイツ小工業論的観点の強い影響が看取出来るのであるが、そのなかで、故上田貞次郎氏の報告に見られた見解はやや異色的存在を示すものであった。すなわち、同氏は、ドイツ家内工業の形態論を発展せしめ、日本の小工業の実態にもとづいて、その存立形態の分類・整理を行って、資本的支配・従属関係の解明を試み、また小工業の将来性について、いわゆる苦汗制度の弊害に対しては一般と同じく社会政策的観点に立ちつつも、他方では、慢然たる助成策を疑問視し、その存続条件なきところ小工業は中・大工業によって代置さるべきであり、存続条件ある場合は国家はこれを放任して差支えなしとする客観的立場に立ち、さらに小工業の没落＝中産階級の危機説に対しては、新中産階級の抬頭という新しい傾向を強調して反論するなど、必ずしも狭い政策的観点に捉われぬ現実的な問題意識を提示したのであった。

三

第一次大戦を経て大正期から昭和恐慌に至る過程において、従来の「小工業」概念とならんで、あるいはこれに代って「中小工業」概念が成立・一般化し、問題意識の上でも、もはや小工業論でなく中小工業論が抬頭して来る。このような変化の背景には、この時期にはじめて中小工業問題が日本資本主義の構造的矛盾として確立されたこと、すなわち、日露戦争後はじまった在来工業（織物業を中心とする）の動力革命が第一次大戦期の好況によって急速に普及し、また先進国からの輸入杜絶を契機として機械・雑貨等の新工業分野が発展し、従来の家内工業の外に新たに資本的問題を担う中小経営＝中小工場が広汎に発生することとなり、しかも他方で、既に産業革命を終えた特権的大資本が、大戦期の高度の蓄積ののち、戦後恐慌、昭和恐慌の過程で、カルテル化、産業合理化、銀行資本集中を通じて、漸く財閥＝独占資本による金融資本体制を確立して来るにともなって、新生した中小工業群がこの独占の圧力によって収奪・従属化せしめられるという関係が明確となって来たことが前提されていたのである。

そしてこの時期の中小工業問題が、現象的には、多くの中小企業者の経営的危機（とくに金融難）、没落、窮乏化という形態で社会問題化しつつあったところから、何よりも中小工業に対する実態的・政策的認識を深め、とくに大正末年以降、内閣及び農商務省（商工省）を中心に設けられた各種審議機関による一連の立法政策が、中小工業者の金融難緩和、業者間の過度の競争・不当廉売・共

倒れの弊害是正、業者無統制の改善・合理化等をその課題とし、現実政策の上でも、重要輸出品工業組合法（大正十四年制定）等組合化政策への布石が用意されつつあった事情を反映して、これらの対策問題をめぐる中小工業の政策論乃至政策批判が、当時の問題意識の大半をしめることとなった。この種の論議の多くは、勿論、従来の家内労働者の問題だけでなく、中小工業者の経営的・資本的問題をも対象として、とりあげるようになったが、経済構造的には依然として小工業論の場合と同じく、中小工業を大工業との対比においてその特質を指摘するのみで、当時の段階における資本主義の構造のなかでそれを把握し得るに至らず、したがって従来の社会政策的観点も克服されずに存続する場合が多かった。

しかしながら、他方では、これまでの小工業論的観点を克服しようとする傾向もこの時期にはあらわれて来た。

その一つは、社会政策学派内部から生じたもので、例えば、従来の小工業論の論議は、もっぱら家内工業者の金融問題あるいは問屋と家内労働者の関係にのみ限定されて来た観があるとし、これに対して、今後は日本の小工業の組織構造の発達（中小工業の構造とその存立形態の変化）及びこれに対する政策問題の解明が必要であると強調するもの、あるいは、政策対象たる中小工業の範囲について、従来の小工業概念に包摂し得ない中小資本家層をも大工業資本家の被圧迫階級に含めて考えようとするものなど、そのあらわれである。

二つには、小工業論に対する外部からの批判があり、それはマルクス経済学的観点からの中小工業問題の理解、問題意識の発生であった。

その先駆的な見解は、理論的には、主として企業集中傾向をめぐるベルンシュタイン＝カウツキー論争以来、社会政策学派の小工業論の論拠となっていた修正派の見解に対して、正統派の主張を日本の資本主義について論証しようとしたものであって、そのなかにも、当時の中小業者（工・商・農）の窮乏化・没落現象を、日本の金融資本制覇の過程として把握し、中小業者問題の解決を中小業者の労働戦線への結集によって求めようとするもの（桧六郎「中小商工農業者は没落か更生か」昭和五年）、あるいは、中小経営の没落過程乃至形態に着目して、中小経営の独立性の名目的なる点を強調し、とくに当時の不況過程における小経営者数の増大傾向（没落と一見矛盾する現象）について、小経営の存在は小資本所有者のプロレタリヤへの転落過程における一時的屯所であるとするもの（小池四郎「小経営者論」民衆政治講座第一八巻、昭和四年）、などがあった。

さらに、かかる現象を当時の日本資本主義の段階の分析のなかで、より理論的かつ具体的に把握したのは野呂栄太郎であって（「日本資本主義発達史」昭和五年刊、所収論文「日本資本主義現段階の諸矛盾」）、彼は問題の本質を単に中小工業の窮乏化・没落の問題としてでなく、日本資本主義の歴史的特質にもとづく工業と農業の発達の不均衡、さらに工業内部の不均衡を胎む独占資本・金融資本段階の矛盾の一つと観、日本の財閥＝金融資本の発展が、中小生産者の広汎な存在とその収奪とを前提としてのみ可能であり、それゆえ、いわゆる財界整理＝合理化も、その過程における矛盾の激化の

ために徹底化し得ない関係として、すなわち問題を矛盾として把握した。

かくして、現実矛盾の発展とともに、社会政策学派の小工業論を脱皮して、日本独自の中小工業論形成へと向う条件が、マルクス経済学的観点の導入を契機として、漸次成熟して来たのである。

四

昭和恐慌から満洲事変を経て戦時経済期に入り、中小工業論は顕著な発展をとげるが、日華事変に至る準戦時体制の時期は、前期の傾向を受けて、中小工業論における本質論的な問題意識が一応の体系をもって発生して来る時期であった。その現実基盤においては、日本資本主義が国家独占資本主義体制へと傾斜して行く過程で、重要産業統制法、工業組合法（昭和六年制定）等、国家政策を背景とする中小工業の再編成がはじまり、矛盾＝問題の現象も、前期のように窮乏化・没落という単純な形態でなく、独占資本の新たな支配体制のもとで「窮乏的成長」（山中篤太郎氏「中小工業の本質と展開」）といわれる複雑・多岐な様相を呈しつつ展開されたのである。

勿論この時期においても、問題意識の一般のあり方としては、新たな中小工業問題の実態認識及び政策論的認識という形式をとるものが極めて多く、例えば、恐慌過程でとくに激化した中小工業の失業、労働争議、労働運動等を背景として中小工業の労働問題がはじめて注視を浴び、その後の金輸出再禁止後の日本商品の急激な海外進出とともに国際問題化したソシヤル・ダンピング問題に関連して輸出中小工業問題がとりあげられ、工業組合制の本格化にともなって中小工業の統制・組織化・合理化問題が論議の対象となり、また軍部の地方統制工業をめぐって中小機械工業の下請制（おくれて民間大企業の下請制）の問題が登場し、これに関連して中小工業の技術及び経営の改善・合理化等が問題視されて来る、といった具合である。以上のうちでも、この時期に最も特徴的なものは輸出中小工業問題及び工業組合の問題であった。

まず輸出中小工業問題においては、当時の中小工業の輸出生産における地位の重要性の評価をめぐる論争が行われ（有沢広巳氏と高橋亀吉氏との間）、統計的実証の点から両者とも難点を蔵しつつ、事実問題としては輸出中小工業の重要性が再認識される結果となったのであるが、問題が単に生産額の比重に関することがらでなく、中小工業の輸出競争力、さらにその基盤にある低賃金問題と関連していたがゆえに、その理解の仕方いかんによっては、あるいは本質論的な問題意識に発展し、あるいは高橋亀吉氏の「輸出肉弾説」（「現代中小商工業論」昭和十一年刊その他）に代表されるように、中小工業の謳歌論、政策的弁護論に堕する性質のものであった。

次に工業組合の問題では、前期まで見られた産業組合に関する論議とは異なって、単なる社会政策的観点に代り経済統制政策的観点が支配的となり、価格協定、取引協定等カルテル的統制の中小工業への適用とその効果・影響等が、多く政策論的観点よりとりあげられる傾向を示したが、他方では、工業組合制の中小工業構造にもたらす現実的影響、すなわち旧来の問屋制度と工業組合との関係、例えば、工業組合の問屋制度に対する分解作用の問題、問屋の工業組

合加入、問屋の生産者化の問題等が、政策論とは別個に対象とされたのであった。この後者のとり上げた問題は、戦時体制の本格化、経済統制の全面化にともなって、より強い関心をひく問題へと発展したのである。

ところで、この時期における中小工業論のうちで、以上のごとき現象理解、政策論を越えた本質論的な問題意識を提示したものは、さきの輸出中小工業問題に関連して、その中小工業の存続の問題を日本の実態に即して理論的に掘り下げようとした見解であった。もっとも、この中小工業の存続の問題、存続の一般的理由としては、さきの高橋氏が低賃金労働の利用とその競争上の優位性とを指摘していたが、中小工業の存続を日本の特殊現象としてのみ理解するにとどまってその客観的・法則的認識を欠いたため、前述せる弁護論に陥ったことに対して、理論的な問題提起を行った有沢広己氏の見解がそれであった。

有沢氏は、その著「日本工業統制論」(昭和十三年刊)において、わが国輸出生産にしめる中小工業の優位性は否定したものの、わが国工業人口にしめる中小工業人口の圧倒的比重はこれを重視し、かかる「特殊現象」の理解にあたっては、ドイツ家内工業の衰退傾向に関する統計的事例にもとづいて、資本主義の理論から見て日本においても同様の歴史的過程が繰返されねばならぬものとし、中小工業の重大地位とその存続とが日本経済の特殊である(高橋説)と主張し得るためには、日本において広汎に残存する家内工業(零細経営)地盤が今後も何故に崩壊し難いかを解明しなければならないと述べて、特殊現象の法則的理解の必要を強調された。

そして、この段階における中小工業の「重大性」の意味については、中小工業とくに家内工業的零細経営が盛行するのは、これらにおいても充用し得るような低賃金労働力が豊富に存在するがためであって、その逆ではないと主張され、かくして、国民経済にとっての中小工業問題は「工業生産上の問題」であるよりはむしろ人口問題であり、労働問題、社会問題である、という本質観が明らかにされた。

有沢氏のかかる見解は、方法的には資本主義法則の理解及び適用における公式主義の傾向(特殊性を一般法則に還元、解消する傾向、旧労農派その他欧米人の日本経済観が当時同様の性格をもっていた)が見られ、内容的には、中小工業問題を小工業問題に、さらにその性格を労働問題一般に還元し、工業構造、経済構造としての問題を不問に附したことによって、矛盾の具体的把握、問題の日本的特質の理解が甚しく不足し、次の研究段階において批判されることとなったが、そこでの本質論展開のための重要な一契機として、中小企業論前史におけるすぐれた成果をなしたと見ることが出来る。

以上に見られた問題意識の本質論的傾向を、下請制等をはじめ中小工業問題の具体的形態に即して発展せしめ、同時に日本の資本主義の構造的把握を深めてゆくのが戦時・戦後の中小工業論の大きな特徴となるのであるが、冒頭にお断りしたように、これらの段階の考察は機会を改めて行いたい。

質問一(名古屋大学　**滝沢菊太郎**)

イギリスやアメリカにおける small business 論においては、「large-scale economy が存在するのになぜ small business が

survival するのか」といういわば経済論理的な問題として提出されている（これがその後 optimum size theory として展開してゆく）のに対して、日本ではそのような経済論理的な矛盾を対象とした中小企業論としてでなく、当初からいわば政策的問題として提出され展開していることが、日本中小企業論の一つの大きな特色と思われますが、このような事態を招いた原因、およびそのような事態となったことのもつ意味について御教え下さい。

答　日本の中小企業論は、従来たしかに現実の政策的課題を対象として、これをめぐって問題意識を発展せしめて来たといえるが、このような傾向を通じて、単なる現象理解より本質理解へ、とくに日本資本主義の構造的把握へと進んで来たところに、その特色があると私は考えるので、つねに政策的問題のみを追求して来たとはいい切れないと思うのであるが、こうした特色が、スモール・ビズネス乃至小工業の存続理由、存続条件の解明という問題に終始して来た英米の小工業論と著しい相異をもっていることは御指摘の通りである。

㈠　そこで、このような相異をもたらした原因についてであるが、私はここで、それぞれの問題意識の生れて来る現実基盤が英米と日本とでは質的に異なっていたことを改めて強調したい。すなわち、英米では、大工業の発展、資本の集積・集中が、社会的分業関係を基礎とする個別企業相互間の競争、資本の運動法則がかなりの程度まであるがままに現象し貫徹する結果として、自生的に行われ、傾向としては存続条件あるもののみが小規模企業として存続し得たのであり、したがって、一般的・抽象的な経済論理として「大規模経済に対して何故小企業が存続するか」という問題提起の行い得る現実基盤が存在したわけである。しかるに、わが国の場合には、大工業の発展は必らずしも資本の法則のあるがままの現象の結果として自生的に行われたのではなく、むしろ移植機械制工業として、当初よりかなりの資本規模をもって出発したものであり、構造的には、特権的な移植大工業対非特権的な在来工業乃至民間産業という関係が中心となって中小企業問題の基盤が形成され、中小企業自体もいわゆる異質多元的な形態において存続し、問題がすぐれて歴史的・構造的な内容をもちつつ展開されて来た関係からいって、英米のスモール・ビズネス論における問題提起が現実的意味をもち得る基盤が成熟していなかったのであり、日本の問題の特質を理解するためには、むしろ、日本資本主義の構造的な問題として把握して行かねばならなかったのであろうと思われる。

㈡　次に、かかる相異の意味ということであるが、私は、以上のような問題意識における彼我の相異は、まさに資本主義の構造における彼我の相異を反映したものとして、極めて当然のなりゆきであったといえよう。しかし、この相異が宿命的なものであって、今後もそれぞれの問題意識が互に交渉をもつことなしに、同じ方向をそのまま持続すべきものであると考えているわけではない。

すなわち、英米等においても、従来のスモール・ビズネス論における一般的存続条件の解明という問題だけでなく、独占資本主義の構造における問題としてとり上げようとする傾向も皆無ではなく、また日本においても、戦後とくに最近に至って英米のスモール・ビズネス論研究が漸く盛となり、さらに問題を独占理論との関連で掘

下げようとする研究も試みられつつあるわけで、何れにしても従来の中小企業論における彼我の問題意識の相異も絶対的なものではなく、日本の資本主義構造における戦前の特質が変化を余儀なくされる（いわゆる経済体質の近代化の問題）程度に応じて、欧米資本主義について提起される問題が、より現実性をもって、日本の中小企業論に影響を与えることと思われる。

質問二（公正取引委員会　御園生　等）

㈠　中小企業問題の発展を、在来産業からの発展のコースと移植工業の発展コースとの併存としてとらえられているようであるが、むしろ、これら両セクターのかかわり合いとして把握する必要があるのではないか。その上で中小企業論史の展開を把握すると、どういう意味をもって来るか、御教示願いたい。

答　問題そのものの発展、問題史については、今日の報告はこれを直接の対象としていないためやや説明不足の憾みがあったと思われるが、在来産業問題にせよ、中小工業問題にせよ、中小工業問題にせよ、すべて御指摘のように「二つのセクター」のかかわり合いの上に成立する矛盾＝問題であることはいうまでもないのであって、ただそのかかわり会いの仕方、したがって構造的関連の内容及びその性格の歴史的・段階的発展が、すなわち問題の発展を意味するものと考える。こうした点から、中小企業論における問題意識の発展を見るならば、この関連性自体の認識がはじまるのは中小企業問題（意識）の成立期（第一次大戦後昭和恐慌期）であって、その構造的内容の把握、性格規定の本質的掘り下げが行われるようになるのは、独占資本と中小企業の関係が、体制的あるいは直接的な収奪・利用関係として一般に理解されるようになる戦時経済段階に入ってからであった。但し、準戦時段階までは、現実関係における未発展をも反映して、一部の先駆的な見解を除いては総構造的な把握は見られず、いわゆる「分難理解」的な傾向をもつものが多かったのである。

㈡　中小企業の発展コースは、在来産業の発展が、そのまま中小企業として発展したのではなく、これと独占段階に入ってからの、主として下請機械工業等の発生・発達とは、断絶があるのではないか。これらの異質的なものの把握の上で、中小企業論の発展を見ることが必要なのではないか。そして、もし独占段階に中小企業問題として共通のものがあるとすれば、独占対非独占資本としての問題意識であると思われる。最近の中小企業論の資本主義構造とかかわらしめた上での問題意識の発展は、このような背景のもとに理解しうるのではないかと考えられるが、どうか。御教示願いたい。

答　独占段階とくに戦時経済期に入ってから展開を見せた下請機械工業等は問題の担い手としての中小工業の最も典型的なものであり、それはいわゆる在来産業から発展して来たもの、例えば問屋制（旧問屋制・新問屋制）の問題を担う中小工業（在来織物業はその典型である、もっとも雑貨工業等は固有伝来のものとはいえないが）とは性格を異にするものであることは勿論である。しかしながら、前者が中小工業問題の新しい形態であるとすれば後者はその旧い形態であり、同じ独占段階においても時期によってそれぞれのしめる比重は異なっては来るが、これら新旧両形態が会して、日本の

中小工業問題の内容を形成するのであり、独占資本主義の構造的矛盾という意味では、何れも問題の担い手であることに変りはないと思う。

また、中小工業問題も独占段階の問題である以上、一般論的には、独占段階の新しい矛盾である独占と非独占との対立という問題に包摂させて考えらるべきものではあるが、日本の場合にはやはり資本主義構造の歴史的特質が同時に考慮されねばならないであろう。例えば、わが中小企業問題の成立期において、恐慌過程を通じての金融資本集中、産業合理化、カルテル化等によって、財閥＝独占資本とアウトサイダーとの矛盾が激化したことは事実であり、独占段階の新しい関係は日本においても現象しているわけであるが、この種の問題と、他方で当時社会問題化した中小企業問題とを構造的に関連せしめて問題意識にもたらすには、日本の経済構造のアンバランス、とくに工業構造の二極集中的断層はあまりにも大きかったのではないだろうか。中小企業問題が、独占資本のメカニズムと関連せしめて、真に資本主義の総構造のなかでとり上げられるようになるのは、戦時・戦後期を経て日本の資本主義構造が変化し、産業構造の一応の高度化、その質的発展、独占、非独占、中小企業等それぞれの内容の変化、それら相互間のより機能的な関係の発展等、とくに最近の企業系列化をはじめとして戦前の構造的特質といわれたものにかなりの変化が生じて来ていることなど、問題意識を生み出す現実基盤の顕著な変化を背景としてのみ可能となるのではないかと思う。

なお、この点は、本報告で割愛した戦時・戦後の中小企業論を取扱う際に明らかにしたいと思うが、本格的には矛盾＝問題そのもの、とくに戦前・戦時・戦後の構造変化を再討検することを要するものである。

質問三（大阪市立大学　藤田敬三）

昭和二年の金融恐慌が其後の日本中小企業問題を大きく規定していると考えますが、この点に関する御高見を伺い度い（適度規模に関する滝沢氏の質問とも関連して）。

答　昭和二年の金融恐慌は、日本の財閥＝独占資本の金融支配体制が確立するとともに、中小企業問題が本格化する過程での重要な契機をなすもので、この時期における問題の内容が、第一次大戦期をピークとして叢生した中小企業の没落・窮乏化という形態で社会問題化したことは、まさしく「恐慌に全く度を失った金融資本が片手落ちの銀行集中によって中小金融の根柢を破壊し、中小企業を真に生かすことの代りに、文字通りこれを従属化して、目前の搾取対象とすることに没頭」（エコノミスト一九五八年一〇月一五日別冊号、藤田先生）したといわれるような、独占資本と中小企業との関係が形成されたことを示すものであった。そして、これ以後、準戦時期の輸出中小工業問題にせよ、戦時期の下請制工業問題にせよ、基本的な傾向としてはかかる関係が支配的であったところから見れば、この時期における独占資本の中小企業支配の関係が以後の問題のあり方の原型となったといえよう。

しかしながら、このような金融恐慌を契機とする独占支配の仕方は、「広汎な中小生産者の存在を前提として、その収奪の上にのみ自らの存続・発展が可能であった」（野呂栄太郎）といわれるよう

に、わが独占資本にとってまさに体質的・構造的なものであって、その根源は独占成立以前にも溯求すべきものであり、また中小企業自体についても、第一次大戦期を中心とする在来・移植各産業分野における発展には顕著なものがあったとはいえ、戦争による輸入杜絶、物価騰貴という僥倖的な事情に依存した面が極めて大きく、その発展の仕方についても、例えば新問屋制などの形態が示しているように、家内工業でなく中小工場であるとはいえ資本力の薄弱な、経営基盤の脆弱なものが多く、戦後恐慌の相次ぐ過程において収奪さるべき存在であったといわねばならない。

したがって、この時期の中小企業問題の基礎は既に形成されていたのであり、それが金融恐慌を契機として矛盾の顕在化となったと考えられるのであって、金融恐慌後も中小企業問題を支配する日本的特質（いわゆる適度規模論的な観点からは十分に説明し得ない）の根源はもっと深いものであったように思われる。ただし、この点は直接の論証にもとづくものではないので、正確には、第一次大戦期の中小企業の構造、戦後恐慌、金融恐慌の具体的な過程について検討した上で再考すべきものである。

農家の労働供給について

田中駒男
〈早稲田大学〉

一

農家の労働供給には二つの型がある。その一つは離村して都市の工場や商店などに雇用されるものであり、他の一つの型は、農家に住んでいて、自家農業やその他の就業機会に労働を供給することである。この報告は後者に関するものである。すなわち、農家常住家族員における労働の供給を考察する。

最初に、有業率をつぎのように定義する。一五歳以上の常住家族員数を生産年令人員とし、この生産年令人員に対する有業者数の割合（百分比）を有業率と定義する。ただし、この報告での有業者とは、農林省「農家経済調査」の定義に従うものである。すなわち、生産年令人員のうちで、自家農業その他の何らかの業務に年間六十日以上に亘って就業した者を有業者と定義する。この有業者数の生産年令人員に対する割合、という人数に関して定義した有業率をもって、農家の労働供給に関する指標とする。

労働供給に関する計画主体は、個人単位においてではなくて、少なくとも現在の支配的傾向としては、家計単位で行われている。したがって、家計単位で調査された資料によって労働供給を考察することができる（労働供給に関する決定が個人単位で行われるという傾向は、農業においても、将来ますます強くなるであろうことが予想される。その場合には、家計単位で調査された資料によって労働供給を考察しても意義がなくなるであろうことは勿論、さらに農家という概念の再検討が必要となる）。

なお、統計に示された、有業者の生産年令人員に対する割合、つまり、事後的な有業率をもって直ちに労働供給の指標にするという方法は、つねに許されることではない。しかし、農家の場合には、つぎに挙げる二つの理由から、事後的な有業率が計画された事前的な有業率にほぼ等しいとみることができよう。

その第一の理由は、農家が家族労作経営であるということである。農家は、その他の家計と同様に、労働の供給者であると同時に、就業機会の提供者という意味で労働の需要者でもあり、両者が完全に一致していないとしても、少なくとも主体的に重なり合っている部分が大きい。故に、ある農家の供給する労働は、その他の農家や工場、商店などの異なった主体からの労働需要のほかに、その

農家からの労働需要にも相対するのであるから、したがって、農家の労働供給が、その他の主体からの労働需要を上廻るとしても、自己の提供する就業機会に就業させることによって、全体として両者をバランスさせることが可能である。しかし、家族経営以外の、例えば、都市勤労者家計にあっては、この操作は行いえない。例えば、主婦が家庭で内職したいと望んでも、異なった主体からのそのような労働需要がないかぎり、その主婦は内職することはできず、したがって、この家計の事後的な有業率をもって、直ちに労働供給の指標とすることはできない。

他の一つの理由は、現在支配的な農業技術のもとでは、労働と、その他の生産要素、特に土地との間の結合比率が伸縮的であるということである。この結合比率が固定的である場合には、耕地面積が与えられると、それに結合さるべき就業者数が技術的に決定され、したがって、労働に関し供給者と需要者とが主体的に同一であるとしても、両者をバランスさせることは技術的に不可能となる。しかし、ある農家の労働供給が他の主体からの労働需要を上廻る場合であっても、結合比率が伸縮的であれば、総産出高の増加しうるかぎりでは、一定の耕地に対し自家農業就業者数を増加させることができる。結合比率の伸縮的な産業としては、農業のほかに、小売業、卸売業、サービス業を挙げることができる。例えば、戦争直後、耕地総面積が減少したにもかかわらず、農業就業人口が一挙に二百万人も増加しえたこと、あるいは、昭和二六年に比較して三〇年では、総就業人口では一三%の増加であったが、小売・卸売・サービス業では三〇%も増加している。このような変化は、それぞれの技術のもとで、結合比率が伸縮的であるということを一つの条件としていると考えられる。

以上二つの理由から、農家にあっては、いわゆる全部就労が可能であるから、事後的な有業率が事前的な有業率から大きく異なることはないと推定できるし、したがって、事後的な有業率を労働供給の指標とすることができると考えられよう。

しかし、先にも述べたように、農林省「農家経済調査」の定義では、年間労働日数が六〇日以上の者を有業者、それ以外を非従業者としているから、この非従業者のなかには、自発的な非従業者のほかに、実際には何らかの業務に就業したが、その労働日数が六〇日未満であった者も含まれることになる。したがって、ここで定義した有業率が、労働供給の指標としては、低めの値を示す場合があろう。後にふれるように、経営耕地面積の小さい農家にあっては、特にそうである。

以下において利用する資料は、農林省「農家経済調査報告」(以下「本集計」と略称)と、その調査個票を所得階層別に集計した過剰就業研究会編「農林省農家経済調査新集計」(以下「新集計」と略称)である。「新集計」は二つの集計方法による結果を示している。その一つは農業所得の大きさによって分類した農業所得階層区分であり、他は、農業所得と農外所得の合計である農家所得の大きさによって分類した農家所得階層区分である。ここで利用したのは、特に明記する場合を除き、すべて農業所得階層区分による。したがって、以下で示す農家所得もまた、農業所得階層区分で集計された農家所得である。

二

有業者の大きさについて考察しよう。「新集計」の全国平均によって、生産年令人員、所得水準、および有業者数の間にいかなる関係が成立しているかをみてみる。まず最初に、同一の生産年令人員において、所得水準の相異に対して、有業率のいかなる相異が対応するか、すなわち、所得水準と有業率の間の関係にいかなる傾向が成立しているか、を考察する。なお、ここで所得水準とは常住家族員一人当りの農家所得であって、農家所得は農家家計用品物価指数（昭和二六年基準）で修正してある。例えば、男女計の生産年令人員が三・八人の場合には、一人当り農家所得が三・四万円、三・八万円、四・三万円と、所得水準の大きいほどに、有業率（単位%）は八四、八〇、七八と逆に小さいし、また男女計の生産年令人員が五・〇人の場合でも、一人当り農家所得（単位万円）が五・一、五・二、六・四と、所得水準の大なるほどに、有業率(%)は逆に八一、七八、七七と小さくなっている。そしてこの傾向は、その他の生産年令人員においても、一般的に成立している（紙数の関係から統計表、グラフはすべて省略する。精しくは拙稿「農家の労働供給について」（早稲田政治経済学雑誌、第一五〇号）を参照されたい）。すなわち、同一の生産年令人員にあって、所得水準の大なるほどにその有業率は小であり、そしてこの傾向は、生産年令人員の大きさにかかわりなしに、一般的に成立している。

この傾向をさらに男女別でみてみる。生産年令人員が、男子で一・六人、女子で一・七人の場合に、一人当り農家所得（万円）が三・五、四・〇、四・六と所得水準の大となるほどに、その有業率(%)は、男子で八七、八六、八四、また女子では七八、六九、六五である。また生産年令人員が、男子で二・一人、女子で二・三人の場合に、一人当り農家所得（万円）が四・一、四・三、五・四と所得水準の大なるほどに、その有業率(%)は、男子で八八、八五、八四、女子では七七、七三、七一である。すなわち、同一の生産年令人員にあっては、所得水準の大なるほどに、その有業率が逆に小であるという傾向は、男女別でみるときにも成立することを知るが、しかし、男子の有業率がほぼ八五%前後であってその相異がきわめて僅かであるのに反し、所得水準の同一の差に対する女子有業率の相異ははるかに顕著である。一人当り農家所得が約五万円以下にあっては特に顕著であって、それ以上の所得水準にあっては女子有業率の相異は男子のそれとほぼパラレルとなる傾向がある。

一般に、女子就業者は家計補助的性格をもつものであるから、以上の考察から、つぎのように述べることができる。すなわち、家計補助的就業者を必要とするほどに低い所得水準にあっては、所得の変化によって有業率がかなり顕著に変化するが、反対に高い所得水準にあっては、有業率は所得変化によってはほとんど変化しない、と推定される。

以上は人数でみた有業率であるが、これを時間単位で定義して考察してみる。「農家経済調査――本集計」は、恒常的賃労働者と職員を除くそれ以外の農家単位での年間総労働時間（H）を記録している。そこで二四時×三六五日に、恒常的賃労働者と職員を除くそれ以外の生産年令人員（P′）を乗じて、この延時間数に対する年間総

労働時間（H）の割合、つまり家計全体としての時間単位でみた有業率をβ^Hと定義する。例えば、東北農区の場合に、五反以上ではβ^Hが一五～一六%であるのに五反未満では一二%にすぎず、五反未満のβ^Hが特に小さいという傾向はすべての農区でも明らかである。そこで恒常的賃労働者と職員を除く有業者をL'とし、β^LをL'/P'と定義し、さらにL'一人当りの年間総労働時間をh（$=H/L'$）とし、hの二四時×三六五日に対する割合をβ^hと定義する。これらのβ^H、β^L、β^hをそれぞれ対数値でとれば、$\beta^H=\beta^L+\beta^h$となる。さらに一町～一・五町のこれらの値を$\overline{\beta^H}$、$\overline{\beta^L}$、$\overline{\beta^h}$とし、五反未満のそれらをβ^H、β^L、β^hとすると、

$$\Delta\equiv(\overline{\beta^H}-\beta^H)-(\overline{\beta^L}-\beta^L)=\overline{\beta^h}-\beta^h$$

$\therefore\ \overline{\beta^h}>\beta^h$ ならば、$\Delta>0\quad\therefore\ \overline{\beta^H}-\beta^H>\overline{\beta^L}-\beta^L$

この関係に基づいて、「農家経済調査―本集計」によって計算すると、すべての農区においてΔが正の値をとっている。すなわち、一町～一・五町に対する五反未満の差でみると、時間単位での有業率β^Hの差よりも、人数でみた有業率β^Lの差の方が小さい。これは、五反未満では、一人当りの年間総労働時間を短縮して人数単位での有業率を大きくし、そうすることによって、一町～一・五町のβ^Lとの差が短縮されていることである。すなわち、五反未満の農家では、結果的には有業者一人当りの労働時間を短縮せしめるような、そのような就業機会に対しても敢て労働を供給し、労働の全部就労化を行っていることを示すものである（同じ方法によって二町以上の場合をみると、一町～一・五町に対し、一人当り労働時間の増加によって人数での有業率を減少させている）。五反未満のこの傾向から、つぎが予想される。すなわち、五反未満の農家では、労働日数が六〇日未満であったために有業者として算えられなかった者が、他の階層よりも、多いのではなかろうかということである。もしそうであれば、これらの階層の農家の人数でみた有業率が、労働供給の指標としては、特に低めにでていることになるであろう。

今度は、ほぼ同一の所得水準において、有業者と生産年令人員の間の関係に、いかなる傾向があるか、すなわち、生産年令人員の相異に対し、有業者数のいかなる相異が対応するか、を考察してみる。「農家経済調査―新集計」の全国平均を資料とする。例えば、一人当り農家所得が四万円の場合に、男子生産年令人員(単位人)の二・二、二・一、一・八に対しその非従業者数がすべて〇・三人であり、また女子生産年令人員（単位人）の二・三、二・三、二・〇に対しその非従業者数がそれぞれ〇・五、〇・六、〇・六人である。また一人当り農家所得が約七万四千円の場合に、男子生産年令人員（単位人）の二・七、二・六、二・六に対しその非従業者数は〇・四、〇・四、〇・五人であり、また女子生産年令人員(単位人)の二・九、二・八、二・七に対しその非従業者数はすべて〇・九人である。すなわち、所得水準がほぼ同一である場合に、生産年令人員が小であっても、その非従業者数にはほとんど相異がない。生産年令人員をP、有業者をL、非従業者をUとすると、$P=L+U$であり、これに対しa人だけ少ない生産年令人員にあっては、$P_{ia}=(L-a)+U$という傾向があり、少なくとも$P-a=L+(U-a)$という傾向はみられない。すなわち、生産年令人員の差が、そのまま有業者数の差となっていることを示すものである。いま「農家経済調査―

本集計」によって、昭和二八年を一〇〇とする三一年の変化をみると、生産年令人員（男女計）の九六・五に対し、有業者数が九五・四、非従業者数が一〇一・〇である。すなわち、生産年令人員の減少がそのまま有業者数の減少となっていて、非従業者数にはほとんど変化がない。さらに年令別でみると、生産年令人員の減少は、三四歳以下、特に一五～一九歳の青年層において顕著である。この年令層の減少は、出生率の低下によってもたらされたものではなく、離村によって生じたものである。したがって、すでに何らかの業務に就業していた有業者の離村のために、有業者数と同時に生産年令人員もまた減少したとみるべきである。これに対し、非従業者を減少させて有業者数を同一に保つという傾向が生じないのは、所得効果と、労働節約型の農業技術導入との二つの作用からである（但し、男女別では農業就業者の、男子から女子への、代替傾向がみられる）。

以上における有業者の大きさについての考察を要約すれば、つぎのようである。

(a) 同一の生産年令人員において、所得水準の大なるほどに、その有業率は逆に小さい。

(b) この傾向は、男子の場合には緩慢であるが、女子または家計補助的就業者において顕著である。

(c) 五反未満農家にあっては、短時間就業という犠牲のもとで、全部就労化をはかっている。

(d) ほぼ同一の所得水準にあっては、生産年令人員が小なるほどに、その有業者数もまた小であるが、非従業者数にはほとんど相異がみられない。

全国平均一農家当りでみると、昭和二六年にくらべて三〇年では、有業率が八二%から七七%に減少したが、以上の考察から、その理由はつぎのようであろう。すなわち、主として青年層の離村によって、生産年令人員と有業者数がほぼ同数だけ減少し、同時に所得水準の上昇（一人当り農家所得で二〇%の上昇）によって、家計補助的就業者の減少（または不必要化）によって、有業者数がさらに減少したためである（生産年令人員の減少による効果の方が特に顕著であろう）。

三

以上の考察は有業者の大きさについてであったが、今度はその有業者の内容を考察する。すなわち、農家の供給する労働が、自家農業と、それ以外の農外事業（自営兼業、職員勤務のほかに、他の農家での農業賃労働も含まれている）にいかに配分されるか、あるいは自家農業と農外事業の間において労働がいかに代替するかを考察する。

農外事業就業者（N）の自家農業就業者（A）に対する割合（N／A）を相対的農外就業者と定義する。N一人当り農外所得をY^N、A一人当り農業所得をY^Aとし、Y^N/Y^Aを相対的農外所得と定義する。「農家経済調査―新集計」の全国平均（昭和三十年度）の資料によると、農業所得階層が高くなるほどに、Y^AもY^Nもともに上昇するが、相対的農外所得（Y^N/Y^A）は逆に小となる。例えば、農業所得が一〇万円未満では、相対的農外所得が、四一四であるのに対し、

一〇～一五万円では三〇六、順次農業所得が高いほどに低下し、七〇万円以上では一四八となる。これに対して、相対的農外就業者（N／A）も、農業所得階層の大となるほどに、六八から順次低下して、農業所得七〇万円以上では三となる。この関係を、縦軸に相対的農外所得、横軸に相対的農外就業者をとって、グラフを画けば、曲線は右上りとなる。すなわち、農外事業が相対的に有利になればなるほどに、農外事業への就業者数が相対的に増加すること、つまり、有利な仕事に対して一層多くの労働が供給されていることを示すものである。しかし、この傾向は、農家所得階層区分の資料によると、全くみることができない。したがって、農業所得の大きさで分類するときに、右の曲線が右上り（農業所得一〇万円未満が最も右上に位置し、農業所得の高くなるほどに順次に左下方に位置し、七〇万円以上が最も左下に位置する）であるということは、農外事業への就業者が農業所得の低さを補うために就業していることを示すものである（農外事業への就業が農家所得の低さを補うためであれば、農家所得階層区分による資料によっても、曲線は右上りとして現れるはずである）。

さらにこの曲線の傾斜を検討すると、農業所得が二五万円までは、緩慢な左下りであるが、農業所得が二五万円または三〇万円以上になると、曲線の傾斜は急となる。すなわち、この曲線は、左下りであると同時に、北東に対して凸状をしている。曲線の傾斜が右のように異なるということは、つぎのことを示すものと考えられる。農業所得が二五ないし三〇万円までは、自家農業が相対的に僅かに有利となると、農外就業者数が相対的に大きく減少するが、農業所得が二五ないし三〇万円（耕地面積で一・五町前後）以上になると、自家農業が相対的に大きく有利となつても、農外就業者数がほとんど変化しない。農外事業から自家農業への労働の移動は、低い農業所得階層にあっては、自家農業が相対的に僅かに有利となることによって生ずるが、高い農業所得階層にあっては、自家農業が相対的に大きく有利とならねば生じない。すなわち、労働にとっての農外事業・自家農業間の代替関係は、農業所得の高いほどに、薄弱となることを示す。故に、農外就業者といっても、その性格は所得階層によって異なり、低い農業所得階層では農業所得の低さを補うための就業であり、したがって、自家農業が有利となれば、直ちに自家農業に移動する。しかし、高い農業所得階層の農外就業者はそれを専業とする就業者であり、したがって、自家農業が有利となっても、そのために直ちに自家農業に移動することをしない。

このことは、付表の兼業化指数によってもみることができる。兼業化指数はつぎのようにして求められる。自家農業、自営兼業、臨時的賃労働、恒常的賃労働、職員に従事する人数をそれぞれN_1、N_2、N_3、N_4、N_5とし、$l_i = N_i/L$、$(L = \sum N_i)$、兼業化指数$= 1/\sum (l_i)^2$である。有業者がすべて自家農業のみに就業している場合には、兼業化指数は一であり、また$N_1 = N_2 = N_3 = N_4 = N_5$のときには、兼業化指数は五となる。「本集計」によって計算すると、すべての農区で兼業化指数は、五反未満では二以上であるのに対し、二町以上では一・三以下であって、その有業者のほとんどが自家農業に就業していることがわかる。また、農林省統計調査部編「農家の就業構造、昭和三一年度農村動態調査報告」に示された資料によれば、二町以上農家

付表　農区別兼業化指数　（男女計，昭和31年）

農区＼耕地（北海道）	5反未満（2町未満）	0.5～1.0町（2～3町）	1.0～1.5町（3～5町）	1.5～2.0町（5～10町）	2町以上（10町以上）	農区平均
東北	3.17	1.68	1.08	1.16	1.08	1.43
北陸	3.29	1.83	1.23	1.21	1.08	1.60
山陰	2.24	1.54	1.13	1.05	1.29	1.50
北関東	2.39	1.47	1.25	1.14	1.09	1.40
南関東	2.81	1.39	1.14	1.11	1.09	1.30
東海	2.66	1.45	1.15	1.10	1.05	1.42
近畿	2.67	1.42	1.17	1.10	1.12	1.52
瀬戸内	2.18	1.42	1.14	1.11	1.13	1.47
北九州	2.03	1.39	1.11	1.06	1.06	1.34
南海	1.98	1.29	1.13	1.07	1.07	1.31
北海道	1.42	1.14	1.09	1.06	1.00	1.09

資料；農林省「昭和31年度農家經濟調査報告」

の農外就業者のうち、サラリーマン・恒常的賃労働などに就業するものが六五%以上に達していることを知る。

同じ農区において、就業機会が、経営耕地面積の大となるにつれて、狭隘になるとは考えられないから、経営耕地面積または所得水準の大きい農家は、それらの就業機会の間で選択を行って特定の就業機会に対して労働を供給しているが、反対に低い階層の農家では、利用可能なあらゆる就業機会に対して労働を供給し、そうすることによって、有業率を高め、同時に短時間就業となっており、またおそらく、その労働の供給価格も低いとみることができるであろう。

質問一（和歌山大学　南　清彦）

農業所得別階層による指標と、耕地面積別階層による指標との二つをとりあげたのは何故か。

答　過剰就業研究会の資料によると、農業所得が、耕地面積の大となるにつれて、大となる傾向がある。したがって、いずれの資料によってもよい、と判断した。また過剰就業研究会の資料は、若干の項目についてのみ再集計しているので、その他の項目については、「農家経済調査―本集計」などに頼らざるをえない。

質問二（香川大学　稲毛満春）

農家の農外事業就業者の性格を、ある農業所得水準（御報告では三〇万円）を基準として、それ以下の水準の農家では農業所得補助的な性格をもち、それ以上では専従的性格をもつと推論されたが、後者の場合でも所得補助的な性格を基本的に持つ（例えば、非農業就業者のより高い労働所得に対する模倣効果によって）も

のと考えるべきではないか。

また、専従者的性格を強くもつ（反対に所得補助的性格が弱い）農外就業者は非農業就業者に転化する過渡的形態として考えるべきではないか。

答　まず最初の御質問について。非農業部門との接触が増え、その生活様式を採用するために必要な所得をうるために農外事業に就業している傾向はあるかと思う。この報告で専従者的性格が強いと判断するのは、労働に関する自家農業・農外事業間の代替関係の薄弱化という相対的関係からである。

二番目の御質問について。ペティの法則によって知られているように、農業は逓減的産業である。しかし、それは挙家離村によって一挙に行われるのではなく、農外事業への就業化という過渡的段階を踏んで進行するという意味で、高い所得層のみならず、すべての兼業化が過渡的なものとみられよう。したがって、兼業問題は、兼業化それ自体に問題があるよりも、兼業化を必要とする農業所得の低さに問題点があると考える。また過渡的段階としての兼業化は、農家の分解過程という一面をもつものと思う。

質問三（大阪大学　**中島千尋**）

お説では、低農業所得農家は「貧しい故に所得補助のために兼業する」と言われたが、そしてそれは勿論私も賛成する所であるがしかし逆に、兼業をするために、特に、中核労働力を兼業にふりむけたために、その結果として農業所得が低くなった、という場合もかなりあるのではないか。つまり、現に農業所得の低い農家の中には、有利な兼業機会があったので進んでその有利な兼業についた結果、農業を補助労働力に任した、そしてその結果農業所得が下った、という場合もかなり重要なのではないか。

答　相対的に有利な就業機会に対し、相対的に一層多くの労働が供給される傾向がある、ということは報告のなかで申上げた。また、農家所得階層区分の資料によっては、この傾向が全くみられないのに、農業所得階層区分によって、この傾向が明らかに示されている、ということから、一般に農外就業者は農業所得の低さを補うために就業している、と判断した。そこでご質問の要旨は、自家農業就業者が、いわば補助的性格をもつということ、あるいは農家の中核的所得源泉が、自家農業ではなくて、農外事業である場合がかなりあるのではないか、という点にあると思う。「新集計」の農業所得一〇万円未満の相当数の農家はまさにそうであると考える。しかし、その他の階層にあっては、農業が中核所得源であると考える。いま自家農業専従者を除く生産年令人員をP'とすると、例えば、東北（昭和三一年）の場合、耕地面積別に五反未満から順次にP'（人）は、二・九、二・四、二・六、二・四、二・七であって、自家農業専従者を除く有業者のP'に対する割合γ（%）は、六八、六八、五二、四八、四一と下落している。P'に大きな相異がなく、γが耕地面積の大となるにつれて明確に減少するという傾向はその他の農区でも成立している。このことは、所得・余暇間の選好は、特に補助的労働に関して行われるものであって、農家の中核的所得源泉が農業にあり、したがって、農業所得の上昇が、一定のP'における有業率γを低下させている、とみることができるのではないか、と考える。

日本における肥料工業の構造

柴村羊五
〈化学経済研究所〉

一　肥料問題の所在

日本における肥料問題は、他の資本主義諸国と異った極めて特異な政治問題の形がとられている。したがって、その特異性の原因がどこにあるかの分析を最初に行ってみたい。

肥料問題を発生史的にみれば、肥料の量的確保と価格の引下げに対する消費者側の要求とその解決策である。しかし肥料工業が過剰生産の今日では、焦点は価格問題に集中しているといえよう。

つぎに肥料問題の所在を明らかにするためには、肥料市場としての農業の、わが国産業構造における位置と問題点を明らかにする必要がある。その方法のひとつとして、産業部門別の実質生産および国民所得についてみると、第一次産業部門の成長率は他部門に較べて非常に緩慢であるが、一橋大学の共同研究（大川一司「日本経済の成長率」）によると、第二次、第三次産業の成長率に対して第一次産業の成長率が特に低い時期は一九一八～二七年から一九二三～三二年である。

一九一四年は第一次大戦勃発の年であり、休戦の一九一八年までは日本産業は未曾有の繁栄を謳歌した時期であった。しかも一九二〇年には戦後恐慌をきたし、一九三一年までは農村不況は極めて深刻な形で現れ、その挙句が満州事変の勃発となつた。肥料が政治問題として農村の関心の対象となったのはこの時期である。

すなわち一九二五年、帝国議会における各派共同提案による「肥料政策確立に関する建議案」にはじまり、一九二七年六月の肥料調査委員会の設置、一九二九年二月の肥料管理法案の議会提案（審議未了）を経て、同年七月肥料配給改善施設が成立している。この肥料対策は農産物の価格維持、自作農創設、負債整理とともに農村振興対策の一環として取上げられたわけである。しかしその後、肥料については肥料メーカーという対象がはっきりしているため、選挙票とも関連して農村振興対策の当初の体系から切り離され、政治問題の形をとって今日に至っている。一方、第一次部門の所得水準並びにその成長率の低さは絶対的にも相対的にも第一次部門の有業人口の過多に原因し、それが肥料問題の解決を困難にしているともいえよう。

第一次部門の有業人口の比重を国際的に比較すると、イギリス

四・九％（一九五一年）、アメリカ一二・二％（一九五〇年）、西ドイツ二三・二％（一九五〇年）、フランス二七・七％（一九五四年）、イタリー四〇・〇％（一九五一年）日本四三・一％（一九五五年）となっている（ＩＬＯ資料による）。西欧諸国においても、第一次部門の所得とその成長率は他産業部門に較べて例外なく低く、第一次部門に対する保護政策は補助金などの形となって行われている。したがってイギリスは九五・一％の第一次部門以外の有業人口が四・九％の第一次部門の所得を補助することであり、これに対しイタリーは六〇％が四〇％を、日本は五六・九％が四三・一％の第一次部門有業人口の低い所得の一部を補完しているといえよう。

イギリスを例にとると、一九五六～五七年度の農業に対する財政支出による補助金の実績は農作物、酪農製品など価格維持および土地改良に対する合計が三億六千万ポンドとなっている。この金額をイギリスの農業有業人口一二四万人で割ると一人当り二九万円の補助金がイギリス農家経済の支えとなっているが、このなかには肥料補助金も含まれている。これに対し日本では肥料については補助金の形態がとられず、肥料の価格問題はメーカー、消費者代表、学識経験者、国会代表によって構成される肥料審議会が政治的折衝によって決めるという、イギリスとは異った肥料政策の体系がとられている。

要約すれば、わが国では第一次部門の有業人口の比重が絶対的にも相対的にも高く、所得の比重が低いことが肥料価格に対する農民の関心を異常なまでに高めている原因となっている。したがって肥料問題の解決は、現在の肥料政策のワクの中だけでは困難であるといえよう。

二　硫安工業の現状

現在硫安工業は、一九五三年末に成立した硫安二法によって統制されている。硫安二法は硫安工業の合理化と輸出の調整を図る事項と、硫安の需給調整及び価格の安定など、もっぱら硫安需給に関する事項とに分け、「硫安工業合理化および輸出臨時措置法案」及び「臨時硫安需給安定法」の二法から成っている。

本法の意義は、従来の肥料政策が国内の肥料の需給の安定、価格の抑制という農業政策の立場から実施されてきたのに対し、硫安工業の合理化及び輸出という工業政策と通商政策的観点を明らかにしたことである。しかし五年の時限法（一九五四～五九年）である硫安二法がすでに五年の期限を経過した今日、硫安工業自体が構造的に著しく変ってきている。

第一は、硫安工業の量的な拡大である。二法成立当時一四社一七工場であつた硫安工業は一九五八年現在一七社二一工場に増加、払込資本金も約三倍に、生産能力も約七割強ふえている。第二は、このような生産力の増大にともない、企業間の格差は増大している。一例をあげれば、全生産能力に占める三井、三菱、住友旧三財閥系の比重は一九五四年当時四割に過ぎなかったものが、一九五八年現在では五割強となり、三財閥系の主力工場の設備拡張は特に大きい。またこの三財閥系の工場数も六工場から一〇工場にふえている。

第三は、このような生産力の発展の結果、生産と消費のアンバラ

ンスは増大した。このことは一面では国内の硫安需給の緩和であり、裏返して言えば輸出依存度の増大である。一九五四年に生産量の二割に過ぎなかった輸出量が一九五八年には四割強となり、内需に対する輸出の比重は急速にふえている。

このような過剰設備、過剰生産に追込まれた硫安工業を、硫安業界は輸出産業として規定づけようとしている。しかし硫安工業が輸出産業として成立するための条件としては、第一に、輸出市場がなければならないし、第二には、価格が国際的に競争出来るものでなければならない。これに対し硫安工業の従来の経過は、それらの条件が充された上での輸出産業という規定ではなく、供給が内需を上回り、操短をすれば価格が上るから操短は避けたい、かくして輸出期待量が急増した結果の輸出産業論であったといえよう。そして現実問題としては、中国輸出以外に大きい市場開拓は困難となっている。

輸出価格についてみれば、一九五二年初めに東南アジア向けFOB価格は八〇ドル前後であったが、最近の国際入札価格はFOB四二～四三ドルが常識となっている。現在バルクライン方式で算定された国内のメーカー販売基準価格は約五五ドル（利潤を含む）で、合理化による五カ年後の目標価格は利潤を除き尿素を含んで四七ドルとなっている。しかし輸出の場合、運賃、包装、優先外貨などの輸出メリットが二～三ドルと見られるので、五年後の平均輸出FOB価格は四五ドル見当となるが、なお現在の国際価格四二～四三ドルへの切下げも出来ない。このことは日本の硫安工業が合成硫安工業として発達してきており、電力、石炭、コークスなどのガス源が国際的に割高であるためである。現在ガス源は電力、石炭から急速に原油、天然ガス、製鉄ガスに切換えられているが、特にガスあるいはアンモニア価格の評価に大きい弾力性のある石油廃ガス、製鉄ガス、およびナイロン原料やベンベルグの廃液による回収アンモニアの条件のある工場だけが有利な立場に立つことになる。

要約すれば、日本の硫安工業の趨勢は、合成硫安工業から硫安の副産化に進んでおり、このことは硫安という製品はもちろん今後も生産されるが、産業としての硫安工業は次第になくなることになろう。言いかえると、総合化学会社、あるいは製鉄会社がその一部門としてアンモニア、硫安もつくるという形態になりつつある。

三　肥料工業の企業形態

以上のように硫安の副産化への方向は、肥料工業の総合化学工業への質的な変化を意味するが、このような多角化の条件をもっている企業は、旧財閥系の大資本が中心となっている。そしてこれら少数企業の資本並びに生産の集中は急テンポである。しかし経営規模を国際的に見るとき、日本の化学工業はまだまだ集中度が低いといわねばならない。

化学工業は生産規模の巨大化と高操業率がコスト引下げに最も大きく寄与する工業である。従って小規模工場の分散は非能率的なものとなる。海外の主要化学会社の経営規模を年間売上高についてみると、Du pondは一九五六年一八八八百万ドル（五七七九億円）、ICIは一九五七年四七〇百万ポンド（四七〇〇億円）となっている。これに対してわが国化学工業のトップクラス住友化学の一九五

八年度売上高は二八一億円であるから、ＩＣＩの売上高は一六倍となる。さらに全日本の化学工業は二二七〇社、約五五〇〇事業所で、年間六、八四七億円（一九五七年）の生産をあげているに過ぎないので、集中度の高い西欧化学工業と極めて対蹠的である。

これを硫安について見れば、イギリスは文字通りＩＣＩ一社独占である。ＩＣＩの硫安年産能力は一二〇万トンといわれ、トン二万円とすると二四〇億円となる。しかし年間売上高四、七〇〇億円に占める硫安の比重は五％強であり、日本硫安工業の売上高に占める硫安単肥の比重二三％に比べると硫安の比重は極めて低く、文字通り総合化学会社が硫安も作るという企業形態がとられている。

ドイツは旧ＩＧのバデイシュ、ヘキストおよびルール窒素販売会社の三社であり、イタリーはモンテカチーニなど八社となっており、日本の一七社二一工場とは大分趣きを異にしている。

つぎに価格問題であるが、日本の硫安価格の決定は硫安二法に基き、生産費を基準として農産物価格、肥料の国際価格その他の経済事情を参酌して決めることになっている。そして生産費の安い順に内需量までの生産費を平均したものが硫安のメーカー最高販売価格となる。昭和三三年肥料年度におけるバルクライン内工場は一七工場のうち五工場半であり、硫安生産量二六七四千トンのうち一、五三七千トン、五八％で、あとの四二％はバルクライン外になっている。しかしこのように決定された硫安価格も、最近は在庫の増大から低落しつつある。

輸出については、硫安二法にもとづいて日本硫安輸出会社が成立している。その趣旨は輸出価格が国内価格を下回るときは赤字の犠牲が国内農民に転稼されるという消費者側の非難を避けるため設けられたもので、赤字は輸出会社に積立て、合理化による硫安コストを引下げることによりその赤字を解消する計画であった。しかし現実には、国際価格の低落は合理化メリットをはるかに超えて輸出会社の赤字を累積されている。

この点西欧諸国の価格政策、輸出政策はわが国とは大分異っている。イギリス、西ドイツの硫安価格はメーカーの算出した価格を行政官庁が査定する形式をとっているが、実質的にはメーカーの申告した価格を行政官庁が認めることである。

イギリスは一九五三年三月の法律によって肥料統制が行われている。硫安価格はＩＣＩを代弁する硫安団体が政府と折衝して決める。一九五七年の硫安トン当り価格は二〇ポンド八シリング六ペンスとなっているが、これに対し補助金は八ポンド一八シリング六ペンス―四〇％に近い。しかしＩＣＩが硫安生産の七五％を占めているので、実質的には硫安の補助金はＩＣＩ社に対する補助金ということになる。

なおイギリスの硫安トン当り出荷価格は一九五七年が約二四、〇〇〇円、五八年が約二〇、〇〇〇円である。この価格はメーカーの手取価格であるが、四割の補助金が政府から流通業者を通じて支給されるため、消費者は硫安トン当り約一二、〇〇〇円に販売手数料が加算されたもので購入することになる。したがって輸出価格が国内農民の購入価格より以下になることはほとんど有り得ない。

西ドイツの一九五七年の窒素肥料生産高は硫安換算約四〇〇万トン、五八年は四六〇～四七〇万トンと推定され、西欧における最大の

窒素生産国であり、同時に最大の輸出国である。西ドイツの硫安価格はバデイシユ、ヘキスト、ルール窒素販売の三社の協定したものを行政官庁が査定する。一九五七～五八年の補助金の政府予算は三三、〇〇〇万マルクとなっているが、硫安価格トン約二〇、七九〇円に対し補助金は約二〇%となっている。この補助金は肥料だけでなく補助金全体系のなかで考えられており、たとえばミルクの値上げが極めて低かった代償として肥料の補助金を増設するなどの関連をもっているといわれる。

この補助金該当額（約一一ドル）は輸出に対しても給付されている。さらに輸出の場合、運賃その他のチヤージが非常に少い。国内販売ではこれらのチャージがコストの約一〇%を占めているが、輸出の場合は大体その1/10か2/10で足りるので、輸出によるメリットが七～八%出てくる。したがって輸出補助金の約一一ドル、二〇%を加えて二七～二八%の国内価格との差が輸出価格に弾力性をもたせている。

輸出価格はもちろん国際市況によって決るが、西ドイツの一九五八年の硫安FOB価格は、欧州、近東、ユーゴないしギリシャ、アフリカ方面へは高く、極東方面には安く出しており、平均四四～四五ドル見当となっている。したがってイギリス同様、輸出価格が国内農民への供給価格を下回ることはない。

要約すれば、日本の硫安のメーカー売渡価格はイギリス、西ドイツに比較して決して高くはないが、農民の手取価格は彼らは補助金が交付されているため日本よりはるかに安く供給されている。しかし現在日本では肥料に対する補助金を財政支出することは困難である。その理由は、大蔵省が補助金を全般的に圧縮する方針であり、仮りに肥料に補助金をつけるとすれば現在の農林関係補助金のワク内で行うことになり、当然他の補助金を削減することで、実際上は行い得ないことになる。このように補助金に対するイギリス、西ドイツと日本の財政上の余裕の有無はつぎのように考えられよう。

すなわち第一に日本と彼らとの産業構造の違いがある。第二には、彼ら両国は農業有業人口が少なく、非農業有業人口の比重と所得水準が高いという国民経済の基盤のわが国との相違から、財政支出のバランスのなかで農業補助金（肥料補助金を含めて）を極めてゆとりをもって支出出来る条件をもっている。

また彼ら両国においては、肥料生産における独占度は極めて高く、しかも国との結びつきが日本に較べてはるかに緊密となっている。

したがって彼らの補助金政策は、資本に対しては再生産のための利潤を保証し、農民に対しては農業所得の安定を保証するという二つの意義をもっている。

つぎに硫安工業における国際カルテルの問題に触れてみたい。

第一次大戦時には交戦諸国の爆薬生産により世界の窒素生産能力は増大、戦後その能力を窒素肥料に転換して市場確保に乗出した。第一次大戦前における日本の硫安輸入はイギリスICI製品が多かったが、戦後はドイツ、アメリカ製品も入り、特にドイツ製品が多かった。そして一九二八年ドイツのIGコンツェルン、イギリスのICIトラストを中軸とする欧州国際窒素協定が出来、つづいて一九三〇年には国際窒素カルテルが成立、日本市場を席捲したことが

ある。

今次大戦後の欧州の窒素生産能力は第一次大戦後のように過剰とはなっておらず、輸出については西ドイツの依存度は大きいが、イギリスはむしろ国内需要の増大によって輸出余力は減っている。このように窒素肥料の需給関係から、第一次大戦後の窒素カルテル的な機構はいまだ必要とされていない。しかし価格協定が実質的に行われていることは、一九五八年の硫安調査団から報告されている。いわゆる朝飯カルテル、電話カルテルの形態である。一九五七年の韓国の硫安入札に対するオランダ、ベルギー、西ドイツ諸国が同一値段で応札しているが、これら会社の輸出関係者は相互に熟知しあっている連中なので、年に一回くらい顔をあわせる程度で、あとは必要に応じて自宅から自宅への電話の話合いで済ませているようである。このように、組織的なカルテル機構をもたずに実質的に価格協定をおこなうことの出来るのは、独占度の極めて高い西欧の窒素工業の上に初めて成立つものといえよう。

四　日本の硫安生産における集中

日本の硫安工業は戦後の育成策のもとに、一四社一七工場の復旧、拡充にはじまった。これら硫安工場の生産体系を大別すると、硫安専業工場と多角的生産工場にわけられる。そして専業工場は東洋高圧を除けば概して小規模工場となっている。これら全工場を通じての合理化の目標は設備能力の拡大と、原料ガス源の転換が中心となっていた。旧来からの水の電解、石炭コークス法によるアンモニア生産能力は一九五五年までは九五%であったが、五六年以後ガス源の転換は急速に進み、重油原油ガス化、石油廃ガス、コークス炉ガス、炭坑ガス、天然ガス等によるアンモニアが一九六〇年には全体の四七・一%になる予定である。このように液体または気体をガス源とする製法のなかにも当然コスト差があるわけで、その有利な条件を作り出すことの出来る工場は、結局その立地条件および資本の性格によるといえよう。

硫安設備能力は一九五三年四月の一七工場二八九万トンが五八年一二月には五〇七万トン、一七五%にふえている。このなかで特に大増設の行われたのは旧三財閥の三菱化成、住友化学、東洋高圧各社の主力である黒崎、新居浜、砂川の各工場であり、その他では三菱系列下の東海硫安、住友系列下の別府化学となっている。しかも住友化学はガス源を石油化学の廃ガスに大幅に転換している。最近硫安、尿素とも操短を実施することになったが、廃ガス依存工場と合成アンモニア工場のコスト差は一層大きくなり、これによって集中はさらに進められることになろう。

五　結　語

わが国の肥料問題は、農家所得の向上のため肥料の需給の安定と価格の引下げの二点に集中していた。したがって国内肥料工業の育成は、農業政策の体系のなかで行われてきている。

戦後肥料工業の統制は、生産能力の戦前への復旧を目標として行われその目的を達した時期に統制が撤廃された。しかし輸出の活潑化による国内需要の不安定化および輸出価格が国内価格を下回ったことから再統制となり、価格は消費者側のイニシアチブにより算定

されることになった。その後生産能力の増大に伴い需給の不安定は解消したため、肥料問題は価格問題に集約されることになった。

一方硫安の生産能力増大により輸出期待量の増大、操短問題が新らたに発生した。過剰生産、操短が特に硫安において問題にされるのは、それが本工業が国産化されて以来三十数年で初めて当面したこと、並びにそれが硫安の価格にどう影響するかという点で、結局消費者側の関心は、国内供給価格がどうなるかという問題に帰結する。

硫安の消費者価格を安定させるためには、イギリス、西ドイツでとられている補助金政策は合理的に運営されている。補助金政策は資本の要請でもあろう。しかし財政的余裕の有無、補助金政策に対する考え方が、日本の硫安工業に補助金というクッションを与えるか否かの鍵となっている。

質問一（大阪大学　中島千尋）

(1) 硫安の小売価格に対するメーカー渡し価格の比率は約いくらか。

(2) あなたの言われる「肥料問題の解決」とは何を意味するのか。つまり農家の立場に立って、肥料価格が安くなり農家が裕福になることを「解決」というのか、或いは肥料資本の側に立って、肥料に対する内需が増加し過剰設備が解消することを「解決」というのか。

(3) 「肥料問題の解決」ということを(2)の前者のいみとする場合、そういう意味での肥料問題の解決を妨げている条件として農業人口の過剰ということをあげておられるが、その理由が私には解らない。どうしてかというと――私は数字は知らないが――もしかりに現在の肥料の国内販売高が一、〇〇〇億円であるとして、肥料価格を二割下げるためには二〇〇億円の補助金がいる。そして二〇〇億円の補助金があれば肥料価格を二割下げられる。そしてこのことは、農業有業者数が一、八〇〇万人であろうと八〇〇万人であろうと変りはない。従って補助金政策によってどの程度肥料価格を下げることができるかという問題は、肥料の国内販売額がいくらであるかということと、どの程度財政余力があるかということの函数であって農業人口の大きさとは無関係ではないかと思うが如何。

(4) もし仮りに補助金政策によって肥料価格を下げることができたとして、それによって肥料の内需をかなりますことができるとお考えか。つまり肥料需要の価格弾力性がかなり大きいとお考えか。

答 (1) メーカー渡し一叺七四三円一八銭（昭和三四肥料年度年間平均価格）でマージンは元売段階五円、地方卸一〇円、小売一五円、計三〇円となっている。しかし肥料の需給関係その他によって三〇円以上になることもある。したがって公定マージンによれば小売価格に対するメーカー渡し価格は九六%となる。

(2) 肥料問題の焦点は価格問題である。肥料価格の引下げが強く要請されるのは、農業収入安定さらに増大という消費者の要望によるものであることは、毎年の価格の決定が常に価格引下げとなって行われていることからも明らかである。しかし肥料価格を引下げることによる内需の増大にも大きい期待はもてないし、それによって過

剰設備が解消するとは考えられない。

(3) おっしゃる通り、仮りに一、〇〇〇億円の肥料の国内販売高に対し二〇〇億円の補助金をつけることが出来れば、肥料価格を二割下げることが出来る。それが可能ならば輸出価格が国内価格を下回るために言われてきた「国内農民に対する犠牲転嫁」という内需価格を下回る輸出価格の問題も解消することは、イギリス、西ドイツにおいて見られる通りである。しかし最近取上げられた日本における肥料補助金の問題は、財政的に余裕のないこと、補助金圧縮方針のため困難となった。

わたしが農業人口の問題を取上げたのは、肥料補助金を捻出する財政的余裕のないことは、九五人が五人の農民の所得を補助するイギリスと、五七人が四三人の所得を補助する日本の有業人口の構成が問題になるものと考えたからである。

(4) 第二問へのお答えでも触れたが、国内消費者渡しの肥料価格が下っても、肥料の内需が大きくふえるとは考えられない。

質問二（和歌山大学　南　清彦）

(1) 肥料工業合理化の方向として、尿素肥料とか高度化成肥料の生産に対する将来性について。

(2) 英、独において肥料の農家手取価格を補助金によって格安にしているのは、これによって自国農業の国際的競争力の確保ならびに低農産物価格―低賃金実現のための資本の政策とみるべきか。日本においても総資本にとって、このような方向はのぞましいブルジョア的合理化の方向と思うが、なぜ実現できないのか。

答 (1) 尿素はガス法硫安工業の合理化の意味もあり、また無硫酸根肥料でもあるため急速に発展したが増設、新設が急であったため、当面過剰生産から操短に入っている。化成肥料は戦後異常な伸びを見せ、最近では低度物から高度化成に移りつつあり、また硫安各社による高度化成の新増設計画は活潑である。

この両肥料はいづれも単位当りの成分が高く、過渡的の需給の混乱はあるにしても、今後さらに伸びるものと考えられる。

(2) 英、独の肥料に対する補助金政策は、自国農業の国際競争力の確保のための政策と考えられる。日本において補助金政策が資本の側から強く望まれながら財政的に余裕がないこと、さらに補助金政策を圧縮する方針によって実現出来ないのが現状である。

質問三（中央大学　五井一雄）

肥料工業における独占化（コスト切下げ）の進行は、①国内農家所得の安定と②国際競争力の強化の二点に集約されて促進できると思うが、報告者は政策的観点から見てどちらにウエイトをおいて独占の促進を考えておられるのか。

答 コスト切下げの進行は資本の立場からは当然国際競争力の強化に重点がおかれている。国内農家所得の安定は肥料資本だけに課せられた課題ではないと思う。しかし戦後肥料のコスト切下げは消費者側の強力な要請にもとづいたことは無視出来ない。

経済政策論の位置づけ

――宇野弘蔵教授の所論に寄せて――

野田稔
〈明治大学〉

宇野教授の見解を中心に経済学における経済政策論の位置づけを検討して、経済政策論の体系化の手懸りにしたい。

周知のように教授は「原理論」、「段階論」、「現状分析」という独自の経済学体系を展開され、経済政策論は「原理論」と異なって、資本主義一般に通ずる法則をもって取扱うことができず、また資本主義に一般的な経済政策論があるわけでもないとして、経済政策論はいわゆる「段階論」に属し、しかもその最も基本的なものとして規定されている。

ところで、「段階論」としての経済政策論という規定にたいして検討する前に教授の「原理論」について、当面の課題に必要な限りふれないわけにはゆかない。もっとも、「原理論」の内容、編別にふれる余裕はないので、「原理論」の性格を知る上で最も重要と思われる一・二の問題を取りあげてみたい。

教授は「経済学の方法」(「価値論の研究」に収編)で「原理論」の方法論を展開されているが、これは例のマルクスの「経済学批判序説」の㈢「経済学の方法」と同じ表題になっており、事実、教授もこの批判序説の「経済学の方法」を引用されながら、自らの方法論を積極的に展開されている。

批判序説でいわれている「具体的なものが具体的であるのはそれが多くの諸規定の総括であり、したがって多様なものの統一である」という場合の「具体的なもの」と「抽象的な諸規定が思惟の道をとおって具体的なものの再生産に到着する」という場合の「具体的なもの」とを教授は対比されて両者の相違を強調されている。

教授は資本論にかける「商品」から「階級」に終る過程は「抽象的な諸規定が思惟の道をとおって具体的なものを再生産する」過程であって、その到着点は一国の経済分析を指すものではなく、したがって「具体的なものが具体的であるのは多くの諸規定の総括であり、多様なものの統一である」という場合の「具体的なもの」と異なるといわれる。

この問題は抽象的な言葉上の問題であるにすぎないようにも見えるが、実は教授の「原理論」さらに資本論の対象規定の問題をも含んでいる。

すなわち、「具体的なものが具体的である」という場合の「具体的なもの」は現実の・具体的な資本主義社会に、また「思惟の道を

通って具体的なものを再生産する」という場合の「具体的なもの」は教授が「原理論」さらに資本論の対象と考えられている「純粋資本主義社会」、「資本主義の抽象的世界像」に拡大して解釈されうるのである。

なるほど、「原理論」、資本論の対象がそのまま現実の具体的な資本主義社会を指すものではなく、教授がその相違点を強調されることは公式論者、教条主義者の多い昨今、きわめて意義ある主張と思われる。

しかし具体的なものを精神的に再生産するというマルクスの下向・上向方法によって解明された資本主義社会はたとえ、それが純粋に理想的にその内的編成にしたがって叙述されたものであっても、具体的な資本主義に理想的に内在、貫徹しているものであり、さらに資本論によって解明された運動法則も理想的に叙述された資本主義社会の一般的運動法則として資本主義の歴史的発展過程に常に内在、貫徹するものである。

もとより、資本論によって解明された資本主義社会、その一般的運動法則はあくまで純粋に理想的に内在、貫徹するものであり、資本主義の歴史的発展過程においてそのままあらわれるものではなく、特殊化され、具体化されざるをえないのである。

資本論で明らかにされた資本主義社会、その一般的運動法則が資本主義の歴史的発展過程に理想的に内在し、貫徹しているという面に資本論、ないしは一般理論的規定の歴史的規定＝認識に対する積極的な関連を見出すことができるし、同時にそれが特殊化され、具体化されざるをえないという面に資本論、一般理論的規定にもとずく歴史的規定＝認識の可能性、必要性が認められると思う。

このように考えれば、「具体的なもの」と精神的に再生産される「具体的なもの」と、さらに具体的な資本主義社会と「純粋資本主義社会」との相違点だけが強調されてこれらを機械的に分離することができない。これを機械的に分離するというところに宇野教授の「原理論」の固定化、抽象的論理主義の危険があるように思われる。

次に「原理論」、ないしは資本論がいかなる目的によって構成されているかの問題にふれてみたい。資本論の著者はその第一版の序文のなかで「近代的社会の経済的運動法則を暴露することは本来の最後の究極的目的である」と述べているわけであるが、この場合、運動法則の暴露とはいかに理解されるべきであろうか。

宇野教授は「原理論」の対象は「純粋資本主義社会」と考えられ、「原理論」によって明らかにされるものは一定の特殊形態の社会が恰も永久的に運動し発展しうるかの如きものとして表現されると考えられているから、教授の場合、「原理論」の目的として究明される「純粋資本主義社会」の一般的運動法則は資本主義の発生、発展、消滅の歴史的法則とは異なるものとして、またこのような歴史的法則は一般的運動法則から排除されるものとなっている。

資本論は各種の抽象化を前提としており、したがって、資本論は教授の考えられるように永久的に運動するものとして「純粋資本主義社会」の一般的運動法則を解明しているように思われる側面も確かに認められる。しかし、だからといって資本主義社会の発生、発展、消滅という歴史的法則は資本論でいう運動法則の暴露から除外

して考えるべきではない。一般的運動法則のなかに不可分的にこの歴史的法則は内在しており、資本論は事実、この歴史的法則を抽象的ではあるが充分、示唆しているのである。

もともと資本論における商品、貨幣、資本という論理的上向の序列は歴史上の商品、貨幣、資本という発生序列と形式的には同一であるが、前者の場合には「完全に成熟した典型的な発展点において観察され」、その序列はブルヂョア社会の内部編成によって規定されている。したがって歴史上の各範疇とは内容的にも同一ではなく、前者が後者の序列をそのまま反映しているわけでもない。

しかし、他面、両者とも弁証法的に展開している点は同じであり、また論理的展開といってもそれに応じた歴史的痕跡は否定できない。例えば論理的展開における資本は完全に成熟した発展点において観察された範疇として、それは完全に成熟した典型的資本＝産業資本という歴史的痕跡をもち、したがって、貨幣、商品をそれ自体に内部的に止揚しているわけである。そうして資本にたいする貨幣、商品というより抽象的範疇は「未発展物は発展した一全体の従属関係を表現するとともに、未発達の一全体の支配関係を表現するものである」から展開序列を同じく、共に弁証法的に展開している歴史上の商品、貨幣、にそれぞれ照応している。

だから、資本論第一部第一編の商品、貨幣などは論理的範疇であり、資本に内部的に止揚されているものでありながら、同時に歴史上の商品、貨幣にも照応しうるのである。また第一部第一編の第三節「貨幣」は世界貨幣をもって終論となっており、これが、「商品流通は資本の出発点である。……世界商業および世界市場は一六世紀において資本の近代的生活史を開始する」という第二部第四節の第一節「資本の一般的定式」の冒頭の文章に連っている点を考えれば商品、貨幣、世界貨幣、外国貿易、世界市場という資本主義の歴史的前提をなす関係が資本主義の世界史的発展を投影するものとして示されている。

また第一部第四節の第一一章「協業」、第一二章「分業」、第一三章「機械と大工業」の各章も論理的上向の方法にもとずくものであるが同時に手工業経営、小資本家的経営、マニュ経営、資本制的経営という経営形態の歴史的発展に照応していると考えられる。

以上、資本主義の発生、発展について述べたが資本論はその成熟、消滅という歴史的法則をも示唆している。例えば第一部第四編第一三章の第九節「工場立法」では近代的工業技術が労働者の窮乏化を促進させ、結局、「新社会の形成諸要素と旧社会の変革的諸契機の成立」と「一つの歴史的生産形態の諸矛盾の発展はその生産形態の解消と新形成の唯一の歴史的通路である」点が強調されている。また同第七篇第二三章「資本制蓄積の一般的法則」では富の蓄積とその対極での貧困の蓄積が説かれ、資本制蓄積の矛盾と階級敵対が明らかにされており、このことは前述の強調と結びつけて考えるべきである。また同七篇四二章第七章「資本制蓄積の歴史的傾向」においても資本の集中と窮乏化の増大、労働者階級の反逆が説かれ、資本集中と労働の社会化が結局、資本制的外被と調和できなくなり、「この外被は粉砕される」ことが明らかにされている（もっともこの節は本源的蓄積の章に属するのであるが注二五一以後の文章は「資本制生産様式が自分の足で立つ」に致った後の問題を取

扱っている文章であり、たんに本源的蓄積過程の問題として片付けられない)。また第三部第三篇第一五章「法則の内的諸矛盾の開展」の第一節、同第三節「人口過剰のもとでの資本過剰」の終論でも明らかに資本制生産様式の歴史的制限性が説かれている。同四節「補遺」においても資本制生産様式の時代おくれになる点が説かれている。また同第五編第二七章「資本制生産における信用の役割」では株式会社における資本の所有と機能の分離が資本の「社会的所有に転化する通過点」として考えられ、また信用が生産諸力の増大を促進させる反面、「恐慌、したがって旧生産様式の解体の諸要素を促進させる」面をもち、「新たな一生産様式への過渡形態」をなすことが強調されている。

以上、簡単に資本論が資本制生産様式の発展、消滅の歴史的法則を最もよく示すと思われる個所を取り出したのであるが、もちろん、これらの主張は資本主義の発展、消滅をそのまま具体的に示すものではない。資本論の抽象性を考えればこのことは当然であり、あくまで抽象的限定性をもって示唆しているにすぎない。しかし、そのことは何ら現実性をもたない観念的示唆という意味ではなく、資本主義の歴史的発展過程に常に内在し貫徹しており、しかも歴史的・現実的諸条件によって特殊化され、変様化されてあらわれる余地をもつという意味で理解されるべきである。

資本論の運動法則が資本主義の発展、消滅の法則を含むか、どうかの問題は「恐慌」の理解の問題にも関連する。宇野教授の「原理論」では「純粋資本主義社会」が想定され、それが恰も永久的に運動、発展するものとして把握されているので、恐慌は永久的に運動、発展する運動法則の一局面、一契機として取扱われるのであって、恐慌の必然性が資本主義の崩壊のそれとは直接的関係をもたなくなる。

勿論、資本論における恐慌の基本的規定は運動し反復する法則の一局面として取扱われている側面も否定できないが、同時に資本論においては恐慌が資本制生産様式の矛盾を激化させ、旧生産様式の解体と新生産様式の形成への通路として抽象的ではあるが充分、示唆していると思われる。先に引用したように、マルクスは「恐慌、したがって旧生産様式の解体の諸要素を促進する」という表現を使っているのである。資本論においては「まさに現存するものの肯定的理解のうちに同時に否定、その必然的没落の理解を含む」という立場が貫かれている点を無視してはならない。

次に宇野教授の「原理論」の対象領域に関する問題である。教授は「経済学批判序説」の㈢「経済学の方法」の最後に示されている批判体系プランを引用して、資本論は資本、賃労働、土地所有に属し、国家、外国貿易、世界市場の各項目はいわゆる「後方の旅」として片付けられる「原理論」よりもむしろ「段階論」に属すると考えられている。

資本論が批判体系プランの何処まで含むか、どうかはここで論証する余裕はないが、資本論は資本一般を一般的に規定するものであり、それに必要な限りにおいて信用、競争、株式資本、さらに賃労働、土地所有の基礎的規定を含むものであり、それらの具体的研究はこんご補足されるべきと思われる。

次にいわゆる後半体系の国家、外国貿易、世界市場の問題である

が、前述のように教授は「後方の旅」として処理できず「段階論」に属すものと考えられているが、そのように考えるべきであろうか。なるほど、資本論では資本が出発点、終局点をなし、資本の核心的構造を理想的平均において叙述したものであり、資本の運動法則を純粋に把握せんとしたことは事実である。しかし、前述のように資本の運動法則のなかには資本主義の生成、発展、消滅の法則をも抽象的に示唆しており、運動法則の暴露とはこのこととも関連して、資本一般の運動法則を純粋に、理想的に解明するだけではなく、資本一般というワクのなかでその運動法則の展開過程（それは矛盾の発現過程でもあるが）の解明をも含むものと考える。

このように考えれば、国家、外国貿易、世界市場の後半体系の一般的・基礎的規定は「原理論」ないしは経済理論の対象とならなければならぬと思う。

もちろん、この場合、いかなる方法で対象たりうるかが問題となろうが、結局、後半体系の一般的規定は前半体系における範疇の上向の発展として処理できるのではなかろうか。

それが処理できぬという主張のなかには経済理論の課題は、一切の歴史性、実践性を捨象して、経済理論、法則そのものを純粋に論理的に把握することだという近代経済学的理論・法則観が前提になっているように思われるし、また後半体系の国家を無理に下部構造として国家とだけ規定する立場もこの前提を無意識のうちにもっているのではなかろうか。

後半体系が原理論的に、経済理論的に取扱われるかどうかの問題を考える場合、近代経済学的理論観、法則観にとらわれることなく、後半体系の各項目は資本論からそれぞれ基本的規定を受け、さらにこれら各項目に属す小項目を理論的に整理することからはじめるべきだと思う。

例えば、「国家」項目については、先ず第一部第二編第三節における剰余価値の源泉としての労働力商品の措定、同三篇第五・六・七章における階級闘争、工場立法の例証、同七篇第二三章第二一節における資本家、労働者の再生産としての資本制蓄積の規定、それらの諸規定が第三部第七篇第五二章「階級」に総括される過程が取上げられる（もちろん、第一部の賃労働は資本構成要素としての賃労働という抽象性をもっていることも事実であるが、同時に階級敵対の主体として説かれていることも事実である）。

これらの引用からブルヂョア社会が労資の階級的敵対に対処するために階級国家に総括される過程が明らかになろう。

そうしてこの総括を補足するものとして、第一部第一節「商品における矛盾」なかんずく私的労働と社会的労働の矛盾にはじまり、資本論全般にわたって論証されている生産の無政府性、生産の無制限的拡大の理論と恐慌の基本的規定があげられる。前者による資本の集中、集積がブルヂョアジーの主体性の強化とブルヂョア社会が自ら共同の事務を処理するよりもむしろ「共同の事務を処理する委員会」としての国家形態への総括を不可避的にするものと思われる。

また恐慌の基本的諸規定は国家の経済的介在、政策形成の手懸りとして考えられる。そうして国家項目に属する小項目「非生産的階級、租税、公債、公信用、人口、植民地、移住」などが国家の性格規定と政策手段の手懸りとなる。そうしてまたこれら小項目は第一

部第二四章「原始蓄積における国家の役割」についての歴史的例証が一つの参考になろう（人口については資本制独自の人口法則、植民地は第一部第七篇第二五章、第三部第六編第四七章、移住は第一部第七篇第二二章、などが参考となる。外国貿易、世界市場については省略）。

以上、「原理論」、経済理論のワクのなかで後半体系の各項目の一般的、基礎的規定は前半体系の基礎的規定に引続いてなされるべきだと主張したわけであるが、だからといって、後半体系は前半体系と全く同質のものとして「原理論」、経済理論の一般的規定の下に包摂しうるというのではない。

資本一般の運動法則を純粋に解明するためには資本論で充分であり、その意味において後半体系は前半体系の抽象的・一般的条件にたいしてはより具体的・追加的特殊規定である。しかし他面、運動法則の解明は資本一般の運動法則の展開過程＝矛盾の発現過程の解明をも含むべきだと考えるので、その主要な契機として少くとも国家、外国貿易、世界市場の後半体系の一般的・基礎的規定は「原理論」、経済理論の対象として取扱わねばならぬと思う。結局、後半体系は一般的・特殊的規定に他ならない。もっとも後半体系の各項目はさらに歴史的規定をうけ資本主義の発展に対処して補足されねばならぬことはいうまでもない。

次に経済政策論は「段階論」に属すると宇野教授がいわれる場合の「段階論」そのものについて問題となる点をとりあげてみよう。

教授によれば「原理論」が法則的解明をなしうるのは、イギリス産業資本主義時代に最も近似的に見出される「純粋資本主義社会」が恰も常に永遠的に運動、発展するものとして想定されるからであるが、資本主義の具体的過程はこの「純粋資本主義社会」を実現しえないで、一九世紀以降、新しい金融資本の段階に入り、資本主義の純化の透徹を阻害する要因が加えられてきたと。

要するに金融資本の段階においては資本家的商品経済にとって、いわば「不純な異質的な要因」が加わり、だからそのような不純な状態では「原理論」の法則性を求めることはできず、むしろ不純な状態を歴史的に規定することが必要となり、そのことをもって「段階論」における「タイプ」の検出の理由と教授はされているようである。

おそらく「原理論」においては各種の抽象的前提を設け、「純粋資本主義社会」を想定し、それ自身、自転運動をなすものとして取扱われるが、金融資本の段階においては自由競争は阻害され、外国貿易、なかんづく植民地などの対外関係が表面化し、国家権力、国家政治の下部構造への積極的干渉による下部構造の自転運動の想定が阻止されるなどの理由によって資本家的商品経済にとって「不純な異質的要因」が加わると教授は考えていられるようである。

しかし教授が不純な異質的と考えられる要因は金融資本の段階における本質的な不可欠の要因であって、決して不純な異質的なものとして取扱うわけにはゆかず、この理由で「原理論」に対して型の検出としての「段階論」を機械的に区別するのはどうかと思われる（それがそのように考えられるのは近代経済学的理論・法則観にもとづくものではなかろうか）。

既に述べたように資本論における運動法則は教授の考えられるよ

うに「純粋資本主義社会」の一般的運動法則としての性格をもちながらも資本主義の歴史的発展過程においても常に内在・貫徹しており、他面、例えば帝国主義段階においては宇野教授が不純な異質的な要因と考えられるものが本質的なものとして加わり、それによって内在、貫徹している一般的運動法則が具体的、特殊的形態をもって現象するのである（それは恰も価値と生産価格、生産価格と市場価格との関係に類似したものとして理解する）。

だから、例えば、帝国主義段階においては一般的運動法則は内在、貫徹しながら「最大限利潤の法則」として具体化し、特殊化されるわけであり、この具体化し、特殊化された法則の解明を中心として帝国主義段階の型の検出とともに帝国主義段階という「ワク」のなかでの法則的、原理的、分析がなされると思う。

最後に当面の課題である経済政策論の位置について述べてみたい。宇野教授は周知のように「段階論」における最も基本的なものとして経済政策論の位置を考えられている。

既に述べたように経済理論の一般理論的規定には資本論＝プラン前半体系の基礎的部分という抽象的・一般的規定のみならずプラン前半体系の残条部分と後半体系の一般的・特殊的規定を含むものと考えるべきではないだろうか（この経済理論の一般的規定＝一般理論的規定は教授の「原理論」に対応する）。

次に資本主義の歴史的発展段階に対応する歴史的規定が考えられねばならない。この歴史的規定には先ず歴史的発展各段階における法則的、原理的究明をなす歴史的一般的規定（例えば帝国主義段階における「最大限利潤の法則」の解明。宇野教授の場合はたんに型の検出だけであるが。）と宇野教授のいわゆる「型の検出」さらに特定資本主義国における歴史的具体的規定が含まれる（宇野教授の場合、「段階論」と「現状分析」は区別されているが、教授の再三に亘る説明にもかかわらず両者の区別は不明瞭であり、教授の説明は説明になっていないと思われる）。

ところで、経済政策論は一般理論的規定と歴史的一般的規定、型の検出、歴史的具体的規定からなる歴史的規定とどのような関係として考えるべきであろうか。

経済政策論は先ず一般理論的規定にもとづいて経済政策論の一般的規定がなされると思われる。これによって資本主義経済政策の形成の一般的過程が明らかにされ、それによって政策の資本制的本質が一般的に明確にされうる（宇野教授の場合には資本主義に一般的な経済政策論の成立は否定されるのであるが）。

次に歴史的規定のうちの歴史的一般的規定にもとづいて経済政策の歴史的一般的規定がなされる。これによって例えば帝国主義段階における「最大限利潤の法則」と経済政策との関連が明らかにされる。

さらに宇野教授のいわゆる「型の検出」によって例えば代表的資本主義国の帝国主義段階における経済政策が究明され、最後に歴史的・具体的規定との関連において特定資本主義国の具体的・個別的経済政策の分析、批判が行なわれる。

結局、経済政策論はこのような諸過程からなる特殊規定の部門として一般的理論的規定、歴史的規定に対応するのではなかろうか。

質問一（大阪市立大学　**吉田義三**）

経済政策論は経済理論たりうるか否か。一体、マルクス経済学体系における政策論は理論なのか、「段階論」または歴史論なのか。

答　経済理論は資本一般の運動を法則的に解明するのであって、その際、上部構造としての国家権力の政策は実質的には資本一般の運動の一契機として運動内部に包摂されていながらも、資本の運動を法則的に把握するため、外国貿易などと同じように捨象されているのである。だから経済政策論はそのままでは経済理論とは異なるであろう。資本の運動には国家権力の政策的介在が既に含まれており、その際、この運動を法則的に解明する場合に経済理論が、この運動を促進せしめる国家権力の政策に主体がおかれた場合に経済政策論がそれぞれ展開されうるであろう。

経済政策論はまた「段階論」、「歴史論」そのものでもない。というのは、既に述べたように政策論は経済理論（報告では「原理論」に対して「一般理論的規定」という表現を使用したが）によって解明された資本一般の運動法則の理解にもとづいて政策形成の一般的必然性を明らかにし、それによって政策の資本制的本質を一般的に解明するいわば「政策の一般理論」をその体系のうちにもちうると考えるからである。また経済政策論は「政策の一般理論」、「政策の歴史的規定」にもとづいて、本質的に実践的な性格をもつものであって（もっとも、ここでいう実践的性格とは近代経済学的政策論でいう実践性を意味しないのであって、この点、報告者は再三、強調しているところである）、たんに「型の検出」だけにおわる「段階論」でもないのである。経済政策論は結局、経済理論＝一般理論的＝規定の部門、及び歴史的規定の部門に基礎づけられて体系化される特殊規定の部門に他ならない（もちろん、反面においてこの特殊規定の部門としての経済政策論によって一般理論的規定、歴史的規定、各部門はさらにその内容を豊富にするのであるが）。

質問二（和歌山大学　南　清彦）

(1)　独占資本主義の段階になると、資本の運動自体が経済政策によってバックアップされることになる。そうすると原理論と政策論との分化（研究分化）はどうなるか。

(2)　マルクス経済学では経済的矛盾の解釈方向は必ずしも資本主義のワクの中での改良・修正にとどまらず、さらに社会主義化を要求するものと思う。これに対してこのような態度は政策論ではなく、革命論であるというような反対論（例えば赤松教授）に対し、どう答えているのか。

答　(1)　独占資本主義段階において質問者のように「原理論」をそのまま持込むことには疑問を感じる。「原理論」といわれるものは資本一般の運動法則を解明するものであって、独占資本主義段階においてはこの「原理論」＝報告では一般理論的規定にもとづく歴史的規定によって究明されるべきものと思う。但しここでいう歴史的規定はたんに「型の検出」を行うにすぎない「段階論」を意味するものではない。

歴史的規定には例えば帝国主義段階においては原理論的に明らかにされた資本一般の運動法則の具体化・特殊化されたものとしての「最大限利潤の法則」を法則的、理論的に明らかにするという歴史的一般論的規定を含むものである。だから帝国主義段階においては直接的にはこの歴史的一般論的規定と政策論との関係として取り上

げなければならぬ。

質問者のいわれるようにこの段階になると資本の運動は政策によって広範囲にわたって支援されることは事実であり、その意味において両者の関係はきわめて密接になってくる。しかしその場合でも例えば、「最大限利潤の法則」を主として理論的・法則的視点から取扱う場合には前者が、その法則の運動を促進する要因を主体的に取り上げる場合には後者が展開されうるのではなかろうか。

(2) 質問は経済政策論の実践性に関連する問題であるが、これは宇野教授の政策論にみられるウェーバ的「没価値論」を批判的に取り上げるという形で言及する予定であったが、時間の関係で省略せざるをえなかった問題で別の機会に譲ることにした。宇野教授の場合、実践は「政治的組織的な活動」を意味するだけであって教授の経済学的体系はもとより学問それ自体の実践性（言葉の真の意味での）は排斥されている。宇野教授は恐慌、戦争、革命を「原理論」、「段階論」、「現状分析」にそれぞれ対応する問題であり、「現状分析」においても革命のような実践的活動の必然性は立証されないといわれている。

赤松教授は宇野教授とは政策論の組立て方は全く異なるのであるが政策論と革命論とを機械的に分離して考えられるところに両者の類似点が認められるように思われる。

前述したように資本論のような経済理論＝一般理論的規定は資本一般の矛盾、その運動法則を純粋に明らかにするだけではなく資本主義の生成、発展、なかんずく崩壊の歴史的法則をも資本制矛盾、その集中的表現としての恐慌、階級対立などを基底として抽象的限定性をもってではあるが充分、明らかにするものである。

政策論はまずこういった経済理論に基礎づけられる以上、なお抽象的ではあるが資本主義のワクのなかでの修正、さらに変革化の要求をもちうることは当然である。また資本主義の歴史的発展過程における矛盾の発現形態や崩壊の法則性のより具体的な解明を行う歴史的規定にも政策論は基礎づけられるので、政策論が変革を含むより具体的な実践的要求をもつこともまた当然であろう。要は経済理論から革命のような実践的問題を排除したり、政策論と革命の問題を次元を異にするものとして取扱うことには賛成しがたい。

質問三（一橋大学　赤松　要）

宇野氏の体系の批判をおききしたが報告者自身による「位置づけ」を簡単におきかせいただきたい。

答　報告のなかでもまた質疑のなかでも報告者の「位置づけ」を述べておいたのでここでは簡単にしたい。

宇野教授の場合には「原理論」、「段階論」、「現状分析」という経済学体系のなかで政策論は「段階論」に属するものとされている。

報告者はこれにたいして一般理論的規定、歴史的規定にたいする特殊規定として経済政策論を「位置づけ」ておいた。

一般理論的規定の主体は資本一般に他ならず、現行資本論、批判体系前半項目＝資本一般と賃労働、土地所有（これらの基礎的規定）及び競争、信用、株式資本の基礎的規定がこのなかに含まれる。さらに批判体系後半項目の国家、外国貿易、世界市場の一般的規定も一般理論的規定の部門に含まれるものと思う（宇野氏の場合には資本一般、賃労働、土地所有の前半体系項目だけがこの規定部

門に属すものとして処理されている)。

歴史的規定の部門の主体は資本の歴史的形態＝商業産業、産業資本、金融資本であり、一般理論的規定の部門に属してその基礎的、一般的規定を受けた前述の諸項目の歴史的究明、分析がここで行なわれると思われる。

この歴史的規定の部門は歴史的一般的規定(宇野氏の場合は「型の検出」だけであるが、例えば、帝国主義段階における「最大限利潤の法則」などがここで究明される)と宇野教授の「型の検出」、さらに「現状分析」に対応する歴史的具体的規定から構成されると思われる。

経済政策論は本来、上部構造として国家権力の政治的介在を基底とする政策を対象とするものであるから、これら二つの部門に基礎づけられる特殊規定の部門として考える方が妥当ではないかと思う。

一般理論的規定の部門に基礎づけられて経済政策論の一般理論が、歴史的規定の部門に裏付けられて資本主義の歴史的発展過程における経済政策の歴史的一般的究明、歴史的具体分析がそれぞれ行なわれるものと思う(特殊部門としての経済政策論はこのように二つの規定部門に基礎づけられるのであるが、他面、経済政策論の理論的発展、歴史的具体的な政策分析の進行が一般理論的規定の具体化、したがって歴史的規定により豊富な内容を与える点も無視できないであろう)。

質問四(横浜大学　渡辺輝一)

現在、経済政策論が将来の全経済諸科学体系の論定のなかでどう改変さるべきかは経済学史がいままさに直面している問題とおもうのですが。あなたがこの問題をめぐってもっておられる問題範囲をおたづねしたい。

答　従来から経済理論、経済史、経済政策の三分割が一般的であり、経済法則、歴史的現象の個別的本質と個別的相互連関、実践的当為の解明という立場からそれぞれ分類されているようである。ところで経済学の成立それ自体、近代ブルヂョア社会の成立に基くものであるから、経済学の分化が必要であるならば、あくまで近代ブルヂョア社会との関連においてなされねばならぬと思われる。この点、宇野教授の三段階論はきわめてすぐれた分析視点をもつものと考えるのである。マルクス経済学的立場からは資本論の具体化、経済学批判体系プランをめぐって経済学の体系化がこころみられているわけであるが、外国貿易、世界市場、恐慌、財政学などの位置づけはさかんに行なわれながらも経済政策論に関しては宇野教授以外、余りこのこころみがなされていないように思われるのである。

報告者自身、未だ試案の段階であるが、此後、資本論、批判体系プランの前半項目＝資本一般、賃労働、土地所有と経済政策論との理論的関係、さらに後半項目の国家の把握の仕方と政策主体への還元の問題を考えながら経済学的体系における経済政策論の位置を検討したいと思う。

関税同盟の経済的効果

渡辺太郎
〈大阪大学〉

一

ヴァイナーによれば、完全な形態の関税同盟はつぎの諸要件についての協定を包含しなければならない。(1)加盟諸国間の貿易に対する関税の完全な撤廃、(2)非加盟諸国からの輸入に対する統一関税率の設定、および(3)関税収入の加盟諸国への配分方式。通常、関税同盟の経済的効果に関連して取りあげられるのは、(1)および(2)の要件である。われわれもそれに従う。

加盟諸国のあいだの貿易障壁を除去する点では、関税同盟は一つの貿易自由化措置であるが、非加盟諸国に対してはそれを存置する点においては、それは一つの差別化措置である。これらの矛盾する二つの側面をきわだたせることは、同盟の功罪を明らかにする上に決定的に重要である。

しばしばひとは、関税同盟を正当化する根拠を貿易の自由化に求める。しかし、もし貿易の自由化が同盟形成の唯一の動機であるとするならば、関税の撤廃はかぎられた一部の国々ではなく、世界中のすべての国々に無差別に適用されるべきである。そこまで徹底しえないということ自体が、同盟は自由化による利益とともに差別による利益をもねらっているということの明白な証拠である。

これと関連してつぎのような疑問も生ずる。貿易の自由化一般が推奨されるべき価値をもつとすれば、なぜ関税同盟は普遍化しないのであろうか。世界の多くの国々についてみられるように、それぞれ排他的な政策を固執して、自国市場を外国に開放することを喜ばないのは、自由化の経済的効果よりも差別化の経済的効果の方が好ましいとみなされているからにちがいない。そのような考え方は理論的にどのように根拠づけられるか。ここでわれわれは、古くから論議をたたかわされてきた自由貿易対保護貿易の問題にぶつかる。

関税同盟の経済的効果としては、貿易の自由化による域内分業の促進がまず第一に強調されなければならないが、それがすべてではない。大規模生産の経済と、競争の激化による技術の進歩もまた重要である。

二

関税同盟が形成されると、域内貿易の自由化と域外諸国に対する

差別化との二つの力によって、域内貿易は拡大し、域外貿易は縮小する傾向がある。

域内関税の撤廃によって、域内諸国からの輸入価格は低くなる。その結果、第一に、域内で比較優位にありながら、これまで関税障壁によって流れをせきとめられていた商品があらたに国際市場に流れだすであろう。ヴァイナーはこれを「貿易創出的効果」と呼んだ。第二に、障壁を乗りこえてすでに国際市場に流れでていた商品はその流れを増大するであろう。貿易自由化の効果は域内貿易の拡大となってあらわれる。

域内関税は撤廃されるのに域外関税は存置されることによって、域内諸国からの輸入価格は域外諸国からのそれに比して相対的に低くなる。その結果として、関税同盟のある加盟国は、これまで域外諸国から輸入していた商品を他の加盟国から輸入するように、輸入先を転換するであろう。ヴァイナーはこれを「貿易転換的効果」と呼んだ。差別化の効果はこれだけではない。輸入価格の低落によって、域内諸国の輸入量そのものが増大するであろう。かくて、差別化は域内貿易の拡大と域外貿易の縮小とに導くのである。

関税同盟は加盟諸国にどのような利益を与えるか。まず第一に、ある加盟国の居住者が他の加盟国からの輸入品に対して支払うべき価格は、撤廃された関税の分だけ低くなるから、かれらは与えられた貨幣所得でより多くの財を支配することができる。第二に、生産の面についてみると、少なくとも域内に関するかぎり、そこでは比較優位の原理が貫徹されて、資源利用の効率が高められる。第三に、関税同盟は加盟諸国の輸出品に対してより安定した市場を保証する。世界的に自由競争が支配するときには、一般にある財の生産費が最低の国はその財に対するもっとも安定した需要を確保することができ、生産費の高い国ほどより浮動的な需要に当面する傾向がある。しかし、競争が制限されるときには、このことはかならずしも妥当しない。生産費が最低でない国でも、それより生産費の低い国をすべて競争の圏外におくことができるならば、その地域内では最低生産費の国ということになり、したがって、その輸出品に対する市場を安定させることができるであろう。そして競争にさらされる地域が狭く限定されればされるほど、一国の輸出市場はそれだけ安定性を強めるであろう。

第一と第二の利益を重視するならば、関税同盟はできるだけ広い地域にわたる方が有利であるが、第三の利益を重視するならば、その反対に、関税同盟は狭い地域に限定した方が有利になる。極端な場合には、関税同盟を全然拒否してしまうのが、それを形成するよりも有利とみなされることになるであろう。

関税同盟は加盟諸国にはなんらかの利益をもたらすことが期待されるが、域外諸国に対してはかならずしもそうではない。ここに関税同盟をめぐって加盟諸国と域外諸国とのあいだに摩擦が生ずる原因がある。域外諸国が不利益をこうむるのは、それらと加盟国とのあいだの貿易の縮小がひきおこされる場合である。その場合には、域外諸国は比較優位部門の生産を縮小して、そこで使用されていた資源を比較劣位部門に転換することをよぎなくされる。それはいうまでもなく、資源利用の効率の低下を意味する。もし転換が困難であるとすれば、比較優位部門に失業が発生することになるであろ

う。

もちろん、域外諸国はいつでも不利益をこうむるというわけではない。貿易創出的なケースに典型的にみられるように、域内貿易の拡大によって加盟諸国の生産効率と実質所得とが上昇する場合には、域外諸国もそのことから有利な影響を受けるであろう。したがって、このような場合には、域外諸国は同盟を歓迎こそすれ、それに反対する理由はもたないはずである。

関税同盟が加盟諸国に対しては利益を保証し、域外諸国に対しては少なくとも損失を与えないときには、同盟の形成は世界全体として利益であるということができる。しかし、両者の利害が衝突するときには、それが世界全体として利益であるかどうかを判定することはもはや不可能に近い。もしなんらかの判定をくだすことができたとしても、政策的にはそれは無意味であるかもしれない。

関税同盟は加盟諸国に対してなんらかの利益を約束するものであるとするならば、当然、その形成が世界経済の普遍的な傾向となってしかるべきである。ところが、現実はかならずしもその方向に動いていない。

われわれはこれに対していくつかの理由をあげることができる。まず第一に、域外諸国のこうむるべき損失に対する考慮が形成希望国の行動を抑制するということが考えられる。すなわち、形成を欲するいくつかの国があったとしても、域外諸国とのあいだに生ずるかもしれない摩擦を恐れて、あえて形成にふみきろうとはしないかもしれない。第二に、関税同盟論で問題にされる利益はいうまでもなく長期的な利益であるが、短期的な調整の困難がその実現をはばむかもしれない。関税同盟によって域内貿易が自由化されると、加盟諸国の比較劣位部門は縮小されなければならない。そこに使用されていた生産資源は特殊的なものであるために、他の部門に転用がきかず、あるいは転用されたとしてもその効率をいちじるしくきずつけられるかもしれない。もしそうだとすると、縮小部門からの根強い抵抗がひきおこされるであろう。第三に、幼稚産業の保護のために、自国市場を外国に開放することが拒否されるかもしれない。

三

関税同盟の経済的効果として、域内分業の促進とならんで重視されるものに大規模生産の経済がある。ヨーロッパ共同市場条約案の基礎になったスパーク報告は、この点を強調して、現代の進んだ生産設備の経済的な単位がつくりだす生産物はしばしば国内市場だけではさばききれない、したがって、そのような設備を利用して生産性を高めうるためには国内市場よりも広い市場の確保が必要である、と述べている。

しかし、関税同盟の効果として大規模生産の経済を強調することに対しては、一部の学者から疑問を投げつけられている。疑問の第一は、大規模生産の経済の指標となる生産費の減少の限界は、じつは大規模ではなくて中規模の生産設備で到達されることが多いのではなかろうかということである。その第二は、自由化地域の拡大はある国の生産物市場のそれに相応する拡大をかならずしも意味しないということである。

第一の疑問がもし実証的に支持されるとすると、大規模生産の経

済を強調することは無意味になる。しかし、少なくともいくつかの産業においては、それに属する企業の数を考慮して、最低生産費での生産が国内需要を上回る傾向があることは否定できないように思われる。

第二の疑問は、大規模生産の経済が生ずるとしても、その利益はある加盟国に集中し、他の加盟国はそれにあずからないかもしれないという点を衝く。

四

関税同盟が加盟諸国における生産性の上昇に貢献する第三の可能な経路として、競争の激化による技術の進歩について考えてみよう。

なによりもまず、競争の激化は必然的に技術の進歩に導くわけではないということに注意しなければならない。競争の激化に対処して自己の生産物に対する市場を維持ないし拡大するために企業のとりうる行動として、技術の改善のほかに、カルテルの形成、販売費の増加、あるいは賃金率の引下げ等がある。競争の激化が技術の進歩に導くための条件はなんであろうか。

第一に、技術が進歩するための前提条件として、利用できる豊富な科学的知識のストックと、機会あらばそれを活用しようとする企業家の進取的な精神とが存在していなければならない。第二に、新技術の採用から得られる利益はそのコストよりも大きくなければならない。前者は新技術が旧技術に比して生産性ないし品質に関してもつ優越性をさす。後者には、棄却されなければならない現有施設の価値と、市場拡大のためのコストがある。第三に、新技術の採用には巨額の資金を必要とするかもしれない。これは、中小企業にとっては致命的な障害である。

これらの諸条件がみたされないときには、いくら競争が激化しても技術の進歩は生じない。しかし、他方において競争の激化は技術の進歩に有利な条件をつくりだすことも考慮しなければならない。

第一に、競争の激化は企業家の新機軸に対する意欲を高め、新発明のための研究に対するより強力な助成をうながすであろう。第二に、競争の激化は個々の企業に対してその市場を失う危険を増大させることを考慮する必要がある。技術の進歩において他企業におくれをとることによってこうむる市場縮小の損失がより大きいと予想されるならば、たとえ現存設備の棄却による損失が手痛く感ぜられるとしても、企業家は新技術の採用をあえてしなければならないであろう。第三に、競争の激化がより高い需要の弾力性となってあらわれるならば、市場拡大のコストはそれだけ小さくてすむであろう。このような事情を考慮すると、関税同盟の形成は必然的には技術の進歩に導かないとしても、なお両者のあいだには緊密な関連があるとみなさざるをえなくなる。

以上述べたところは、関税同盟の貿易自由化的側面の効果である。その差別化的側面の効果はどうであろうか。

もし競争が激化すればするほど、技術の進歩は促進されるとするならば、関税同盟の差別化的側面はマイナスの効果をもつことになるであろう。しかし、競争の激化は他の面の弊害をもつかもしれない。すなわち、無制限の競争はしばしば資源の浪費をもたらす傾向

がある。競争の圧力のもとでやむなくされる新技術の矢つぎばやの採用は、設備棄却のコストを大企業にとってさえたえがたいものにし、その発展への底力を弱めるがもしれない。あるいは、長期的な計画をたてて技術の進歩に努力することよりも、その日その日の売上げを維持することに精力を奪いとられてしまうかもしれない。

無制限の国際的競争がしばしば忌避されるもう一つの根拠は産業保護である。域外に技術進歩の急速な国が存在するとき、自由放任政策をとれば域内市場はそれによって制圧され、域内産業は早死をよぎなくされるかもしれない。関税同盟はこのような事態の到来を防止するために必要とみなされるのである。

質問一（名古屋大学　北川一雄）

㈠　経済的効果を(1)、(2)、(3)とされているが、(1)は所与の比較優位体系下での効果、(2)、(3)はそれぞれ動態効果のようです。それならば、生産要素移動効果（域内、域外から）とか、小欧州諸国の古い独占が弱まること（シトウスキー）とか、各加盟国が自由化に処して「健全な」財政金融政策に傾く効果とかも、論じられていいでしょう。(1)、(2)、(3)に限られた理由は？

㈡　関税同盟が数回に亘って関税を変更（＝低下）する時の累積効果は？　その都度の関税同盟論とは少しディメンションが異なりうるでしょう。

㈢　(1)の効果で「域内貿易縮小」といわれるのは、右述の如く静態効果だけで、(2)、(3)以下を加えると、縮小とは限らないでしょう。

㈣　(2)では中規模でのスケール効果を考えられているが、これはマルティ＝スケールですから、断定はできないでしょう。

㈤　「技術の進歩」も、小欧州では、「技術の導入」の方が多いでしょう。

答　㈠　論点を整理することは、かぎられた時間でする報告には必要と存じます。わたくしが三つの論点を選びだしたのは、それらのあいだには密接な関連があり、しかも、多くの人々によってもっともしばしば取りあげられているが、なお検討の余地があると考えたからであります。論題を「関税同盟の……」として、「共同市場の……」としなかつたのは、それによっておのずからいくつかの論点が排除されると期待したからにほかなりません。

㈡　関税同盟が数回にわたって関税を変更するときの効果は、予想の契機を無視するかぎり、その都度の変更の効果を積み重ねたものとみなしてよいと思います。そして、関税の変更が短かい期間でなく、二年とか三年とかのあいだをおいておこなわれる場合には、予想の問題は重視するには及ばないと思います。

㈢　お説の通りです（時間の関係で口頭の報告では説明を省略したところを衝かれました）。

㈣　わたくし自身、生産費の極小化は中規模の設備で達成されるとするヴァイナーの主張には疑いをもっております。したがって、わたくしの論点は、大規模生産の経済が生じうると仮定して、その場合におこりうべき結果を検討するということに向っております。

㈤　実状については、残念ながら正確なお答えは致しかねます。しかし、わたくしは一般的な形で問題を取り扱っておりますから、技術の進歩が具体的にどういう形態でおこなわれようとも、論旨には

影響はないと考えます。

質問二（愛知学芸大学　**松浦茂治**）

『域外貿易を差別することにより、より安定した市場を確保することができる。この場合、同盟の地域が狭く限定されればされるほど、一国の輸出市場はそれだけ安定性を強めるであろう』といわれるが、これは、「適正な地域をもって構成された場合に」市場の安定性は強められるのであって、「狭く限定されればされるほど」という言い方は不適切ではないかと思うが、どうか。

答　わたくしの説明は不十分でした。わたくしがいいたかったのはつぎのことです。いま、A、B、およびCの三国があり、ある商品の生産について、この順に生産費が高いと仮定します。貿易が自由であるとすると、最低生産費国たるC国は、いかなる需要のもとでも、つねにその生産物に対する市場を保持しうるが、他の二国はそうはいきません。B国がその生産物に対する市場を獲得できるのは、世界の需要が増加して、C国の生産能力だけではそれをみたしえないときであり、そしてA国がその生産物に対する市場を獲得できるのは、世界の需要がさらに増加して、C国およびB国の生産能力ではそれをみたしえないときにかぎられます。世界の需要の変動の影響を受けることがもっとも少ないという意味において、C国の市場はもっとも安定的であり、B国の市場はそれにつぎ、そしてA国の市場はもっとも不安定的であります。

ところでいま、A国とB国とが関税同盟を結んで、C国の商品の進出を阻んだとすると、域内に関するかぎりB国が最低生産費国ですから、その市場はたしかに安定性をまします。A国としても、競争者がへったわけですから、その市場の安定性はある程度強められると考えられます。A国が孤立化政策をとるとすると、上に述べた論理によって、その市場の安定性はさらに強められます。「狭く限定されればされるほど」といったのは、A国の状況を念頭においていたのです。

しかし、わたくしはB国のことは忘れていました。B国にとっては、完全な孤立化よりも、A国と同盟を結んだときの方が、市場の安定性を確保することができるように思われます。

したがって、一般的には自国を最低生産費国として含むできるだけ広い地域をもって関税同盟が形成されるとき、自国市場の安定性はいちばん強められる、というべきでした。先生の「適正な地域」をこの意味に解して、わたくしの説明を修正したいと存じます。

質問三（中央大学　**五井一雄**）

関税同盟の効果としての大規模生産の経済について、報告者は疑問をもたれており、その理由として、(1)生産費の減少の限界は中規模の生産設備で到達されることが多い、(2)自由化地域の拡大は、生産物市場のそれに相応する拡大をかならずしも意味しない、と述べておられるが、(1)は生産物市場の大きさによって大規模生産の経済が制約されるという意味に解する限り、(2)と同じことにならないか。

答　(1)は、大規模生産の経済が技術的に生じうるかどうかということを問題にしております。いわば、生産の面の問題です。

(2)は、大規模生産の経済が技術的に生じうるとして、ある特定の国が関税同盟の形成によってその利益にあずかりうるかどうかを問

題にしております。いわば、市場の面の問題です。

質問四（早稲田大学　**岡山　隆**）

関税同盟の経済的効果を考える場合、特に政策問題としての実践性をも加えて考察すれば、経済的効果一般を述べるよりは、関税同盟が実施された直後にみられる経済的効果とその動揺、過渡期長期にみられる経済的効果と分けて考えた方がよいのではないか。つまり、比較生産費＝生産構造の変化までみる生産側の長期の場合と、それを一定とみる短期の場合に区別した方が明確化しうる。そして関税同盟の手順なり、方式もまた経済効果に影響するのではないか。

答　わたくしの報告は包括的であることを意図するわけではありませんから、取りあげられなかった論点も多数あることはいうまでもありません。お示唆に従って、今後研究を進めていきたいと存じます。

ただ、長期的効果と短期的効果とに分けて考えるという点については、北川先生も御指摘下さったように、域内分業の促進が前者に、そして大規模生産の経済と技術の進歩とが後者に属するとみなしてよいのではないかと思います。

書評

カルヴィン・B・フーヴァー

『経済，自由，国家』

阿部源一
〈東京都立大学〉

Calvin B. Hoover; The Economy, Libery and the State, The Twentieth Century Fund. New York, 1959, pp. vi＋445.

カルヴィン・フーヴァーはわが国ではほとんど知られていないが、アメリカではもちろん国際的にも知名な経済学者である。氏は一八九七年出生。ミネソタおよびウィスコンシン大学を卒業。一九二五年デューク大学助教授就任以来ひきつづき同大学教授としてつとめている。その間、ニュー・ディール時代には主として農業関係の政府顧問となり、第二次大戦中も政府顧問をつとめ、戦後は海外援助のための大統領委員会の委員をつとめた。一九五三年には「アメリカ経済学会」の会長に選ばれた。経済学者あるいは政府職員として欧州およびソ連にたびたび旅行した。その著書「ソ連の経済生活」（一九三一年）や「ドイツ第三帝国に入る」（一九三三年）は数ケ国語に翻訳された。こんどの「経済、自由、国家」も数ケ国語に翻訳されることになっている。日本訳は私が依頼された。

本書の「前がき」によると、フーヴァーは大学院学生時代にコモンズの「資本主義と社会主義」の講義に多大の感銘をうけた。そしてソ連革命に大きな熱情を傾けて以来現在にいたるまで研究を続けている。氏はアメリカで最初に「エコノミック・システムズ」の講義を開設した学者である。それゆえにこそ「二十世紀ファンド」は比較経済体制の研究を氏に依嘱したのである。

フーヴァーの資本主義に対する基本的見解は、自由競争経済から「オーガニゼーショナル・エコノミイ」に転形したというにある。ソ連およびその衛星国については公式論にとらわれず、自分の見聞を基礎にして実証的研究がなされている。西欧の小国やソ連の衛星国については、わが国ではほとんど研究されていないので、本書は特殊な価値をもつであろう。本書は事実の記述が主であって理論の書ではない。したがって理論の透徹を期待する人には物たりないであろうが、その現実記述は豊富な体験に裏づけられているので、傾聴に値する。

本書の内容は次のとおりである。

前がき
第一章　旧型の資本主義
第二章　ロシアにおける資本主義の転覆
第三章　完全に発達した全体主義国家、スターリン治下のソヴィエト・ロシア
第四章　スターリン以後のソヴィエト全体主義体制
第五章　ソヴィエトの経済成長
第六章　ナチ全体主義体制

第七章　アメリカ合衆国における資本主義の転形、その効果および原因としてのニュー・ディール

第八章　戦時および戦後のアメリカ経済、変化した経済体制は永久的形態を帯びる

第九章　変化したアメリカ経済体制を保守側も甘受す

第十章　混合経済体制（一）イギリスの経済体制

第十一章　混合経済体制（二）西欧の経済体制

第十二章　経済体制と自由、記録の分析

第十三章　自由の残存の見通し

後がき　東欧の変化しつつある経済体制

以下、各章の要旨を紹介する。

第一章

経済および政治体制は正確な論理的モデルと一致するものではない。資本主義体制も論理的構成物ではなく、各国それぞれちがった形で漸次に発展してきたものである。しかし第一次大戦までは資本主義はその理想像と現実の機能とがほぼ一致していたということができる。これが「旧型の資本主義」である。しかるに第一次大戦後、とくに一九三〇年代の大不況時代において自由放任経済の自動調節機能が失われたことが明かになった。さらに独立的な小規模企業に代って独占的な大企業が発達して、資本主義は構造的変化をとげた。

しかし資本主義が最初に転覆されたのは、欧州で最も資本主義の発達がおくれていたロシアにおいてであった。ロシアにおける資本主義の転覆は、他の主要国の経済体制の変化に重大な影響を与えた。

第二章

ロシア革命の歴史的過程の叙述で、とくに目新しいものはない。

第三章

スターリンは「プロレタリアの独裁」を常に強調し、「人民の敵」の名のもとに、反対者を処刑した。しかしスターリン時代の体制はけっして労働者の支配ではなく、労働者は共産党に支配された。そして指導者は単一党によって作成された名簿から選ばれるのであるから、事実上任命された者である。スターリン体制のもとでは、市場における「消費者主権」もなく、工場における労働者支配もなく、投票あるいは議会における市民の支配もなかった。

ソヴィエト社会はほとんどすべての点で反動的となった。それは全く独裁者の勝手な意志にしたがって、国家官僚制度による暴力を行使し、追放につぐ追放が行われた。社会の保守的タイプの発展は、スターリン時代にロシア・ナショナリズムの栄光化への復帰によっても証明される。スターリンは、共産主義のもとでも資本主義列強の包囲の脅威が続くかぎり国防の必要があると主張した。この声明は、第二次大戦の勃発に合致したから現実的であった。しかし国内における軍事的圧迫の機能は消滅したというのは全く事実に反する。

スターリン支配時代の絶対主義的・全体主義的そして血なまぐさい国家権力の発展は、マルクス主義における「国家の死滅」とどういう関係があるのか。スターリン時代の全体主義国家の恐怖政治は彼の死後フルシチョフによって公式に証明された。スターリン時代

は個人的独裁であった。そして個人的独裁はただテロによってのみ維持されうる。

第四章

スターリンの死後、その後継者争いの時代が出現した。それはちょうどレーニンの死後と同様であった。レーニンの死後、スターリンは猫をかぶっていたが、最大の政敵トロツキイを国外に追放して以来、その独裁力を強化して、中央委員会の意志に束縛されず勝手に反対者を処刑し、また味方を登用した。中央委員会のメンバーでも共産党の代表であることを主張することができなかった。いわんやソ連の全人民を代表することはできなかった。

スターリンの死後、ベリア、マレンコフ、フルシチョフ、モロトフ、ジューコフが後継者のグループとなったが、まずベリアが処刑され、ついで他の連中も相ついで追放されて結局フルシチョフが後継者の座についた。ベリアの処刑後、「集団指導」の体制がとられた。集団指導は指導者間の権力闘争をさけ、対外問題の緊張を緩和するためにとられた。

集団指導が実現しようと努力したものは、ソヴィエト体制出現以前の人道的社会主義に近いものであった。工場や集団農場において集団討議＝デモクラシーが抑圧され、共産党によって支配されたことが反省された。職場を休んでも直ちに起訴されることはなくなった。農民の生産物販売について条件が緩和された。労働時間はやや短縮された。老令年金は増額された。平均賃銀を高めるために最低賃銀が定められた。所得税控除は高められた。奢侈品に対する高い価格は緩和された。マレンコフは資本財生産の削減と消費財生産の増加を強調し、その政策は後に公式に放棄されて彼は失脚したけれども、その効果は生活水準の上昇をもたらした。またそれは国家の鉄腕性の一部緩和と共に、新支配者の人気を改善した。フルシチョフもスターリンの死後まもなく、肉と酪農品の破局的不足に注意を喚起し、農業政策の画期的転換の必要を主張した。そして増産のため農民の創意を刺激する方策が採用された。

外交の分野では新支配者たちは資本主義国との共存を声明し、オーストリアから占領軍を撤退し、フィンランドの港をも手放した。非スターリン化が発足するや、新支配者たちは過去におけるソヴィエト外交政策の過度の攻勢についてスターリンを非難した。新支配者たちは戦争の可能性を減少させたいと希望したように考えられる。それは原子戦争の破壊力を心配したのみでなく、支配者の権力の国内的不安定を反映していた。

しかしこの外交政策上の緩和の時期に終りをもたらしたのは、皮肉にも衛星国における反乱であった。ロシアおよび衛星国の民衆は、非スターリン化の声明によって、デモクラシーと自由がスターリンによって抑圧されたこと、しかし今やすべてが変ったことを告げられた。そこで彼らは熱心に自由とデモクラシーに対する重圧に反抗しだした。芸術と文学の領域ではとくにはなはだしかった。しかし当局はただちに、共産党による指導と権威の維持の必要を認めた。かくてわずかの緩和の一時期はあったが、スターリンの後継者たちの制度は依然としてスターリンのそれとほとんど同じであった。ポーランドおよびハンガリーに起った反ソヴィエト運動は、非スターリン化が最高調に達したことを物語っている。それを指導し

たのは産業労働者と学生であった。フルシチョフおよびロシア共産党の首脳部は、ソヴィエト帝国の解体はいかなる犠牲を払っても阻止せねばならぬと決意して、軍隊をくり出して鎮圧した。ポーランドおよびハンガリーにおける反乱にはナショナリズムが重大な役割を演じた。この両国において資本主義が廃止されてから十年後に、マルクス、レーニン、スターリン主義によっては説明できない革命が起った。資本主義は廃止され労働者の階級意識が進んだ社会主義国におけるナショナリズム的反乱は、マルクス理論では説明できない。

現在のソヴィエト全体主義体制が自由な民主的議会制度に進化する見込があるだろうか。スターリン死後の「集団指導」の短い一時期は、個人的独裁から代議的政府へ進化するかもしれないと思わせた。しかしスターリンの後継者たちの間の権力闘争は、完全に秘密的方法のみが後継者を決定することを明らかにした。いまや「集団指導」は共産党および国家の首脳部の個人的権力闘争をカモフラージするところの一時的呼称にすぎないことは明白である。ただしフルシチョフによる一人支配の復活は自動的にスターリン制度への復帰を意味しない。ベリアおよびその多数の仲間の処刑後、フルシチョフが権力の座から排除した人物は死刑にもされず投獄もされなかった。しかしこのことはスターリン的特色の名残りがくりかえされないという保証にはならない。代議的政府のないところでは、一人の独裁者がロシアのような大きな国において大量テロの使用なくして権力を維持できるかどうかはなはだ疑わしい。フルシチョフの年令からみて、彼が長年月支配できないことはたしかだが、しかし彼のやった方法にならって権力を握った後継者がテロなくして権力を保持できると信ずべき理由はほとんどない。

なお、完全に集産化され中央化された経済が議会＝民主的政府によって運営されることはきわめて困難である。なるほどソ連における現在の巨大な産業コンバインが、いくぶん資本主義的会社の形態に進化することは不可能ではない。また新しい小規模企業が将来いつか個別的に機能することが許されるかもしれない。ソ連産業組織のこのような進化は産業経営の自律性を大いに増すであろう。しかしこのような発展は、何らかの形態の代議的政府が出現しなくては起りえないであろう。そしてそのようなきざしはまだない。

第五章

資本主義の擁護者たちの間では、個人的自由は生産能率を高める基本的要因であり、集産主義経済においてはそれが妨げられると信ぜられていた。ソ連経済体制は個人的自由を抑圧したことは明白である。しかしそのために生産性が低水準にとどまったということはできない。ソ連の経済成長に関しては、一九五六年に開始された第六次五ヶ年計画に示された資料を分析せねばならない。第六次五ヶ年計画はフルシチョフが首相となって一時的に安定した「集団指導」の経済政策を示している。この計画に示された経済成長率はきわめて高い。一九六〇年の国民所得は一九五五年のそれの一六〇％と見積られた。毎年約一〇・五％の増加率である。この増加率は主要資本主義国の長期にわたる増加率の二倍である。アメリカの過去八十年間の国民所得増加率の三倍である。

ソ連の経済成長率が高いのには理由がある。集産的・指導的経済

には不況時における国民所得減退がない。またソ連ではどの財貨も不足しているので需要不足による生産制限の必要がない。新商品のための市場調査費や広告費もいらない。「消費者主権」はないから消費者のために商品の質を気にする必要もない。貯蓄は大部分強制的である。その強制の貯蓄によって投資がなされる。このことは国民所得のうち貯蓄される比率が民主的資本主義経済よりも高いことを意味する。消費財生産は低くおさえられるから国民所得のうち資本財生産に投資される比率が高くなる。この投資がうまく管理されるならば国民所得増加率は大となる。新産業建設にあたって他の競争者を顧慮することなく思いきった設備をすることができる。ストライキがないことも生産量を増す大きな要因である。先進国の技術を輸入採用したことも過去のソ連経済の成長を高めるに有利であった。ただし将来はその利点はなくなろう。そこでソ連では科学、技術教育に力を入れている。文学、芸術、音楽、社会科学などの領域では思想の自由の抑圧は明白だが、物理、化学、工学などの領域ではそうでない。教育方針は大衆よりもエリートの訓練に力点をおいている。

ソ連経済の年成長率が一〇・五%というのは高すぎる。量的に測定したソ連経済の成長率は、資本主義国が最も好調の時期すなわち完全雇用の時期のそれとほぼ同じと考えてよい。そのような成長率は年率約六%であろう。第六次五ヶ年計画で計画されたものの半分より非常に多くはないだろう。現在のソ連経済の生産水準はアメリカのそれの四〇ないし四五%だろう。平均の生活水準は五分の一だろう。重工業生産は四五%だろう。両国の経済成長率は国民所得のうち軍備にまわされる割合によって左右される。将来ソ連の民衆が消費財生産の増加を希望するようになればソ連経済の成長率は低くなろう。西洋の修正された資本主義体制のもとでは貨幣および信用統制の技術が進歩するだろう。その時はソ連経済成長率が現代資本主義国のそれよりもはるかに高いという理由はほとんどない。しかし当分はソ連経済成長率はアメリカ経済の過去の成長率のほぼ二倍である。このことは現在の世界のバランスに大きな影響を及ぼしている。もし一九五七年のアメリカの景気後退にみられるような経済成長の中断が数年間続くならば、ソ連との比較は重大となる。

第六章

ソ連全体主義に対比しつつナチス全体主義の特徴を説明する。そしてもし主要国において深刻な長期の不況が起るか、或は経済集団および階級の間の闘争が妥協点を見出し難くなれば、何らかの形の全体主義政府が再現するおそれがある。

第七章

アメリカでは大企業の発達にともない競争原理がくずれかけていた。そこで反トラスト法が制定されて競争原理を維持しようとした。しかし大企業が発達したけれども労働者の実質賃銀も上昇したので、マルクスのいう豊富の中の貧困はなかった。一九三〇年代の大不況の襲来によって初めて、労働者の大量失業、農産物の大過剰、中小企業の倒産、小市民の困窮などが大問題となった。ニュー・ディールはかくして生まれた。

第八章

民主党支配の一九三三―一九五三年の期間において最も顕著な変

化は、所得分配の不平等の減少である。その下平等が最も顕著に減少したのは一九三九―四四年であって、ニュー・ディールの時代ではない。不平等減少は少くとも一九五〇年まで続いた。そして共和党政府になっても、その逆の傾向はみられない。所得不平等減退はニュー・ディールあるいはフェア・ディール政策よりはむしろ第二次大戦の効果だと考えられる点も少くない。たとえば失業者が解消したことは労働所得の割合を高めたし、また戦時および戦後の異常な農産物の需要増大は農民所得を高めた。また戦時の重税も不平等減少の役割をつとめたであろう。しかし一九三〇年代の大不況以来、完全雇用政策を維持したニュー・ディール政策の効果を無視することはできない。国民所得のうち労資の分け前は長期にわたって不変だったという説があるが、アメリカにはあてはまらない。政治的な力が国民所得分配に影響することは否定できない。民主党政府の政策は、労働者、農民、低所得者の所得引上げに役立った。

ニュー・ディール、フェア・ディール、第二次大戦時の諸立法は、アメリカの経済体制の体質を変化させた。もはやレッセ・フェール資本主義の特色とみられる純粋・完全競争への接近は考えられなくなった。ニュー・ディール以来修正されたアメリカの経済体制は永久性をおびだした。

第九章

保守的な実業家はニュー・ディールをもって「自由企業資本主義」の根幹を侵害するものと信じたから、共和党が政権をとればニュー・ディール方法は一掃されるものと期待した。しかし共和党政権になっても、個人主義的、自由企業経済に復帰しなかった。なるほど政府支出はやや抑えられ、政府官僚制の拡張はやや鈍った。政府活動の新領域への拡大は少くとも一時停止した。政府権力が賃銀争議の時に労組に有利に作用することはなくなった。しかし貨幣、金融、財政の領域における政府の力がいちじるしく減退したことはない。またこの領域における政策に基本的変化さえもない。農業における生産および価格統制はわずかの修正をうけて有効に続けられている。とりわけ経済体制の個人主義的形態から組織的な形態への推移は続いている。共和党政府は民主党政府よりもむしろ強力に反トラスト政策をとっているにかかわらず、この推移は続いている。労働の分野ではＡＦＬとＬＩＯが併合した。産業界では新マージャー運動が起った。それは独占をめざすよりは分化と統合を特色とする合理的なものである。

この新経済体制は Mixed Economy, Welfare Capitalism, Progressive Capitalism, Organizational Economy と呼ばれる。この変化した体制は次の特色をもつ。それは以前の低所得階級の生活水準の大きな相対的改善、労働組織における力のいちじるしい増大、産業において労働者に対する経営者の絶対的権威の程度の低下、経済における国家のはるかに大なる役割、私有財産権の実質的縮小、完全雇用に対する国家の責任の承認と広範な社会保障などである。これらは現在のイギリスの保守党政府のもとの経済体制と容易に区別しがたい。イギリスにおいても保守党政府のもとにおける経済体制の変化は大きくない。イギリスにおける新体制は State Capitalism, Welfare State, First Stage of Socialism などと呼ばれている。しかし両国の経済体制は相違よりも同一性のほうが

はるかに大きい。両国の経済体制のもとでは、個人的自由が危険になるほど侵害されていない。また経済の完全な国家化（statization）には達していない。大企業と併んで無数の個人的所有の小企業は存在する。それは経済の成長と機能に弾力性と能率を寄与する。そこでは大企業の従業員、政府の従業員、大労働組織の一員よりは個人的自由が大きい。この領域では能率よりも自由のほうが重要である。

第十章

イギリスにおいてはアメリカにおける反トラスト法のような法令によって競争が強制されたことはなかった。イギリスの会社の間にはアメリカの法廷では取引の制限とみなされるべき多くの協定や申合せが存在したにもかかわらず、イギリス経済体制は一九三〇年代の大不況の開始まではなお競争によって特徴づけられていた。しかるに第二次大戦の直前十年間にG・C・アレンが指摘するように、徐々に進んでいた競争的、個人企業的体制から高度に組織された経済形態への転形が政府の政策によって積極的に推進された。カルテル類似の協定が不況対策として政府によって支持された。かくて第二次大戦開始までにイギリス産業における集中度は大いに進んだ。

他方、労働の分野では巨大な労組によってとり行われる団体協約が個別的交渉にとって代ってからすでに久しい。一九三九年までには団体協約の網の目は事実上すべての経済にゆきわたった。政府による最低賃銀制の制定および集団的賃銀協定の法的認可はすでに充分に確立された。かくて賃銀引下げはもはや経済における均衡回復の手段として使用されることはできなくなった。その結果、賃銀率は非弾力的となり、コスト・インフレの傾向を示しだした。

第二次大戦後は取引制限の協定を阻止する政策がとられだした。それはアメリカの反トラスト法ほど厳格ではなかったが、政策の本質的変化を示している。同時に、政府による産業保護は縮小され、またヨーロッパ自由貿易圏への参加運動が起り、それらはイギリス産業における独占的協定を制限する役割を演じた。

だが経済に政府が参与する傾向は停止しない。国民総生産の中に占める政府支出は増大した。イギリス経済は古い型の資本主義から確実に脱皮しつつある。その過程において所得不平等は減少した。その傾向はすでに十九世紀の最後の四半世紀以後あらわれていたが、一九三〇年代の終りに加速された。所得不平等の減退はけっして累進課税のみによるものではなかった。労働が不熟練労働から熟練労働へ進んだこと、完全雇用政策などが、労働所得の相対的比重を高めたのである。

イギリスの資本主義の転形はその会社経営の変化にもあらわれている。戦時中は会社員は国家公務員と同様な役目を担当したが、戦時統制が撤廃された後でも大会社の管理者はみずからを公共政策の協力者とみなすようになりつつある。株主の利益よりも公共の利益に重きをおくようになりつつある。さらに経営上の変化は労働党政府の産業国有化によって一転期を画した。全産業をではなく一部の産業を国有化した事例は、第二次大戦後にフランスや北欧三国などにもみられるが、その最も典型的な実験はイギリスにおいてみられる。しかしイギリスにおける部分的国有化の実験は少なからぬ難問を提起して行き悩みの状態にある。著者はその具体的事例を掲げて

いる。ここにはその詳細を紹介する紙数がないので割愛するが、その部分は日本ではほとんど紹介されていない目新らしいものである。

部分的国有化は、社会主義の重要目標の一つである所得平等化の手段としてはほとんど全く効果がないことが労働党指導者たちによって認識された。産業の前所有者に補償が与えられねばならないかぎり、所得不平等を減少させることはできない。そこで最近、労働党の首脳部は、もう一つの代案として、会社の株式を政府勘定で買上げるべきことを提案した。産業会社はいろいろの手段で利益を隠して課税を免れているから、その株式を政府が買上げることによって、隠された利益を公共のために使うことができるようになるというのがそのねらいである。

部分的産業国有化の実験は多くの難問をはらんでいるので、将来保守党が労働党に敗れたとしても、国有化の実質的拡張はないであろう。鉄鋼業および長距離輸送業は再び国有化されるだろうが、それは党の威信と士気の理由からである。一九五五年の総選挙の敗北によって、産業の国有化は投票を獲得するには貧弱な題目であることが立証された。それに代る題目として、各種の福利施設の改善、地代統制の復活、より大規模な老令年金、信用制限的な反インフレ政策の緩和などが研究されだした。そして国内問題よりもむしろ対外問題で投票者に訴えようとしている。今や労働党の大部分の指導者たちは社会主義を国家化した（statized）経済とは考えないで次のように考え始めている、すなわち社会主義とは、基本的には財産所有を個人の間に広く分配することである、また富と所有の平等化の適度ではあるがもっと進んだ状態である、そして会社経営をもっと公共に対して責任をもつ方向に改善することであると。これは旧型の社会主義からも旧型の資本主義からも離れることであろう。

戦後のイギリス経済は、他の西欧諸国の大部分のものよりも、生産性向上の点でも物価騰貴抑制の点でも劣っていた。したがってイギリスにおいては、賃銀および物価騰貴に対して労使および政府が一致して抑制する政策が不可欠となるであろう。これはどちらの政権のもとでも避けることのできない課題である。ただ若干の相違は、保守党政府のほうが労働党政府よりも統制の程度がややゆるいだろうということである。

以上に描いたような修正された資本主義体制がインフレあるいはデフレの危機を克服し、停滞を阻止するかぎり、一党政治体制の必要はないだろう。無数の自律的経済単位は依然として存在するであろう。生産および市場の本体を硬直した型に公式的にはめこむ必要はない。かような体制が機能しうるかぎり、個人的自由の実質的減退はないであろう。

第十一章

フーヴァーが一九五五年にスイスの「キクロス」誌に寄稿した「競争的、レッセフェーア経済モデルの現代資本主義的国民経済に対する関係」という論文が動機となって Rudolf Frei(ed.), The Economic Systems of the West という上下二巻にわたる十五ヶ国の論文集が一九五七―八年に出版された。本章はその論文集にもとづいて、主としてオランダ、ベルギー、スウェーデン、デンマークについて述べている。

第十二章

社会主義者は、私有財産制の撤廃の効果は個人的自由を増大するにあると信じた。しかしソ連の経験によると、個人的自由は社会主義のもとで最も強く制限されたことが実証された。自由を保証する社会主義は、ソ連方式によっては達成されえないことが明かとなった。

他方、現代資本主義の会社経営はますます公共的になりつつある。私有財産の支配から離れて「公共精神」をますます多くもつようになりつつある。私有財産が経済を支配するということは現代の社会資本主義のもとではもはや真理ではない。社会主義の私有財産制排撃は時代錯誤となった。

西洋の資本主義国における国家の役割は増大しつつあるが、それと個人的自由の抑圧の関係は複雑である。現代資本主義国家はビジネス・リバティを制限するが、パーソナル・リバティは制限されない。言論、出版の自由、宗教の自由などは制限されない。また国家の役割の増大は個人的自由の抑圧よりはむしろ保護の作用をすることが少くない。たとえば大企業の支配力に対して労働者および消費者を保護することなどがそれである。国家の役割の増大によって個人の自由が脅かされる場合は、政府の行政部が立法部をおしのけてその権力を揮うときである。それは経済恐慌の時に起るおそれがある。

第十三章

まず、共産主義体制の国々において自由の復活の見込があるか。ソ連ではスターリンの死後非スターリン化運動が起ったが、しかし代議的政府の存在しないかぎり、国家権力はただ力の上に乗っており、人間的自由を守るべき制裁は何もない。一九五七年に産業の分権化と自律化のための大努力がなされたが、その理由は官僚制を打破して能率を高めることであって、自由の回復あるいは代議政府の回復への意図はみられない。

ソ連の衛星国ではどうか。ソ連政府は必要ある場合は衛星国に対して武力干渉の重圧を加えるので、衛星国はソ連型のわくからのがれられない。中国においても一九五七年に「百花争鳴」が許されたが、まもなく自由討議は抑圧された。しかし大衆を支配する特権階級の成長を阻止する手段がとられる見込は、ソ連内部においてよりも衛星国においてわずかばかり多いように思われる。

次に、ここ二、三十年のうちに西洋の主要国において現代資本主義が集産主義経済体制によってとって代られるおそれがあるか。現在のところ、そのような事態が国民大多数の意識的意志によって起ることはあるまい。西欧資本主義のもとで労働者の地位は改善されたので、西欧の社会主義党の綱領は深刻な影響をうけた。いまやこれらの「社会主義」政党は本質的に「福祉国家」党となった。一九五〇年頃以後の西欧の未有曾の経済成長は、共産主義侵略の脅威を一掃した。ただ欧州にとって重大な危険の一つは、アメリカに不況が起り欧州の製品に対する需要が減退することである。

後進国および資本不足国では事情は全くちがう。先進国の生活水準に急速に接近する野心にもえている後進国では、時間のかかる資本主義的方式によって資本蓄積をはかるよりは、国民の消費を抑えて強制的に資本蓄積をするソ連方式のほうが魅力がある。著者はここで明治以後の日本経済の急速な成長について、拙稿「日本経済に

おける競争と独占」（英文）（前掲「西洋の経済体制」第一巻所載）にもとづいて言及している。

後がき

著者は最近のソ連、東欧の視察体験にもとづいて、ソ連圏をもう一度検討する。ソ連、ポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアの最近の状態を分析しているが、とくにユーゴに大きな期待をかけている。

ユーゴにおいては産業に対する国家管理を廃して労働者管理体制をうちたてた。これをユーゴの共産主義者は、マルクス、レーニン、スターリン理論によるプロレタリア独裁の後の「国家の死滅」の過程とよんでいる。

彼らは「我々は国家は社会主義の敵だという結論に達した」という。ユーゴの経済体制は競争経済、自由経済だが生産手段は社会所有である。だから個人的株主のない一種の資本主義である。それは現在の西ドイツ、オーストリアの新自由主義者の「社会的市場経済」の理論に類似さえしている。

しかし政治の分野では、新ユーゴはいまだ警察国家である。選挙は自由ではない。政府の政策や重要な共産主義指導者に対して批判を公表する自由もない。ジラスがその著書で書いた「新階級」の国である。自由選挙のないところでは、「新階級」は必要以上に国民所得の中から自分たちのために引き出す危険が常に存在する。

生産が半競争的社会によって行われるユーゴ型の経済体制がもし自由な政治体制のもとで運営されるならば、西洋資本主義の経済・政治体制と比較しうるものとなろう。ともかくも、革命によってでき上った集産主義国家の中から自由社会が発展するかもしれないということは、現在人類がおかれている危機から救われる最良の希望を与えるものである。

以上の紹介は各章のほんのアウトラインにすぎない。本書のねうちは、もっとこってりした中華料理的内容にある。最近の資本主義と社会主義を単に理論的にだけでなく具体的事実に即して研究したいと思う人には好個の文献である。

J. E. ミード

『インフレーションの抑制』

飯田経夫
〈名古屋大学〉

J. E. Meade, The Control of Inflation—an inaugural lecture, 1958, pp. 52, Cambridge U. P.

一　序

この小冊子は、ミードが一九五八年三月四日にケムブリッジで行なった就任講義である。現代の世界経済を悩ます執拗なインフレーションについて、このすぐれた経済学者がどんな発言をするか。そ

れは読者に興味と期待を抱かせる。

二　要　約

まず、ミードの論点を、順序を追って忠実に要約しよう。本文は八節に分かれているが、終りの二節はそれまでの要約である。

この講義の目的は、物価のインフレーションをくいとめるにはどんな方法が最善か、を検討することである。しかし、この問題が検討に値するためには、まずインフレーションの害悪を明らかにしなければならない。たしかに、軽度のインフレーションは、社会を「負債の死の手」から救う、というよい効果がある。しかし、第一に、それは所得の不平等な再分配を結果する。もっともこれは、賃金や年金を物価指数に自動的にスライドさせれば防げるが、それによってインフレーションは激化する。第二に、ひとびとが貨幣価値に信頼をおき、すべてを貨幣タームで考えるという「一種の貨幣錯覚」をもつことが、取引秩序と経済組織の能率を維持するための必要条件である。第三に、英国の物価が他国以上に騰貴すれば、国際収支の赤字からポンドの危機を招く。平価切下げによってそれを回避しようとしても、輸入価格の上昇はかえってインフレーションを激化させるだろう。(一節)

過去十年間に物価は年四～五%ずつ上昇してきたが、上の理由から、今後それを放置しておくことは許されない。しかし、沈滞はそれ以上の悪である。問題は、だから、雇用と産出高とを高水準に維持しつつ物価を安定させるにはどうしたらよいか、である。

では、物価はどのようなメカニズムで騰貴するか。一つは、貨幣賃金率が一定なばあい、なんらかの原因によって財・用役に対する需要が高まり、供給の弾力性が小さいため物価が上る、というメカニズムである。しかし、この要因は近年の現象の説明には不十分である。もう一つのメカニズムは、貨幣賃金率が生産性よりも急激に上るため、産出高単位あたりのコストが上る、というものである。事実、近年貨幣賃金の年上昇率七%、生産性の年上昇率二%余、したがってコストの上昇率は年四%を上まわっている。それでは、なぜ生産性以上に賃金が上るのか。ここで、「需要の影響」と「コストの影響」との関連に注目すべきである。すなわち、需要が高いレベルにあれば、第一に失業が減るから労働者の交渉力が強まり、第二に物価が上るから賃上げを誘い、第三に利潤が増すから雇用主は賃上げに応じやすくなる。要するに、「需要インフレ」が「コスト・インフレ」を生む。

したがって、対策について次のことが言える。政府が総需要を抑制することによって、物価を下げ、利潤を減らし、雇用水準を低下させれば、労働市場の空気は徐々にきびしくなり、賃金上昇のスピードはしだいに落ちる。そうして、需要がある水準まで低下すると、賃金上昇率はついに生産性上昇率にひとしいところまで押下げられ、そこで単位あたりコストは一定になる。この点を 'break-even' point と呼び、そこに到達することが政策目標である。要するに、「需要インフレ」を抑えれば「コスト・インフレ」は止む。

したがって、論点は次の三つに帰する――(一)政府は、物価安定の実現を堅く期し、そのためには積極的に需要調整を行う方針である、と言明すべきであろうか。(二)それを言明するとして、完全雇用

をおびやかすことなしに、break-even point に到達することができるであろうか。(ニ)それができるとして、政府は需要調整のための十分な能力をもっているであろうか。(二節)

第一の論点――政府はそうすべきである。なぜなら、政府の言明には三つの効果がある。一つは、民間の投機が好ましい方向に動く。たとえば、物価が上昇すると、政府の引締政策発動を予想して買控えが起り、上昇を抑えるだろう。二つは、国際収支を改善し、ポンドの信用を高める。三つは、コストの上昇を抑える。なぜなら、物価安定が確実に予想されれば、雇用主は安易に賃上げに同意しないし、労働者はヒステリックに賃上げを要求しないだろう。(三節)

第二の論点――それは「完全雇用」の定義による。たとえば、失業率一%ではまだ break-even point に達せず、失業率を三%に上げてはじめてそれに到達するばあい、失業率一%のみを「完全雇用」と呼ぶか、それとも失業率三%をもそれに含めるか、である。ただ、次のことが問題になる――一%はあまりに野心的としても、三%は労働者にとってひどすぎるから、せめて失業率二%で break-even point に到達しうるよう、同点をシフトさせることはできないか。それは、労働者に過度の賃上げを思いとどまらせるのに、失業の脅威という野蛮な手段を用いる代りに、より合理的な方法をさがすことである。現行の賃金交渉方式の枠内で、三つの方法が考えられる。一つ。ある永続的な機関――たとえば現存の Council on Prices, Productivity and Incomes のような――が、完全雇用と物価安定とを損わない合理的な賃金一般水準の上昇率を、定期的に計算し公表すること。二つ。しかし、新しい人手を要する成長産業は上の一般水準より高い賃金を支払い、労働過剰に悩む衰退産業は平均以下の賃金を支払うことが、部門間の労働過不足を解消するために必要である。このために、新しく仲裁機関を設け、個々の賃金交渉において当事者の一方もしくは政府の要求があるばあい、その意見を仰ぐ。三つ。労働力の可動性をはばむ要因をとりのぞくことによって、地域的な労働不足を緩和する。第一・第二の方法は、労働者を説得するのに有効である。(四節)

第三の論点――政府のもつ能力は不十分であり、補強の余地がある。とくに大切なのは政策の迅速さである。迅速に対処すれば小さな調整で足りることも、時期を失すればいかに大きな調整も効かなくなるだろう。しかし、おくれは不可避である。なぜなら、おくれは、(1)事態の発生からそれに気づくまで、(2)気づいてから対策を行うまで、(3)行なってから効果が出るまで、の三段階に生じるはずだから。(1)に関しては統計のスピード増大がのぞまれる。(2)、(3)を各政策について比較検討してみよう。まず、金融政策は、機動性をもつから(2)は小さいが、企業者行動まで滲透するのに時間がかかるから(3)が大きい。次に、財政支出政策は、政治的手続きのため(2)が大きく、実行が決定におくれがちで(3)も大きい。また、租税率の変化は、政治的、行政的に(2)は大きいが、可処分所得の変化を通じて消費に響くさいの(3)は小さい。かくてどれも一長一短だが、税率の変更を急速頻繁に行いうるよう制度を改めれば、租税政策がもっともすぐれた手段になる。(五節)

制度改革の具体策を考えよう。効果的なのは、国民保険の拠出金

額を迅速頻繁に変更すること、所得税に付加的税率（正あるいは負の）を設けてそれを四半期ごとに変更できるものとすること、である。この種の租税政策は財政収支の変動を通じて金融市場に影響をおよぼすから、同時に適切な金融政策を行うことが必要である。

ただ、このさい消費抑制に重点をおくか、投資抑制に重点をおくか。投資抑制を避けるほうが、将来の生産性を高め、将来のインフレ圧力を少くする上で、有利である。しかし、それは消費抑制を要するから、それへの抵抗が現在のインフレーションをいっそう強めるおそれがある。

最後に、政策運営の方法について。安定政策は、上述のようにそのおよぼす効果が多面的だから、それを慎重に比較考量しながら、統一的・整合的に行われなければならない。と同時に、種々の統制手段の特長に応じて、おのおのに責任を分担させることも必要である。財政支出政策の目的は安定だけでなく、分配政策・産業政策としても重要な役割を果すし、安定政策としては機動性よりもむしろ長期の安定維持に向いている。機動性は金融政策および租税政策の役割であろう。したがってそれは、政府から独立した機関にゆだねられるべきである。なぜなら、機動性にとっては政党政治につきものの混乱や人気とりは禁物だから。もっとも、政治からの中立のためには、安定政策の発動を「自動的スライディングスケール」によって行う、という方法もある。——たとえば、失業率が一定水準に達すれば自動的に一定だけ保険拠出金または所得税付加税率を減らすことを、制度としてきめておく、など。しかし、最近では失業率は一貫して低くたいした変動はないこと、経済の動きはそれを自動機械にゆだねるにはあまりにも複雑微妙であること、を考えると、この方法はすすめられない。そうだとすると、政策全体の統一性・整合性と、個々の政策の政治的中立性との、一見相矛盾する二つの要求を同時に満足させるためには、金融政策は中央銀行に、安定のための租税政策は安定委員会（仮称——そういう機関を作るべきである）に、それぞれ一定の枠内で独立の権限を与えて機敏かつ果敢な活動をさせるとともに、それらを究極には大蔵大臣の指導に従わせる、というのが唯一の方法である。この三者の協力を円滑にするために、a single expert secretariat をおくとよい。（六節）

三　批評——内在的

以上のようなミードの論理を、まず内在的に批評しよう。

全体として、簡潔な叙述の中に、つくすべき要点はつくしており、しかも論点相互間のバランスがきわめて適切である、と言えよう。この意味で、最近続々と出ている多くのインフレーション論[1]の中でも、出色のものであり、標準的なものである。したがって本書は、われわれが多くのインフレーション論それぞれの意義を評価するにさいして、一種の価値尺度となりえよう。もちろん、ミードと見解を異にする人もあろうが、そのばあいでさえ本書は、かれらが自己の主張を展開するにさいして、有用な出発点として役立つだろう。

個々の点に入ろう。まず、わたくしがとくに教えられた二点を指摘したい。

第一。政策には科学的な合理性が必要であり、合理性だけが、労

働者に過度の要求を思いとどまらせるよう説得する力をもつ、という点が強く意識されているのが注目される。それは、賃金の一般水準および産業別水準の合理的上昇率を判定する機関を設置するよう提唱しているところに、とくにうかがわれる。「感情」「直観」をしだいに「科学」でおきかえてきたのが、経済政策のこれまでの歩みの基本線であり、今後に期待をかけうる唯一の方向でもあろう。しかもこの必要は、とくに利害の「感情」が先走りがちな賃金問題について痛感される。しかも、いまや労働者の「感情」は、それを企業者の「感情」をもって一方的に否定するにはあまりに強い。しかるに従来、産出高や貿易・雇用などの「経済計画」はあっても賃金のそれはなかった。「経済計画」における賃金部門のおくれを埋めることは、今後の重要な課題であり、ミードは適切にもこの方向を示唆している。(わが国について言えば、「賃金二倍論」の積極的意義はこの点にある。今後の科学的掘り下げが期待される。)

第二。しかし他方、「科学」的であるべき政策のにない手は政党政治下の政府である。政党政治は、「科学」によってではなく、権力闘争と人気とりとによって、主として動く。したがって、経済における政府の役割が高まり、政策の「科学」性への要求が強まるほど、実はかえって「科学」性がおびやかされるおそれが大きくなる。それを避けるためには、個々の政策の「政治からの中立」が強く要求されよう。しかし、完全な「中立」は逆に政策の全体的統一性をそこない、また民主政治の原則にも反するから、とうてい容認さるべくもない。究極の解決は政党政治の質的向上にもとめる他ないが、それまでは、「科学」と政党政治のエゴイズムとの間に深刻なジレンマが発生せざるをえず、これこそ現代の経済政策の根本的な苦悩であろう。ミードは安定政策について一種の「条件付中立」を主張し、そこにこの苦悩の解決をもとめる。問題の指摘は正しく、解決もまた、これ以上をのぞめないぎりぎりのところと思われる。(わが国について言えば、日本銀行法改正論議における日銀の中立性の問題である。議論が白熱したのも当然である。)

このように、現代における経済政策の基本的な問題点について、ミードの把握はきわめて正しいが、わたくしは、かれの理論的分析に二点だけ強い疑問をもつ。

すなわち、第一に、かれはインフレーションの発生径路につき、「需要インフレーション」が「コスト・インフレーション」をもたらすとし、前者の抑制によって後者を抑えようとする。では、前者発生の原因はなにか。第二に、それに関連するが、かれは break-even point の実現を目標としてかかげ、そこでは産出高単位あたりのコストが一定にとどまるから問題は解決されるとする。しかし、たしかに「コスト・インフレーション」は解決されるが「需要インフレーション」が同時に解決される保証はないではないか。

まず、前の疑問から。かつてのインフレーションは、たとえば戦争に伴う過剰需要のような、異常な条件下で起った。現代のそれは、かかる異常な条件を要しないのが特色である。しかも、ミードのいうように過剰需要が賃上げの原因とすれば、現代の正常な経済構造そのものの内部に、とくに過剰需要——すなわち、過剰消費もしくは過剰投資——を生みだす条件がそなわっているはずだ、との推察は容易につく。それは何であろうか。ふしぎにも、ミードはそ

れに答えない。それをつきとめるには多くの探求を要するが、その一点として、労働分配率が昔にくらべて高い、ということが考えられる。というのは、分配率が高いほど全体の消費性向は高まり（労働者の消費性向は他階級のそれより高いから）、消費が多いほど投資需要もまた高まる（加速度原理によって）から。すると、賃上げ↓労働分配率上昇↓需要インフレ、というミードと逆のプロセスが考えられる。「コスト・インフレ」は「需要インフレ」を生む。

後の疑問に移ろう。break-even point では、分配率は一定に保たれ、コスト面からは物価上昇の要因はない。しかし、それは楯の片面にすぎない。もしその分配率が労働にとって過度に有利であれば、たとえその分配率は堅持されても、経済には需要面からインフレーションへの力が働くだろう。逆に言えば、たとえコストは上っても、もし需要が十分になければ、ただ利潤が減るだけで物価は上らないだろう。コストだけでは物価はきまらず、break-even point の実現はインフレーション抑制の十分条件ではない。問題は分配率そのものの大きさにかかわる。ミードは需要面の分析を忘れたためこの点をみおとす。いや、ミードだけではない。「生産性上昇に見合った賃上げを！」とは、現下流行のスローガンである。明らかにこのスローガンは需要面を忘れている。(2)

〔註〕

1) Harrod, R. F., *Policy against Inflation*, 1958; Balogh, T., "Productivity and Inflation", *Oxford Economic Papers*, June 1958; Smithies, A., "The Control of Inflation", *Review of Economics and Statistics*, Aug. 1957; Lundberg, E., *Business Cycles and Economic Policy*, 1957, ch. x; Burns, A. F., *Prosperity without Inflation*, 1957. など。

2) この点のより詳細な分析は、拙稿「循環的成長試論——需給両面からの接近」（理論経済学・九巻三・四号）

四　批評——超越的

かくして論点は、過剰需要の原因を問い、そこから分配率の適正を問うことになった。もちろんこれは問題の一つの側面にすぎない。しかし、この一つだけでも、もはやミードが——および、かれによってよく代表される最近の多くのインフレーション論が——設定した理論的枠をはみだす。さらに言えば、インフレーションは、従来ともすればそうであったように、財政・金融論や労働経済学などの限定された枠内で取扱っては、処理しきれない大きさをもつ。それは、理論経済学の中心テーマである循環的成長の問題や所得分配の問題との関連において、経済全体の視野の中でとらえられなければならないだろう。

そうした全体的な理論として、われわれはケインズおよびケインジアンの体系をもっている。それは、三十年代の深刻な沈滞に促され、経済全体を根抵からつかみなおそうとして生まれた。このすぐれた理論がいまなおわれわれをとらえてはなさないのは当然であるが、そこにはまた、必ずしも肯定しがたい微妙な事態が生じたようである。

分析用具としてのこの理論の不朽の価値を否定することはできない。しかし、その論理とは一応無関係に、それには、成立の事情を

反映して多くのペシミズムがまつわりついている。たとえば、所得増加に伴う消費の不振、資本蓄積に伴う投資の不活潑化、利子率の下方硬直性、投資の二重性がもたらす重圧[1]、など。かくて、沈滞理論の主張するように、突破口はただ人口・技術など非経済的要因の偶然にもとめる他ない。われわれが、この理論体系を受入れるさい、同時にこのペシミズムの「気分」をも受入れるとすれば、全体的な視野からのインフレーション分析はとうてい成立ちえず、せいぜいのところ、それは特殊的・部分的原因による一時的現象として理解されるだけだろう。ミードを含めての多くの議論は、はたしてこの弊を完全に免れているだろうか[2]。

しかし、ケインジアン体系の核心は、有効需要決定の理論である。決定される有効需要は、そのときの供給能力とくらべて、過剰であるか、適正であるか、過少であるか、のどれかであって、アプリオリに過少であると断定すべき理由はまったくない。ただ、三十年代の環境がひとびとにペシミストたることを強いただけである。しかし、戦後十数年の現実はつねにペシミストを裏切った。いまこそ、先入観を捨てて、虚心にこの三つのケースの可能性を比較検討すべきである。問題点を大別すれば、需要側として消費函数、投資函数の検討があり、供給側として生産函数の検討がある。そのおのおのに、労働運動・所得分配などを含めてのあらゆる経済的要因がどう影響するか。それが明らかにされてはじめて、信ずるに足るインフレーション分析が出てくるだろう。また、ひろく経済理論そのものも、現実の要求にこたえ、現実をリードすることができるだろう。直観的には、現代の経済が需要が供給に先走る経済であり、その逆ではない、という可能性は、決して否定しうるものではないように、わたくしは思う。

〔註〕
1) 投資が一定であるか、またはその増加テンポが鈍いばあいにのみ、生産力効果は重圧となり、増加テンポが速いばあいには逆に供給不足となる。しかるに、じっさいには、前のケースのみが強調されることが多い。なんというペシミズムだろう！
2) とくにハロッドの前掲書では、インフレーションを特殊的現象とする見方が強い。

D・バーン編

『イギリスの産業構造』

山本尚一
〈京都大学〉

D. Burn (ed.), The Structure of British Industry; a Symposium, 2vols, Cambridge University Press, 1958, 902pp.

一

イギリス産業構造にかんする研究は、これまでも決して少くない。戦前すでに、D・H・マックグレゴール、H・W・マクロス

チ、H・レヴイ、C・R・カーター、A・マーシャル、P・フィツジエラルド、A・F・ルカースをはじめとする幾多の優れた労作があり、戦後では、G・C・アレン、S・アーロノヴイッチ、P・S・フローレンス等の著名な研究がある。

ここに紹介しようとするダンカン・バーン編「イギリスの産業構造」は、イギリスにおける主要産業の中から代表的な一九業種を選び、それぞれの専門家が分担して執筆したものであり、豊富な統計資料を駆使して各産業の実績、生産性、価格、利潤をはじめ、独占度、国際的競争とくにアメリカ産業との競争、投資金融、市場ならびに技術的変革、国家との関係等あらゆる角度から縦横に分析している点で稀に見る力作であるといってよい。

全二巻九〇〇ページにのぼるこの大著は、つぎのような構成をもつ。

第一巻　一、農業（John R. Raeburn）二、建築業（C.F. Carter）三、陸運業（Gilbert Walker & C.I.Savage）四、炭鉱業（A.Beacham）五、石油業（Duncan Burn）六、化学工業（W.B.Reddaway）七、鉄鋼業（Duncan Burn）八、建築資材業（B.R.Williams）九、工作機械工業（M.E.Beesley & G.W. Troup）

第二巻　一〇、自動車工業（Aubrey Silberston）一一、航空機工業（Ely Devons）一二、造船工業（A.K.Cairncross & J.R.Parkinson）一三、電機工業（T.Wilson）一四、綿業とレーヨン工業（G.W.Furness）一五、羊毛工業（G.F.Rainnie）一六、化学繊維工業（D.C.Hague）一七、窯業（B.R.Williams）一八、製薬業（C.J.Thomas）一九、刃物工業（Harry Townsend）二〇、むすび（Duncan Burn）

以下、比較的重要とおもわれる若干の部門を拾いあげて、簡単な記述を行い、本書の紹介にあてたいとおもう。

二

イギリス炭鉱業は、一九一三年に最高の出炭高二億八七〇〇万トンを記録して以来、一九二三年、一九二九年および一九三七年のような一時的なブーム期を経験したが、ついに一九一三年の出炭高に達することはできず、一般的な傾向として衰退過程を辿ったのである。

では、このような衰退過程をもたらしたものは何であろうか。根本的な原因としては、㈠競争エネルギー源の出現、㈡石炭資源の漸次的涸渇とそれにともなう費用逓増の傾向の二点があげられる。第一次大戦後、米・独をはじめとする諸外国が技術的再組織によって飛躍的発展をとげたのに反し、イギリス炭鉱業は、技術・組織とも旧態依然たるものがあり、小規模経営の乱立、機械化の停滞によって特徴づけられ、世界市場からの急速な後退を余儀なくされたのだが、今次大戦の勃発は炭鉱業の荒廃に一段と拍車をかけたため、戦後、その徹底的な再建が強く要望されるにいたった。一九四七年に炭鉱業が国有に移されると同時に、公社組織にあらためられ、全国石炭庁（National Coal Board）が発足したことは、周知のとおりである。

全国石炭庁は、多額の資本投下によって技術的再組織と再建にの

りだした。新試掘をはじめ、採炭、坑内運搬、洗炭その他の機械化が著しく進行し、数多くの非能率な小規模炭鉱が閉鎖された。その結果、生産性の上昇にもとずく増炭により、終戦後の石炭不足の危機はある程度まで克服されたのである。

しかし、炭鉱業国有化によって、すべての問題が解決されたわけではない。石炭庁が目下直面している難問題を列挙すれば次のようになる。㈠組織の大規模化にともなう諸困難が生じている。㈡石炭庁委員の選任がおざなりであるため、組織および政策決定の困難が一層大となっている。㈢労資関係が依然として極めて悪い。㈣炭価が平均費用を基準として決められるため、利潤率が低く必要な投資が不可能となり、さらに石炭の能率的使用や石油の合理的代替を妨げている。㈤長期投資計画が高費用炭鉱の維持のような不経済的用途に使用されているような印象を一般に与えている。㈥石炭不足および政治的考慮のために、非能率炭鉱の閉鎖が遅れている。このような山積する難問題に対して本章の執筆者ビーチャムは、まずもって炭鉱業を政治から解放することが必要だと強調している。

三

現在イギリス鉄鋼業が、世界鉄鋼業界に占める比重は、旧のごとくではないにしても、世界主要鉄鋼業国の一つであることは、あらためていうまでもない。戦後の発展はとくにめざましく、一九五六年には二〇六六万トンの粗鋼を生産し、そのうち三三二万トンを輸出した。イギリスは本来、安価で良質の石炭と広汎に分布した鉄鉱石をもって出発したのだが、現在では鉄鋼石の半ば以上を、スエーデン、フランス領北アフリカ等からの輸入に仰いでいる。

イギリス鉄鋼業は、地域的に著しく分散しており、各地域においては、ある程度まで製品種目の専門化がみられる。工場の規模は、概して小規模なものが多く、三九八工場のうち、四九人以下の従業員数をもつものが一〇〇近くあり、これらはすべて熔鉱炉をもっていない。しかし他方、一〇〇〇人以上を雇用する五六工場（総数の約一四％）があり、生産高の七〇％をしめている。最近三〇年間における相つぐ合同の結果、企業集中はかなり促進された。すなわち、一九五二年には上位一一社が一二五〇万トンの粗鋼を生産したが、これは総生産高の四分の三以上に相当する。

さて、イギリス鉄鋼業は、戦後復興と経済発展によって生産性を著しく高め、一九五五年には、一九三七年にくらべて実に四一％の増大を示している。こうした生産性向上は、いうまでもなく巨額の資本投下によるものであって、一九四八―五六年の九年間に、総額五億二〇〇万ポンド（一九五五年の価格に換算すれば、五億五六〇〇万ポンド）が投資された。この投資の中には、幾多の新高炉の建設とこれに附随する鉱石処理工場、焼結ならびにコークス炉工場の新設、多数の製鋼炉および若干の熔解工場の新設、さらに圧延設備能力の増大が含まれているが、なかでもポート・タルボットにおける連続広巾ストリップ・ミルの建設は、もっとも輝しい存在であった。

ところで、戦後の鉄鋼業の躍進は、イギリス鉄鋼連盟を中核とする中央統制機関の功績によるところ大である。一九五〇年に鉄鋼業は国有に移されイギリス鉄鋼公社（Iron and Steel Corporation

of Geat Britain) という特殊会社の支配下におかれたが、三年を出ずして国有は解除された。現在の鉄鋼庁(Iron and Steel Board)は、一九五三年に「鉄鋼製品の競争状態の下で、能率的、経済的かつ充分な供給を促進する目的で、鉄鋼業の公共管理を行う」ために設立されたもので、設備の新設、拡張計画、価格統制、鉄鋼原料の供給調整、研究および技術の訓練、その他雇用条件について管轄を行っている。

四

イギリス化学工業は、第一次大戦前すでに酸およびアルカリ工業で相当な発展を示していたとはいえ、有機化学工業の発達は著しく遅れ、跛行状態にあった。しかし、第一次大戦を契機として工業保護法などの掩護のもとに有機化学工業も確立し、イギリス化学工業は飛躍的な発展をとげる段階に到達した。いわゆる新興産業の一つである。

いうまでもなく化学工業部門においては、その技術的特性からして、独占支配的傾向が顕著であるが、いま一九四八年の規模別企業分布状況をみれば、上位六社が、従業員総数の約三分の二を雇用しており、わけても世界的な化学工業会社ＩＣＩの従業員数は、全英化学工業従業員数の四分の一を占め、その生産高比率は四〇%に達しており、重化学製品、工業ガス、肥料、染料、爆薬、プラスチックなど化学工業のほとんど全部門において指導的役割を演じている。

つぎに化学工業の主要な四部門について、ＩＣＩ社の役割を中心に一瞥しておこう。

〔硫酸部門〕硫酸は、肥料、化繊等の原料として化学工業で広く使用される。最近の生産高は、年間約二〇〇万トンで、輸出入はともに僅少である。ＩＣＩ社は、その生産高の三分の二を外販するが、これは全化学工業による総販売高の四分の一以上に相当している。

〔アルカリ部門〕アルカリは、硫酸とならんで化学工業の主要な原料である。一九四八年の生産高は約一六〇万トンで、その約五分の一が輸出されたが、この輸出高は、一九五五年現在アメリカを凌いで世界第一位をしめている。この部門はＩＣＩ社の独占的勢力下にあり、とくにソーダ灰は、ＩＣＩ一社でのみ生産されている。

〔染料部門〕イギリスにおける染料生産は、第一次大戦初期の萌芽状態から今日までの四〇年間に飛躍的な発展をとげ、今日では国内市場の八五%を自給するばかりか、輸出においてもスイス、ドイツについで世界第三位を占めるに至った。第一次大戦前には、まったくドイツに依存していたイギリス染料が、今日の隆盛をみるに至ったのは染料（輸入規則）法、(一九二〇—三四年)（Dyestuffs (Import Regulation) Acts, 1920—34）によって輸入を制限し、保護・育成につとめた結果である。現在イギリスには約一六の染料会社があるが、そのうちＩＣＩ社が、総生産高の約三分の二を生産している。

〔プラスチック部門〕プラスチック工業の発展は、イギリス化学工業中もっとも顕著なものの一つで、一九五五年における輸出額もアメリカについで世界第二位にある（アメリカ四八〇〇万ポンド、

イギリス二七〇〇万ポンド、西独二五〇〇万ポンド等)。現在、プラスチックを生産する約四〇の企業があるが、ここでもICI社は、不動の地位を占めている。

五

イギリス自動車工業の発足は、一八九六年にさかのぼることができるが、本格的発展をとげたのは第一次世界大戦以後であって、これまた新興産業の一つにかぞえられる。

すなわち、一九一三年には、乗用自動車および産業用自動車をあわせて三万七〇〇〇台にすぎなかったものが、第一次大戦後アメリカ式流れ作業を採用することによって生産は急速にのび、一九二二年の七万三〇〇〇台から一九二九年の二三万九〇〇〇台に急増した。その後世界不況によってやや低下したこともあったが、一九三七年には、一九二九年水準の二倍以上の生産高を示した。

第二次大戦後、イギリス自動車工業は、幾多の困難に直面しながらも急速な発展を示した。まず乗用車についてみれば、一九四九年すでに戦前のピークを追越し、一九五三年には、三割だけ超過している。また産業用自動車の生産も戦前よりかなり高い水準に達しており、ことにトラクターの生産は、実に戦前の六倍以上に増加している。

周知のごとく、アメリカ自動車工業は、世界自動車工業界において圧倒的な地位をしめ、他国の追随を許さない。現在でもイギリスの七倍ないし八倍の生産高を示している。だが、自動車輸出高においては、戦後イギリスはアメリカを凌駕するに至っている。これは戦後、自動車の輸出販売に活潑な努力が払われたこととともに、世界所得水準の上昇、ドイツ自動車工業の回復の遅れ、ドル不足等の諸要因によるところが大きい。

つぎに企業の集中度を見ると、一九三八年には二〇近くの会社があったが、その中六大会社が乗用自動車生産の九〇%と産業用自動車の八〇%を生産した。戦後も、いわゆるビッグ・ファイヴが、イギリス乗用車、産業用車およびトラクター生産のほとんど全てを独占している。また垂直的統合の点でも、最近ではかなり高度の統合を示すに至っており、例えばブリチッシュ・モーター・コーポレーションは、熔鉱炉、圧延工場、鋳物工場およびラジエーター工場をもち、その車体をほとんど自給している。

イギリス自動車工業について注目すべき点は、アメリカ資本への従属という問題である。前記ビッグ・ファイヴのうちイギリス・フォード会社の普通株の五九%はアメリカのフォード会社が所有し、またヴォクサル・モーターズの全普通株をジェネラル・モーターズが所有しているのは、その顕著な例である。のみならず、部分品や車体製造においても、アメリカ資本の支配は極めて根強いものがある。

自動車工業は、いわゆる大規模生産の節約する領域が広いため、大規模規格生産を行うことによって価格を引下げ、市場を拡張することができる。しかし、市場の拡張には、それとともに所得水準の一般的上昇がなければならぬし、さらに自動車税の軽重も作用するであろう。試みにイギリスにおける自動車普及率をみれば、一九二九年には約四五人に一台、一九三七年には二五人に一台、一九五〇年代はじめには約二〇人に一台となっている。

六

イギリス造船工業が、久しく世界造船界においてヘゲモニーを握っていたことは、周知の通りであるが、他の輸出産業と同じく第一次大戦後、衰退を余儀なくされた。すなわち、第一次大戦前には、世界造船屯数の半ば以上をしめたが、第二次大戦後、四分の一に低下し、ドイツおよび日本の驚異的な進出によって、その王座を揺がされるにいたった。

輸出市場の喪失とともに、国内市場の重要性が高まったことは当然で、第一次大戦前には全註文額の半ば以上が外国向けであったのに、現在ではその七〇%が国内市場向けである。だから造船工業の盛衰は、いまや国内の需要増減によって強く左右されざるをえない。これはタンカー需要が急増し、商船進水屯数の半ばをしめるようになったこととともに戦後の船舶需要の特質をなしている。

周知のごとく、イギリス造船業はクライドと東北海岸の二大中心地に集中しており、この両地域にある三〇の造船業者が、商船建造総屯数の九割を生産し、さらにそのうちの六大会社が、約半分をしめている。これらの造船会社は、海運業、軍需工業および鉄鋼業と種々の形態で結合している。

いったいイギリス造船工業の不振の原因は、何であろうか。一つには世界海運界におけるイギリスの地位の後退によるが、他面イギリス造船業者の無気力な経営を見逃すことはできない。すなわち、過去数十年間、世界造船界においては、蒸気機関の減少とディーゼル・エンジンの急増、鋲接から鎔接への移行、造船所再組織等の相次ぐ変革が行われたにかかわらず、イギリス造船業がそうした時代の風潮に追随しえなかったことが、衰退の根本的な原因であった。

第二次大戦後、造船工業の起死回生のため、ほとんどすべての大造船所は再組織され、生産設備の改善に多額の資本が投下された。イギリス造船業の将来は、つぎの諸要因に依存するといわれる。すなわち、(一)規格化の増大(二)最新の技術の利用、充分な研究および発展促進施設の創設、(三)雇用労働の能率的な使用および(四)技術的ならびに商業的機会を利用しうるような経営とそのための必要資金の調達が、これである。

七

最後に、綿工業の現況はどうであろうか。周知のごとくイギリス綿工業は、第一次大戦前一世紀にわたって世界に冠絶した地位をしめてきた。第一次大戦の前年一九一三年に生産高は、綿糸一九億八四〇〇万ポンド、綿布八〇億平方ヤードに達し、五分の四以上にあたる七〇億平方ヤードを輸出したが、これは世界綿製品貿易総高の三分の二に相当した。しかし、第一次大戦を境としてイギリス綿製品の輸出は衰退の一路をたどり、一九二〇年代には四五億平方ヤード以下に低下したが、ついで三〇年代の一般的不況はさらにこの衰退をはやめ、一九三八年には戦前の五分の一にすぎぬ一三億八六〇〇万平方ヤードに低下するという凋落ぶりであった。右の結果、総生産高中にしめる輸出高の割合も低下し続け、第一次大戦直前の五分の四から一九二四年には四分の三となり、一九三八年には二分の一に低下した。

第二次大戦後、輸出市場は一層狭隘化し、戦後最高を記録した一九四九年ですら、綿製品輸出は、九億四〇〇万平方ヤードに過ぎずしかもそのうち八割は英連邦諸国向けの輸出であった。

このように綿工業が絶対的にも相対的にも衰退したのに対して、戦後合成繊維工業が急速に進出してきた。合成繊維の生産および消費は、戦時中の原綿不足および戦後の綿製品価格に比しての割安によって急増しつつある。すなわち、紡績部門では一九五一年までに生産高は、戦前の五倍以上に増加し、紡績総生産の十分の一をしめ、織布部門においてレーヨンおよび混紡織布の比率は、戦前の十分の一から一九五一年には四分の一に増加した。レーヨンおよび混紡織布の輸出も増加し、一九五一年には二億一七〇〇万平方ヤードに達したが、その総生産の七〇%は国内市場に向けられている。

両大戦間に過剰設備および老朽設備に悩んだイギリス綿工業にとって、戦後、設備の近代化および更新が緊急な課題であった。しかし、企業の自主的な近代化の見込みなく、いきおい国家資金へ依存せざるをえないことになった。その具体的例証が、一九四八年の紡績再設備法（The Spinning Re-equipment Act, 1948）である。この補助金の交附を内容とする法律は、ランカシヤの総錘数の三割を更新せんとするもので、このため一一六〇万ポンドの経費が計上された。その結果、設備の近代化がかなり進捗し、例えば自動織機の比率は、一九四八年の七%から一九五一年には一四%に増加した。しかし、旧式機械が広範に残存しており、イギリス綿工業が国際競争力を強化するためには、近代化の速度を一層早める必要がある。

さて設備の近代化とともに、戦後のイギリス綿工業の特質として注目すべき点は、企業の垂直化がかなり進展したことである。これはとくに織布業と加工業の間で顕著であり、現在据付織機台数の六〇%以上を有する織布業者が加工業を兼営している。しかし、紡績織布兼営は依然すくなく、精紡錘数では、わずかに全体の三七%、機械台数では全体の三分の一にすぎない。したがって、新たに生じた垂直的統合の気運がやや業界の様相をあらためたとはいえ、その基本的性格を一変せしめるには至らなかった。このことは水平的統合についてもいえるのであって、四大企業が総労働力の三二%をしめる仕上げ・加工部門を除けば、依然多数の小規模企業が、高度の個人主義的性格を保持し続けている状態である。

八

以上すこぶる簡略ではあるが、本書の中から比較的重要と思われる若干の部門を選んでスケッチを試みた。編者D・バーンは、本書の最終章でイギリス産業構造の特質を指摘し、的確な要約を与えている。わたくしはその中から二・三の問題点を抜き出して、本稿の結びにかえたいとおもう。

まずイギリス産業における集中・独占の問題である。本書に取扱われた産業のうち、中小企業がなお支配的であるのは、農業、建築業、綿工業、羊毛工業、窯業および刃物工業にすぎず、その他の産業においては程度の差こそあれ、かなりの程度で生産の集中を示しており、巨大会社の占める比重はますます増大しつつある。さらに前記の諸産業においても、政府統制や価格協定により競争は著しく制限されている。しかし、バーンによれば、価格競争にかわって、

コスト切下げ、生産能力の拡張、消費者へのサービス等といった面での非価格競争が行われているし、また輸出産業は外国の産業と競争せねばならぬから、巨大企業といえども潜在的な競争の圧力を受けているのであり、さらに制限慣行による価格のつり上げや生産高の切下げも、通俗的理論が述べるような弊害をもたらしていない、と論じている。この点にかんしては、なお議論の余地があるかもしれないが、とかく独断的推測に陥りやすい問題を、真向うから実証的に分析究明しようとした努力は高く評価されてよかろう。

第二は、イギリス産業における「自己金融」の問題である。戦後における技術革新の飛躍的発展によって、各企業は多額の新資本を必要とするようになったが、その資金源には、およそ次のようなものがある。㈠産業金融公社（Finance Corporation for Industry＝F.C.I.）や商工金融公社（Industrial and Commercial Finance Corporation＝I.C.F.C.）㈡国家資金㈢銀行貸付をはじめとする外部資金および㈣内部資金が、これである。この中にあって戦後の各産業の資金調達において未分配利潤の再投資による自己金融の比重が圧倒的であることは、注目に値する。例えば、鉄鋼業において、その生産能力の四分の三を占める企業によって投下される資金のうち、八一％は内部資金から調達され、残る一九％のみが外部資金である。このような自己金融の優越については、本書の多くの箇所で実証されている。

最後に、産業に対する国家の活動について一言しておこう。戦後、国家は大規模な行政機構を背景として、完全雇用の達成、経済成長の促進、国際収支の維持、平等化のための富の移転等の経済政策を遂行してきた。その上国家は、産業の所有者、管理者または統制者、大口購入者および補助金交付者として、直接産業構造の中に入り込む。バーンは、炭鉱業、鉄鋼業、航空機工業、農業等数多くの産業について国家の政策の効果を検討しているが、最後に技術的、経済的ならびに政治的な考慮や社会目標の差異があるために、その功罪を判断すべき唯一の基準は存しない、と結んでいる。

ジョン・H・ダニング

『英国工業におけるアメリカの投資』

清水嘉治
〈関東学院大学〉

John H. Dunning, American Investment in British Manufacturing Industry; George Allen & Unwin Ltd., 1958. X＋365.

一

これまでイギリス工業に対するアメリカの投資に関する研究は、専らアメリカの経済学者によってのみなされ、イギリス人による主体的な研究は殆んどなかった。

われわれが知る限りでは、この種の研究に関するオリジナルな文

献としては、一九三〇年代にかかれた F.A. Southard の「ヨーロッパにおけるアメリカの産業」(American Industry in Europe, 1932)および C. Lewis の「国際投資におけるアメリカの利害関係」(American Stake in International Investment, 1938) をあげることができる。前者は欧州におけるアメリカ企業の利害関係の範囲ならびにその性格を精密に検討し、後者は、海外投資を広汎な面で取扱った標準的なテキストであるといわれている。

最近では、E. R. Barlow がメキシコにおける合衆国工業の統合の機能と行政に関する諸問題の研究を出版した。[1] だが大英帝国におけるアメリカの企業投資に関する唯一の報告は、合衆国商務省がだした「合衆国の海外資産の周期的調査」に取入れられている。

これらの諸研究、調査は、すべて投資国の観点から、その問題にアプローチしているのが特徴的である。ところが J・H・ダニングは、被投資国の立場から英米の企業の結合関係、その投資の性格を論じたものである。かかる意味では、ユニークなものであろう。本書の主目的は、英国の経済発展の観点から、アメリカの企業投資が現在では一二〇〇百万ドルで年一〇―一二%の割合で成長している状況を、英国の産業発展の中で意義づけることにある。とくに著者は、戦後西欧の経済復興を助成するに当ってアメリカの私的投資が果した役割の研究において、一九五四年にヨーロッパ経済共同体が次のようにのべた事実に刺激されたようである。

すなわち、アメリカ合衆国の投資の第一の機能は、生産、流通両部門に対する直接投資によって遂行され、同時にそれは技術改善、充分な生産、販売方法、特許、経営、熟練された人間、新しい経営能力をもたらし、したがって最も進んで欧州諸国は、最高度の生産性を獲得することができた。アメリカの投資は、欧州の経済進歩に大きな貢献を示したという点である。

この点を組織的に検討し、とくに英国経済の観点から英国工業に対する合衆国の投資の活動範囲を評価することにあるようである。例えば現にアメリカの株式会社の支社および株式金融関係にある英米の企業は、三〇〇以上で、三五万人近くを雇用し、広汎な範囲にわたって消費財、生産財を生産している。一九五六年にはかかる企業の販売高は八五〇百万ドルをこえ、さらに輸出上の寄与は製造工業の一〇分の一とかぞえられている。かかる産業の現況ならびに英国産業に対する合衆国の直接参与の性格、規模、経済的意味についての報告を行い、それらは偏見をもたず、英国経済を注意深く検討している。つまり総体的にいえば本書は英国産業に対するアメリカ投資の歴史的発展、合衆国の親および子会社の相対的生産性、英国の産業上の進歩と生産技術に関する合衆国の調査と技術上のえいきょう、合衆国の子会社の経営実務、合衆国の投資と英国の外部的貿易収支等を含んでいるといえよう。

著者自身、序文で断っているように、本書は野心的労作を示すものでなく、できるだけ客観的に英国経済におけるアメリカの金融会社の支配的役割と英国の産業発展と経済厚生へのアメリカの貢献を評価するものであるが、それは分析的でなく、専ら、叙述的方法をとっている。以下本書の構成を示せば次のようになっている。

一　英国工業における合衆国投資の増大

二　英国産業に対するアメリカの参与の現代的範囲

三　英国における合衆国金融会社の構造と機構
(1)　地理的分布、大きさ、所有形態
四　英国における合衆国金融会社の構造と機構
(2)　支社単位の金融的財政的監督
五　合衆国の本社と支社における相対的作用の方法と生産性
六　産業発展の効果と英国の競争者への合衆国会社の影響
七　英国の供給者への合衆国会社の影響
八　合衆国会社による供給生産物とそれらの産業生産性への貢献
九　合衆国会社によって採用された経営技術と大英国の政策と思想への影響
十　大英国における合衆国の直接投資の包括的な効果と将来の見透し
附録　(1)　五〇の合衆国金融会社に関する統計的要約
(2)　英国製造業で活動する有力な合衆国金融会社

本稿ではこれらすべてにわたって紹介する余裕がないので、まず全体的な要約と、さらに重要とおもわれる一章から四章までを紹介し、さいごに若干の論評を試みることにする。

註(1)　E. R. Barlow, Management of Foreign manufacturing subsidiarie, 1953.

二

本書の内容を便宜的に三つの部分に分けてみる。第一の部分は、第一章から第四章までで、本書の中心課題の背景の描写にあたる。つまり第一章は、さきの構成でもわかるように、一八五六年の当初から大英帝国における合衆国の企業投資の成長と発展を跡づけ、第二章は地理的位置、大きさ、分布およびこの国におけるアメリカの支配会社の所有形態を分析し、第四章は、そこらの金融的、行政的経営的構造に関する諸問題を取扱っている。

第五章の対象は、本書の第二の部分にあたる。それは、性格上、最もノーマテイブであり、合衆国の親工場が採用した活動的な経営的方法と、支社単位のそれとの比較、さらに前者（その優位性は広汎な脈らくでのアメリカの高度の生産性の主な原因として提唱された）は英国で経済的にどの程度同化しうるかを評価することが目的である。例えば、いかなる程度まで、豊富な経験をもつアメリカ合衆国の金融会社との、生産性の差異をさけうるか。または、個人企業家の力の範囲内でさけうるか。またどの程度まで不可欠か、等の問題を取扱っている。

第三の部分は六章以下である。それは英国の産業発展に先行する諸章でのべた資料の意味内容を詳細に取扱っている。第六章のはじめの概括は産業の競争的構造に関するアメリカ製造会社の子会社によってうけた影響を取り扱い、同時にとくにアメリカの諸製造会社の、イギリスの競争者への効果が、いかなる方法でしめされたかを具体的に検討している。第七章では合衆国の統合会社と英国の構成する原料の供給者との関係、さらにかなりの英帝国の会社によって採用された販売技術とアメリカの会社のそれとの性格上の違いを検討し、そして結果としてどの程度まで新知識が、役に立っているかを検討している。第八章では、英国消費者の眼を通してみられるような合衆国の投資の意味を論じている。例えば合衆国の計画した生

産物は、いかなる範囲で、どの程度産業上の効果の水準をあげるのに役立ったか。第九章は前章までにのべた点の補足で、合衆国の統制会社による経営技術の詳細な研究であり、第十章は被投資諸国の観点から、大英国に対する最近の合衆国の投資の傾向の意味をかんけつに分析している。英国の支払収支についてのアメリカ合衆国の投資一二〇〇百万ドルの効果をのべ、そしてアメリカ経済への企業利潤の価値をも検討している。さいごの附録は五〇の合衆国金融会社の観点から本書の主要な結論を統計的要約の形で特徴づけている。

第一章をさらに内容的に紹介すると、英国工業における合衆国の投資活動の時期をつぎの四つの時期にわけて特徴づける。

第一期は一八七〇——一九一四年までで、投資の形成期を取扱い、第二期は一九一九——一九二九年までで、合併と堅実な拡張期を取扱っている。第三期は一九三〇——一九三九年までで、関税政策が、アメリカの会社をより一層英国へ誘導する時期を問題にし、第四期は一九四〇——一九五三年まで、英国経済へのアメリカ投資の増大の重要性を取扱っている。これらの各時期の特徴を例示してみよう。第一期には合衆国の投資はかなり限定された形でなされ、利潤は原則的には英国産業に集中した。だが当時すでに合衆国全体の生産は英国よりも優位性を形成した。この期に英国に投下された資本およびアメリカ会社の支社は、量的に拡大されてはいなかったが、英国の産業はかなりの影響をうけたことは確かである。例えば一九一四年以前の電気機械産業の発展をみれば明らかであり、なかでも軽機関車、けん引機関車、テレコの三つの部門ではアメリカ製造会社の支社がみられ、とくに英・米会社の契約許可後、強力な影響をうけた。これら三つの応用部門の企業には現代の電気機械企業の複雑な構造がうちたてられた。今日の Standard Telephones and Cables 会社は大英国電気製造会社の継続であり、実質的にはアメリカ合衆国の株式保有にある。過去七〇年以上近代電気会社の巨人は、そこに投下された合衆国の資本の指導下にあった。一九五三年にいたっても、例えばニューヨークの the International General Electric 会社は六万人の労働者を雇用し、英国の持株会社 the Associated Electrical Industries 会社における二千二百万ドルの株式を保有している。さらに、著者はこの構成を the Anglo-American Brush Electric Light 株式会社と American Brush Company との結合関係で詳細に論じている。ここで特徴的なことは、英国におけるアメリカの投資の主な形態が電気装置産業にみられ、一九世紀末期から英国産業の確立された部門への重要な浸透となった。その存在理由は、主に新技術と製造方法にあった。それは英国のみならず欧州の市場支配へと漸次発展していった。かかる面から、他の産業を証明するに役立つものとして次の三つの例があげられる。

第一は一八九六年のニューヨークの the Diamond match Company が、そのマッチ製造機械の権利をうるため英国の購売者をみつけようとしたが失敗した。だがその後リバプールに製造所を設立し顕著な発展をみた。当時英国のマッチ生産は Bryant and May Company の手で支配されていた。だが一九〇二年当時、この会社は十六年間もマッチ製法の機械を改善しなかった。ところが

the Diamond and Match Company のマッチは安価でまた良質で大量生産が可能であった。そのため五年間にアメリカの the Diamond and Match Company の子会社は Bryant and May が以前もっていた市場に相当する市場を獲得した。Bryant and May の配当金は二〇%——一四%におちた。一九〇一年に二つの会社間に契約がかわされ、the Diamond match Company (U.K) のノレン、財産権および資産と交換するため、Bryant and May Company はその所有資産の五四・五%を放棄し、株式全投票権をゆづりわたした。種々な市場の配分調整が二つの会社間でまとめられた。だが共同出資の効果は短期間で、合衆国の株式の大部分がやがて本国に送還され、新資本発行は完全に本国でとりあげられた。今日の Bryant and May Co. は the British Match Corporation Ltd. の所有の系列会社であり、普通株の五%が合衆国の the Diamond and match Co. の名儀で保有されている。

このようにアメリカ合衆国の民間会社による英国への投資の第二の例は the British Tabacco Industry がアメリカタバコ会社によって株式支配、市場支配がなされたことである。著者はこの点を具体的に叙述している。その他靴、自動車産業におけるアメリカ資本の侵出を詳細に論じている。

第二期は第一次大戦後にあたり、英国は大戦の結果、資本の復帰を求め、最新の生産技術を求めるに懸命であった。というのも、国内の資本蓄積は全く不充分で多くの海外資産は整理をうけ、その結果とくにアメリカの資本が歓迎された。この時期にはアメリカ資本は金融王的役割をはたし、資本輸出は毎年増加した。一九一九——二九年間にアメリカは欧州に十億ドルを投下し、そのうち七〇%は英国に向った。この期に設立されたアメリカの合衆国の系列会社は輸入税と割当額を課された。一九一四年以前のアメリカの商品の大部分は関税をのがれて、英国に入ってきた。だが the Mekenna Duties (1915) the Safeguarding of Industry Acts (1921 and 1927) the Cinemalograph (1927) は市場からのアメリカの輸入をおさえる役割を果したが、一時的なものであった。

この期に英国産業へのアメリカ投資の顕著なものは英国の自動車産業である。一九一五年アメリカからの輸入は国内生産の八〇%とかぞえられ、一九三〇年には四〇%におちた。けれども the Ford Moter Company はすでにマンチェスターで自動車製造業において指導性をもっていた。一九二〇年代にいくつかの新しい自動車会社が支社を設立した。例えば Vanxhall Ltd はニューヨークの the General Moter 会社によって買収された。(一九二七年)自動車産業に投資をすることが、当時いかに健全な基礎を証明するかは次の理由による。(1)高度な品質の価値、(2)労働力の需要大、(3)基礎的生産設備、(4)市場の拡大の諸要素によった。

この年に二つの巨大な合衆国タイヤ会社—— the Goodyear Rabber Company, the Firestone Rabber Company ——が英国に製造所を設けた。当時タイヤについては三三・三%の関税がかけられた。したがって輸入税一日につき一億ドル払うよりも英国にタイヤ製造所を作った方が安価であった。一九一九年にはフォードの子会社が農業トラクターの生産を開始した。また一年後、年二〇万台の自転車生産能力をもつ工場をダヂンハムに作り、ここから自動

車、トラクター等と共に全欧州に供給する計画をもった。またこの時期には電気機械産業の子会社がつくられ一九二一年にはB.T.H.とG.E.C（U.K）とが合同した。この事情は省略する。それから電話企業では一九一九年the Automatic Telephone Manufacturing Co.とTheodore Gary Group（U.S）が利害関係をもち、とくに株式保有、部分的には参与という形で結合した。この期には、その他ボイラー、エンジン冷却器、製油装置、安全カミソリ、外科医衣粧、タイプ機、化粧品、冷蔵庫等七〇——八〇のアメリカの工場が設立された。なお当時アメリカ投資による顕著な活躍をみせた産業は、第一に化学工業、第二に製薬、第三に蓄音器等の企業であり、それぞれの合同は急速に進んだ。

第三期は略すことにするが、総括的にいえることは、英国におけるアメリカ合衆国の資本侵出は、大英国における需給関係にかなりの影響を示し、両者は融資、株式保有、部分的な人事交流の形態で結合関係をもったであろうがこの点の叙述は殆んど指摘されていない。ともあれダニングは、両者の密接な結合関係が、例えば、アメリカの資本、消費財は英国の消費者によって漸次親しまれてきたこと、他方で、最近では、アメリカのドル圏からの独立することが英国経済の本来の発展のための望みであるといっている。ともあれ、著者は、結果としては合衆国の資本は英国にとって魅力的であり、英国の貿易収支の均衡、生産性の水準の高度化に重要な役割を果していることを強調するのである。

第二章では、第一章の継続で、その現代的状況についての叙述である。英国における合衆国資本が年々着実に伸びていることを次の事情から明らかにする。

一九二九——一九五五年のアメリカの英国への直接投資をみてみると、一九二九年に直接投資は合衆国の全保有高の五五・三%と算定されるが、一九四三年にはこの比率は五九・〇%に上昇している。一九五〇年には六三・八%、一九五五年には六七・七%に上昇した。産業別にみてみると、石油産業への投資の増加は卓越している。一九二九年二千一〇〇万ドル、三六年六千一〇〇万ドル、四三年七千四〇五万ドル、五〇年一億二千三〇〇万ドル、五五年二億一千六〇〇万ドルと直接投資は着実な増加をたどっている。製造業全体に対するアメリカの投資は二億六千六百万ドル（一九二九年）、二億七千百万ドル（一九三六）、三億六百万ドル（一九四三）、五億四千百万ドル（一九五〇）、九億四千百万ドル（一九五五）と毎年増加の傾向をたどっている。その他貿易部門、鉱山業に対する投資も増加している。

一九五〇年の海外資産調査によれば、大英国で活動する合衆国の企業の数は六九五であり、その大部分がアメリカの親会社の全所有下にある子会社である。投資の形態による分割はなく、かかる増加は、とくに一九四三年と五三年の間にみられ、それは二四六の会社数と算定されている。

なお雇用数からみた合衆国ならびに英国製造業の状況（一九五三年九月）をみると、化学合同企業では合衆国会社数四八、雇用数三一、三〇〇人、全雇用数の比率一二・七%、大英国雇用数四九八、八〇〇人、全雇用数の比率五・七%であり、金属製造部門では合衆国会社数一一、雇用数八四〇〇、全雇比三・七%、大英国雇用数五五一、一〇〇、全雇比六・三%、技術造船部門、合衆国会社数六七、雇用数

七七、〇〇〇全雇比三一・三%、大英国雇用数一、六〇四、〇〇〇人、全雇比一八・四%となっている。その他電気部門、自転車、貴金属、紡績、食品部門、木材、製紙、印刷等の諸部門におけるアメリカの投資の実状を叙述している。のみならず個々の会社の結合関係、株式保有高、参与についてもふれている。第二次大戦後の資本輸出の特徴は、アメリカ投資が量的に増大していること、或る部門では支配力、市場におけての優位性を保有するに至ったことが特徴的である。とくに英国の産業の産出高は、次第にアメリカの産業のそれと等価物に働いていること、この限りでアメリカの存在は英国産業の発展に絶対的影響を与えていることを著者は結論づけている。

さらに合衆国の子会社と英・米会社とが、利害関係で若干の問題をもっているにしても、より円滑に、着実に英国の企業を調整するに大きな役割をもってきたことを主張することも忘れない。

第三章四章での結論は、第一に英国におけるアメリカの子会社が当面する経済的条件は親会社による生産技術の問題であり、第二に全体の費用の意味、職務方法、機械的手工業の克服、梱包技術、部分的自動機械化と完全自働機械化の選択、雇用の合理化、自動機械化の効果等々を含む問題がある。

第三に大英国にある系列会社に直面する問題として、労働生産性の増大がいかに英国産業全体を高めるか。さらに市場の調整化がこんごの問題である。そのため、英国におけるアメリカの投資会社の地理的分布、所有の形態、経営の問題の分析は重要な意義をもっている。

三

以上極めて粗雑に本書の全体構成、ならびに数の要約をしてみたが、ここではさらに問題点をあげてみたい。

第一点として、英国産業へのアメリカの投資は、一九二九年以後、量的な増大を示してきたが、その質的構成はいかに変化したのか。例えば第一次大戦前とそれ以後、第二次大戦前と後とにおける、投資の性格はどう変化したのか。とくに市場関係、価格関係、株式保有、人的交流等についての質的規定がないのは残念である。

第二点は、アメリカの投資が、英国の産業の発展、とりわけ技術革新、経営、生産性の量質の発展を促進したことは事実であるし、その限りでの叙述は、説得力をもっている。だがかかる過程で、英国の産業がうけたインパクト、例えば電気機械、マッチ、自動車、化学工業、造船、その他軽工業において、合理化の内容の分析がかけているのは残念である。

第三点は、競争論の視点がないことである。農機具、自転車、石油、電話、食品、化学、タバコ、金属の諸産業の叙述において、アメリカの投資の具体的内容は理解できても、両者の市場支配力を中心とする競争論はかけている。したがってそれは英国の中央と地方におけるアメリカの工場数雇用数の叙述は、把握できても、その有機的関係、とくに合衆国の子会社と英国の大企業の市場支配競争、大企業と中小企業の市場関係、価格関係の分析は殆んどみられない。この点確かに著者自身が「本書は経済分析を主題としたものでなくあくまでも叙述の方法を採用した」といってる点、無理な注文かもしれない。ともあれ英米資本間の諸矛盾、競争論、利潤率の分析が

誘導できない限り、英米の経済関係の構造分析は不可能であろう。こんごこの点を期待したい。にも拘らず本書が、前述した問題をもったとしても、英国製造業におけるアメリカの投資の役割について、これまでにみられない豊富な資料を駆使して叙述したことは、こんごの米英の経済問題の本質を分析するに不可欠の文献になることは確かである。

ホフマイヤー

『ドル不足論』

村上敦
〈神戸大学〉

E. Hoffmeyer; "Dollar Shortage and the Structure of U. S. Foreign Trade," Copenhagen, 1958, pp. 212.

一 序
二 ドル不足の規定
三 諸理論の吟味
四 ホフマイヤーのモデル
五 実証的研究
六 いくつかの問題点

一 序

第二次世界大戦を契機として、国際経済の不均衡が強く意識せられてきた。いうまでもなく、不均衡とは各国の対米収支困難、即ち「ドル不足」として顕現したそれである。この現象が尖鋭な形をとるにつれ、従ってまた各国の戦後復興過程において経済政策の自主性を掣肘する最大の要因であることが自覚されるにつれて、その原因の究明と対策の探索が多くの学者によって試みられてきている。

ドル不足論議には、その原因を価格的不均衡に求めインフレの終熄と為替調整を説く古典学派的見解から、米国の不況・景気後退を重視する雇傭理論的視点、更に、米国と爾余の諸国の生産性向上率の相違や生産性改善の場の差異に着目して成長理論の観点から価格、所得、構造の三効果を同時に含みあげる動態的モデルに至るまで幾多の諸説がある。これらはいずれも、互に他の短を補いながら、現実をより根本的に説明するてだてを準備しようとして展開されたものであり、次第に理論的精緻さを加えそれだけ国際経済理論の武器庫を豊富にしてきたわけである。(1)

しかしながら議論の推移はいささか理論的高度化とモデルの雅風を追うに過ぎ、問題の出発点に対する反省と地道な実証的分析に欠けるところがあったといえなくもない。(2) 以下に書評を試みようとするホフマイヤーの議論は、問題が理論の不足よりも事実の不足にあることを指摘し、従来の諸理論がその基底にある基本的仮定において事実的資料や factual material に即しての実証的吟味に耐えないことを明らかにするとともに、自ら過去一世紀の米国外国貿易

構造の統計的検証を行い、これに立脚して、その趨勢と米国およびその他諸国における貿易調整の性格と速度の相違のうちに新しいドル不足の説明要因を求めようとするものであって、まさにこの間隙を埋める好個の書物ということができる。

本書は九章（第一章、序論、第二章、ドル不足の概念、第三章、ドル不足はいか程長く存在してきたか。第四章、ドル不足に関する諸理論、第五章、これに代るモデル、第六章、ケース・スタディ、第七章、米国外国貿易の趨勢、第八章、ドル不足―結論、第九章、ヨリ安定的な決済機構への展望）よりなるが、私はこれを㈠、ドル不足の規定、㈡、諸理論の吟味、㈢、ホフマイヤーの積極的提言、㈣、その実証的裏付け、の四点に要約して紹介し、最後に若干の私見をつけ加えることにする。

（1）ドル不足をめぐる諸理論の発展に関しては、藤井茂教授「ドル不足問題」国民経済雑誌、百巻一号（学会展望）に詳しい。

（2）ドル不足に関する実証的研究についてはマクドゥガルの大著（D. MacDougall; The World Dollar Problem, A Study in International Economics, 1957）を逸することができない。しかし、マクドゥガルの問題意識が将来の予測にあったのに対し、ホフマイヤーの課題は過去におけるドル不足の検証とその原因の探究である。彼によればドル不足は多数の条件に依存しており、このうち一つの変化が容易に全く異なった結果を招来するから将来の予測は試みられえない。（ホフマイヤー、二〇四頁。）

二　ドル不足の規定

これ迄さまざまなドル不足の定義が多くの学者によってなされてきたが、これは結局のところ、国際収支の均衡、不均衡をいかに定義するかの問題に帰着する。事前的に収支が均衡しない場合、これは通常、流動準備の移動、為替相場の調整、貨幣供給量の減少、量的輸入制限、失業等々の手段を通じて事後的均衡へともたらされる。従って、収支の均衡、不均衡を云々する場合には、先ず、事前的収支の内容が吟味されねばならず、続いて均衡回復のために採ることを許されるべき手段が問題とされなければならない。この点に関しホフマイヤーは、㈠、自発的項目の合計としての最初に企図された（planned）需要と供給を捉え、㈡、許容される手段から厳しい失業の犠牲と量的輸入制限とを排除する。[1] この観点からすれば、ドル不足は、㈠、事前的対米収支が絶えず攪乱されており、㈡、これが通常の許される手段――一般的経済政策により補強される相対的価格変化や所得変化という市場メカニズム――によっては回復されえない状態と定義されるであろう（一五～一四頁）。

しからば、このように定義されたドル不足はその発端を奈辺に求めうるであろうか。収支の事前的な定義（‖「自発的」という概念）をえることが困難である以上、ドル不足の始期を確定することは容易でなく、諸学者の意見もまた区々であるが[2]、ホフマイヤーは一八五〇年以降の米国国際収支を考察し、このうち経常項目の状態に注目することによってこの問に一応の答を与えようとする（二五～三七頁）。即ち、彼の示した統計に従えば米国の経常項目収支

は一八九六―一九一四年という期間以後出超を続けている。彼はこの時以来ドル不足が存在したというのである。曰く、「ドル不足が存在したか否かの議論は主として共通の原因が米国の国際収支における経常項目に持続的な出超傾向を来たらしたか否かの問題と関連する」（三五頁、傍点筆者）と。

持続的な出超傾向はそれなりに夫々の時期の特殊性に依存する種種の方法によって埋め合わされてきた。両大戦中とこれに続く再建期間は別として、第一次大戦以前には米国はそれ迄の借入れを返済する立場にあったし、一九二〇年代には米国からの私的資本の流出、三〇年代には爾余の諸国の金・外貨準備の減少、五〇年代前半には再び米国からの私的資本の流出が夫々この役割を演じている。このように事後的に国際収支が均衡にもたらされても事前的な自発的項目（＝実際には経常項目として捉えられる）が出超（爾余の諸国では入超）を示す以上、ドル不足は存在したのであり、その持続性の背後にひそむ共通の原因が究明されねばならないわけである。

ところで、この経常項目の出超の程度はいか程であろうか。これを明らかにするためホフマイヤーは経常輸入に対する経常輸出の百分比を求めている。これによると、輸出が輸入を上廻る割合は二度の大戦と戦後の時期を除きほゞ一〇～一五%にすぎず、これを米国国際収支の受取及至支払や世界貿易額と比較すると極めてマージナルなものとなる。米国の総生産や世界総生産に比較するとその重要度は更に減ずる。しかもこの間米国の外国貿易構造における地域的構成、輸出入商品別構成、量的変化はいずれも漸進的推移（一八五〇年と今日では顕著な変化ではあるが）を示しており、均衡化への傾向が強力に作用しえた筈のものであった。ホフマイヤーはドル不足理論を展開する上でかような基本的事実（ドル不足の限界性と均衡化的傾向）を看過すべきでないと強調する（三七頁）。

（1）ホフマイヤーは事後的均衡のための条件として厳しい失業と輸入制限を排除する（完全雇傭と自由貿易の原則）以外の条件（例えば経済成長の保証）を加えるなら、ドル不足は異常な手段が採られぬ限り存続するものとなろうとみる（四一～四二頁）。この限りにおいて彼の定義は他の諸説に比してヨリ緩かなものといえる。

（2）ホフマイヤーによれば、両大戦期間を始期とするものにLary, Kindleberger, Harris, Hansen, Robertson, Hicksがあり、これ以前に溯り一九世紀末以来の傾向とするものにBalogh, Williams, Harrod（'The Dollar" 1953 以後の）がある。これに対し Robins, Randall はこれを第二次大戦後の現象とみている（二五～二九頁）。

三　諸理論の吟味

以上の如きドル不足の規定とその存続を前提としてホフマイヤーは独自のドル不足理論（持続的出超の共通原因の発見）を展開するのであるが、その前に彼はこの問題をめぐって提起された諸説を分類整理し、その適否を吟味している（三八～八四頁）。

彼によればドル不足論議は国際均衡に関する伝統的見解に対立した異説として展開されてきた。伝統的見解とは、そもそも米国の収支が出超に向う自然的傾向は存在せず、たとえ米国に有利な攪乱

が生じたとしても価格メカニズムが均衡回復の方向へ正しく作用する、また爾余の諸国の「資力を超えた生活」からドル不足が生じたとしても、これは古典的インフレ理論の適用によって容易に除去しうる程のものである、従って、比較的単純な事象を説明するために古い理論を放棄し新しい理論を構成する必要はない、とする見解である。

これに対置される異説は、先ず、伝統的モデルが攪乱は価格メカニズムによって容易に矯正されるとすることへの疑念として、㈠、価格に反応する需要条件如何の問題を、㈡、価格メカニズムに代るものとして所得モデルを、またシステムの基本的値（技術知識を含む）を一定と仮定することへの反省として、㈢、その動態化を夫々取上げている。尚このほかに㈣、社会的、文化的、政治的発展を含むことによって経済分析の領域を広めようとする企てもある。ホフマイヤーはこれを夫々 ㈠、elasticity pessimism ㈡、activity models、㈢、Growth models、㈣、organic models として分類し、事実に即して順次検討を加えて行く。

米国の輸入が価格変化にしかく弾力的でないという論拠に基いて展開された「弾力性悲観論」は弾力性測定の方法に改良が加えられかなり高い値が導かれるに至ってその根拠を失う結果となった。乗数理論に立脚する「活動モデル」は短期循環的ドル不足を説明しえてもサイクルを超えて存在する永続的不均衡を捉え難い。このモデルをもって長期のドル不足を説明するためには、キンドゥルバーガーが試みたように、過大補償、過小補償という非現実的仮説を設けることが必要になる。ドル不足理論に最も貢献したと思われるものは「成長モデル」である。しかしこれとてもその中心と目される生産性議論（米国の生産性が爾余の諸国よりヨリ急速に増大することがドル不足を導くとする議論）において事実的裏付けをうることが困難であるし、ヒックスの輸入バイアス論も現実から飛躍している。最後に「有機的モデル」は極度に不明瞭で統計的検証を行うことが不可能であるが、米国が世界経済において圧倒的優位を保持することが何故に爾余の諸国のドル不足を招来するかの論理的関連を指摘することに不十分である。かくて、ホフマイヤーは、価格―支出循環の正常な作用に対する疑念は事実によって支持されないこと、伝統的モデルにかわるものもまた米国に有利な国際収支の永続的傾向を説明するのに満足なものではないことを結論するのである。

四　ホフマイヤーのモデル

以上四つのモデルのうち「弾力性悲観論」と「活動モデル」は均衡調整メカニズムの性格に力点を置き、「成長モデル」と「有機的モデル」は調整メカニズムの作用を認めながらその前段階における攪乱そのものの性格（常に米国に有利なバイアスをもって生起するという）を重視するという差異がある。この調整と攪乱との性格に関し、ホフマイヤーは実証的研究に即して次の如き仮定を設ける。㈠、攪乱は絶えず生起し調整が必要である。しかしこの攪乱が常に米国に有利に生ずるとは限らない。㈡、生産費―価格の関係から均衡化の方向へ作用する強い力がある。㈢、しかし調整メカニズムは必ずしも円滑、敏速に作用せず、且つ米国とその他諸国で非対象的

である。ホフマイヤーの理論の特徴はこの第三の仮定、即ち、調整メカニズムの非対象性にあると思われる。しからば、「調整」adjustment とは如何なる事態を意味するのか。今B国でA国輸出品に対する需要の減退が生じ、その部分が自国商品の需要増加となったとする。これはB国国内産業の拡張と生産費の一般的騰貴を導き、B国輸出産業の不振とその縮少を結果するであろう。他方A国においては当該輸出産業の生産減退、一般的生産費低下、他の輸出産業の活況という経過をたどり、収支は回復されることとなる。ところで攪乱が絶えず生起する長期動態にあっては、支出、価格（生産費）の変化に応じて縮少産業より拡張産業へ生産要素の移動することが均衡化の必要条件となる。このようにみると「調整」とは、システムの攪乱に伴って要請される生産要素の移動であり、調整メカニズムの円滑性、敏速性とはこの移動の難易の問題に帰着するが、ホフマイヤーはこの生産要素の移動を個々の企業単位の行動面で捉えようとする。即ち、拡張産業への生産要素の移動はそこでの企業数の増加＝newentry、縮少産業からの生産要素の放出はそこでの企業数の縮少＝限界企業の破産という関係においてである。従って、調整メカニズムは攪乱に対する個々の企業の反作用（reaction）様式如何の観点から考察されることとなるのである。この反作用様式としてホフマイヤーは次の七つを挙げる。㈠、破産および賃銀率引下げ、㈡、賃銀の引下げを伴わない生産の縮少、㈢、価格競争、㈣、カルテル協定、㈤、輿論への訴え、㈥、新投資、㈦、研究（research）[1]。このうち、価格、所得効果が作用する㈠、㈡の場合は受動的な反作用様式で均衡への調整は比較的容易であるが、生産者が価格引下げやカルテル協定の締結や輿論に訴えて輸入制限の実施を図る㈢～㈤の様式は能動的で調整を忌避する方向のものである。しかし、これにも生産費構造からみて潜在的に均衡回復への圧力が存在している。しかるに、攪乱に対して新投資や研究をもって対応する場合は、㈠や㈡の場合と逆に不利となった産業が有利な産業へ脱皮する場合であって攻撃的な反作用様式とみることができる。

ホフマイヤーはこの三つの適応タイプ[2]を組合せることによってドル不足を説明しようとする。今、A国でその輸出品価格が低下する事情が生じ出超をもつに至ったと仮定しよう。この場合A、B両国ともに受動的な適応を行うと均衡は容易に回復する。けだし、B国は不利となったセクターから他の輸出産業や輸入競争産業へ要素を移動し、A国もまたこれら今やB国が有利となった同種産業から最初輸出を伸すことのできたセクターへ要素を移動するからである。しかし、Bが受動的に適応するのに対し、Aの関連産業が能動的乃至攻撃的に反作用する場合はどうか。この場合Bの関連セクターの拡張は阻止されるか或はかかる部門も輸入を余儀なくされるであろう。Aでの調整が均衡回復の方向へ結局は向うとしてもそれ迄にタイム・ラグがあり、しかも攪乱が絶えず生起するという仮定をここに導入すると一方の国への有利なバイアスを説明することができる。かくて、基本的生産費構造からみて強い力が均衡化へ作用しているとしても（先の仮定㈢）調整メカニズムに関連した反作用様式が二地域で対象的でないモデルをつくることによって、一国の絶えざる出超を説明することができるわけである。この場合、米国が能

動的、攻撃的に反作用するAの立場に、爾余の諸国が受動的に適応するBの立場にあることはいう迄もない。

（1）発明や革新は偶然の産物ではなく、多年にわたる企業の組織的、計画的研究の結果であるが、ホフマイヤーは米国において第一次大戦以前からこの方向にそった漸進的変化があつたとする（九八頁）。

（2）反作用様式についてホフマイヤーが挙げる例は次の如きものである。一九世紀後半、海上運賃低落の結果ヨーロッパ小麦生産国は他国の競争にさらされ困難な立場に立ったが、これに対し英国は農業生産一般の放棄をもって、ドイツとフランスは関税保護をもって、イタリアは農業移民をもって、更にデンマークは穀物生産から酪農への転換をもって夫々対抗した。この場合、英国、イタリアは受動的に、ドイツ、フランスは能動的に、デンマークは攻撃的に反作用したわけである（一〇二～三頁）。

五　実証的研究

ホフマイヤーのモデルの重点が攪乱に対する反作用様式の非対象性にあることは既に指摘したが、彼は統計的、歴史的資料を基にして米国の外国貿易構造と反作用様式を検討し、米国が生産費関係からみて比較劣位にある商品（爾余の諸国が比較優位をもつもの）、従って、自然的経緯に委ねるなら当然輸入が増大すべき商品（彼はこれを伝統的商品と呼ぶ）に対して能動的に適応すること、および輸出の著しく伸張する商品は研究集約的商品であり[1]、米国はこれに比較優位をもち、爾余の諸国はこれに対し受動的に適応することを明らかにする。

先ず、七つの商品乃至用役についてケース・スタディを試み、反作用様式に関する彼のモデルの仮説（米国の反作用が能動的乃至攻撃的であるとする）の裏付けを企図する（一〇五～一五八頁）が、そこでの結論を要約すると次の如くである。米国の輸出が増大しつつある事務用機械類を除いて、羊毛、砂糖、造船・海運、銅、石油、新聞用紙はいずれも価格的に米国が劣位にある（伝統的商品）が、このうち新聞用紙については比較的順調に調整が行われ、輸入の増加をみつつあるものの、他の五つの商品（用役）は、或は多数の小生産者による政治的圧力（輿論への訴え）による輸入関税引上げ、生産割当、或は国際カルテルへの参加、価格戦争等によって能動的適応が行われその一層の輸入が阻止されている状態にあること。事務用機械類も全体として輸出が伸張しているとはいえ、既に伝統的商品の範疇に繰入れられたと思われる金銭登録器やタイプライターの輸出は停滞し逆に輸入が増大しているのに対し、研究集約的タイプの電子機械は輸出の急増をみているといった差異があること。

かようなケース・スタディによって、既に、能動的適応の結果輸入が阻害される伝統的商品と研究集約的な結果輸出の伸張をみる商品との存在が明らかであるが、ホフマイヤーは更に米国の外国貿易に入りくる殆んどの商品について、一八九〇年以来今日（一九五三、四年）に至る推移を膨大な資料を駆使して跡ずけ、これを確認しようとする（一五九～一九二頁）。先ず商品グループ毎に趨勢を検討しその結果を伝統的商品、研究集約的商品の観点から綜合するので

あるが、それによると研究集約的と目される商品の輸入は一九二〇年代中葉以降急速な縮少をみており（これには合成化学繊維の国内生産によって代替された絹、絹製品の輸入激減が大きく影響している）逆にその輸出は極めて著しく、この期間に実に一五〇倍の伸びを記録していること、伝統的商品の輸出の伸びはゆるやかであることが明らかに示されている。また非研究集約的商品の輸入はかなりの増加を示しているが、これへの能動的反作用がなければ更に顕著な伸びがみられたであろうと考えられる。

以上の如き実証的研究から米国の研究集約的商品における優位と伝統的商品に対する能動的反作用が明らかにされ、ホフマイヤーのモデルの正当性が立証せられたわけであるが、かくして得られた命題を彼は次のように要約する曰く「十九世紀以来、米国は新商品および研究集約的商品の生産において不断に比較優位の度を加え、これに対し爾余の世界の対米輸出はさして研究集約的でもなくまた米国が広汎に自国で生産したところの伝統的商品を主とした。絶えず調整の必要が生ずるが、この必要に応じるのに、米国の方が爾余の世界より容易であった。けだし、爾余の世界が新商品や研究集約的商品の拡張に対して示す適応が一般に受動的であるのに対し、伝統的商品の輸入の拡大に対する米国の適応は能動的であったからである。このパターンが米国の国際収支を出超に向わしめる絶えざる圧力を創出した」（一五九頁）と。このように、攪乱に対する反作用様式が二地域において相違するというモデルに加えて、実証的分析から両地域が比較優位をもつ商品の差異が明らかにされ、この両者の組合せからドル不足が解明されるというわけである。これがホフマイヤーの志した持続的出超傾向に関する共通原因の発見であった。

（1）研究集約的商品を選別する一つの標識として、ホフマイヤーは売上げ高のうち研究のために投下される割合を挙げている。例えば、売上げの一%以上を研究に投資するものは（一九五三～四年）全産業平均〇・九%に対し Professional & Scientificinstrument（一一・七%）Chemicals & allied products（一一・六%）Machinery（一・六%）Aircrafts & parts（一・四%）Rubber products（一・〇%）である。研究集約的商品も時日の経過とともに伝統的商品に転化するのであるから、その商品別リストは不断に変化している筈である。これに対しホフマイヤーはデンマークにおける特許許可の状態を考察し、リストの変化はほぼ同一産業内で生ずるから右に挙げたような産業の趨勢を長期にわたって比較することは意味があるとしている（一六二～三頁）。

六　いくつかの問題点

以上がホフマイヤーの議論の骨子である。最初に指摘したように、ドル不足理論の発展が形式的エレガンスを追うに急な現状に対し一つの反省として現れた本書は、研究集約的商品に関する米国の不断の優位という観点から比較生産費原理の動態化に対する一つの視点を示唆し、またドル不足を論ずるに当って常識的結論とさえなっている米国の輸入政策を反作用様式の非対象性の問題として捉えこれを定式化する等、ヨリ基本的な事実と思われる諸問題をそのモ

デルに巧妙に取入れ、極めて説得的な議論を展開したものであって、ドル不足理論の武器庫における特異な存在とし高く評価されるべきものであると考える。とりわけ、研究集約的商品における米国の優位がその輸出の伸張を通じてドル不足を引起すという認識はまさしく輸出バイアス的発展論であり、ヒックスの輸入バイアス論と対立するものである。また、第四章でホフマイヤーが分類整理したドル不足の諸理論の概観や巻末に附加されている尨大な文献目録は、この問題を研究するものにとって極めて有益である。米国外国貿易構造に関する統計的資料もまた多彩である。

しかし、このような利点にも拘らず、彼の論述に対しては尚いくつかの疑問を提出することができる。最後にこれについてふれておこう。

㈠ 概念的にドル不足を定義することは容易であっても、これを実際に適用する場合には問題がある。ホフマイヤーの如くこれを経常項目の動きのみで捉えようとすることはドル不足という総体的問題を取扱う上で不十分のそしりを免れない。資本項目の自発性、誘発性の区別が明確でないとしても、資本移動のドル不足に対してもつ効果乃至その限界にはそれなりの注意が払われるべきではないか。

㈡ たとえ経常項目によってドル不足を捉える方法が許されるとしても、それからドル不足の限界性を云々することは当をえない。けだし、彼がドル不足のめやすとする経営項目に現れた数字は事後的な値であり、彼が概念的定義において留意した他国の輸入制限や失業の犠牲の上にえられたものであるかもしれないからである。もしこういった犠牲がなければこの数字は遙かに大きなものとなり、ドル不足の限界性という認識はなりたたなくなるであろう。

㈢ ホフマイヤーの理論の力点は攪乱↓反作用様式の関連にあり、攪乱は恣意的、任意的に生ずるとされている。即ち、彼の体系にとっては攪乱は外生的なものでしかない。米国の適応形態や研究集約的な優位が逆に攪乱に影響を及ぼし、攪乱そのものに一定のバイアスを与えることはないであろうか。

㈣ ホフマイヤーは反作用様式を吟味するに当って、拡張産業の調整は順調に行われるとみてこれを除外し、専ら縮少産業の行動に視点を限っている。しかし、後者における反作用は一面前者の動き、特に要素吸収性に関する動向に依存しているであろう。この関連を切り離すことは適切な問題処理とは思われない。

㈤ 米国の研究集約的商品における優位性、伝統的商品の輸入に対する能動的適応が実証的に検出されるとしても、では一体かかる結果をもたらしたものは何かが明らかにされていない。ドル不足を根本的に解明するためにはここ迄掘り下げた分析が必要なのではなかろうか。[1]

（1） この点を指摘し技術進歩の原因との関連においてドル不足問題を取扱われたものに藤井茂教授「技術進歩とドル不足」国民経済雑誌、百巻五号がある。

K・ツィーシャンク

『西ドイツにおける投資金融の基礎問題』

木村敏男
〈大阪市大経研〉

Kurt Zieschang : Grundprobleme der Investitionsfinanzierung in Westdeutschland, Akademie-Verlag, Berlin, 1959, 206 SS.

一

著者K・ツィーシャンクは日本の経済学界、少くともマルクス経済学界ではもはやよく知られているだろう。それは彼の二つの論文に負うところで、これらが日本のマルクス経済学界をも、かなりに強く刺戟したからに外ならない。論文の一つは『国家独占資本主義の若干の理論的諸問題』(Zu einigen theoretischen Problemen des staatsmonopolistischen Kapitalismus, 1956) と題し、もう一つは『西ドイツにおける国家独占資本主義の若干の理論的諸問題』(Zu einigen theoretischen Problemen des staatsmonopolistischen Kapitalismus in Westdeutschland, 1957) と題して、いずれも国家独占資本主義を論じている。それがユニークで、示唆にとみ、そして大きな影響を与えたがゆえに、彼の所属する東ドイツの科学アカデミー経済科学研究所も、一九五八年九月の総会で、主としてこの二論文をめぐって国家独占資本主義に関する討論を行ったのである。討論には十名をこえるこの国の指導的経済学者が参加し、それぞれ異った批判的見解を述べ、K・ツィーシャンクも若干の批判に同意したが、もちろんその紹介がここでの任務ではない。ところで本書は一九五九年に発行されたので、その総会における批判を彼がどのように消化しているかが期待されてしかるべきだが、おそらくはそれゆえにこそあえて、彼は序文で本書の資料の蒐集は一九五六年一二月に、論稿は五七年七月に完了したとことわっている。とはいえ「国家独占資本主義の多くの問題がなお解明されていない、……国家独占資本主義の本質さえもがなお十分に解明されていない」ことが認められ、「研究所総会が提起された問題の解決のための一そうの真剣な努力の始まりと評価されてよい」[1]といわれているとき、本書の意義は大きい。

本書はその論題が示すように、国家独占資本主義そのものの解明を目的としていない。だが、彼の上述の二論文が外ならぬこの西ドイツにおける投資金融の研究の過程で生み出されたこと、彼自らがかの総会で述べているところであって、本書はその母体となった研究の一そう発展せしめられた成果ということができよう。当然に本書もその内容では、もちろん投資金融との関連においてではあれ、国家独占資本主義の発展とその諸結果の解明に重点をおき、しかもそれを具体的資料の分析によって実証しようとしている。

(1) O. Kratsch: Diskussion zum Thema „staatsmonopolis-

tischer Kapitalismus", Wirtschafts Wissenschaft, 1, 1959, S. 116.

二

第一章では具体的研究に先立って必要な「資本主義における投資金融の理論的基礎問題」を論じているが、ここにはただ、その最後の節で「帝国主義における投資金融の特殊性」についてごく簡単に論じたあと、その末尾で国家独占資本主義に言及し、西ドイツ――もちろん戦後を意味する――における投資金融の考察に際しては、その帝国主義的体系がなかでも国家独占資本主義によって特徴ずけられることを考慮しなければならず、次章に展開される西ドイツの投資金融の分析を通じて、国家独占資本主義の本質とその資本家的拡大再生産に対する作用、それによる西ドイツの資本蓄積の特殊性が暴露されるだろう、と述べていることを指摘しておく。

第二章「西ドイツの投資金融の構造、本質的特徴と主要方法」(SS. 43～200)については、節を追って許される限り詳しく紹介しよう。

三

第一節では、具体的な問題提起として、西ドイツにおける一九四九年以降の工業生産と設備投資の発展について、若干の分析が行われている。まずは工業生産の周知のように急速な成長と尨大な設備投資の増大を指摘し、工業生産のそのように急速な発展は必然的に尨大な投資によってのみ可能であるという。ついでそれらの発展の不均等性、とくに産業別の不均等性を指摘し、原料・生産財工業の設備投資の全工業に占める比率の増大を確認するとともに、さらに、これらの工業なかでも鉄鋼業と化学工業――ドイツ帝国主義の膨脹のバック・ボーン――の資本の有機的構成が高く、しかも急速に高度化していることを示して、いう。「このような数字はもっとも急速にもっとも尨大に蓄積する工業グループが、この蓄積を遂行するために、とくに好都合な利潤条件をもたねばならなかったことを認識させる」。なぜなら、「資本主義のメカニズムが機能すれば、すなわち平均利潤率の形成とそれに関連する資本移転の法則が完全に作用すれば、この生産部門とくにその二つの重要な工業グループのかように急速な発展は存在しえなかっただろう。この発展を達成するには再分配過程が必要であり」、「国家独占資本主義が蓄積に際してとくに大きい役割を演じなければならない」、と。

第二節では、投資金融の前提条件としての西ドイツの通貨改革について論じている。まず、通貨改革に先立つ中央銀行組織の確立、とくにドイツ・レンダー・バンクの創設に言及して、それらが人的に金融寡頭と結びついていることを指摘する。そのような組織をよりどころに一九四八年の通貨改革が行われたが、実質は「改革」でなく「切取り」「切下げ」であった。その際銀行・金融機関のために設けられた一連の「特別規定」に注目すべきである。たとえばいわゆる「清算公債」の発行がそれで、これによって、もっぱらファシスト国家の債務証書からなっていた銀行の資産は、アデナウアー国家に対する債権に切換えられた。銀行はそれを保持して国家から利子を受取ることができ、あるいはこれを中央銀行に売却するか担

保に入れて信用能力を維持・拡張することができた。銀行なかでも銀行独占を救済した国家のこの負債は、結局は国民の大多数によって支払われねばならない。「ここに、ドイツ帝国主義の力の復活のための前提の創出に際してすでに」、すなわち資本蓄積とそのための投資金融の前提の創出に際してすでに、「国家独占資本主義がどのような役割を演じたか、が明らかとなる」。

一九四九年に行われた株式会社の資本の「新評価」においても同様である。ここでは資産の時価による再評価の容認が決定的だ。周知のようにこの国の独占は尨大な戦争利得を設備の超過償却によって隠匿してき、資産の貸借対照表上の残額はきわめて過少に表示されていた。いまやそれが時価で再評価され、従って戦争利得が公然化されることによって、「独占は彼の戦争損失を貸借対照表において清算しえ、評価切下げの必要なく直ちに再び相応せる資本基礎で新しく始めることができた」わけだが、しかもこの公然化された戦争利得は租税を免除され、再評価された資産は再びコストとして償却され、「従って再び新しい秘密積立金を形成し、租税を節約し、利得を隠蔽するなども可能となった」。かくて「独占は資本的に全く蘇生したが、株式所有者もまたもっとも首尾よく戦争を凌いできた。貨幣と貨幣債権が減価され――貯蓄勘定は一〇〇対六・五で――そして勤労大衆がインフレーションと通貨改革とその後の価格上昇で収奪されているのに、株主は彼の所有に損失を受けることなく、最大最強の独占の株式所有者はそれを高めることさえできた」。

第三節では、アメリカ資本の輸入の西ドイツの投資金融に対する意義を論じ、ことにいわゆる「ＥＲＰ特別資産」についてかなり詳しく分析して、いう。この資産は、周知のように、アメリカの諸「援助」計画による尨大な商品輸入に対して支払われるべき「ＤＭ対価」と、その使用によって生ずる利子からなる。それはボン国家の手中にあるが、ボン国家はそれをアメリカとの意志疎通のもとでのみ使用できる。実際に、この資金は「一定の国家的投資計画の枠内で」再生産過程へ投入された。初期には主として原材料工業へであった。これらの工業の復興は、ドイツとアメリカの帝国主義者の経済的政治的目的の遂行にとって、もっとも重要な前提でありながら、当時の経済状態では、必要とする尨大な資金の金融あるいは「自己金融」は、「私的資本」には不可能であった。特別資産からの融資は国家の保証をも意味し、その基礎の上にはじめて私的資本の融資も行われた。次の時期、およそ一九五四年までに、この資金の投入は原材料工業につづく領域へ拡大され、すなわちドイツ帝国主義の復活に決定的な「構造問題」の解決――やはり私的資本によっては直ちに金融されない目的への融資――にむけられた。同時にこの資金が政治的宣伝や亡命者援助などにも支出されている事実は、今日の投資が政治的保証を必要とすることを示す。ドイツ帝国主義の復活の基礎問題が解決されたあと、この資金は他の帝国主義国に追付き追越すために必要な生産設備の近代化＝機械化・自動化に融資された。ここでもそれは「火つけ役」となり、私的資本あるいはそれのみでは解決されない課題のために投入され、また、直接の投資にのみでなく関連する政治的課題、たとえば生産性向上運動などにも使用された。

特別資産のほとんどは信用の形態で与えられ、一部分が補助金と

して支出されている。だが、信用は非常に長期でこれまた私的資本の限界をこえ、さらに「利子率の高さは当該の使用目的に適合され、かようにしてまさに通常の銀行利子率では信用調達の可能性をもちそうでなかった経済部門への信用供与に役立った」。信用の形態による特別資産の使用のこの補助金的性格を見落してはならない。他方、そのような信用供与の特別条件によって、利子の調節的機能は打破られる。

四

第四節以下は著者が具体的分析でもっとも力点をおいたところ。第四節では西ドイツの一九五〇年以降の「投資金融の総体系」が究明される。その際まずいわゆる「資産形成」とくにその「貯蓄形成」について、国民所得のどのセクター（三つに分ける）から、どれだけ残されて「貯蓄」され、直接に消費されずに投資されたかを分析する。なぜならそれが投資金融に大きな影響をもつに相違ないからである。次に「資産形成の金融」について、どの源泉からどのような方法で、この「資産形成」が金融されたかを企業に限って分析し、論題に答えている。

「貯蓄形成」とその推移を分析して、いう。特徴は、投資とともに増大してきた貯蓄形成のうちで「公的財政」が高い分前えをもち、しかもそれが、投資がとくに高くそして「個人家計貯蓄」が停滞または減少したときに、とくに強く高まったことにある。「〃個人家計貯蓄〃は資本主義の従前の時期に、今日の場合よりも著しく大きい役割を演じた。このセクターの今日のより少い役割は、現代資本主義体系から必然的に生ずる一連の客観的な原因をもつ。このセクターの減少の主要因の一つは、別して帝国主義国家の援助で実現されるような、今日の搾取体系である。資本家的蓄積に好都合な国民所得の再分配の現在の役割の際には、個人的に貯蓄されうる所得部分は必然的に低いかもしくは減少するに相違ない」。「公的貯蓄形成」の分前えの大きいことは現代資本主義にとって典型的であるが、それが国債にはよらず、経常的収支の剰余から生ずるのは西ドイツの特殊性で、他の帝国主義諸国に例がない。このような剰余が租税と社会保険分担金に由来し、もはや「貯蓄」とは無縁なこと明白である。「企業留保収益」による貯蓄形成の優位は、隠蔽された収益を考慮に入れると一そうたしかだが、これまた「現代の搾取体系によって生じた利潤に関係し、なぜならこの利潤の主要な源泉は、本来の労働者階級の搾取、価格の上昇なかでも独占価格からの利潤、租税の減・免や租税優遇からの利潤であるから」。要約すれば「総〃貯蓄形成〃での個々のセクターの分前えは典型的に帝国主義的な様相を示し、全く国家独占資本主義によって特徴づけられている」といえる。

企業の投資金融の現段階的特徴は次の如くである。おおまかに二〇年代以降は総じて「投資金融の構造の典型的に帝国主義的な様相」すなわち「外国資本の役割、〃自己金融〃と公的資金の高い分前えと〃資本市場資金〃の相対的に少い分前え」を示す。だが第二次世界戦争後の変化は「根本的な仕方」で、ことに一九四九～五二年に飛躍的に、「投資金融の特殊的性格の様相が生じた」こと、明らかである。二〇年代ではなお「資本市場資金」の分前えは大きく、四

〇～六〇パーセントを占めたが、五〇年代では「自己金融」が首位に立って約五〇パーセントをしめ、「公的資金」がそれに次ぐ。このような変化は、貯蓄形成におけると同様に、国家独占資本主義の意義から説明さるべきで、「成長する生産の社会化と資本家的生産関係との間の矛盾の激化」、「私的生産の不可能性の成長」、資本家的「搾取の一そうの〝社会化〟」、「寄生性の成長」の表現に外ならない。

一九五〇～五五年の「企業の資産形成の金融」――そこにはより細分された金融方法の割合が示される――の分析からも、同様のことがいえる。そこでもまず「留保収益」＝「自己金融」の高さが現われているが、「住宅建設」の金融を除き、さらに工業の株式会社に限ってみると、その割合は一そう高くなる。他方、「信用調達」＝「外部金融」の内訳が問題で、そこでは「銀行信用」とくにその「長・中期信用」が高い割合をしめ、「有価証券発行」が意外に少く、「団体的外部」資金――主として公的資金よりなる――が急速に成長している。工業の株式会社の長期負債と株式発行との関係は、戦前ではおおむね後者が前者をこえていたが、戦後は逆になっていて、「株式会社の投資金融の旧来のリズムは破られている」。

総括にかえて、国民所得の三つのセクターにおける投資金融の資金の主要潮流が示されている。それによって、一九五四～五五年の企業の尨大な投資の約半分が自己金融により、他の半分が主として信用調達によったこと、信用調達の約半分が個人家計貯蓄から、他の半分は公的財政の剰余から流入しているが、五四年から五五年への投資の増大にともなう信用の増大に際して、個人家計貯蓄からが相対的・絶対的に減じ、公的財政の剰余からが優位に立ったこと、明らかとなる。

五

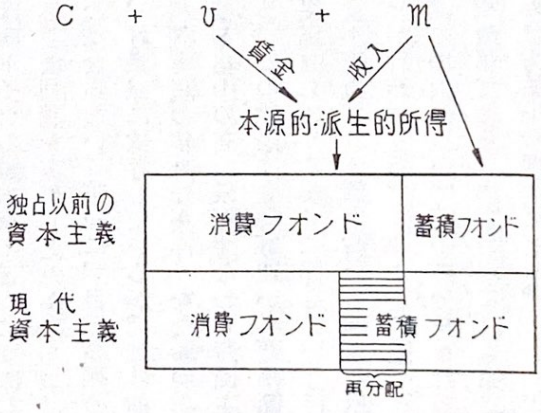
第五節は、いまや主要な投資金融方法となった「自己金融」についての詳論にあてられている。自己金融にはいわゆる「自己形成資本」と「減価償却」とがふくまれ、後者が自己金融の最大部分をしめるが、今日の「減価償却」は実際に消耗された固定資本よりもはるかに高く、その大部分が資本蓄積あるいは投資金融の特殊な方法に関連する。

問題は西ドイツの資本家がどのようにして自己金融の尨大な量とそれに必要な利潤を実現しえたかにある。それには三つの前提が指摘されねばならない。第一に、自己金融のそのような量は景気循環の発展、好景気に依存しているが、この前提は一般的であって、今日の「利潤実現の特殊な条件」をなお明らかにしない。第二にそれは「集積と集中の高い段階すなわち帝国主義の高い発展段階」を前提とする。この段階は金融寡頭が必要な範囲で市場を支配し、国家を全く従属せしめうるまでに達していなければならず、かくてのみ「その量が実現される価格総額と国家の租税政策に依存する〝自己金融〟」が行われうる。このように述べたあと、著者は、価格の上昇と利潤の増大について若干の分析を行っている。第三の前提は国家の租税政策である。内容ではこれも第二の前提に属し、あえて区分するのは方法上の理由による。

租税政策は現在主として二つの経済的課題をもち、一つは拡大再

生産のために国民所得を独占の利益において再分配すること、他は第一の課題から生まれるもので、同じく独占の利益において生産を調節することである。二つとも自己金融にとって決定的な意義がある。このような課題のために、「課税はもはや単純に所得の高さに従ってのみでなく、いわゆる資本利用の観点からも行われる」。この新しい租税原理は大別して二つの方法で実現されている。その一つは全般的もしくは「一次的」な利潤課税の引下げであり、もう一つは租税体系のいわゆる「孔あけ」すなわち「狙われた」（重点的）租税特別措置である。利潤課税の全般的引下げは、法人税率・査定所得税率の引下げや大規模な減価償却の容認などで行われ、自己金融を高めた。だが、資本主義の現段階により典型的なのは第二の方法で、これは特定の領域や特定の目的のため重点的に免税や租税優遇を認める。造船業はドイツ帝国主義の輸出拡張に大きな意義をもち、そのため国家資金とこの重点租税措置によってほとんど決定的に金融された事例である。そのように企業が優遇される租税体系の反面が、賃金所得や消費者の税負担の増大であること、著者の分析にまつまでもない。国家がその税収入にもとづく国家資金を投入して資本蓄積過程に与える影響を「直接的」とすれば、租税減免政策のそれを「間接的」ということができる。

以上のような自己金融の増大のための諸前提、諸搾取形態の統一された過程の結果は、賃金・俸給の購買力の減価、名目所得と実質所得との間のシェーレの拡大であり、しかもその傾向が低所得層でより激しいこと、諸資料が示すところである。これも現代資本主義に典型的な現象で、分配関係とその実現の機構の修正によって、資本蓄積と自己金融のための、独占とそれに従属した国家による、国民所得の再分配によって生ずる。この関係を単純化し図解すれば上のとおりとなる。



そのような資本蓄積と自己金融の達成は諸矛盾の全面的な激化をもたらす。「もちろん、そのもとでこの過程（諸矛盾の激化）が行われる集積と集中の段階から、同時に独占が一定の矛盾を、たとえただ相対的・一時的にしろ、他の階級や階層の犠牲で調節する可能性が生ずる」が、である。

六

最終の第六節では、資本市場の現段階的意義が詳論されている。まず、通貨改革後きわめて少かった有価証券の総販売高が、一九五四年からは飛躍的に増大したこと、これは主として確定利付証券の販売の増大に負うが、五五～六年には株式販売もそれなりに増大し

ていることを指摘し、それにもかかわらず、もはや資本市場関係の「正常化」、かつての役割の復活を意味しないことを、ただに他の金融方法との量的関係における低下からだけでなく、内的・質的変化の究明を通じて確認しようとする。

前半は主として確定利付証券についてである。資本市場関係においても租税政策が大きな役割を演じ、確定利付証券の五四年における記録的販売はもっぱら免税もしくは租税優遇証券よりなっている。「資本市場促進法」――五二年末発令――がこの領域で典型的な国家独占資本主義的措置である。これによって利子への課税が免除・優遇されてはじめて、利子率の法的制限のもとにおいても、資本市場への投資が活潑となった。免税や優遇が購買者のうける利子を実質的に高めたからである。この措置はなかでも「公的」債券に有利だったので、その販売高がとくに増大し、主として国家信用のための資本市場の促進に役立っている。

確定利付証券の販路構成は次のような特徴を示す。まず「個人」購買者――個人所得からの購買者――の分前えが少い。これは、真に自由な資本の動員が少く、真の「購買力の消費領域から蓄積への引渡し」がそれだけしか行われておらず、「資本市場の機能と投資金融の内的安定性が掘りくずされている」ことを意味する。他方、銀行がもっとも重要な証券購買者の一つになった。銀行にそれができるのは、銀行が国家信用に支えられ、すなわちその長期的預金のかなりの部分を国家のそれに依存しているからである。銀行が証券を購買する誘因は租税措置によって達せられる特別の利潤であり、だから銀行は主として免税の証券を買っている。企業による大量の証券購買も、ひたすらその特別利潤を求めて行われるが、これには元来そのような目的――長期的な有価証券投資――のために用意されたのでない資金があてられ、資本市場の不安定性をあらわに示す。「公的機関」も確定利付証券の最大の購買者の一つである。「公的機関」の尨大な資本市場投資は、少ない〃個人〃投資と直接の関係に立つ。なぜなら公的投資の大きさは現在の租税体系の堅持を条件とするから。だが、まさにこの租税体系が私的資本投資に反対する主要な妨害の一つなのである」。個人投資の少いことが、資本市場促進のための租税措置を必要ならしめたが、これはその原因を解決しえない。

租税政策は証券の換価条件に次のように影響する。a、同一カテゴリーの証券から全く異る条件をもつ、免税、租税優遇、定率課税の三種類が生ずる。b、条件は購買者によって異なる。なぜなら租税優遇をうける量は購買者の税負担の高さに依存するから。c、特定の発行者や特定の目的により低率の利子条件が与えられる。d、名目利子と実質利子との間のシェーレが生ずる。かくて資本市場における競争が制限され、利子の調節機能が修正される。だが、国家独占的統制による部分的領域での競争の相対的克服こそが、全社会における競争と無政府性を激化するのである。「それ故に、資本家的生産方法の法則の貫徹のためのメカニズムの止揚について語るのでなく、この過程の妨害と加重について、今日その法則が貫徹される中間項（再分配過程）の成立について語ることが正しい」。

後半では株式に関する一連の特殊問題が取扱われる。特殊性は株式によって動員される資本が自己資本となるところに起因する。今

日株式発行は少数の大株主＝金融寡頭によって、彼らの支配を弱めない限りで行われる。支配は自己金融によって補強されるので、彼らは株主大衆への高い配当を利益とせず、従って配当は実際の利潤の高さに照応しない。これが株式販売不振の特殊な原因である。しかし、自己金融の増大にもかかわらず、使用総資本のなかでの他人資本の比率が高まり、資本構成の不安定性がましている事実は、株式による資本動員の必要性を示す。では五五～六年の株式販売の急増はなぜ可能となったか。好景気だけでは解明されず、ここでも国家独占的租税減額措置の役割がめだつ。それは独占が自から負担することなく配当を上昇することを可能にし、自己金融と株式発行――相応せる配当を必要とする――という二つの相反する金融方法の併存と増大をもたらした。さらに、五五年における国家独占的措置の総関係の変化によって、株式の発行・購買が相対的に有利となったことにも注意すべきである。このような「経済外的」要因の介入によって、株式の換価条件はかえられる。それはいよいよ利潤の増減を表現しなくなり、その調節機能は修正される。かくては株式販売の増大ももはや「市場経済への復帰」を意味しえない。

ついで、株式発行の特殊な誘因としての新株引受権による間接的な利益配分についてもかなり詳しく論じ、最後に、金融寡頭の支配がきづつけられずに企業の強化をはかりうる特別な方法として、「人民株」＝「従業員株」の本質と限界にまで言及している。

七

以上のような具体的研究から著者が、国家独占資本主義に関してみちびき出している結論の、主なるものは次のとおりである。

近代的生産力は私的資本家的生産関係をほりくづし、現在の帝国主義体系のなかで、国家独占資本主義が増大する役割を演ずることの原因となる。いいかえれば近代的生産力は国家独占資本主義によってのみなお資本家的に利用されうる。

国家独占資本主義は資本家的搾取のより高度な社会的な形態である。搾取は生産における直接的なものをこえて行われ、賃金や所得の一部分が、もう一度独占に有利に再分配される。

そのような搾取は独占への国家――最も包括的な社会的機構――の従属にもとづき、国家的諸措置によって実現される。資本蓄積と投資金融の過程における国家独占的諸措置とその作用については詳論したところである。

国家独占資本主義では、マルクスが発見した資本家的生産方法の諸経済法則が修正されて、あるいは中間項を通じて貫徹されるようになる。

国家独占資本主義は資本家的生産方法の諸矛盾を止揚せず、かえって激しくする。階級矛盾はいうに及ばず、生産の無政府性も同様である。

M・シュービック

『ストラテジーと市場構造—競争・寡占およびゲームの理論—』

宮坂正治
〈信州大学〉

Martin Shubik: Strategy and Market Structure; Competition, Oligopoly and the Theory of Games, New York. John Wiley & Sons, Inc., 1959, pp. xviii+387.

一　本書の目的と方法

著者M・シュービックは Econometrica や The Quarterly Journal of Economics その他の学術誌で既に馴染み深い人である。彼はトロント大学から数学の B.A.、経済学の M.A.、プリンストン大学からは一九五三年に経済学の学位を受けている。博士になってから翌二年間はプリンストン大学の経済学の研究準会員となって勤務し、一九五五年から五六年まではカリフォルニア州の Center for Advanced Studies in the Behavioal Sciences のフェローであった。現在はゼネラル・エレクトリック会社に務めているようである。此の書はプリンストン大学とカリフォルニア州の前記 Center にいた一九四九年から五六年の間に書かれたものという。

M・シュービックは初めと終りに於て本書は何のために書かれたかを述べている。ごく簡単に言えば、次の如くである。

今日、公共政策（public policy）を有効に実施するために、市場における競争の性質とその客観的背景を知って、社会的、法律的、経済的にミックスした意味の、混乱したままで使用されている競争や統制の概念を、明確に説明し、分類するという仕事が大いに要求されている。蓋し、この要求が果されれば、具体的に、現存社会が維持したいと思う競争とはどんな構造をもったものであるか、また種々の異った市場に対しいかなる種類の競争が、望ましい企業を残すに、最も適応性をもつものなのかなどの解答や、あるいは産業統制はいかなる目的をもつべきか、かつその目的にそうにはどの程度に、いかようになすべきかの考えを、明確に政策担当者に提示できると思われるからである。

本書での目的は、かかる公共政策の要求に応えうる基礎的理論を提供するにある、と。

では、問題研究を進めるに当り、どのような考えで、いかなる方法をとるか、彼は次の如く述べている。

既に、純粋競争、寡占あるいは独占との間の境界の規定に関しては、伝統的理論はある。それは、周知の企業者の数、商品分化、需要の斜弾力性あるいは運送費の要素などを境界基準として論ぜられたものである。

確かに、右のような要素は市場構成における重要な変数にはちがいないが、これまでの経験や観察から考うるに、競争の性質の基礎的問題を解明し、その明確な分類をなすに、完全な鍵を与えるもの

とはならない。一体に、人が市場行動を計画するとき、少くとも他の企業を考慮に入れなければならぬ。そこに自ら各人の能力、環境に応じたストラテジーがある。このストラテジーの動きにより市場における利害の衝突や一致が生れる。従って競争の性質の解明にとり、ストラテジーこそが基本要素であって、伝統的理論で言う諸要素は、単にこのストラテジーの動きを変える役割を果すに過ぎない。

かくて、ここでの目的を達成するには、人、ストラテジー、利得函数（payoff function）の関係を形式化し、これを解くこと、すなわち周知のゲームの理論を用いるに如くはない、と。

ところで、M・シュービックは、ゲームの理論を使うとはいえ、決してこれを機械的に使用してはいない。彼は、事実を抽象化して構成されたゲームの理論に描かれたプレイヤーのようには、現実の人は、理詰めだけで行動するのでもなければ、完全に無情でないこと、また、経済学や法律にみられる種々の型の競争は、個人やチームの間でなす競争的ゲームにみられるものとは異なっていることを認識した上で、現実の人や企業を深く見つめ、適切な経済諸要素を導入し、諸制度をも併せ考えて、ゲームの理論を慎重に応用してゆく態度をとっている。

さて、本書の内容はいかなるものであろうか、

以下、二部に分けて、紙面の許される範囲に於て、簡単ながら紹介したいと思う。

二　第一部

此の書は二つのパートに分けられる。第一部は「競争の背景」のテーマで、七章にわたって述べられている。各章は夫々次のような項目より成っている。

第一章　寡占の一般理論への途
1　序言
2　ゲームの理論：必要な背景
3　内容の概観

第二章　独占的競争の現代理論
1　独占的競争の問題
2　Chamberlin の独占的競争の理論
3　Mrs. Robinson の不完全競争の経済学
4　独占的競争の他の文献

第三章　寡占的市場の企業：独占と双方独占
1　序言
2　独占
3　双方独占

第四章　寡占的市場の企業：複占（その一）
1　序言
2　非協力ゲームの均衡解
3　複占（その一）

第五章　寡占的市場の企業：複占（その二）
1　序言：価格―変化の複占
2　不確定需要函数（contingent demand functions）
3　静態的市場モデルにおける在庫の役割

4　価格—変化の複占
5　価格—数量のモデル

第六章　寡占的競争の企業：多数競争者
1　多数企業を有する市場モデル
2　競争参加附のゲーム：競争に参加し得る力のある潜在企業（the firm-in-being）
3　部分均衡分析と総計
4　需要の短期および長期変化と費用曲線の変動

第七章　寡占的競争における商品分化と他の変数の役割
1　序言
2　一般的寡占的市場の需要
3　広告
4　リベートと割戻（rebats and discounts）
5　商品分化を伴う価格—変化の複占
6　寡占の非協力静態理論

これら各章からくみとられる内容のアウトラインは次のようである。

種々の市場形態のもとでの企業行動を説明する経済理論に三つある。それは周知の純粋競争、独占および寡占の理論である。このうち本書の目的を果すためには、普通少数独占者間の競争と定義されている寡占を対象にするのが好ましく思われる。そこで、ゲームの理論を使って、寡占的競争の性質を探究することに終始する。はじめの第一部では、非現実的な完全情報のもとでの、簡単な静態の抽象モデルを構成し種々吟味する。そうしてヨリ現実的な、動態モデル構成への踏石とすると共に、競争の背景にある事象の特徴を浮彫にしようとする試みである。

まず、ここで一貫して使用されるゲームの理論の簡単なスケッチから始められる。周知のプレイヤー、手番（move）、ストラテジー、利得（payoff）、情報（information）、競争（competition）、協力（co-operation）、その他の概念が説明され分類される。殊にこの部で必要なゲームの標準形（normalized form）は若干詳しく解説している。

ついで、M・シュービックは、自らの新しいモデル形成の準備と、本書で描かれる分析結果を、既成のこの種の労作と対照せんがために、独占的競争に関する主要な最近の著名な理論の客観的特徴を述べ、その批判を行う。周知のE・H・チェンバーリン、J・ロビンソン、R・トリファン、H・ブレムスおよびW・フェルナーなどの文献があげられる。[1] 彼は、これらのものから多くのものを学びとっており、例えば、E・H・チェンバーリンの需要曲線の批判から第五章や第七章で詳述してあるような不確定需要函数（contingent demand function）の概念を生んだ如きはその一つである。

以上のような予備的な解説をして、漸次、寡占的競争に関する簡単なものから複雑なものへとモデルの構成を行い、種々独自の見解を発表する。第一部にかかげられるモデルについての共通の仮定は、(1)企業は唯一人の企業者により所有され経営されている独立実体（independent entity）である。(2)モデルはすべて標準形（normalized form）で形式化される。(3)完全情報。(4)消費者は協力的でなく、また共同活動に参加せず、唯個人の目的を極大化する方

法で個人的に価格構造に反応する。(5)同質的競争。(6)市場には不完全性要素はなく、組織のなすあらゆる活動の費用はかからず、時間も要しない。もっとも市場の不完全性要素については最後に若干ふれてはいる。

こうした仮定のもとに最初独占を考える。既に、フォン・ノイマン－モルゲンステルンが独占や需要独占を、多くの買手や売手がプレイヤーとして考えられるn人ゲームとして取扱っているが、M・シュービックは一人・非零和ゲーム、すなわち、独占者がストラテジーの可能性をもった唯一の人と考えてモデルを構成する。尤もここでは、独占者はとる行動に従って報酬を受け、かつ生産物の需要量を知るか、少くとも需要予想を知っておると想定してのモデルである。

つぎに双方独占のモデルが与えられる。これには既にフォン・ノイマン－モルゲンステルンの解や価格－パラメーターの解およびJ・F・ナッシュの解がある。周知のようにJ・F・ナッシュは取引しないことにより、企業にも消費者にも利益を与えないという威嚇(threat)の概念を導入し、フォン・ノイマン－モルゲンステルンの解と内容を異にしている。

M・シュービックは、このJ・F・ナッシュの威嚇の概念を発展させ、威嚇の十分な経済的作用を及ぼすには更に資産構造を考慮する必要を説き、次のような考えのもとに新たな構想をたてた。

暗黙ながら、フォン・ノイマン－モルゲンステルンやJ・F・ナッシュのモデルでは、もし一方の企業が取引しないならば、両方の企業は少くとも間接費を失うことを想定した。これは必ずしもそうとはいえない。これは静態モデルに、企業力の信用をあらわす流動性と資産構造条件を導入すれば明白に言い得ることである。もし協定に失敗するならば、時間を延ばすために閉鎖したままでいるよりも、いっそのこと清算してしまった方がよい場合がある。そうした方が間接費は失われない。もっとも清算すべき決定の企業財政基準は、間接費と、清算から得た純資金を再投資することによって得られる所得とを比較することにより得られる。かくて威嚇の効果も企業の経済力の強弱によって異なると言えよう。

M・シュービックの、この企業財政の考慮の導入は、J・F・ナッシュ解を変更し、フォン・ノイマン－モルゲンステルン解の範囲を変更した。蓋し、それは個人が協力せずに獲得しうる量だけ、新しい価値をつけ加えることになるからである。しかし生産過程の物理的な特徴に純粋に依存する価格－パラメーター解には変化はない。

つづいて複占のモデル構成に入る。しかも初めは生産者が数量調整をする、換言すれば、各人の生産量がストラテジーの変数としてとられる場合である。ここでは、有効点(efficient point)或は価格－パラメーター解、A・クールノー解、フォン・ノイマン－モルゲンステルン解およびJ・F・ナッシュの、一方の企業が大きな生産をして、他方の企業に損害を与えるが、消費者を助けることになるという威嚇の概念を導入したところの、手附(side payment)を伴った協力ゲーム解と手附を伴わないそれの解が検討される。この解の吟味に入る前に、非協力ゲームに相当するものの解には、J・F・ナッシュの画期的な展開たる、非協力n人ゲームの均衡点の概念の導入が必要であることを説き、周知の非協力ゲーム均衡解の解説をしている。この解説後、夫々の解が考察され、殊に、ヤコブ条

件（Jacobian condition）、すなわち

$$\begin{vmatrix} \frac{\partial p_1}{\partial q_1} & \frac{\partial p_2}{\partial q_1} \\ \frac{\partial p_1}{\partial q_2} & \frac{\partial p_2}{\partial q_2} \end{vmatrix} = 0$$

（ここで p_1、p_2 および q_1、q_2 は企業1、2の夫々の利潤および生産量である。）

が、両企業がともにその利潤を改善し得ない位置をあらわすパレート最適面（Pareto optimal surface）と、与えられた費用で、利潤を極大にしたい相手に、なし得る最大な損害をあたえる位置をあらわすマクシミン面（maximin surface）或は最適威嚇曲線（optimal threat curve）との二つによって満足せられるという関係や、協力ゲームにおける威嚇について深い洞察が行われる。M・シュービックは数量―変化の複占の種々の抽象的モデルの特質を明らかならしむるべく、一つの例をとり計数的にその差を比較し、かつ特異な図を画いて、パレート最適面（Pareto optimal surface）やマクシミン面（maximin surface）と、手附威嚇点（side payment threat point）や非手附威嚇点（no side payment threat point）その他種々の点との位置の関係を図示する。すなわち、

両企業の平均費用函数は

$$\gamma_1 = 4 - q_1 + q_1^2, \quad \gamma_2 = 5 - q_2 + q_2^2$$

ここで γ_1、γ_2 および q_1、q_2 は企業1、2の各生産期間における夫夫の平均費用および生産量である。なお、両者は同一生産物を生産していると仮定し、次の需要函数を考える。

$$p = 10 - 2\left(\sum_i q_i\right) = 10 - 2q, \quad i = 1, 2.$$

P は総生産が $q = \sum_i q_i$ であるときの価格である。かつ需要函数はリニアで、$q = \frac{1}{2}$ のとき最小である平均費用函数はU字型にして、第二企業の平均費用は常に第一企業より高いと想定する。夫々の解の結果は上の表（本文では Table 5）の如くである。

Table

	q_1	q_2	p_1	p_2	p_1+p_2	p
Efficient point	1.1716	0.9411	1.8437	0.7812	2.6249	5.7747
Cournot	0.9386	0.7400	2.5346	1.3581	3.8927	6.6428
No side payment	0.7182	0.5187	2.6913	1.4644	4.1557	7.2742
No side payment threat	1.1708	0.9419	1.8436	0.7811	2.6247	5.8873
Side payment	0.9161	0.4125	2.6299	1.5692	4.1991	7.3428
Side payment threat	1.1196	1.0000	1.8214	0.7607	2.5821	5.7607
von Neumann-Morgenstern	0.9161	0.4125	…	…	4.1991	7.3428

上表で p_1、p_2 および q_1、q_2 は企業1、2の夫々の利潤および生産量、p_1+p_2 は結合利潤、P は夫々の生産物の最終市場価格である。フォン・ノイマン―モルゲンステルン例では利潤分配は不決定であり、手附例では、企業1から2へ支払われる手附高は0.5208である。

図示すると Fig. 1（本文では Fig. 9）と Fig. 2（本文で

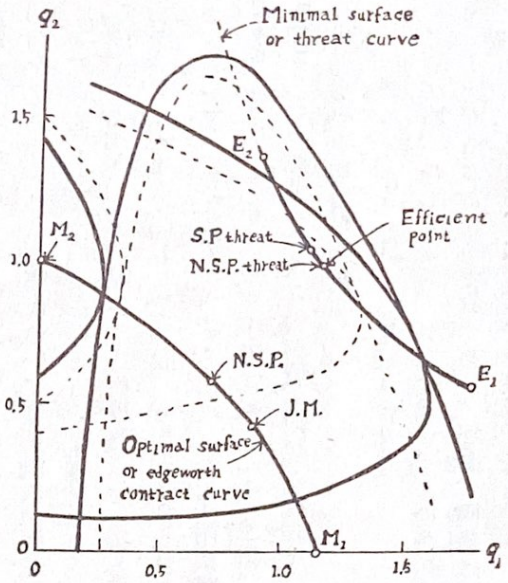


Fig. 1

はFig. 10)の如くなり、前者は生産量スペイス、後者は利潤スペイスである。

いままでと異なり、つぎは価格のみ、または価格と数量とをともに変化させて調整する複占モデルはどのように考えられるかに移る。

ここではA・クールノーその他の数量—変化モデルには存在しなかった困難につき当る。その困難とは、多様の価格をもつ市場における需要と在庫量の問題である。この困難を克服するために、消費者選択の理論およびN・カルドアの予想需要曲線(imagined demand curve)、P・スウィージーやG・J・スティグラーなどのねぢれ(kink)あるいは不連続な需要曲線その他の考えを参照して着想を得た不確定需要函数(contingent demand function)や在庫評価函数(inventory evaluation function)の概念が導入される。

M・シュービックはこれらについて次のようなことを言っておる。すなわち、いま、異った価格を課す二複占者を想定する。もしヨリ低い価格を課す企業がその価格で全需要に対し供給できないか、供給を喜ばないならば、ヨリ高い価格の企業のために、ある需要が残されることになろう。

かような不確定な需要(contingent demand)を計算する方法を持つと仮定すれば、ヨリ高い価格の企業はその生産量のうち、此の需要を越えた数量は在庫に残すことができる。従つて是非不確定需要函数(contingent demand function)の設定は必要となろう。またこうした場合の正確なモデルを構成するためには、企業の利得函数或は純利益函数に、かれらのストラテジーが在庫で立往生する危険を考慮するために在庫評価函数を取付けねばならぬと言う。

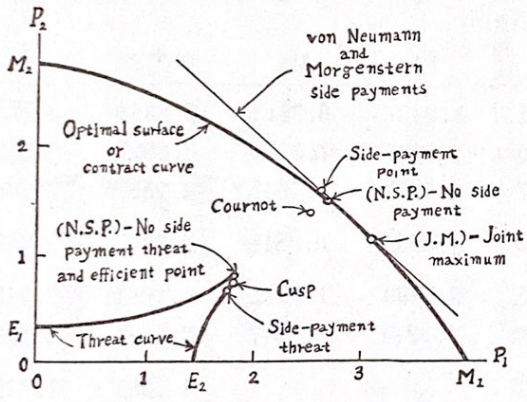


Fig. 2

そこで種々の不確定需要(contingent demand)を規定し、かつ、静態市場モデルでさえ、在庫の役割の重要性が大きいことを強張している。さらに、ここでの非協力ゲームは、J・ベルトラン、F・Y・エッヂワース、E・H・チェンバーリンおよびJ・ロビンソンその他の労作と緊密な関係のあることが述べられている。

かくて、競争者の非常に多い寡占的競争のモデルはどのよう

に考えられるかに進む。

ここでは、これまでの基礎的モデルが利用され、個人的企業の大きさが減少し、企業数が増加するにつれて、単に数量か、価格のみ或は価格と数量を共に動かす行動仮定を用いる非協力的市場モデルの解は、たとえそれらが小さな数の異った解を生むとしても、純粋競争解に収斂することが示される。

最後に、いままで議論されなかった商品分化、運送費用およびその他の市場の不完全性要素が導入される。まずこれらの要素を考慮した不確定需要函数（contingent demand function）が設定される。つづいてこうした要素を考慮に入れての種々のモデルが吟味されてE・H・チェンバーリンやJ・ロビンソン的分析が非協力的ゲーム理論によって取扱われ、行動的には、それらはA・クールノー、J・ベルトランおよびF・Y・エッヂワースのモデルと余り異ならないことが解明されている。

以上、これまでの基礎的モデルでは、寡占的競争市場における変数の重要なストラテジックな性質を理解するには大いに役立った。しかし最初にかかげた目的を達成するには不十分である。そこでM・シュービックは、動態的な諸要素を入れ、かつ、これまで殆んど考えられなかった企業財政の流れや生産や市場にある物理的運動をば、経済主体の行動研究と結びつけて考えた。満足すべきモデルを構成しようと次の部へと進む。

二　第二部

第二部は「寡占の動学：数学的制度的経済学」のテーマのもとに、次のような章と附録で構成されている。

第八章　競争と寡占理論における情報の役割
1　序言：数学的制度的経済学
2　情報の欠除
3　情報の費用
4　情報と純粋競争のための条件：完全知識
5　対「自然」ゲーム
6　結論

第九章　ゲームの展開形：動学への準備
1　ゲームの展開形の経済的意味
2　ゲームの展開形の数学的叙述
3　無限の長さのゲーム

第十章　寡占の理論（その一）
1　序言：参加、利得、資産
2　残存のゲーム
3　経済的残存のゲーム
4　経済的残存の二人ゲームの解
5　動態寡占モデル
6　経済的残存の二人ゲームの種々の型
7　広告、スタイル、能率、技術革新、価格およびその他の競争
8　独占的競争再論
9　競争への参加

第十一章　寡占の理論（その二）

1　経済的残存のn人ゲームの解
2　寡占的市場のモデル
3　寡占的市場における情報の状態
4　構造か行動か
第十二章　市場の構造
1　序言
2　アメリカ産業の構造
3　相互依存性の測定
4　自動車産業
5　タバコ産業
第十三章　経済分析、社会政策および法律
1　序言
2　反トラスト法
3　経済理論と市場
4　社会政策と市場の経済分析についてのコメント
附録A　効用理論
附録B　厚生、「公平配分」およびゲームの理論
1　ゲームモデルと厚生経済学
2　「公平配分」の方法と原理
3　「公平配分」ゲーム
附録C　テキストのためのノート

タイトルの示す如く、この部はすべて寡占の動態分析にあてられ、独特のゲーム「経済的残存のゲーム」(games of economic survival)なる武器が駆使され、本書の目的達成の仕上げを試みている。

なお、M・シューヒックは、単に数学的手法のみでは動態的市場構造は理解し得ず、さらに企業の財政構造、タイム・ラッグ、参加費用(entry costs)、清算価値(liqudation values)、その他多くの経験的に観察せられうる要素および取引関係の情報や、社会的法律的要素などが考慮されなければならぬとし、この研究に殊更、副題に「数学的制度的経済学」(mathematical institutional economics)とつけている。

動態理論を考えるに当り、最初に第一部の完全情報の条件のもとで競争する個人の合理的な行動の仮定が俎上にのせられ、まず情報自体の種々の性質や費用が吟味される。

ついでヨリ現実的な動態では、情報は不完全の場合が多くして、不確実性(uncertainty)や未知(ignorance)の要素が導入されねばならぬことから、こうした要素を考慮した行動の性質を考察するのに多くの示唆に富む、周知の対「自然」ゲーム(games against "nature")が取り上げられ、この解説がなされる。

つづいて、動態にゲームの理論を応用するには、第一部の如き、二人のプレイヤーが唯一つの手番を同時になすゲームでは不適当である。それには、プレイが固定的長さ、或は無限の長さの可能性をもち、最後に唯一つの利得(payoff)をもつようなゲームが適切と思われる。そこで、ゲームの展開形(extensive form)、所謂「ゲームの木」(game tree)の考えが必要であるとし、この解説が行われる。

更にもう一つ、「残存のゲーム」(games of survival)と「経済

的残存のゲーム」(games of economic survival) との解説が必要である。それは次の理由による。

静態理論では、利潤或は利得 (payoff) は唯一期間における総収入と総費用との差であると暗黙的に仮定されたが、それ程不都合は蒐らさなかった。しかし動態的に寡占を考え、競争への参加、資産、会社構造の要素を、この分析に組入れるとき、利得の極大という目標の内容は、これら会社の制度的構造に依存して変る企業の力とともに、或は配当を極大にしたい、或は成長、残存のチャンスを得たいというように、常に変るものと考えられる。一般的に言って、企業の目標は、長期的には長く残存して安定的な経営を維持することにある。こうした利得 (payoff) の解釈からは、既知の「残存のゲーム」や、これの発展的な形としての「経済的残存ゲーム」が有用なるためである。

周知のように「残存ゲーム」とは資産構造や動態的特徴が導入された、二人零和ゲームの展開である。「経済的残存ゲーム」も同様な形式ではあるけれども、目標が異る。即ち前者の目標が残存することであるに対し、後者は残存する考えを条件として所得を極大にすることである。既に知られている前者の解説もM・シュービックは述べているが、ここでは省き、後者のみ簡単に見よう。

「経済的残存ゲーム」は二概念、企業或は会社勘定 (enterprise or corporate account) と配当或は引出勘定 (dividend or withdrawal account)[2] が導入される。これは企業の所得と、その企業の所有者の所得とは、もしその所有者が、自分に配当を受けずに、保留金を増加すべく企業勘定に、その分を組入れるならば、必ずしも同じではないことを表わす手段としての概念である。

いま、経済的残存二人ゲームがここにあるとし、X、Y、ρ、A_1、A_2および市場マトリックス $\|a_{i,j}\|$、$\|b_{i,j}\|$ の数によって、これを特徴づけよう。ここで、X、Yはプレイヤーの会社勘定の期首値、ρは割引率、従って利子率を r とすれば、$\rho=1/(1+r)$、A_1、A_2は一方のプレイヤーが破滅せられる時の、残存プレイヤーの受け取る「賞金」(prize) の値、二つの市場マトリックスは、プレイヤー達の市場行動の結果、会社勘定にプレイヤーの支払う収入 (revenue) である。明瞭にするためにプレイヤー達の市場行動と財政的行動とは別々に考える。即ちプレイヤー達が市場で手番をなし収入を得た後に、彼等のストラテジーは、配当勘定への支払の大きさを決定する財政的手番を要求する如く考える。

さて、この場合一方の破滅前に、二人のプレイヤーの間で行われたゲームは零和であると仮定する。そうすると $\|b_{i,j}\|$ は $\|a_{i,j}\|$ と全く同一であるから掲げる必要はない。なお、いつでも一方のプレイヤーが1の損失を蒙ると、他方のプレイヤーが1の利得を得、その損得は、プレイヤー達の会社勘定に影響すると想定する。すると、このゲームの形式は次の如く示される。

$$X, Y, \rho, A_1, A_2 \text{ and } \begin{pmatrix} 1 & -1 \\ -1 & 1 \end{pmatrix}$$

なお、このゲーム独特のストラテジーたる一定市場ストラテジー (constant market strategy)、安定ストラテジー (stationary strategy) および威嚇ストラテジー (threat strategy) などもこの際規定される。

以上の予備的段階を経て、数量を変化させる動態複占モデルが描かれる。このため次のような条件や函数が与えられる。(1)物理的条件、(2)タイム・ラッグ、(3)財政条件、(4)各企業者は、その企業が破産を強いられるかどうかに構わずに、配当勘定に払われる所得の割引期待価値を極大にしたいというモウティベーション。(5)次の如き利得函数。すなわち、i企業の第t期の収益函数（revenue function）は

$$R_{i,t}=q_{i,t}\phi(q_t)-q_{i,t}\gamma_i(q_{i,t})$$

（ここで $R_{i,t}$、$q_{i,t}$、$\gamma_i(q_{i,t})$ はi企業の第t期の収益、生産量、平均費用、$\phi(q_t)$ は第t期の価格。）

第t期での会社勘定は

$$C_{i,0}=\alpha_i,\quad C_{i,t}=C_{i,t-1}+R_{i,t-1}-w_{i,t-1}$$

（ここで $C_{i,t}$ はi企業の第t期の会社勘定の大きさ、$w_{i,t}$ は第t期に会社勘定からiプレイヤーの配当勘定へ支払われる大きさ。）

P_i は清算するまで企業の所有者の個人勘定へ支払われる総利得の割引価値、ρ は割引率とし、もし企業が決して清算しないならば、

$$P_i=\sum_{t=0}^{\infty}w_{i,t}\rho^t$$

もし企業が第τ期の終りに清算し $w^1_{i,\tau}$ がその期の配当勘定への清算支払であるならば、

$$P_i=\sum_{t=0}^{\tau}w_{i,t}\rho^t+w^1_{i,\tau}\rho^\tau$$

以上五つの条件に具体的な事項や数値を与えてモデルを構成し種種の解を求めている。

ついで種々の「経済的残存ゲーム」の型が、色々の経済要素を導入して説かれている。

これまでは、市場に一企業或は二企業のみ存在するものと限定して、動態寡占理論が考えられてきた。市場に企業数が多くなった場合はどのように考えられるか。次にこれを問う。ここで最も問題となるのは威嚇構造である。

蓋し唯二つの企業の場合は、市場での威嚇構造の重要性が明確に認知されるが、二つ以上の企業が市場にあるとき、威嚇の概念は、企業Aによる手番に反応する企業Bの行動が、Aに影響すると同様他の企業にも影響する限り、漠然となるからである。この困難を解くべく、M・シュービックは、威嚇によって強いられる均衡の $\{k_i\}$ $-\{r_i\}$ 安定を形式化した。

一般的には次のように考えられる。

いま、プレイヤーを三つの k、r、n-k-r の、個人を含む三つの集合に分ける。数kのプレイヤーの集合を $\{k_i\}$、数rのプレイヤーの集合を $\{r_j\}$ とする。そこでもしkプレイヤーの各々が威嚇ストラテジー、n-k-r プレイヤーの各々が steady-state strategy を行うという想定で、rプレイヤーによる結合行動が生れないならば、市場均衡は $\{k_i\}-\{r_i\}$ 安定にあると規定される。

しかもこの $\{k_i\}-\{r_i\}$ 安定の概念は、市場における結托（collusion）の度合に関する客観的水準を、もしプレイヤー達に有効なストラテジーや利得函数が知られているならば、示唆する役割を果す。すなわち、政策行動をとることを必要とする企業の数が大きい程、或は均衡を強いる政策行動に費用がかかる程、その均衡はヨリ結托的であるという。例えば $\{0\}-\{n\}$ 安定均衡は絶対的に競争

的均衡、$\{n-1\}-\{1\}$ 安定均衡は完全に結托的な均衡というが如きである。

こうしたことが種々吟味された後、前述の動態複占モデルに第三の企業の競争参加を許す動態的寡占モデルが構成される。このモデルは $\{K\}-\{r\}$ 安定概念と関連せしめられて種々検討され、かつ、いままでのモデルの仮定が厳密に言えば完全情報ということから、これについて補註的な説明がなされている。

さて、これまでの理論的モデルと現実の経験的市場との結びつきはどのようであろうか。これを調査する意味で、アメリカ産業の競争の構造、特に自動車とタバコの産業構造の実態の簡単なスケッチがなされる。M・シュービックはこれらのスケッチからn人ゲームの種々のモデルが、現実の寡占的競争の性質を知るに有効である確信を深めている。

最後に本書の結論を簡単に述べ、以上のようなゲームによる行動のあらゆるタイプのヨリ徹底した研究は、市場における競争、協力或は結托の概念を確立せしめたり、それらの性質を一段と深く洞察せしめるであろう。そうしてその研究成果は、反トラスト法その他の法律に、屢あらわれる厳格に規定されない言葉や漠然とした概念を改めさせたり、また公共政策あるいは社会政策の実施計画に有益な助言を明確に与えて、社会の厚生を一段と高めることに役立つであろう、と結んでいる。

附録には本書に述べられている想定や概念についての補綴と、本文や附註に直接含まれていない数学的註解や証明が懇切に提示されている。[3]

四　本書の評価

評価は、細部に亘り種々検討し論評を行ってはじめて、的確になしうるものと思う。しかし本稿の目的は、簡単な紹介であって批判ではない。他の機会に批判の形で再び取上げ、その際私なりきの評価を行いたいと思う。ここではただ、O・モルゲンステルンが本書のまえがきで述べている一端を次にかかげて、評価に代えたい。すなわち、O・モルゲンステルンは言う。

「本書の意義は、伝統的経済分析の分野を広めたことである。すなわち、企業の期首資産の問題、寡占的市場への参加の困難性、経済的破滅の闘いにおける資産の維持と損失、市場についての情報の通達と費用、これらすべてが、研究分野に、新要素にして原動的な要素を導入する。

かくすると、二つの重要な結果が生ずる。第一には、それは普通用いられている貧弱な分析よりも、この分析を一層真実なものとする。そして、第二には、それは、経済理論のみならず、ゲームの理論をも推し進めることになる。後者は広範囲にわたって考察した興味深き破滅のゲームを導入することによってのみ進展させることができた。

この問題が一層実際に即しており、同時に理論的分析に一層一貫性をもっているという、この二重の特徴は、ゲームの理論の有力なることを物語るものである。既にその主要なる方法および結果を承知しておる人は、別に驚きとはしないであろう。それはまた、M・シュービック博士の問題研究の進め方の健全さを示し、博士の研究

の有力にしてかつ優秀であることを物語るものである。[4]」

〔註〕

(1) M・シュービックのこれらの文献の見解および以下の諸点に於ても更に詳述すべきところがあったけれども、紙面の都合上割愛させていただいた。

(2) withdrawal の会計学的意味については E.L.Kohler: A Dictionary for Accountants 1952, p. 451. を見られたい。

(3) 最後に文献目録があるが、本書の理解ならびに将来のこの種の研究には大いに役立つであろう。

(4) 本書・pp. ix—x.、傍点の部分は筆者が書きそえたものである。

（一九五九・八・三一）

R・S・エドワーズ
H・タウンゼンド

『企業—その成長と組織』

外池正治
〈一橋大学〉

Ronald S. Edwards & Harry Townsend, Business Enterprise, Its Growth and Organisation, Macmillan & Co. Ltd, London, 1958, pp. xvii＋607.

一

著者エドワーズは、ロンドン大学の経済学教授で、特に産業組織について研究していると同時に、電力委員会の委員長を兼任しており、かつて科学および産業調査委員会の委員をつとめたことのある、政府の産業行政にも明るい人である。もう一人の著者タウンゼンドは、ロンドン・スクール・オブ・エコノミックスの講師であり、同じく産業経済学を専攻している学者である。この十年間ロンドン・スクール・オブ・エコノミックスで、産業及びその行政に関する問題を研究する夜のゼミナールが二百回以上にもわたって開かれてきた。これに加わったメンバーは、実業家、官吏、学者、大学院学生等で、科学、技術、経済、経営、会計、市場等の分野にわたる専門家を含んで

いた。主として、産業家や官吏によって報告が行われ、特定の企業の発展や組織の多くの例や、産業グループ、産業政策に関する研究が行われてきた。これらの報告が積重なって、産業のケース・マティリアルに関する非常に重要なコレクションが出来上った。このゼミナールに加わった二人の著者が、これらの報告を中心とし、入手し得るその他の資料をつけ加えて、英国の産業組織及び行政に関する体系的書物に構成した。したがって、この書物の主要部分は、ケース・マティリアルを豊富に駆使することによって成立っている。

この書物の目的としたところについて、著者は序論において次のようにのべている。過去半世紀の間、産業活動の大きさとくらべて、産業経済学を研究する人の割合は、非常に小さかった。有能な経済学者の多くは、抽象的経済分析に心を奪われて、経験的研究から逸脱してしまった。経済学を学んだ大学卒業生は、経済学をエレガントな形式的体系をもった学問で、精神に対する優れた訓練を与えるものとしてしか考えないであろう。彼等が実社会に入った時、自分達が学んだ形式的体系やモデルは、非常に単純化されすぎていて殆ど現実の問題には関係してこないという感じをもつことは免れ難い。しかし、経済分析はそれのもつ限定と単純化とにもかかわらず、企業活動の研究にとって最も価値あるものなのである。それは、われわれに、産業に働く諸要因を見出させ、それらの複雑性や関係を理解させ、将来の変化に対する見通しを通じて物を考えさせる習慣を与える。したがって、経済理論と経済事実との間のギャップに橋渡しをすることが重要であり、そのためには、産業の研究者に多くの事例を与えることが必要であるとの考えから、著者は、ゼミナールの報告を中心としたこの書物をつくった。

このため、英国の企業の例が主となっており、また産業経済学が扱うすべての分野をこの書物がカバーしているとはいえない。そしてこの紹介も、この書物の中心である多数の例について行うことは不可能であるので、著者がこれらの多くの例から、何を問題とし何をのべようとしているのかということをとりあげることとしたい。このような紹介の仕方をすると、この書物で引用されている興味ある多くの企業の成長や組織にふれることなく、かえって著者の警戒する抽象論のみをとりあげることになり、この書物の価値を半減してしまうが、あくまでもこの書物の大きなかつ重要な価値は、多くの具体的事例にあるということに留意していただきたいということを、紹介者としては願っている。

さて、この書物は次の四部から構成されている。第一部　産業の多様性、第二部　産業活動の統合、第三部　政府と産業、第四部　英国産業の将来、の四部である。第一部は、企業が設立され成長する色々な方法およびその結果としての企業組織の色々な種類についてのべられ、第二部では、企業の規模や専門化を決定する諸要因と企業間の活動が結びつくいくつかの方法についてのべられている。以上のような企業活動の考察を前提として、第三部では、政府と企業活動との間の諸関係と問題がとりあげられ、最後に、第四部では、英国産業のあり方に関する著者の見解が提出されている。

二

第一部では、次のようないくつかの問題がとりあげられ検討され

ている。すなわち、いかにして新企業は産業に入りこんでくるか。企業はその初期の段階にはどんな問題に直面するか。何故ある企業は成長し、ある企業は停滞し、ある企業は衰退するか。成功する企業家とはどんな素質をもっているか。いかにして産業の種類をわけるのか。産業は科学や技術の最近の急速な発展にいかに影響されているか。産業組織の型（パターン）を追求することは可能であるか、といった問題である。

最初に、著者は多くの企業の例をあげて、新企業創設の型をその目的によっていくつかの型にわけ、ついで新企業の直面する最も重要な問題として資本の確保ということをあげている。一般に企業を設立する場合、企業設立者の資本や親戚知人の資本が中心となるが、現在では企業を設立する場合に中小規模で成功することは困難で、大きな創設資本を必要とするため金融機関からの援助が必要であるにもかかわらず、最近の金融組織の発展傾向は新企業を助けるという方向には進んでおらず、優秀な将来性をもつ企業も存続することが難しくなっている。その上、最近の税制は新企業に必要とされる資本をつくり出すことをますます困難にしている。

次に著者は、企業が成功するための二つの重要な要因を、過去の多くの企業の例に照らしてあげている。一つは、企業家の素質という人的要因である。成功する企業家の素質として著者が重視するのは、熱意をもった意志力、時には狂信的になるくらいの忍耐力と決断力、市場に対する判断力、大きな危険を敢えてする大胆さ、協力者の熱意をかきたてる能力、無慈悲となるくらいの頑固さ、そして最近におけるこれらに加えての技術知識と管理能力等である。企業が成功するための他の要因は、機会という非人格的要因である。これは、企業が提出された機会をうまくとらえるということを意味すると同時に、企業の成功は運やチャンスに大きく支配されるということを意味している。すなわち著者は、企業の成功は、一方では指導者の素質、一方では運によるものであるとしている。

著者は次に企業の成長の色々な型を多くの例から分類したり、産業の分類方法を幾つかあげて検討したのちに、特に最近における企業の発展方向を規定している諸要因について考察している。ここでとりあげられている、重要な要因は、産業全体への科学の滲透ということである。このことは技術に関係しているだけでなく、産業組織にも影響を与えている。すなわち一方では、科学の発達は新企業への新らしい機会を提出するが、他方では、先にのべたように金融能力を欠く新企業の入りこむ困難を増大させた。その結果、競争の質は変化し、新旧企業間の競争ではなく、既存の企業間の競争が重要となってきている。そしてそれにともなう研究費の増大は、大規模企業を有利ならしめると同時に、いくつかの企業を結びつけることにもなった。また軍備と貿易における国際間の競争は、政府の産業に対する干渉を増大させた。

ではこのようにして出来上った産業の組織についてはどういうことがいえるのであろうか。著者はこの点に関して、それまでのべてきた論点を整理して、産業組織の多様性ということを強調する。すなわち、第一に、創設と成長の状態が企業によって非常に異なるということ、第二に、機会というものによって企業は大きく影響されること、第三に、企業者の能力と決断とによって企業は左右される

こと、という三つの要因によって産業の組織の多様性が型づくられており、そこには一定の法則性というものは見出せず、「不安定性」こそが産業の世界の本質である、と結論する。したがって、企業家が確固とした企業計画をつくることは不可能であり、将来に向っては過去の経験から手探りで進むことしか出来ず、企業の下すあらゆる決定は未知の世界への第一歩を意味するのであるとのべて、第一部を終っている。

三

前部では、多様性と不安定こそが産業の本質であることを示したが、それにもかかわらず、産業の組織は全くの無秩序であるということは出来ない。企業活動は互いに結びついており、その結びつき方の種々の型を追求することは可能である。そこで第二部では、産業活動の統合方法のいくつかの局面が考察されている。この考察に入る前に、著者は多くの例をあげて、企業活動の境界を決定する諸要因、すなわち、企業の立地を決定する要因、企業の専門化を決定する要因、企業の規模を決定する要因等についてみているが、ここでも著者が重視するのはその複雑性であり、一般的法則性を見出すことは困難であると、指摘している。

次に産業活動の統合方法について著者が考察していることについて紹介しよう。ここでの問題は、産業全体を通じて行われる無数の活動がいかにして結びついているのか。それぞれの方法はいかなる目的をもっており、いかなる利点と欠点とがあるのかということである。著者は企業活動を統合する方法を、直接管理による統合方法、市場を通じての統合方法、協同による統合方法の三つの型に分類する。

第一のいろいろな企業活動を一つの企業の直接的管理の下に統合する方法については、主としてこの方法の利益不利益という点が考察されている。この方法の有利な点としては、今まで他の企業によって吸収されていた利潤がなくなること、伝達や統一的管理が容易になること、生産活動における機能的結びつきが密接になること、新らしい技術的変化に応じて多くの方向へと発展を行うことが出来ること等があげられ、不利な点としては、企業の柔軟性の喪失ということが最も重視されている。そしてこのような企業組織がおちいりがちな硬直性ということを克服した企業の例をいくつかあげ、この組織において重要なことは、それぞれのスタッフに個人的責任を強く意識させ、それと中央管理とをうまく均衡させることであって、いいかえれば英国を産業国にした小企業家と同じ型の人々をこの企業組織の中にもつことが必要であると結論する。

第二は、市場取引を通じて企業間が結びつく方法である。この方法は、企業の規模というものが金融能力や知識の限界から、それ以上に大規模にすることの出来ない限界があるという事実から必然的に起ってくる方法である。この方法によって、需要側の企業は資本や管理能力を分散させる危険がなくなり、供給側の企業は各企業からの註文を結びつけることによって大規模経済の利益を得ることが出来るという有利な面がある。しかし、この結びつきにも、管理面における限界があるということも考えなければならないし、また管理的結合の方法をとるか市場的結合の方法をとるかについての決定

は、必ずしもその両者の比較を正確にして行われるのでなくて、むしろ企業者の態度とか技術者の偏見によって大きく左右されるものであることがのべられている。

第三の統合の方法は、各企業が協同化することによって行われるものである。これは二種類にわけられ、一つは数企業だけが統合する小グループの中だけの協同化であり、もう一つは、ある産業や地域全体とか、または全国的にわたる広範囲な集団的組織による協同化である。第一の小グループの中だけの協同化の利点としては、管理的統合や市場的統合の両方の長所を結びつけることが出来ること、不利な点としては、各企業間の均衡や協定の保持の困難ということ等があげられている。第二の団体組織による協同化は、主として情報の提供を中心とする共同サービスの必要から生れたものであって、企業によって要求されるサービスのコストやリスクが一企業の財源をこえる場合とか、それらのサービスの供給がその使用者にとって充分に役立ちうるように管理されている場合には、この協同組織は有用である。しかし強い競争相手をその組織に含んでいる場合には協同化は困難であり、またそうでなくても、構成メンバーは組織に対して冷淡なのが普通であるから、この組織の運営が成功するか否かは、そこにおける専従職員の能力に左右されるが、有能な職員を補充することは困難であるとして、この組織における問題を指摘している。

以上の三つは、主として生産活動を中心とした企業の統合の仕方であるが、次に著者は、配給機構における統合の仕方およびその傾向について考察している。第一は、従来その統合の要となっていた卸売商の機能と地位は、小売商の相対的衰退と質的変化および銘柄品の重要性の増加とによって次第に衰退しつつあり、その将来はこの卸売段階への製造業と小売業との両側からの統合の程度によって左右される。第二は、製造業からの卸売機能の統合であって、製造業者が小売業者へ直接に結びつく方法である。製造業者がその銘柄品の小売段階における不適当な流れを防止するための手段として、この方法は非常に重要となってきている。第三は、小売業者が卸売機能を統合して、製造業者と直接に結びつく方法であって、協同組合運動、デパート、チェイン組織、信用販売制度の重要性の増加にともなって、この方法も重要となってきている。以上が卸売機能を製造と小売の両側からとり去っていた配給機能における統合過程であるが、それ以上に進んだ統合過程は非常に稀ではあるけれども、醸造業、石油業等にみられるような製造業者が小売機能まで統合した場合、製靴業や衣服製造業にみられるような小売業者が製造機能まで統合した場合もあることをのべて、第二部は終っている。

四

第三部では、以上のような産業活動に対して政府が影響を与えるいくつかの方法と、それによって起る問題をとりあげている。著者は政府の産業に対する関係を、フローレンスが前置詞 round, up, from, with, about, against, for, of, in, over によって十の関係にわけた如く (P. S. Florence, Industry and the State, London, 1957, pp. 49—50.)、spending, compelling, controlling, persuading, supervising, administering の六つの関係にわけ

て論じている。

第一の政府資金を支出することによって産業に関係する方法では、特に政府と産業技術研究との関係がとりあげられている。ここでも先の産業活動の三つの統合方法と同じく、政府が直接に研究機関を管理する方法、民間研究機関に補助金を与えることによる協同的方法、民間研究機関の成果を購買することによる市場的方法の三つの関係に分類して、それぞれの方法を具体的に検討したのち、政府は次のようなことをこの場合に気をつけるべきだとしている。すなわち、政府研究機関が社会の変化にすぐ応じ得る柔軟性をもつことの必要性、補助金を出す場合の基準を広い社会的見地から判断することの必要性等である。

第二に、以上のような財政的措置に加えて、政府は民間の産業技術研究を共同的にさせるために、民間企業を強制的に結合させるという力をもっている。ここでは企業に対する強制的賦課による資金を基礎とする共同的研究委員会や機関を各産業に設けさせる力を政府に与えた、一九四七年の産業の組織と発展に関する法律の成立過程やその効果について考察を行ったのち、著者はこの方法にともなう次のような危険を指摘する。すなわち、政府がこれら委員会によって提出された問題だけに視野を限定してしまってその産業の真の状態について無知になる危険、委員会による個人企業に対する圧力の強化の危険、委員会の権力必要以上の増大の危険等を指摘し、新らしい企業が入りこんでくることを禁じたり、その産業に関する重要な決定に際して多数が少数を除外してしまうというような結果にならぬことを望んでいる。

第三の関係は、政府が産業に統制を行う関係である。戦中戦後にみられた価格統制、資材統制、立地統制についてそのやり方や効果を詳細に検討して次のように批判している。政府がどのような統制を行うにせよ、法的強制だけを産業に押しつけることは決して有効ではない。それらの統制が成功するかどうかは、法令を解釈させることによるものではなく、政府の政策を理解させることによるものであり、そして国家の大きな目的を達成させるため政府と進んで協力しようとする企業家の自発的意志によるものである。政府の統制が外見上どんなに強い統制力をもっていても、力によってではなく、究極的には企業家の同意によって動かされるものでなければならぬ。すなわちここでは、政府の産業に対する第四の関係である説得ということが重視され、政府は産業活動の実情に充分精通し、産業に対して国家の広い目的をもった政策を説得するだけの能力をもたねばならぬことが強調されている。

第五は、政府が産業に対して監督する立場にたつ関係である。ここでは政府の鉄鋼局の鉄鋼産業に対する関係が詳細に検討され、両者の関係は次のようにあるべきだとされている。鉄鋼産業を代表するものはあくまでも鉄鋼企業の連合体である英国鉄鋼連盟でなければならず、政府の鉄鋼局がこの産業の代弁者となるような関係は避けなければならない。だから鉄鋼局はその見解や批判を公開しない方がよい。鉄鋼局は鉄鋼産業をその支配下に入れてしまうものではないということについて、鉄鋼企業や連盟が確信をもてば、彼等は鉄鋼局をより信頼することになるだろうし、それ故鉄鋼局もこの産業の考えていることをより完全に理解することが出来るようになる

だろう。このようにして、政府は産業に対する監督者という立場にたつよりも、協力者という立場にたつ方が望ましいと著者はのべている。

第六の国家が政府に対する関係は、政府による産業の直接管理という関係、すなわち産業の国有化ということである。ここで著者は各産業の国有化過程や問題について詳しくふれたのち、国有化という政府部門による直接操作を通じて、そこにおける問題を処理することは間違いであり、国有化という手段で産業に介入することは、少数の例外的産業を除いては望ましくないとのべている。その理由としては、国家の法令によって産業の複雑な活動に線をひくことができないこと、国有化産業においては給与が限られているので優れた才能や経験をもつた人材を集めることが困難であること、国家的利害と商業的利害とを分離することが難しく真の企業としての性格をもつことが出来ないこと、そこで働く職員は政府の中にあっては市場の要求を満足させ顧客に仕えるという企業的感覚をもつことが困難であること等があげられている。

五

最後の第四部においては、現在英国産業は世界市場における競争にうちかつために、新技術を開拓して製品の質の向上と価格の低下をはかることに注意を集中しなければならぬという状態に置かれているが、そのためにはどんな手段、刺激、組織が必要であるかということが問題とされている。

第一の英国産業の技術革新のために必要な手段に関しては、英国産業における技術研究費の不足、応用科学者の不足、経営者訓練の不足、資本の不足ということが、各国とくにアメリカとの比較において詳細に検討せられ、これらの点を克服することが重要であると指摘されている。

第二の英国産業を革新させるための刺激ということに関しては、次のような刺激を与えるようにすべきだとのべられている。第一に、産業技術者を育成するための刺激であり、現在のような純粋科学にのみ有能な科学者を集中させている傾向を是正することの必要、第二に、資本の供給を刺激させるような課税方法を導入することの必要、第三に、制限主義に馴れすぎている英国産業に対して競争的刺激を与えることの必要、第四に、英国社会においてはアメリカとくらべて産業家の地位が低く評価されているから、教育等によって産業指導者の重要性を社会に滲透させることが必要であること等が主張されている。

最後の英国産業組織はどうあるべきかという問題については、貨幣と価格の機構を中心にして動く流動的経済による英国経済の発展が主張され、現在の労働組合はこのような流動的経済と両立しないことが強調されている。組合の圧力による賃銀引上げはこのような経済にとって害を与える。実質賃銀の上昇は組合がもたらしたものではなく、生産性の向上によるものである。そのためには流動的経済組織が必要であることを労働者に理解させてやる責任が企業家にあり、両者の宗教的道徳的協調こそ必要であることを著者は説いてこの書物の本論を終らせている。

著者は最後に以上のべてきたことをまとめてこの書物の一応の結

論を下している。第一は、産業組織は色々な要因の組合せからなる全くの複雑性をもっているものであるということである。しかしこの産業の多様性ということは西欧社会における消費者主権と職業自由の表徴でもある。われわれは産業組織に関する正しく有用な原理を現在知ることは出来ず、ただ過去から将来に対する教訓を見出すことが出来るだけで、この書物のもっている価値もそこにある。第二に、したがって企業規模に関する法則をも一般化することは困難であるが、一応、大規模企業の方が有利であり、小規模企業が新らしく入りこむことは難しくなってきているということはいえるであろう。しかしそのような傾向があるからといって、社会経済の枠が新企業が入りこむことを妨げるようなものであってはならない。第三に、国家は、産業の自然的型は無数の多様をもつ流動的なものであるということをよく理解すべきであって、この点を無視した政策は、産業組織に硬直性をもたらしてその発展をおくらせてしまうということである。したがって国有化政策は産業のもつ機能を法的に規定して、そのもっている複雑な機能を無視してしまう結果となる危険がある。国有化が有用である場合は、その産業の硬直性がそれによって減少する場合である。例えば、電力、ガス産業におけるような小さい地域での独占が支配的で、そのために大規模経済の利益が得られていないような産業に対してのみ国有化産業は有効である。それ以上に国有化政策を進めることは産業に硬直性をもたらすことになる。政府が産業活動の枠をつくり出すことにその精力を傾けることは望ましくないとのべて、著者はこの書物を終らせている。

以上のような著書の論には多くの問題があるであろう。例えば、労働組合や独占といったような産業組織の重要な局面を殆ど無視してしまっていること、現在の産業組織をつくりあげてきた諸要因についての歴史的構造的理解を欠いていること、英国産業の構造的矛盾とそれに対応する産業政策との関係を平面的にしか評価していないこと、産業における自由競争の過度の強調ということ、経済学の理論、特に産業構造の理論の研究と成果とを充分に駆使していないこと、産業を国民経済全体との関連においてとらえていないこと、すなわち企業活動のみを中心としていて、経済全体における生産と消費の循環という観点から産業組織をとらえていないこと、そのために社会保障や雇用政策と産業との関連が無視されていること等種種の問題点があげられるであろう。

しかし、この書物は、第二次大戦後、新産業をあまりうち出すことの出来なくなった英国産業組織における硬直性についての一つの反省を行っている書物として考えれば、英国産業経済学に関する最近の一つの動向を察知するための重要な書物であると同時に、英国企業の成長と組織に関する多くのケース・マティリアルをわれわれに示してくれている点で、特に価値のある書物であることを指摘して、この書物の紹介を終えることとしたい。

（一九五九・一一・四）

アラン・M・カーター

『賃銀および雇用の理論』

五井一雄
〈中央大学〉

Allan M. Cartter, *Theory of Wages and Employment:* 1959, xii, 193.

一

この書は序文の示すように賃銀および雇用の理論の再評価を目差すものである。ヒックスの『賃銀の理論』(Theory of Wages, 1931) が出てから約三十年を経ているが、その間不完全競争の理論、および所得—雇用決定の理論の発展は経済理論の様相を変え、また労働組合運動の成長は労働市場の構造を著しく変化させた。著者はこのような事実のなかに賃銀および雇用の理論の再評価の意義を求めるのである。

本書の内容は二部に分れ、第一部はまず伝統的賃銀理論である限界生産力理論の発展およびそれにまつわる諸問題を説明し、次いでこの限界生産力理論に基いて労働組合の存在しない世界における企業の賃銀—雇用決定の問題が解明される。第二部は労働組合の存在する世界における企業の賃銀—雇用決定の問題と、巨視的観点から見た賃銀、雇用および所得分配の問題とが考察される。いま本書の構成を示せば次の通りである。

第一部
第一章　序論
第二章　限界生産力理論の発展
第三章　限界生産力理論の一層の発展
第四章　限界生産力理論に対する若干の批判
第五章　個別企業の賃銀—雇用決定
第六章　企業の賃銀—雇用決定
第二部
第七章　経済制度としての労働組合
第八章　団体交渉における組合—雇主選好
第九章　団体交渉と労働争議
第十章　実質賃銀、貨幣賃銀および雇用
第十一章　所得分配と労働の分前
第十二章　結論

本書の興味ある部分はとくに後半の第二部において見出される。その理由は前半の第一部では専ら伝統的賃銀—雇用理論が展開されているのに対して、後半の第二部では労働組合および労働分前の問題にかんする著者の独創的見解が提示されているからである。したがってここではとりわけ第二部の議論をくわしく紹介し、著者の基本的態度が示されている限りにおいて第一部の議論をとり上げてい

くことにしたい。

二

第一部の第二、第三および第四の各章は限界生産力理論の発展およびそれにまつわる諸問題の説明にあてられているが、そこでとり上げられている主たる内容は限界生産力理論をめぐるJ・B・クラークおよびマーシャルの二つの異なる解釈、一八九〇年代のウィクスティード、ワルラス、パローネおよびヴィクゼルらによる限界生産力理論の数学的表現の発展、ロビンソンおよびチェンバリンらによる不完全競争理論の発展による影響、および限界生産力理論に対する諸批判の吟味である。

ここで重要と思われる著者の強調点は二つある。一つは限界生産力理論をクラーク的意味とマーシャル的意味の二つに分けて解釈することである。すなわち、クラーク的意味における限界生産力理論はとくに労働供給の固定性、完全競争および長期均衡を前提して賃銀は労働の限界生産物によって決定されるというのに対して、マーシャル的意味におけるこの理論は単なる労働の限界生産物に対する企業者の評価と雇用との関係を示す労働需要表を表現するものにすぎず、したがってこのマーシャル的意味では賃銀は労働の限界生産物によって決定されるものでなく、ただ各種用途における労働の限界生産物に等しくなる傾向があると主張されるにすぎない。著者によれば、クラークの賃銀理論は完全競争、長期均衡および労働供給の固定性等の若干の仮定の下でのみ論理的に有効な議論であるが、マーシャルの賃銀理論は完全競争および長期均衡の仮定がなくても、労働供給について種々な仮定が追加される限り、より一般的に適用しうるものである。かくして著者は限界生産力理論をマーシャルの線に沿って解釈し、賃銀―雇用決定の問題に適用する。いま一つの著者の強調点は不完全競争理論の影響である。これは限界生産力理論の内容を変化させてはいないけれども、不完全競争の条件の下における労働需要が単なる労働の限界生産力の函数でなく生産物に対する貨幣的需要の函数でもあることを明かにした。

さて第五章から個別企業の賃銀―雇用決定の問題に入るが、ここでまずとり上げられるのは労働組合も企業の側の需要独占的要因も存在しないいわば完全競争条件の下における労働市場の場合である。この場合、賃銀―雇用決定は周知の労働需要函数と労働供給函数とによって単純に求められる。すなわち労働の限界生産物曲線が同じであっても限界収入が異なるに応じて種々な勾配と弾力性をもって逓減する限界収入生産物曲線とゆるやかに上昇して完全雇用に接近するにつれて非弾力的になる労働供給曲線との交わる点において均衡賃銀―雇用水準が決定される。この場合労働供給曲線が右上りである主たる理由は㈠地方的労働市場における不完全な知識と移動性、㈡地方的労働市場においては潜在的労働供給者にとって雇主たちは相互に完全に代替的でないこと、および㈢多くの雇主たちはこの市場の内部において賃銀水準に影響を与えらること、これである。

第六章では企業の側における労働需要独占が存在する場合の賃銀―雇用決定の問題がとり上げられる。この場合労働供給条件にかんするこの企業の見解は次のようになる。すなわちこの企業の追加雇

用は労働市場における賃銀率を引上げる傾向をもっているから、労働供給曲線が右上りであれば、限界賃銀費用――追加労働者の費用――は限界労働単位に支払われる賃銀よりも大きい。この限界賃銀費用は雇主が労働を追加雇用するだけの価値があるか否かをきめるのに役立つ限界労働供給曲線を形成するが、この曲線と労働需要曲線との交点において均衡賃銀―雇用水準が決定される。この均衡賃銀―雇用水準は明らかに雇主たちが労働に対して完全競争である場合の均衡賃銀―雇用水準よりも以下である。しかしこの事実をもって労働需要独占の雇主は故意に低賃銀を支払い雇用を制限すると非難することは恐らく誤っている。なぜなら、この場合雇主は彼自身の行動の結果を明かに知っているということ以外には全く競争的雇主が使用している規則と同じような極大規則を用いているにすぎないからである。

三

第七章から労働組合が存在する場合の賃銀―雇用決定の問題がとり上げられる。労働組合は政治的にも社会的にも重要な意味が与えられるが、ここで考察の対象となるのは、賃銀と雇用の決定において労働組合がいかなる影響力をもち得るか、ということである。

そこでまず問題となるのは、いかなる経済合理性が典型的な労働組合行動を最もよく説明するか、ということであるが、それについて著者は次の七つのモデルを列挙する。(1)企業独占の変形、(2)総賃銀額の極大化、(3)賃銀プラス政府失業補償金の極大化、(4)賃銀プラス民間失業補償金の極大化、(5)ダンロップの組合員函数の極大化、(6)その変形、および(7)組合選好函数がこれである。伝統的なモデルは(1)の場合であるが、それは労働組合が企業独占と同様な方法で行動するものと仮定して、労働需要曲線の右下りをもたらすだけの独占力をもっているから、雇用は労働の限界需要とその供給価格とを均等ならしめる点において決定されるものと見る。しかしこのモデルの困難な点は、著者によれば、労働供給函数の意味のなかに見出される。すなわち、供給函数は労働単位の生産費を示すものでなくて、単に所得と閑暇との間の労働者の選好を反映するにすぎず、したがって独占的労働組合が実際に供給価格を超過する純収益を極大化すべく試みると仮定することは適切でないからである。そこでこの困難を回避するために、(2)、(3)、(4)、(5)および(6)のモデルがあるが、著者はこれらのモデルはいづれも不満足な点をもっていると見て、(7)の組合選好函数をもちだしてそれを次のように説く。

この組合選好表は賃銀と雇用の組合わせについての労働組合の選択を無差別曲線で示すものである。賃銀と雇用は相互に完全に代替的でないから、この無差別曲線は原点に対して凸である。この曲線は労働組合が、一定の満足を得るためには、雇用の減少を補償する賃銀の増加、もしくは賃銀の減少を補償する雇用の増大を試みることを意味する。種々な労働需要水準がこの無差別曲線群と切する点の軌跡は一つの曲線を描くが、それは需要増減の結果として労働組合が選好する賃銀の径路を示す。この賃銀選好径路は右上りの曲線であるが、通常の場合現存賃銀率において鋭どく拗れているだろう。なぜなら、多くの場合労働組合は需要増大に対しては比較的高

い賃銀引上げを選好し、需要減少に対しては賃銀引下げにも強い抵抗を示すと考えられるからである。かくして得られた賃銀選好径路は、著者の見るところによれば、他のどのモデルよりも適切に労働供給条件にかんする労働組合の行動を説明するものである。

第八章において労働需要の条件を示す雇主の選好函数が説明され、この函数と組合選好函数との結合によって団体交渉における賃銀—雇用決定の問題が解明される。

まず雇主選好函数について著者は平均純収入生産物の概念を用いて次のように説明する。平均純収入生産物は総収入生産物から総資本費用を差引き、それを労働単位数で除したものであるが、この数字は雇主が利潤ゼロの場合に労働に支払われる賃銀率を示し、したがってこの平均純収入生産物曲線は雇主にとって利潤ゼロのときの賃銀と雇用との可能な組合わせを表わすものである。もし総収入生産物から資本費用のみでなく、一定の利潤水準を差引くと利潤ゼロのときの平均純収入生産物曲線と同じ形の曲線が得られるが、このように種々な利潤水準を差引く過程において得られる平均純収入生産物曲線が雇主選好函数ないし利潤等高線である。この利潤等高線は上に凸で利潤の増加するにつれて下方に移動し、さらに各々の頂点において限界収入生産物曲線ないし労働需要曲線と交わるものである。この意味において労働需要曲線は雇主が一定の利潤水準の場合に支払い得る最高の賃銀水準の点を結合して得られる曲線であるが、しかし単なる曲線以上のものである。なぜなら、雇主が雇用量決定の自由をもっている限り、利潤極大はいつも労働需要曲線上の賃銀と雇用の組合わせにおいて雇用量を決めるときに得られるからである。

団体交渉における賃銀の決定は以上において見た雇主選好函数と前章で見た労働組合選好函数との結合から推論される。この場合賃銀決定の問題は次の三つの条件の下に分けて考察される。

㈠ 需要不変の条件。この場合労働組合も雇主も互に相手方の選好函数について完全な認識をもっているか否かによって完全交渉条件と不完全交渉条件とに分れるが、ここでは単純化のため非現実的な完全交渉条件を前提する。また労働生産性および労働以外の生産要素の価格—数量はすべてコンスタントに止まると仮定される。この状態では雇主が自身の状態を改善する唯一の方法は賃銀の引下げであるが、これは労働組合の状態を悪化させることになる。他方労働組合が自身の状態を改善する唯一の方法は賃銀選好曲線に沿って上方に移動することであるが、これは雇主の雇用縮少を惹起する傾向があり、したがって組合自身の状態をより悪化させることになる。かくして需要不変の条件の下で賃銀増加を求めることは多くの場合どちらの当事者にも利益にならない。

㈡ 需要増加の条件。これは組合と雇主が労働生産性の上昇によって生じた収入増加分をいかに配分するかについて団体交渉を行う極めて標準的な場合である。この条件の下では新しい協定は少くとも双方が需要増加以前と同じだけ改善されるような賃銀水準で行われることになろう。このことは、組合の立場から見れば、新賃銀が少くとも需要増加以前の組合選好曲線と増加した需要曲線と交叉する二点の間に設定されることを意味し、組合はこの二点間の需要曲線上に沿って賃銀選好径路に近づくにつれてより高い組合選好曲線

上におかれることになる。他方雇主の立場から見れば、それは、新賃銀が少くとも需要増加以前の利潤水準に等しい雇主選好曲線と増加した需要曲線との交点から右方の需要函数上の点において設定されることを意味する。しかしこの新しい協定に対して最低限を設定する外部的制約条件がある。その主たる条件は労働市場における供給条件、つまり労働供給曲線であって、雇主はこの労働供給曲線と増加した需要曲線との交点より以下の点における需要曲線上の賃銀—雇用の組合わせを得ることはできない。かくして需要増加の条件の下では新賃銀の協定される範囲はかなり狭くなり、需要曲線に沿って上限は賃銀選好径路、下限は労働供給曲線によって制限されることになる。

(三) 労働需要減少の条件。省略。

第九章では組合と雇主の双方の要求を実際に妥協させる誘因としての労働争議の機能が問われ、時間の要素をとり入れた団体交渉モデルが説明される。

争議の相手方に自己の要求を躊躇なく承認させるような解決は必ずしも完全交渉条件の下において保障されるものでなく、むしろ各当事者をしてその要求している利得を放棄させるような強い誘因がある場合に得られるだろう。この意味においてストライキは自由市場経済で団体交渉が行われる場合には当然なこととして承認されなければならない。威嚇としてのストライキは組合と雇主の双方にそれぞれ相手方の申出条件に同意しないときに生ずる蓋然的費用とその条件に同意するときに生ずる蓋然的費用とを比較考量する必要を認識させ、団体交渉の過程において相手方の申出条件を認容するか否かの態度を決定させるであろう。ここで著者は争議当事者の交渉態度をもちだし、それを次のように説明する。

$$X\text{の交渉態度}=\frac{Y\text{の条件に同意しないときの費用}}{Y\text{の条件に同意するときの費用}}$$

Yの条件に同意しないときの費用は争議から生ずる所得損失の費用で示され、Yの条件に同意するときの費用はYの条件で解決した場合に得られる所得とX自身の申出条件が受け入れられた場合に得られる所得との差額である。もしこの式の示す値が1より小であれば、交渉態度は争議解決に不利に作用するが、もし1に等しいか、1よりも大であれば、交渉態度は争議解決に有利に作用することを示す。なぜなら、もしXの交渉態度が1に等しいならば、それはYの条件に同意するときの費用と同意しないときの費用とが等しいことを意味し、したがって交渉はどちらの当事者にあっても相手方の申出条件で行われることになるからである。

雇主の申出条件に同意しないときの組合の費用はストライキ継続の期間中に組合員の蒙る賃銀所得の蓋然的損失であって雇主が組合の要求を容認するまでのストライキの予想期間に基いて計算される。雇主の条件に同意したときの組合の費用はこの条件を受入れた場合に得られる所得の流れと組合自身の申出条件が承認された場合に生ずる所得の流れとの差額である。以上二つの費用は比較されるために資本化される。他方組合の申出条件に同意しないときの雇主の受ける費用は予想される争議期間中の業務休止による蓋然的損失であり、組合の申出条件に同意したときの雇主の費用は雇主自身の申出条件を基にして計算された利潤と組合の条件に基いて計算され

た利潤との差額である。もし組合と雇主の交渉態度がそれぞれ1より小であれば、争議はなお継続されるだろう。なぜなら、両者は共に相手方の申出条件に同意するときの費用よりも争議のもたらす費用が小であることを見出すからである。しかし時間の経過するにつれて両者の交渉態度は1に接近し、争議は解決されるようになるだろう。なぜなら、時間の経過は両者にそれぞれ実際上の損失を与えるだけでなく、予想されるストライキ期間を延長させるからである。つまり時間の経過はストライキ継続のもたらす費用を増大させ両者の交渉態度を1に接近させるわけである。かくして、著者によれば、時間の経過がストライキの手段を用いた場合の団体交渉における妥協の主たる誘因である。

四

前章までは賃銀—雇用決定の問題が個別企業の水準において、したがって微視的水準において考察されてきたが、第十章より賃銀—雇用の問題は巨視的水準において考察される。まず実質賃銀と雇用との関係について著者は次のように見る。

周知のように、古典派賃銀論は労働供給を実質賃銀の函数と仮定したのに対し、ケインズは労働供給が実質賃銀よりも貨幣賃銀の変化に対して関係することを示唆したが、現実の経済はこれら二つの理論の混合であって労働需要は実質賃銀—雇用の組合わせにのみ依存するものでない。この意味で短期静態モデルの枠内ではケインズの仮定は真実に近い。しかしより長期の場合になるともはやケインズの仮定は棄却されなければならない。なぜなら、労働はもはや唯一の可変的生産要素でなくなるからである。かくして長期の場合にはケインズ以前の伝統的賃銀理論が現われる。

次に貨幣賃銀と雇用との関係について著者は以下のように説く。貨幣賃銀一定の場合の均衡雇用量は総需要函数と総供給函数とから得られるが、いま貨幣賃銀が変化するならば、これら二つの函数はどのように変化するだろうか。貨幣賃銀が増加した場合には恐らく総供給曲線は上方に移動するが、同時に総需要曲線も上方に移動するだろう。かくして新しい均衡雇用水準は旧い均衡雇用水準の上方に位置することになるが、このように貨幣賃銀の変化につれて移動する均衡雇用水準の軌跡は貨幣賃銀に照らして見た総労働需要曲線を導きだすだろう。この需要曲線は古典派の場合には貨幣賃銀の上昇は雇用に対して不利に影響すると仮定されているから右下りであると考えられ、ケインズの場合には貨幣賃銀の上昇は雇用に対してむしろ有利に作用すると仮定されているから右上りであると考えられる。しかし貨幣賃銀の変化の結果としての雇用の変化は短期的にはどちらの方向にも影響されると見られる。この総労働需要曲線は単純さを欠いているけれどもより有効な経済構図を示す。なぜなら、この見解では巨視的水準における雇用量の決定は単に労働の限界生産力のみでなく、所得分配のパタンから生ずる支出決定によって著しく左右されることが示されるからである。

第十一章では所得分配とくに労働所得の相対的分前がいかなる要因によって決定されるか、また経済成長と労働所得の相対的分前はどのように関連するか、および労働組合は労働の相対的分前にいかなる影響力をもっているか、等の問題がとり上げられる。まず労働

の相対的分前の決定要因について著者は次のように説く。

ダグラスの生産函数およびヒックスの分配命題は限界生産力概念を使用して所得分配を説明したものであるが、それは一つの誤りを含んでいる。なぜなら、彼等の説明では消費者需要は不変であると仮定されて賃銀は費用の観点からのみの報酬であると見られているからである。しかし実際には賃銀は費用を表わすと同様に潜在的消費支出力でもある。したがって労働の相対的分前を決定する主たる要因のなかには分配パタンが考慮されなければならない。そこで著者がもち出すのは次のような巨視経済的分配モデルである。

$$C+I=C+S \qquad (1)$$

$$I=S \qquad (2)$$

(1)はケインズ派の均衡条件であり、(2)は(1)から導かれる条件である。ここでIとSは意図された投資と貯蓄であり、純概念でなく粗概念で表わされる。同様に粗概念で表わした利潤をPとおけば、粗利潤と粗投資との関係を示す投資方程式は

$$I=\pi P \qquad (3)$$

πは投資—利潤係数であり、その値は正であるが1より小である。労働の分前の比率をλ、資本の分前の比率を$(1-\lambda)$とおけば、利潤の定義式は

$$P=(1-\lambda)Y \qquad (4)$$

(4)式を(3)式に代入すると

$$I=\pi(1-\lambda)Y \qquad (5)$$

利潤は株主と企業者との間に分配されるが、株主の分前の比率をv、企業者のそれを$(1-v)$とおき、さらに労働者の限界貯蓄性向をa、株主のそれをbとおけば、貯蓄方程式は

$$S=Y[\lambda a+(1-\lambda)(vb+[1-v])] \qquad (6)$$

かくして均衡貯蓄—投資方程式は次のようになる。

$$\pi(1-\lambda)Y=Y[\lambda a+(1-\lambda)(vb+[1-v])] \qquad (7)$$

この方程式は次の三つの条件を表わす。㈠は瞬間的均衡が存在するとき貯蓄—投資の性向が均等でなければならないことを表わし、㈡は安定的成長率が維持さるべき場合の均等条件を示す。㈢はスェーデン学派の期間分析に照らしてこのモデルを解釈する場合、意図された貯蓄と投資の不均等は経済発展もしくは沈滞に導く傾向があること、たとえば、労働者および資本家の貯蓄函数がそれぞれ一次同次函数であり、π、λおよびvが不変であるとき、もし$I \gtrless S$ならば経済は複比的にで成長し、もし$I \lessgtr S$ならば経済はゼロまで沈滞する傾向があることを示す。

この㈢のモデルから引出すことのできる結論は、一定の均衡所得水準とa、b、πおよびvの安定値が与えられた場合、λの増加は経済を縮少させ、その減少は経済を拡大させる効果をもっていることである。よりくわしくいえば、λの増加は利潤減少を惹起し、そのため貯蓄性向の減退以上に投資性向を減少させ、投資決定が利潤と無関係でない限り、過剰貯蓄ないし過少消費をもたらす傾向がある。(この場合投資決定が利潤に無関係であれば、λの増加は貯蓄性向を減退させるだけであり、したがって拡大効果をもつことになる。)これに反してλの減少は貯蓄率を増加させる以上に投資を増大させ、したがって投資支出が利潤の変化に関係する限り、経済の拡大を惹起する傾向がある。つまり、投資決定が利潤率の変化に

影響されるような社会では労働の分前の比率の増減は、他の係数の補整的変化のない限り、経済成長の過程において縮少効果もしくは拡大効果をもっており、このことは、政策的観点から見れば、発展する経済においては多くの場合労働の分前の比率を増加させる可能性はあまり期待できないであろうことを示している。

そこで問題は、労働組合が労働の分前を増加させるような影響力をもっているかどうか、ということであるが、著者の見るところによれば、やや悲観的である。その理由は、組合は一般貨幣賃銀率を組合の存在しない場合における貨幣賃銀率を超えて高めるだけの力をもっているか否かは議論の余地があり、たとい組合が重要な再分配効果を特殊な産業や企業においてもったとしても、それは共通の場合ではなく、むしろ多くの場合団体交渉の結果はそれの存在しない場合に市場諸力が接近したであろうような結果を組合と雇主の双方が確認するにすぎないということ、これである。しかし著者は、労働組合が将来においても経済に対してなんらの賃銀効果をもたないだろうと結論することは妥当でないと結論して、その理由を次のように述べる。すなわち、労働組合が量的に増大してその戦術が変化するときには、組合運動は新しい影響力の源泉を見出すからである。

× × × ×

以上の通観によって本書の大体の内容が紹介されたことと思うが、ここで見られる特色を挙げれば次の通りであろう。第一に、現代的関心である労働組合と雇主との間の団体交渉の過程における賃銀決定の問題が新しい経済分析手法によってアプローチされていることである。すなわち、著者は伝統的な賃銀理論である限界生産力理論を経済理論と分析の発展に照らして洗練し、それを団体交渉における賃銀—雇用決定の問題に適用しているのであるが、この点は、伝統的賃銀理論に新しい分析手法をとり入れたものとして、また団体交渉における労働組合と雇主の行動分析に多くの示唆を与えるものとして注目される。第二に、労働の相対的分前にかんして伝統的分配理論の一つである限界生産力理論の代りに分配パタンをとり入れた巨視経済的分配モデルが適用されていることである。この点は、経済成長の過程における労働分前の比率と経済発展との関係を明らかにし、そこから政策的勧告に対する示唆が多く引出されるものとして興味深い。

ともあれ、本書は伝統的賃銀—雇用決定の理論を新しい経済学の発展と新しい労働市場問題の展開の線に照らして再考し、それを体系的に展開させているところにその意義が認められよう。

学会記事

第十九回大会について

第十九回大会は大阪大学を主催校として、関西部会における数次の打合わせにもとづいて準備され、昭和三四年五月二二日（金）、二三日（土）の両日、大阪商工会議所（第一日）および大阪中央公会堂（第二日）を会場として開催された。出席者一九七名に上る盛会であった。

第一日はまず主催校側を代表して大阪大学一谷藤一郎理事の開会の挨拶があり、次いで共通論題「構造分析と経済政策」による研究発表と討論とに移った。その次第は左記の通りである。

午前の部

座長　関西学院大学　宮田喜代蔵

1　二部門構造と経済成長
　大阪大学　新開陽一
　討論　大阪府立大学　松山茂二郎

2　産業連関分析と計画編成
　――経済成長計画に関連して――
　京都大学　鎌倉昇
　討論　神戸大学　新野幸次郎

午後の部

座長　慶応大学　気賀健三

3　三重構造と三重政策
　一橋大学　坂本二郎
　討論　名古屋大学　酒井正三郎

4　理論的モデルと歴史的パターンとの結合の必要
　一橋大学　山田雄三
　討論　神戸大学　置塩信雄

5　日本の経済構造の分析と経済政策
　名古屋大学　美濃口時次郎
　討論　大阪市立大学　吉田義三

なお各報告をめぐって、右に記した予定討論者による討論のほか、多くの活潑な質問応答がおこなわれたが、それについての詳細は、第二日の自由論題報告に対するそれとともに、本年報の別欄にゆずる。

第二日は二つの部会に分かれて自由論題による研究発表がおこなわれたが、第一部会は期せずして中小企業問題を中心とする共通論題報告の観を呈し、一段と有益な収穫が得られた。

第一部会

午前の部

座長　慶応大学　伊東岱吉

6　現段階における中小企業問題の一考察
　群馬大学　藍原豊作

7　中小企業政策の一断面
　――いわゆる零細企業問題について――
　東京経済大学　中村金治

午後の部

座長　香川大学　大泉行雄

8　日本中小企業論の史的展開
　慶応大学　尾城太郎丸

9　日本経済構造の変化と「系列」
　――「下請」との異同について――
　大阪市立大学　酒井安隆

第二部会

午前の部

座長　中央大学　長守善

10　農家の労働供給について
　早稲田大学　田中駒男

11　日本の産業構造と肥料工業
　　化学工業研究所　柴村羊五
午後の部
　座長　一橋大学　赤松　要
12　経済学における経済政策論の位置づけ
　　――宇野弘蔵教授の所論によせて――
　　明治大学　野田　稔
13　関税同盟の経済的効果
　　大阪大学　渡辺太郎

研究報告については以上の通りであるが、第一日の研究会終了後、次のような順序で会員総会がおこなわれた。

一　開会
二　藤田敬三理事を議長に選出
三　会務報告
(1)　本部会務報告および会計報告（山中学会代表理事）、(2)　関東部会報告（松尾理事）、(3)　関西部会報告（新野幹事）、(4)　中京部会報告（松浦幹事）、(5)　年報に関する報告（気賀理事）、(6)　会計監査報告（磯部監事）。以上に対する質疑の後、全体について賛成。

なお、『年報』の「書評」は最近三年間くらいの新刊紹介を原則とする方針を確認した。

四　審議事項
以下各項につき山中学会代表理事より理事会原案を説明、討議の後それぞれ左記のように決定した。
(1)　明年度大会の件。日本大学を当番校とする。共通論題は九月頃までに当番校が関東部会と相談のうえ決定し、三部会幹事まで連絡する。
(2)　新入会員。個人二六名、法人一名が承認された。
(3)　役員の任期変更。理事および監事の任期を三年とすることに決定。
(4)　役員改選。

なお、会員総会終了後六時頃より、大阪商工会議所食堂において懇親会が開かれ、新入会員の披露、新帰朝者のみやげ話、板垣理事の余興までが加わって和気あいあい、すこぶる盛会裡に幕を閉じた。（熊谷尚夫記）

関東部会について

第一三回部会　昭和三十四年二月十六日（土）午後二時より明治大学大学院第一会議室において開催。出席者は三十六名。当日の報告者および論題は次の通りである。座長に(1)および(2)は阿部源一氏（都立大）、(3)は宮出秀雄氏（東洋大）をお願いした。

(1)アメリカ経済の印象　**武藤光朗**氏（中大）
　生産性本部第四次トップ・マネージメント視察団の一員としてアメリカ経済を見て来たが、アメリカ経済は第二次大戦後非常に変っている。それにも拘らず、わが国思想界の一部にはアメリカ経済構造のこの非常な変化がよく意識されていないようであるとして、アメリカ経済のよい面、わるい面につき、具体的に、失業、その対策、景気循環、自働安定装置、市場予測、オリゴポリー下のアドミニスタード・プライス、一般大衆の生活など、各方面に亘ってアメリカ経済の印象を興味深く語られた。（文責在記者）

　右の報告に対し、阿部源一氏（都立大）、越野太作氏（建設省）、川野重任氏（東大）、吉田徳三郎氏（日大）の諸氏との間に質問応答があった。

(2)アメリカの農業問題　**川野重任**氏（東大）
　アメリカに比べると、日本は小さな生産力の上に小さな権威が大あぐらをかいているといった感がある。そこでは能力よりは大きな

組織に入るか否かが、よい生活ができるか否かのカギとなる。アメリカ経済が発展したのは大規模機械化経営を行ったからであり、必ずしも天然資源の豊富さのせいではない。動力資源の豊富さはあるが、アメリカの生産力を支えるものは、その合理的生産方法と労働のインテンシティの高さにある。しかしそのアメリカも最近では物価高で生活水準高くして、しかも生活は苦しいという関係にある。理由は軍事費負担の高さ、経済成長率のスローダウンであるが、物価体系としては、機械化されない産業の生産物価格は高く、この点日本の場合と反対である。その両者のちがいは経済構造から出て来る、と前置きして、アメリカ農業問題の分析に入り、急速な農業人口の減少と大抵の農家の年収が比較的少ないこと、兼業農家の増加していること、その他、農産物過剰問題、価格支持政策問題などについて論じた。（川野重任記）

この報告に対し、横山辰夫氏（東洋大）、宮出秀雄氏（東洋大）、遠藤浩一氏（東大）、小林政一氏（山梨大）、松尾弘氏（明大）の諸氏との間に質問応答があった。

(3)小麦貿易政策の動向　**永田長平**氏（食糧庁）

国際連合主催の小麦会議で「一九五九年の国際小麦協定」が採択された。この協定は、一九四九、五三、五六年の各協定に次いで四度目の協定であり、日本は四九年協定に中途から加入以来、今回も加盟した。英国は、前二回加盟しなかったが、連邦内輸出国――加、豪――の要求強く加盟したので、日本は西独に次いで第三位の輸入国である。

新協定の仕組みは旧協定のそれとは全く異り、輸入国は商業輸入の一定割合以上を価格帯（レンジ）内で加盟輸出国から買付け、輸出国は市価が最高価格（マキシマム・プライス）を上回った場合、最高価格で過去の一定期間の平均輸入量まで加盟輸入国に輸出するというものである。この協定には共産圏の国は入っていないが、理事会（カウンシル）の活動が強化され、自由諸国の小麦に関する国際貿易政策に対して共同の検討の場を提供するものとなった。

主要輸出国の動向としては、米国については、価格支持政策と輸出補助金（サブシディー）政策、政府による余剰小麦の特別計画輸出（公法四八〇号、MSA法、CCCのクレヂット・セール等による）が世界的な問題である。カナダについての問題は、特にセントローレンス水路開通に伴う小麦局の価格決定にある。豪州は、欧州共同市場発足、英本国向輸出の困難化に伴い、米国との競争裡にアジア市場に対しバイラテラル協定方式で輸出を図りつつある。

主要輸入国を見ると、英国は完全に自由化しているが、伝統的パターンにさしたる変化はない。西独は、対仏協定の外にも共同市場内買付が増加するかもしれない。日本の輸入制度は当分変らず、食糧庁による買入で国内産との遮断を続けよう。他の輸入国を含めて、食生活内容の向上で小麦消費は減ることは考えられないし、畜産業での飼料用需要は強く需要総体は減少はしないが、これを上回る余剰小麦の処理―殊に米国の―が世界の貿易における最大の難題であることは当分変るまい。

なお、ソ連は前大戦前大輸出国であったが、今のところ輸出余力は少ない。ただ、近い将来国際貿易場裡に進出してくる可能性はあり、カナダ等は常にこれを警戒している。（永田長平記）

右の報告に対し、阿部源一氏（都立大）、染谷孝太郎氏（明大）、宮出秀雄氏（東洋大）、松尾弘氏（明大）の諸氏との間に質問応答が、

あった。

理事会　昭和三十四年六月二十日(土)午後四時より日本大学経済学部大学院講堂において理事十六名の出席をえて開かれた。当会はまず日本大学加田哲二理事の開会の挨拶に始まり、次に座長に迫間真治郎理事を推挙し審議にはいった。

当日の中心議題は昭和三十五年度大会の「共通論題」の決定と、大会運営に関するものであったが、最初に年報の件、会計報告、及び新理事に関する件の三件について気賀健三理事（第一件）ならびに松尾弘理事（第二件、第三件）の趣旨説明と報告があって、これについて論議した。これを終り大会に関する件の審議に移り左記のごとく決定した。

(1)　大会開催日　昭和三十五年五月二十八日(土)、二十九日(日)の両日

(2)　自由論題の申込み方法　昭和三十五年一月中に全会員に大会通知状を発送、同時に自由論題の報告希望申込みにつき通知する。

(3)　共通論題　本件については前理事会において左記のごとき案が提出されており、当日伊東岱吉理事及び長守善理事より第八、第九案が提示されたので、これらから二題連記投票によって、一題を選択することとなった。

一　日本経済における国家の役割
二　投術革新と経済政策
三　日本経済の近代化過程と経済政策
四　地域経済計画の問題点
五　経済政策における予測の問題
六　混合経済の経済政策
七　経済秩序と経済体制の問題
八　最低賃金制と日本経済構造及び経済政策
九　経済理論の政策的妥協性
十　其他

この他に山中篤太郎理事より中小企業問題をとりあげたらどうかという案があった。右の投票の結果第一案が多数によって決定し、これに時代的限界を設けて次のように共通論題は決定をみた。

「現代日本経済における国家の役割」

(4)　報告者依頼の件　共通論題報告者依頼については主催校の決定する委員によって構成される小委員会に一切を依頼することに決定し、迫間真治郎、加田哲二両理事より、都留重人、気賀健三、大熊信行、武田隆夫、加田哲二、迫間真治郎、松尾弘、長守善、板垣与一、山中篤太郎の各理事及び野田稔氏の十一名に指名があり、昭和三十四年九月中に小委員会を開くことに決定し七時半頃散会した。

(吉田徳三郎記)

「共通論題」報告者選考小委員会　昭和三十四年九月二十六日（土）午後二時より日本大学経済学部部長室において開催。これは六月二十日の理事会において指名された小委員十一名による明年度大会「共通論題」の報告者選考委員会であるが、当日の出席者は、加田哲二氏、井関孝雄氏、迫間真治郎氏、山中篤太郎氏、板垣与一氏、長守善氏、気賀健三氏、野田稔氏、松尾弘氏の九氏であった。各氏の間で大いに議論を重ねた結果、一応次の如く決定し、あとの交渉、その他細部にわたることは明年度大会の主催校である日本大学の迫間真治郎氏一任として、夕刻、散会した。共通論題「現代日本経済における国家の役割」

(1)現代日本経済における国家の役割　都留重人氏(一橋大)または気賀健三氏(慶大)

(2)わが国長期計画における問題点　山田雄三氏(一橋大)または大来佐武郎氏(企画庁)

(3)経済成長と景気変動の関係における国家の役割　森島通夫氏(大阪大)

(4)経済成長と国際貿易における国家の役割　藤井茂氏(神戸大)または北川一雄氏(名大)

(5)雇用問題と国家の役割　松尾均氏(日本女子大)または相原光氏(横浜市大)

(6)産業の近代化と国家の役割　上林貞治郎氏(大阪市大)

関東部会報告　既に学会年報にて発表されたように、関東部会は新幹事によって再出発することになり、昭和三十四年六月十三日、第一回の幹事会を開き、此後の部会運営方法を協議した。そこでの主要な決論は部会報告会を開くというだけではなく、さらに毎月、研究会を開くこと。研究会は従来、伊藤岱吉教授を中心にして開かれていた工業政策研究会を正式の部会研究会とし、さらに経済政策総論、ないしは経済政策原理論の研究会をもつこと。また「経済成長と安定の問題」についての報告会を開き、報告者を都留重人教授に予定したこと、などである。《当日の出席者　秋山穣(武蔵大)、鎌田武治(横浜国大)、加藤誠一(立大)、加藤寛(慶大)、五井一雄(中大)、鈴木徹三(法大)、外池正治(一橋大)、野田稔(明大)。なお、理事会から松尾弘教授が出席。》ところで、幹事(野田)の連絡不充分のため報告会は取止めとなった。その後、幹事間の私的会合は再三、行なわれたが、正式の幹事会は同年十一月二十八日に開かれた。そうして「産業構造の近代化と国家の役割」というテーマを大体のワクとし、それに関連する政策問題の報告会を昭和三十五年一月三十日、立教大学で開くことに決定した。報告者については幹事会で色々と相談したが、結局、伊藤岱吉氏、西山司氏の承諾をえた。伊藤氏は「中小企業における政策的諸問題」、西山司氏は「経済政策における『国家』問題」について報告される。さらに報告会の後で、研究会、此後の部会運営方法について部会全体で話しあう予定である。(野田記)

関西部会について

第一一回研究報告会　三二年一一月二二日神戸大学において秋季研究会が行われた。出席者は四五名。報告者および議題は次の通り。

(1)ルール炭鉱労働力の存在形態　大野英二氏(京都大)

(2)租税政策と経済成長　藤田晴氏(大阪大)

(3)書評 Weippert; Werner Sombarts Gestaltidee des Wirtschaftssystems, 1950.　野尻武敏氏(神戸大)

Cohen: Japanese Post-war Economy, 1958.　酒井安隆氏(神戸大)

一〇月の予定がずれて一ヶ月もおくれた部会であったが、比較的多数の方々の出席を得て、討論も活潑であった。

第一二回研究報告会　昭和三四年四月四日大阪市立大学で行う。報告者および論題は次の如くである。

(1)経済矛盾と経済政策　南清彦氏(和歌山大)

(2)戦後わが国の資本蓄積と所得分配　金子精二氏(関学大)

(3)書評 Hoffmeyer; Dollar Shortage, 1958.　村上敦氏(神戸大)

これよりさき三月七日、いつもながら東洋紡績経済研究所をおかりして理事幹事会をひらいて、この部会研究会の運営について協議するとともに、昭和三四年度大会プログラム等々について最終的に討議した。しかし、一部不確定のものもあったので、四月四日の関西部会当日昼食時に、理事会を開き、確定した。この機会に、大会当番校として準備にあたられた大阪大学の方々、とりわけ、一谷藤一郎、熊谷尚夫両教授には衷心より謝意を表したい。

ところで、研究報告会当日の出席は一八名

で、きわめて少なかった。なお、一一回報告会より、部会会員諸氏に前もって報告希望の有無をアンケートでたしかめ、報告者をあらためて依頼する方針にしているが、その結果は必ずしも期待通りであるとは言えない。こんごの学会の内容ある発展のために考慮すべきことの多いことを痛感した。

第一三回研究報告会　八月一一日東洋紡経済研究所において、一三回研究報告会に関する幹事会を開き、予定通り当番校を神戸商科大学にお願いすることとし、八月中旬に、報告希望の有無に関するアンケートを発送、ついで九月七日再び東洋紡経済研究所において、幹事会を開き、報告者を決定。一〇月二四日(土)午前一〇時より第一三回報告会をもつ。会場は神戸商科大学田村実教授の御世話で、兵庫相互銀行六階ホール。出席者三〇名、報告者論題は次の通り。

(1)　米国における反独占政策上の一問題
　　――ベスレヘムおよびヤングスタウン両社の合併をめぐって――
　　小西唯雄氏（関学大）

(2)　社会的無差別曲線
　　黒岩洋昌氏（神商大）

(3)　経済成長と農業　田中　修氏（神戸大）

(4)　ヨーロッパ留学雑感
　　尾上久雄氏（関学大）

(5)　書評　Kelf-Cohen; Nationalization in Britain; The End of a Dogma, 1958.
　　山本尚一氏（京都大）

詳細な内容の紹介はさけるが、当日の報告はそれぞれ非常に充実したものであった。午後四時半散会。なお最後ではあるが、当日会場、昼食等に御配慮を頂いた兵庫相互銀行、とりわけ富沢専務に衷心より謝意を表すことを許されたい。（新野記）

中京部会について

中京支部では左記のように、昭和三四年に入って二月および四月の二回、研究報告会を兼ねて理事幹事会を開催した。場所は両回とも交通の便を考えて市内栄町角の東洋経済新報社名古屋支社（千代田ビル五階）の中部経済倶楽部を借用した。案内状はほとんど会員が重複している国際経済学会中部支部会員へも発送して五〇通余、出席者は毎度十数名であった。

第一〇回研究報告会　二月二一日(土)午後二時より。研究報告(1)経済システムにおけるフィードバック　大畑弥七氏(愛知学院大)　報告は経済モデルを、工学的な接近方法を用いて類推的に分析しようとしたもの。その方法としては、A. Tustin, The Mechanism of Economic Systms, 1953. および R. G. D. Allen, Mathematical Economics, 1957. の考え方を取入れ、工業においてよく用いられる Schematic Diagram に経済モデルをおき換え、その経済モデルを図式化することにより、モデル間の類似点や相違点を明確にしようとする。即ちモデルの示す変数間の相互依存関係を現わす多数の且つ複雑な方程式を極めて簡単なダイアグラムにすることによって、そのモデル自体の性質を視覚化 visual しようとするものである。いいかえれば feedback system と称せられる工学上のトゥールにより、経済システムを解明しようとするもので、具体的には、景気変動理論の乗数―加速度因子モデルに二つの閉回路制御体系 Closed-loop Control Sysetm を導入する。一方には消費シーケンスを、他方には投資シーケンスをとり、更に静学的・動学的要因を附加することにより、図式的経済モデルを考えようとしたものである。

(2)　加速度原理と資金コスト　松永嘉夫氏(名古屋大)　報告は J. S. Duesenberry, Business Cycles and Economic Growth, 1958. Chap. 5. の紹介を中心にし、資金コストの面からの加速度係数の景気的不斉合性

を彼以上に一層陽表的に捉え、また彼以上に論理的に取上げようとするものである。出発点としての借入コストが諸主観的コストのために逓増的であるという彼の仮説は一応継承しながらも、その理論に一貫性が欠除しており、ために明確な結論の導出が困難なことが指摘された。例えば「負債の存在とそれに関連する投資の内部資金源の機会費用」の問題がそれである。報告者は進んで彼とは形態の異った「投資のための資金コスト表」を提示し、単純化されたモデルにより動態化して加速度原理との対比を試みた。そして彼の行った資金コストからくる景気上支えに対する直観を理論的に説明するに止まらず、そこには下支え的要因の存在することを明らかにし、均衡成長率の存在位置を示唆した。

(3) 低賃金・ソシャルダンピング・経済変動　飯田経夫氏(名古屋大)　報告は「日本経済は低賃金を特質とし、したがって常に国内市場の狭隘に悩まされてきた」という有力な通説を検討しようとするにある。戦前日本経済は、低賃金による国内需要の不足をソシャルダンピングによって解決したと言われたが、一方において日本経済が慢性的インフレ傾向を持っていたことも事実である。この二つの命題の矛盾をどう考えたらよいのか。戦後、神武景気において盲目的・非合理的投資が行われ、それが多くの過剰設備を生み出したと言われるが、その後の需要回復はめざましく、いまや景気の過熱が心配されている。一体、日本経済に永続的・本質的な過剰設備・国内需要不足がありうるだろうか。たしかに景気は周期的に後退し、その時需要は不足し設備は余る。しかしその後退は、需要が供給に追いつくだけの力を持たないから起ったのか、それとも逆に、供給が需要に追いつくだけの力を持たずそのため国際収支その他に破綻が生じたから起ったのか。国内需要の不足を強調する帝国主義的ソシャルダンピング論は前者の場合にのみあてはまり、日本経済の慢性的インフレ傾向とその景気循環は後者によって説明されねばならぬだろう。

第一一回研究報告会　四月二五日(土)午後二時より。研究報告(1)四日市港貿易調査の方法　松浦茂治氏(愛知学芸大)　報告は四日市港貿易の発展動向を分析することにより、現在の問題点を摘出すると共に、同港今後の貿易発展策の青写真を導出しようとするものである。まずa史的発展動向をみるに、(i)幕末から明治大正にかけて伊勢湾内随一の海陸中継の要地(商業港)として繁栄したが、大正一〇年頃を契機として背後地産業の発展・鉄道交通に恵まれた名古屋港に追越される、(ii)その後市内および三重県下における紡績業の勃興に支えられ綿花・羊毛輸入港として再発足する、(iii)日華事変勃発の昭和一二年頃より、板硝子・化学薬品・石油精製等臨港工業の発達により工業港的性格を強化してくる、の三段階を区分することが出来る。b終戦後昭和二五年頃よりの輸出入成長率は極めて高いが、輸出成長率は化学薬品輸出増に、輸入成長率は原油輸入増に基因するところが大きい。c現在の問題点としては輸入偏重・名古屋港との分業的協調および発展策の中心をどこに置くかが指摘できる。d将来の青写真としては、繊維原料輸入港としての性格を維持しながらも、臨海石油化学工業の発展につれて工業港的性格は一層強化されるであろう。

(2) 書評　G. Maynard, Inflation, the Terms of Trade and the Share of Wages in National Income; in; Economic Journal, Dec. 1958. pp. 737—746.　松永嘉夫氏(名古屋大)　論文の要旨は、インフレーションと所得分配の関係を交易条件の変動を

通して眺め、コストインフレ・需要インフレという二つのインフレーションの型を持ち出して説明していこうとするもの。交易条件好転(一般的インフレ環境の下では)→需要インフレ→賃金の所得に対する分け前低下・交易条件悪化→コストインフレ→賃金の分け前上昇と議論が進められている。しかし彼は賃金率の動き方に考慮を払うことを軽んじているため、特別の条件を必要とした。報告者はこの条件を明らかにし、さらにそのような論理のルートがどこまで可能であるかを分析した。

理事幹事会　酒井常務理事より、来るべき大阪大会への部会としての準備を提案し、報告者その他を決定。北川理事より最近の学界情勢の説明を聞き、また部会としての究研体制確立についての提案があり、これについていろいろ討議した。(松浦記)

○昭和34年度新入会員氏名

(所属機関省略ABC順)

(個人会員)

荒川祐吉　藤田芳夫
後藤文利　平岡謹之助
伊賀隆　井上温通
鎌倉昇　鎌田武治
片岡一郎　岸本和夫
北村貞樹　間苧谷努
見野貞夫　村田安雄
中里皓年　中島千尋
成田董　西村光夫
西山司　大淵利男
新開陽一　高木正雄
櫟本功　上田宗次郎
山宮不二人　吉田寛

(団体会員)

大阪商工会議所

○本部あて寄贈刊行物

(昭和三十四年四月～十二月)

一　定期刊行物

(書物名)	(発行所)
東京銀行月報	東京銀行
全購連通信	全国購買農業協同組合連合会
アメリカーナ	米国大使館文化交換局
各国原子力情報	外務省国際連合局
同志社商学	同志社大学商学会
関西大学経済論集	関西大学経済学会
産業経済研究	久留米大学
武蔵大学論集	武蔵大学学会
電力経済研究所研究報告	電力中央研究所
農村研究	東京農業大学農業経済学会
福岡大学経済学論集	福岡大学研究所
経営月報	高麗大学商科大学附属企業経営研究所
経営論叢	高麗大学商科大学
Business Management Research	Korea University
Center Bulletin.	The Library of Congress (Washington)
Economic Indicators.	

二　単行本

(書名)	(発行所)
証券投資信託年報	証券投資信託協会
日本製鉄株式会社社史	日本製鉄株式会社
日本生命七十年のあゆみ	日本生命保険相互会社
福岡大学創立廿五周年記念論文集(経済学編)	福岡大学
経済学年報第十一集(西洋経済史特集)	大阪市立大学経済学部

〈構造分析と経済政策〉

昭和35年2月25日　第1刷発行　　定価 ¥ 340.

編　者　日本経済政策学会
（代表者　山中篤太郎）

発行者　井村寿二
東京都千代田区神田駿河台2

印刷者　田中忠
長野市中御所2－30

発行所　東京都千代田区神田駿河台2　勁草書房
（株式会社大和出版部）

©Printed in Japan, 1960.　落丁本・乱丁本はお取替え致します
大日本法令印刷・製本

勁草書房刊

山中篤太郎・長守善編　**戦後日本経済政策の分析**　A5判　七〇〇円

W・オイケン著　大泉行雄訳　**国民経済学の基礎**　A5判　七五〇円

日本経済政策学会編・**勁草書房刊**

経済自立の政策的課題〔経済政策学会年報Ⅲ〕　三〇〇円

戦後十年日本経済政策の変遷〔経済政策学会年報Ⅳ〕　三〇〇円

戦後各国の経済政策の検討〔経済政策学会年報Ⅴ〕　三四〇円

経済政策論の対象と方法〔経済政策学会年報Ⅵ〕　三〇〇円

経済計画の諸形態〔経済政策学会年報Ⅶ〕　四〇〇円

BOOK REVIEWS

C. B. Hoover: The Economy, Libery and the State, 1959 ..... *Gen-ichi Abe*

J. E. Meade: The Control of Inflation—an inaugural lecture, 1958 ..... *Tsuneo Iida*

D. Burn (ed): The Structure of British Industry, 1958 ... *Shoichi Yamamoto*

J. H. Dunning: American Investment in British Manufacturing Industry, 1958 ..... *Yoshiharu Shimizu*

E. Hoffmeyer. Dollar Shortage and the Structure of U. S. Foreign Trade, 1958 ..... *Atsushi Murakami*

K. Zieschang: Grundproblem der Investitionsfinanzierung in Westdeutschland, 1959 ..... *Toshio Kimura*

M. Shubik: Strategy and Market Structure; Competition, Oligopoly and the Theory of Games, 1959 ..... *Masaharu Miyasaka*

R. S. Edwards & H. Townsend: Business Enterprise, Its Growth and Organisation, 1958 ..... *Masaharu Toike*

A. M. Cartter: Theory of Wage and Employment, 1959 ..... *Kazuo Goi*

THE ANNUAL

OF

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1960 No. 8

CONTENTS

ARTICLES

Dual Structure of national Economy and Economic Growth ..... *Yoichi Shinkai*

Theoretical Model and Historical Pattern, the necessity of their Corelation ..... *Yvzo Yamada*

An analysis of the Economic Structure of Japan and an Economic Policy in relation to it..... *Tokijiro Minoguchi*

REPORTS AND DISCUSSIONS

A consideration into the Problem of Small Business at the Present Stage of it's development .....*Toyosaku Aihara*

A crossing Point on the Small Business Policy..... *Kinji Nakamura*

A History of the Studies about Small Business in Japan..... *Taromaru Ojiro*

On the Labor Supplies of Peasant Families ..... *Komao Tanaka*

The Structure of Fertilizer-Industry in Japan .....*Yogo Shibamura*

A Viewpoint of the Theory of Economic Policy..... *Minoru Noda*

Some Economic Effects of Customs Union.....*Taro Watanabe*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION,

HITOTSUBASHI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.